Deloitte.

2026年インドネシアの投資と税制
2026 Investment Window into Indonesia (IWI)
日本語版

デロイト・インドネシア

本ガイドは、2025年11月時点で施行されている法律および規則および利用可能な出版物に基づいて作成されている。これらの資料および本資料に含まれる情報は、デロイトトウシュソリューションズにより特定のテーマに関する一般的な情報を提供することを目的としており、当該テーマを網羅的に扱うものではない。

本ガイドは、情報提供として一般的な情報を掲載することを目的としており、デロイトトウシュトーマツリミテッド、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称してデロイト ネットワーク）は、本ガイドをもって専門的な助言やサービスを提供するものではない。本ガイドに準拠して財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる場合には、事前に適切な専門家にご相談ください。デロイトネットワーク内のメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本ガイドのみに依拠した判断の結果、直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いない。

本ガイドおよび本ガイドに含まれる情報は、事前の同意なしにいかなる方法でも使用または開示することはできない。

目次

目次 3

図表一覧 5

頭字語と略語のリスト 6

エグゼクティブサマリ 19

A. インドネシアの概況 20

1. 全体概要 21
2. 人口統計 29
3. インドネシアの投資環境の概要と機会 30
4. 投資のホットスポット – インドネシアの産業セクター分析 33
5. 地域スナップショット 41
6. 法律及び政治制度 43

B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要 46

1. 事業の開始 46
2. ジョイントベンチャー 55
3. 買収及び合併(M&A) 55
4. インフラストラクチャー 58
5. 良好なコーポレートガバナンスの実施 65
6. 資本市場 67
7. 銀行業務と貸付 73
8. 石油・ガス・石炭・鉱物鉱業 77
9. 建設 82
10. 知的財産権(IPR) 83
11. 個人データ保護(PDP) 85
12. 紛争解決 88
13. 土地環境等 91
14. その他業務関連法令 94

C. インドネシアの課税 97

1. 税務執行 97
2. ビジネスタックス 97
3. 個人所得税 101
4. 源泉税 104
5. 二重課税の軽減 105
6. 移転価格税制及び国際課税 106
7. 間接税 110
8. 税制優遇措置 111
9. 電子システムを通じた取引に対する課税 115
10. 法人及び個人に対するその他の課税 115

D. 監査及びコンプライアンス 118

1. 会計期間 118
2. 通貨 118
3. 言語及び会計基準 118
4. 監査要件 118
5. 独立性 119

E. 労働環境 120

1. 従業員の権利と報酬 120
2. 賃金と福利厚生 120
3. 解雇 121
4. 雇用関係 126
5. 外国人の雇用 126
6. インドネシアにおける外国人投資家向けゴールデンビザ 127

お問い合わせ 130

図表一覧

図 1: インドネシアの地理と人口動態の概要 20
図 2: インドネシアの主要な経済指標 20
図 3: APBN 2026におけるインドネシアのマクロ経済および国家開発目標 22
図 4: インドネシアの四半期GDP成長率比較、2020-2024年(%) 22
図 5: インドネシアGDP成長予測比較 23
図 6: 2025年-2026年の世界銀行グループによる東南アジア諸国のGDP成長率予測、2025年1月および6月の比較報告 24
図 7: インドネシアの2025年第1四半期から第3四半期の輸出ハイライト 26
図 8: インドネシアの2025年第1四半期から第3四半期の輸入ハイライト 28
図 9: インドネシアの年齢・性別別インドネシアの人口(2025年) 29
図 10: 州別のFDI実現額 30
図 11: 投資元別によるFDI実現額 31
図 12: セクター別FDIの実現額 31
図 13: 下流産業に基づくFDI実現額 32
図 14: インドネシアの主権信用ランキング 33
図 15: インドネシアの9つの投資優先事項 34
図 16: インドネシアの再生可能エネルギーの発電能力と発電予測 36
図 17: 地域人口統計トップ10 41
図 18: 地域総生産トップ10 41
図 19: 地域別FDI実現額トップ10 42
図 20: プロジェクト数別のトップ10地域FDI実現 42
図 21: 最低賃金(UMP)月額トップ10 43
図 22: PMA会社の設立および基本的なライセンス取得のタイムライン 51
図 23: 制度的支援フレームワークの相乗効果 61
図 24: LCSプロジェクト構造 64
図 25: ゴールデンビザ申請手続き 128

略語と略語リスト

AANZFTA	ASEAN-Australia-New Zealand FTA
ACFTA	ASEAN-China FTA
ADB	Asian Development Bank
AEOI	Automatic Exchange of Information
AHKFTA	ASEAN-Hong Kong, China FTA
AHU	Administrasi Hukum Umum (public services by Directorate General of General Law Administration)
AHU Online	Administrasi Hukum Umum Online (online public services by Directorate General of General Law Administration)
AIFTA	ASEAN-India FTA
AJ-CEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
AKFTA	ASEAN-Korea FTA
AMDAL	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan (Environmental Impact Assessment)
ANDAL	Analisis Dampak Lingkungan (Environmental Impact Statement)
AOI	Articles of Incorporation
AP	Public Accountant
APA	Advance Pricing Agreements
APBN	Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara (Indonesia State Revenue and Expenditure Budget)
API	Angka Pengenal Impor (Import Identity Number)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement
BAL	Basic Agrarian Law
BANI	Badan Arbitrase Nasional Indonesia (Indonesian National Arbitration Body)
Bappenas	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (National Development Planning Agency)
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting
BI	Bank Indonesia (Central Bank of Indonesia)
BI7DRR	Bank Indonesia-7 Day Reverse Repo Rate
BKPM	Badan Koordinasi Penanaman Modal (Indonesia Investment Coordinating Board)
BLU	Badan Layanan Umum (Public Service Agency)
BMKG	Badan Meteorologi, Klimatologi, dan Geofisika (Meteorological, Climatological, and Geophysical Agency)

BMN	Barang Milik Negara (State Property)
BOD	Board of Directors
BOC	Board of Commissioners
BP BUMN	Badan Pengaturan Badan Usaha Milik Negara (Management Boards of State-Owned Enterprises)
BPH Migas	Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi (Downstream Oil and Gas Regulatory Body)
BPI Danantara	Badan Pengelola Investasi Daya Anagata Nusantara (Indonesian Sovereign Wealth Fund)
BPJS	Badan Penyelenggara Jaminan Sosial (Social Insurance Administration Organisation)
BPK	Badan Pemeriksa Keuangan (State Audit Board)
BPN	Badan Pertanahan Nasional (National Land Agency)
BPS	Badan Pusat Statistik (Indonesia Central Bureau of Statistics)
BPT	Branch Profit Tax
BRIN	Badan Riset dan Inovasi Nasional (National Research and Innovation Agency)
BSN	Badan Standarisasi Nasional (Indonesia National Standarisation Body)
BUJKA	Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (Foreign Construction Company)
BUJKA RO	BUJKA Representative Office
BUJKN	Badan Usaha Jasa Konstruksi Nasional (local/national construction company)
BUKU	Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha (Commercial Banks based on Business Activities)
BUMN	Badan Usaha Milik Negara (State-Owned Enterprise)
BUMD	Badan Usaha Milik Daerah (Local Government-Owned Enterprise)
BUMDes	Badan Usaha Milik Desa (Village-owned Enterprise)
CAGR	Compound Annual Growth Rate
CbC	Country-by-Country
CbCR	Country-by-Country Report
CCS	Carbon dioxide Capture and Storage
CCUS	Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage
CFC	Controlled Foreign Companies
CEX	Certified Exporter
CIT	Corporate Income Tax
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

CORS	Continuously Operating Reference Systems
COSO	Committee of Sponsoring Organisations of the Treadway Commission
COVID-19	Coronavirus Disease-2019, an infectious disease caused by the SARS-CoV-2 virus
CoW	Contracts of Work
CPO	Crude Palm Oil
CR	Company Regulation (Peraturan Perusahaan or PP)
CRS	Common Reporting Standard
CSR	Corporate Social (and Environmental) Responsibility
DDI	Domestic Direct Investment
DDGCD	Decree of the Director General of Construction Development
DER	Debt-to-Equity Ratio
DGIP	Directorate General of Intellectual Property
DGT	Directorate General of Taxes
DKI Jakarta	Daerah Khusus Ibukota Jakarta (Special Territory of the Capital City)
DMO	Domestic Market Obligation
DMTT	Domestic Minimum Top-up Tax
DOE	Deed of Establishment
DPD	Dewan Perwakilan Daerah (Regional Representatives Council)
DPI	Daftar Positif Investasi (Positive Investment List)
DPO	Data Protection Officer
DPOaaS	Data Protection Officer-as-a-Service
DPRD	Dewan Perwakilan Rakyat Daerah (Regional House of Representatives)
DSAK-IAI	Dewan Standar Akuntansi Keuangan-Ikatan Akuntan Indonesia (Financial Accounting Standards Board of the Indonesian Institute of Accountants)
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortisation
e-FIN	e-Filing Number
EFTA	European Free Trade Association
e-GMS	Electronic General Meeting of Stakeholders
EIU	Economist Intelligence Unit

EODB	Ease of Doing Business
EPA	Economic Partnership Agreement
ESG	Environmental, Social, and Governance
EU	European Union
EV	Electric Vehicle
F&B	Food and Beverage
FCPA	Foreign Corrupt Practices Act
FCG	Financial Conglomerate Group
FDI	Foreign Direct Investment
FTA	Free Trade Agreement
FY	Fiscal Year
G20	Group of 20
GCA	Government Contracting Agency
GDP	Gross Domestic Product
GHG	Greenhouse Gas
GIAS	Global Minimum Tax
GMS	General Meeting of Shareholders
GMT	Global Minimum Tax
GOI	Government of Indonesia
GR	Government Regulation (Peraturan Pemerintah)
GRDP	Gross Regional Domestic Product
GSP	Generalized System of Preference
GVC	Global Value Chain
GW	Gigawatt
GWh	Gigawatt hour
HDI	Human Development Index
HGB	Hak Guna Bangunan (Right to Build)
HGU	Hak Guna Usaha (Right to Cultivate)
HM	Hak Milik (Right of Ownership)

HMSRS	Hak Milik Atas Satuan Rumah (Right of Ownership over Condominium Units)
HP	Hak Pakai (Right to Use)
HPL	Hak Pengelolaan (Right to Manage)
HPAL	High-Pressure Acid Leaching
HPTL	Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (Other Tobacco Processing)
IACEPA	Indonesia-Australia Comprehensive Economic Partnership Agreement
IAI	Ikatan Akuntan Indonesia (Indonesian Institute of Accountants)
IASB	International Accounting Standards Board
IBE	Implementing Business Entity
ICA	Indonesian Customs Authority
ICC	Indonesian Civil Code (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)
IC-CEPA	Indonesia-Chile Comprehensive Economic Partnership Agreement
ICP	Indonesian Crude Price (regulated price of oil per barrel in Indonesia)
ICT	Information and Communications Technology
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes
IDR	Indonesian Rupiah
IDX	Indonesia Stock Exchange (Bursa Efek Indonesia)
IFC	International Finance Corporation
IFRS	International Financial Reporting Standards
IEU-CEPA	Indonesia-European Union Comprehensive Economic Partnership Agreement
IIA	Institute of Internal Auditor
IICPA	Indonesian Institute of Certified Public Accountants (Institut Akuntan Publik Indonesia)
IIGF	Indonesia Infrastructure Guarantee Fund
IIF	Indonesia Infrastructure Finance (IIF)
IHSG	Indeks Harga Saham Gabungan (Composite Stock Price Index)
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement
IKN Nusantara	Ibu Kota Negara Nusantara (Nusantara Capital City)
ILO	International Labour Organization
IMF	International Monetary Fund

INA	Indonesian Investment Authority
IPBUJKA	Izin Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction service business entity representative business license)
IPP	Independent Power Producer
IPO	Initial Public Offering
IPR	Intellectual Property Rights
IPR	Izin Pertambangan Rakyat (Community Mining License)
IPSKA	Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (Issuing Agency for Certificate of Origin)
IRA	Inflation Reduction Act
ISAK	Interpretasi Standar Akuntansi Keuangan (Financial Accounting Standard Interpretation)
ISIC	International Standard Industrial Classification
ITSK	Inovasi Teknologi Sektor Keuangan (Financial Sector Technology Innovation)
IUJK	Izin Usaha Jasa Konstruksi (Construction Business License)
IUP	Izin Usaha Pertambangan (Mining Business License)
IUPK	Izin Usaha Pertambangan Khusus (Special Mining Business License)
IUPR	Izin Usaha Pertambangan Rakyat (People'sl Mining Business License)
JCR	Japan Credit Rating Agency
JETP	Just Energy Transition Partnership (JETP)
KBLI	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia (Indonesian Standard Industrial Classifications)
KBM	Kawasan Berikat Mandiri (Self-managed Bonded Zones)
KBMI	Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti (Bank Group based on Core Capital)
KEK	Kawasan Ekonomi Khusus (Special Economic Zone)
KITE	Kemudahan Impor Tujuan Ekspor (Import Concession for Export Purposes)
KMA	Keputusan Ketua Mahkamah Agung (Head of Supreme Court Decision)
KNKG	Komite Nasional Kebijakan Governansi (National Committee on Governance)
KP	Kuasa Pertambangan (Mining Authorisation)
KP3A	Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing (Foreign Trade Company Representative Office)
KP3A PMSE	Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing di Bidang Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (Foreign Trade Company Representative Office in the Field of Electronic Commerce)
KPEI	Kliring Penjaminan Efek Indonesia (The Clearing and Guarantee Institution of Indonesia)

KPPA	Kantor Perwakilan Perusahaan Asing (Foreign Company Representative Office)
KPPIP	Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas (Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery)
KPK	Komisi Pemberantasan Korupsi (Corruption Eradication Commission)
KPPU	Komisi Pengawas Persaingan Usaha (Business Competition Supervisory Commission)
KSEI	Kustodian Sentral Efek Indonesia (The Indonesian Central Securities Depository)
KUHP	Kitab Undang-Undang Hukum Pidana Indonesia (Indonesian Criminal Code)
LCS	Limited Concession Scheme
LCEV	Low Carbon Emission Vehicle
LKPM	Laporan Kegiatan Penanaman Modal (Investment Activity Report)
LKPP	Lembaga Kebijakan Pengadaan Barang/Jasa Pemerintah (National Public Procurement Agency)
LST	Luxury-good Sales Tax
LVC	Land Value Capture
M&A	Merger & Acquisition
MAP	Mutual Agreement Procedure
MBG	Makan Bergizi Gratis (Free Nutritious Meal Program)
MEMR	Ministry of Mineral and Energy Resources (Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral Indonesia)
MK	Mahkamah Konstitusi (Indonesia Constitutional Court)
MLI	Multilateral Instrument
MNEs	Multinational Enterprises
MoCI	Ministry of Communications and Informatics (now known as Ministry of Communication and Digital Affairs)
MoF	Ministry of Finance
MoL	Ministry of Law
MoPWPH Reg.	Minister of Public Works and Public Housing Regulation
MPR	Majelis Permusyawaratan Rakyat (People's Consultative Assembly)
MSME	Micro, Small, Medium Enterprises
MTO	Mandatory Tender Offer
MTN	Medium Term Notes

MW	Megawatt
NAV	Net Asset Value
NEET	Not in Employment, Education, and Training
NIB	Nomor Induk Berusaha (Business Identification Number)
NIK	Nomor Induk Kependudukan (National Identification Number)
NPPBKC	Nomor Pokok Pengusaha Barang Kena Cukai (Licensing of Excisable Goods Entrepreneur Registration Number)
NPWP	Nomor Pokok Wajib Pajak (Individual Tax Number)
NRE	New and Renewable Energy
NTA	Net Tangible Assets
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
OIKN	Otorita Ibu Kota Negara Nusantara (IKN Authority Body)
OJK	Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority)
Omnibus Law	Law Number 11/2020 on Job Creation
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries
OSS	Online Single Submission
PAJK	Penyelenggara Agregasi Jasa Keuangan (Financial Services Aggregation Organizers)
PAT	Profit After Tax
PDAM	Perusahaan Daerah Air Minum (Regional Drinking Water Company)
PDKB	Pengusaha di Kawasan Berikat (entrepreneur in a Bonded Zone)
PDP	Personal Data Protection
PE	Permanent Establishment
PERMA	Peraturan Mahkamah Agung (Supreme Court Regulation)
Perpres	Peraturan Presiden (Presidential Regulation or PR)
Persero	Perusahaan Perseroan (a state-owned limited liability company)
Perum	Perusahaan Umum (a public service entity wholly owned by the national government)
PIKK	Perusahaan Induk Konglomerasi Keuangan (Financial Conglomerate Holding Company)
PIP	Pusat Investasi Pemerintah (Indonesia Investment Agency/Government Investment Unit)
PKB	Perjanjian Kerja Bersama (Collective Labour Agreement)

PKP	Pengusaha Kena Pajak (VAT Entrepreneur)
PKPU	Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang (Suspension of Debt Payment Obligations)
PKWT	Perjanjian Kerja Waktu Tertentu (Specified Time Work Agreement)
PKWTT	Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tentu (Unspecified Time Work Agreement)
PLB	Pusat Logistik Berikat (Bonded Logistics Centre)
PLN	Perusahaan Listrik Negara (Indonesian state-owned electricity company)
PMA	Penanaman Modal Asing (foreign capital investment)
PMDN	Penanaman Modal Dalam Negeri (domestic capital investment)
PMK	Peraturan Menteri Keuangan (Minister of Finance Regulation)
PMSE	Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (transactions through electronic system)
POJK	Peraturan OJK (OJK Regulation)
PP	Peraturan Pemerintah (Government Regulation or GR)
PPAT	Pejabat Pembuat Akta Tanah (Official Certifier of Land Deeds)
PPATK	Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan (Indonesian Financial Transaction Report and Analysis Center)
PPMSE	Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE Providers)
PPnBM DTP	Pajak Penjualan atas Barang Mewah Ditanggung Pemerintah (Government-borne Luxury Goods Sales Tax)
PPP	Public Private Partnership
PPP IBE	Public Private Partnership Implementing Business Entity
PPSK	Pengembangan dan Penguatan Sektor Keuangan (Law on the Development and Strengthening of Financial Sector)
PR	Presidential Regulation (Peraturan Presiden or Perpres)
Prolegnas	Program Legislasi Nasional (National Legislation Program)
PSAK	Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan (Indonesian Financial Accounting Standards)
PSE	Penyelenggara Sistem Elektronik (Private Electronic System Organizers)
PSN	Proyek Strategis Nasional (Strategic National Project)
PSCs	Production Sharing Contracts
PT	Perseroan Terbatas (limited liability company)

PUG-KI	Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (General Guidelines for Indonesian Corporate Governance)
QRIS	Quick Response Code Indonesia Standard
R&D	Research and Development
R&I	Rating & Investment Information Inc.
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership
RDTR	Rencana Detail Tata Ruang (Detailed Spatial Plan)
REX	Registered Exporter
RI	Republic of Indonesia
RKAB	Rencana Kerja dan Anggaran Biaya (Work Plans and Funding Budget)
RKL	Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup (Environmental Management Plan)
RO	Representative Office
RP	Recompense Payment (*uang penggantian hak*)
RPJPN	Rencana Pembangunan Jangka Panjang Nasional (Long-term National Development Plan)
RPJMN	Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional (National Medium-term Development Plan)
RPL	Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup (Environmental Monitoring Plan)
S&P	Standard & Poor's
SAK	Standar Akuntansi Keuangan (Financial Accounting Standards)
SAK EP	Standar Akuntansi Keuangan – Entitas Privat (Indonesian Financial Accounting Standards for Private Entities)
SAK EMKM	Standar Akuntansi Keuangan – Entitas Mikro Kecil dan Menengah (Indonesian Financial Accounting Standards for Micro, Small, and Medium Entities)
SAK ETAP	Standar Akuntansi Keuangan untuk Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik (SAK for Entities that Have No Public Accountability)
SBN	Surat Berharga Negara (Indonesia Government Bonds)
SBSN	Surat Berharga Syariah Negara (Indonesian State Islamic Security)
SEZ	Special Economic Zone (Kawasan Ekonomi Eksklusif or KEK)
SEMA	Surat Edaran Mahkamah Agung (Circular of the Supreme Court)
SIN	Single Identity Number

SIPB	Surat Izin Penambangan Batuan (Authorisation Letter for Rock Mining)
SIUP3A PMSE	Surat Izin Usaha Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing di Bidang PMSE (Business License for Foreign Trade Company Representative Office in the field of Electronic Commerce)
SKK Migas	Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi (Special Task Force for Upstream Oil and Gas Business Activities in Indonesia)
SKPT	Surat Keterangan Pendaftaran Tanah (land registration certificates)
SMI	PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero) (a state-owned company engaged in infrastructure project financing)
SNI	Standar Nasional Indonesia (Indonesia National Standard)
SOE	State-owned Enterprises
SP	Severance Payment (*uang pesangon*)
SPC	Special Purpose Company
SPPKP	Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak (Taxable Entrepreneur Confirmation Letter)
SPPL	Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup (Letter of Undertaking of Environmental Management and Monitoring)
SPRINT	Sistem Perizinan Otoritas Jasa Keuangan (Financial Service Authority Licensing System)
SRBI	Sekuritas Rupiah Bank Indonesia
SRO	Self-Regulatory Organisation
SVP	Service Payment (*uang penghargaan masa kerja*)
SWIFT	Society of Worldwide Interbank Financial Telecommunication
TA	Tax Amnesty
TDP	Tanda Daftar Perusahaan (Company Registration Certificate)
THR	Tunjangan Hari Raya (Religious Festivity Allowance)
TNI	Tentara Nasional Indonesia (Indonesian National Armed Forces)
TRIPs	Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement
UAE	United Arab Emirates
UK	United Kingdom
UKL/UPL	Upaya Pengelolaan Lingkungan dan Upaya Pemantauan Lingkungan (Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts)

UMP	Upah Minimum Provinsi (Provincial Minimum Wage)
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law
USD/US$	US Dollar
UU	Undang-Undang (Law)
UUD	Undang-Undang Dasar (Constitution)
UUS	Undang-Undang Syariah (Sharia Law)
VAT	Value Added Tax (Pajak Pertambahan Nilai or PPN)
VDP	Voluntary Disclosure Programme
WHT	Withholding taxes
WIUP	Wilayah Izin Usaha Pertambangan (Mining Business Permit Areas)
WIUPK	Wilayah Izin Usaha Pertambangan Khusus (Special Mining Business Permit Areas)
WIPO	World Intellectual Property Organisation
WPR	Wilayah Pertambangan Rakyat (People's Mining Areas)
WtE	Waste-to-Energy
YoY	Year-on-Year
YTD	Year-to-date

代表ご挨拶

Selamat datang di Indonesia! Welcome to Indonesia!
（ようこそ、インドネシアへ!）

過去1年間、インドネシアは政策と規制の変革において着実な進展を遂げ、アスタ・シティのアジェンダを推進してきた。これらの変化と制度的移行は、投資環境の強化とインドネシアを地域で競争力のあるプレーヤーとして位置づけるという政府のコミットメントを反映している。

同国のマクロ経済ビジョンは、今後4年間で年間GDP(GDP)を6～8%の成長率にする目標としている。世界銀行はインドネシアの2026年の成長率を4.8%と予測しており、マレーシア(4.3%)やタイ(1.7%)などの地域の同業他国を上回っている。主権信用格付けは安定した見通しを示し続けており、世界的な不確実性に対する強靭さと効果的な国内管理が改めて裏付けられている。大きな消費者基盤、改革主導の政策、改善された規制枠組みに支えられ、インドネシアは長期投資にとって魅力的な目的地であり続けている。

2026年、投資・下流産業省は2,175兆ルピア(約1,360億米ドル)の投資目標を設定しており、優先分野には新再生可能エネルギー(NRE)、下流産業、食料安全保障、輸出志向製造業、イブ・コタ・ヌサンタラの開発が含まれる。一方、RPJMN 2025–2029のインフラ開発は、教育・住宅からエネルギー、接続性に至るまで77の国家戦略プログラムによって強化されており、すべてインドネシアのレジリエンスと競争力を強化することを目的としている。

規制面では、リスクベースのライセンスに関する政府規則(PP)2025年第28号や外国投資要件の更新 (BKPM 規則2025年第5号) を含む包括法に基づく改革により、OSSシステムを通じてのプロセスが効率化された。Coretaxのローンチは税務管理をさらに近代化し、主要機能を単一のプラットフォームに統合しした。これらの取り組みは、インドネシアの継続的な変革と、グローバル投資家を歓迎する準備を反映している。

これらの動きを補完し、投資家に明確で実行可能な視点を提供するため、デロイト・インドネシアは再設計された**「Investment Windows into Indonesia(IWI)」2026年**版を導入しした。この出版物は、インドネシアの進化する投資環境に関する戦略的洞察を提供し、日本語、中国語、韓国語で提供され、より広範なグローバルな読者層にアクセスしやすくなっている。

この出版物が、インドネシアが提供する広大な機会を探る際の信頼できるガイドとなることを願っている。この出版物からの洞察が自信を植え、新しいアイデアを生み出し、投資の旅路で情報に基づいた意思決定を支えることを願っている。皆様の貢献がインドネシアの継続的な成長と共有の繁栄を形作る上で意義ある役割を果たすことを楽しみにしている。

Brian Indradjaja
Indonesia Leader,
President Director of PT Deloitte Konsultan Indonesia

エグゼクティブサマリー

インベストメントウィンドウ・イン・インドネシア(IWI)は、インドネシアのマクロ経済の強靭さ、大規模な国内市場、継続的な構造改革を強調し、インドネシアを魅力的な投資先として位置づけている。豊富な天然資源、増加する労働力、そして持続的なインフラ整備に支えられ、インドネシアは複数の分野で長期的な機会を提供している。これらの基本は、規制の明確化、制度の調整強化、投資環境全体の強化に向けた政府の取り組みによって強化されており、国内外の投資家にとってより安定した基盤が築かれている。

マクロ経済の観点から見ると、インドネシアの成長見通しは安定し強靭であり、GDP成長率は2025 年および2026年は5.0%前後になると予想されている。この流れは、国内消費と公共投資が主要な成長原動力として引き続き果たしていること、そしてインドネシアがグローバルなバリューチェーンに徐々に統合されていることを反映している。マクロ経済の安定性は、財政当局と金融当局間の政策調整によってさらに支えられ、投資計画の安定した基盤を提供している。

このより広い文脈の中で、インドネシアのビジネス環境は、市場参入、事業運営、リスク管理を統括する統合された法的、規制的、財政的枠組みの下で運営されている。事業活動は、透明性、説明責任、投資家保護を重視するガバナンス基準に従い、明確な法的構造と所有権の取り決めによって行われる。戦略的産業にはセクター別の規制が適用され、また横断的な法的枠組みはコーポレートガバナンス、データ保護、紛争解決、土地利用、環境遵守などの課題に対応し、事業活動の業務範囲を形成する。 最近の政策改革は 、規制の不確実性を減らし、ライセンスおよび承認プロセスの効率化、そして各機関の連携を改善することを目的としている。

財政枠組みは、収入徴収と投資支援のバランスを取る中央管理の税制であるコアタックスを通じて、この環境を補完している。 法人および個人の課税、源泉徴収メカニズム、国境を越えた税制規則には、国際的に連携した回避防止措置や情報交換基準が伴っている。同時に、税の優遇措置、手当、特別経済区の施設などのターゲットを絞った財政インセンティブが優先セクターや国家戦略プロジェクトへの投資を促進し、より広範な経済発展目標を支援している。

運用の信頼性と投資家の信頼は、会計、監査、コンプライアンス、労働力規制を通じてさらに強化される。 標準化された財務報告、独立した監査、規制監督が財務の透明性と企業の説明責任を支えている。労働および雇用規則は、雇用関係、報酬構造、社会保障義務、労働力の流動性を定義しており、従業員保護と労働市場の柔軟性のバランスを取る継続的な取り組みを反映している。**全体として、インドネシアの投資枠組みは、リスク管理と持続可能な経済成長を支援することを目指し、より透明でルールに基づく投資志向の環境への徐々の移行を反映している。**

A. インドネシアの概況

インドネシア共和国

- 17,000以上の島々を有する列島国
- 行政大統領制を持つ立憲民主主義
- 国籍:インドネシア人(ジャワ人40.2%、スンダ人15.5%、バタク人3.58%、スラウェシ民族3.22%)、
- マドゥール人3.03%、ベタウィ人2.88%、その他の民族グループ31.59%)
- 宗教:イスラム教(87%)、キリスト教(プロテスタント(7%)、カトリック(3%)、ヒンドゥー教(2%)、仏教(1%)、その他信仰(0.04%)、儒教(0.03%)
- 言語:インドネシア語、英語(ビジネス、プロフェッショナル)、現地方言
- 通貨:インドネシア・ルピア(IDR/Rp)
- 決済システム:キャッシュレス(QRIS、カード)、現金
- 一般的なコミュニケーション手段:WhatsApp、メール
- フォーマルなビジネスウェア:バティック、シャツ、ズボン、ドレス

図 1:インドネシアの地理と人口動態の概要

Total Area : 5,193,250 km² (15th largest)
Land : 1,919,440 km²
Water : 3,272,820 km²
Population: 284 million est. June 2025 by Badan Pusat Statistik (BPS)

Medan

Sumatra Corridor
Production and processing Centre of agricultural products and principal mining and energy resources

Samarinda

Kalimantan Corridor
Centre of production and processing of mining and energy resources

Makassar

Sulawesi Corridor
Centre of production and processing of agricultural, plantation, fishery products and nickel mining

Sorong

Jakarta: Government and business centre

Java Corridor
Support Centre for national industry and service

Surabaya: 2nd largest city, major industrial centre and port

Bali-Nusa Tenggara Corridor
Tourism gateway and national food/agricultural support

Merauke

Papua Corridor
Centre of food, fishery, energy, and national mining development

1. 全体概要

インドネシアは300以上の民族からなる多様な群島国家であり、東南アジア最大の経済圏である。インドネシアは世界で4番目に人口が多い国であり、2025年の購買力平価では世界で7番目に大きな経済圏である。 加えて、東南アジア地域では唯一G20に加盟している。インドネシアの開発目標と戦略は、現在の中期開発計画(RPJMN)2025-2029に示されており、長期的にはゴールデン・インドネシア2045ビジョンに反映されている。インドネシアの発展には、地政学、保険、経済に関連する世界的な不安定性などの課題があるが、依然としてG20諸国の中で最も経済成長の速い国の1つとして挙げられている。

投資の観点から見たインドネシアの魅力は、良好で豊かな天然資源と戦略的な立地環境、人口の多さと若さ、そして、一貫して増加している人間開発指数（HDI）の組み合わせである。2024年、インドネシア中央統計局(Badan Pusat StatistikまたはBPS)の報告によると、HDIは前年（75.02）[1]から僅かに増加し74.39を達成している。この数字は、より投資しやすい環境に向けたビジネスガバナンス改革と相まって、投資家がインドネシアへの投資機会を検討する前向きな兆候を示している。インドネシアの活気あるデジタル経済活動は、インドネシアのミレニアル世代とZ世代の起業家精神の高まりを示しており、インダストリー4.0の課題に立ち向かう準備を進めるための基礎となっている。

マクロ経済の状況と予測

2021年以降、政府は主に保険、教育、社会保障を中心としたセクターでの財政支出を優先してきた。また、インドネシア経済は、今後5年にわたって年平均5%の増加が見込まれる家計消費にも引き続き支えられる。したがって、2026年度においてサステナブルな経済回復を実現するために、民間投資と消費の成長に加え、政府支出による純輸出の活発化が組み合わせられることが必要である。

図 2:インドネシアの主要な経済指標

項目	2023	2024	2025[f]	2026[f]	2027[f]
GDP成長率(前年比%)	5.1	5.0	5.0[f]	4.9[f]	4.9[f]
民間消費(前年比%成長率)	4.8	45.1	4.9[f]	4.7[f]	4.9[f]
政府消費(前年比%成長率)	3.0	6.6	2.7[f]	6.2[f]	3.5[f]
総固定投資(前年比%成長率)	1.7	4.6	4.9[f]	5.8[f]	5.8[f]
財・サービスの輸出(前年比%成長率)	1.3	6.5	8.5[f]	4.6[f]	4.5[f]
財・サービスの輸入(前年比%成長率)	-1.6	7.9	4.3[f]	2.0[f][f]	4.0[f]
消費者物価(期末)(前年比%)	3.7	2.3	1.9[f]	2.7[f]	2.7[f]
米ドル為替レート(期末)	15,237	15,855	16,498[f]	16,950[f]	16,988[f]

[f] *予測(2025年12月17日時点のEIUデータ)*

□ インドネシア経済成長の主な原動力

出典: Economist Intelligence Unit (EIU)。

インドネシア経済の軌跡は、2025年から2045年の20年間の国家長期開発計画(RPJPN)の下で形作られている。2025年に入り、インドネシアは回復力を示しつつあるものの、国際貿易の減速により厳しい年となっている。政府による慎重な国家歳入支出予算（Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara、略称APBN)の管理は、健全に赤字運営されており、これらがインドネシア安定の重要な理由であると同時に、強い国内需要にも支えられている。これらの要因により、インドネシアは2045年までに高所得国と同等の一人当たり所得を達成するという長期的なビジョンを前進させている。

[1] "Indeks Pembangunan Manusia (IPM) Indonesia tahun 2023 mencapai 74,39, meningkat 0,62 poin (0,84 persen) dibandingkan tahun sebelumnya (73,77) ". Statistics Indonesia (BPS). 2023.

APBNはインドネシアの経済回復において重要な要素の一つである。APBNは、地政学的紛争の影響などの外部危機に対応するための「緩衝材」として機能してきた。政府は2026年にAPBNを高い経済成長、利益の公平な分配、そしてダイナミックな国家安定の実現に注力する。APBNは民間セクターの触媒としての役割を強化し、インドネシア中央銀行からインドネシア国有企業(SoE)銀行に200兆ドル(120億ドル)を注入し、2025年の政府規則第28号を通じて事業許可改革を推進するなど、高付加価値投資における役割を強化している。予算配分に関しては、APBN　2026の支出配分は8つの優先課題を優先している:食料安全保障、エネルギー安全保障、無料栄養給食(MBG)プログラム、質の高い教育、質の高い医療、村の協同組合とMSMEの開発、全体の防衛、そして世界的な投資と貿易の加速である。[2]

図 3:APBN 2026におけるインドネシアのマクロ経済および国家開発目標

Item	APBN 2024 target	APBN 2025 target	APBN 2026 target
経済成長率(前年比)	5.2	5.2	5.4
インフレ率(前年比%)	2.8	2.5	2.5
国債金利(前年比%)	6.7	7.0	6.9
米ドル為替レート(ルピア)	15,000	16,000	16,500
貧困率(%)	6.5-7.5	7.0-8.0	7.5
失業率(%)	5.0-5.7	4.5-5.0	4.4-4.9

出典: Ministry of Finance of RI, 2025.

- **GDP成長と予測**

世界的な経済の不確実性にもかかわらず、インドネシアは依然として非常に堅調で回復力のある経済を示しており、それはいくつかの指標に反映されている。第一に、インドネシアは2023-2024年度に約5%の安定したGDP成長率を維持し、2026-2027年も前向きな見通しを維持している。家庭消費や産業生産性も安定しており、持続可能な移動能力、購買力、消費者信頼感を示している。この生産性は、安定した貿易黒字、増加する外貨準備、安定した債務対GDP比率によっても補完されている。これらの要素が総合的に、インドネシアを適応力のある新興市場として確立している。

図 4:インドネシアの四半期GDP成長率比較、2020-2024年(%)

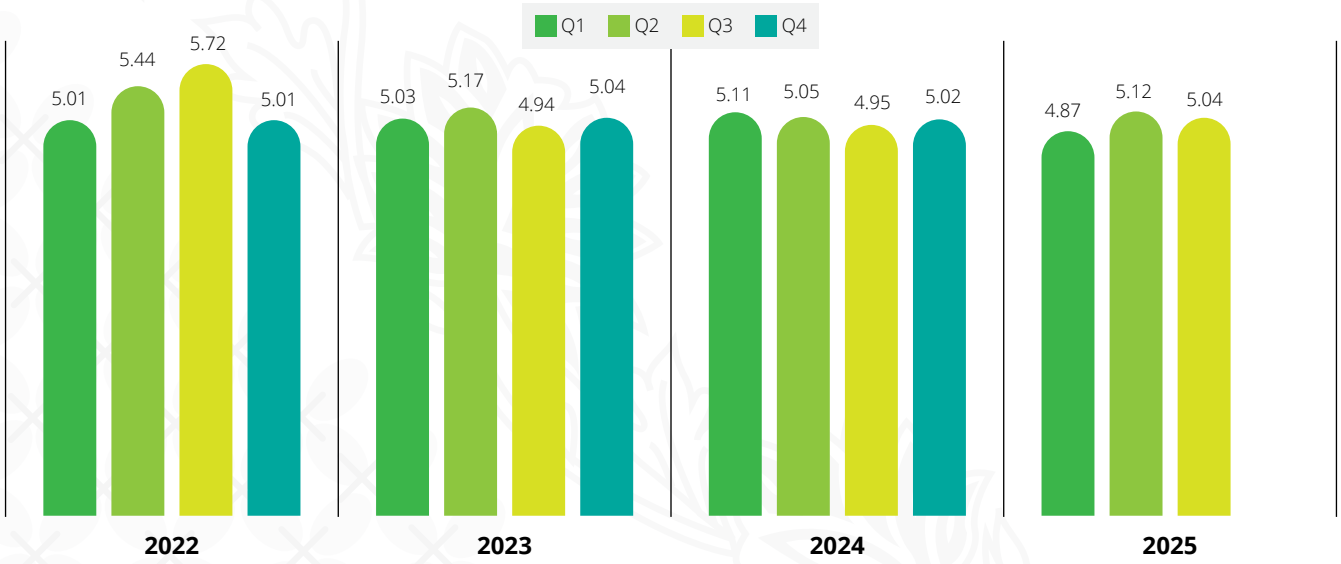

出典: Statistics Indonesia (BPS).

[2] "APBN 2026 Motor Menuju Pertumbuhan Berkelanjutan". Ministry of Finance of RI. 23 September 2025.

2024年と比べ、インドネシア経済は2025年初頭にわずかな減速を経験したが、なぜそうなっているのかを理解することが重要である。2024年の総選挙は、選挙運動関連の支出が家庭および家庭消費を刺激したことで、インドネシアGDP成長の主要な原動力となった。[3] 飲食業、運輸業、小売業など様々なセクターの活動が急増し、高い経済効果をもたらした。したがって、総選挙が過ぎるにつれて、消費が通常の状態に戻るのが理にかなっている。その点で、一見期待外れの数字は必ずしもインドネシア経済のファンダメンタルズの弱まりを示しているわけではない。むしろ、選挙関連の景気刺激策後の歪んだ比較の結果である。

インドネシアのGDPは2025年第3四半期に前年比5.04%であった。生産量に基づき、原油パーム油(CPO)、基本金属、化学、薬剤、伝統医療における国内外の需要増加により、製造業が最大の成長要因となった。支出に基づく家計消費は依然として上位を占めており、2025年第3四半期のGDPの5.04%の内、2.54%を占めている。さらに、税収の実績も引き続き成長している。 [4]2025年第3四半期時点で、州の税収収入は1,517兆ルピア(910億米ドル)に達し、2025年の州予算目標の63.5%に達した。[5]

外部では、トランプ大統領が新たに導入した貿易政策により、IMFの世界成長予測が3.3%から2.8%に修正されるなど、世界経済の状況も課題に直面している。[6]これらの政策は国際貿易に混乱をもたらし、企業の信頼に悪影響を及ぼし、不確実性が高まる中で経済予測の再評価を余儀なくしている。

インドネシア自身も、IMFは当初の5.1%から4.7%へと成長率を引き下げた。[7]数値は下がったものの、それでも平均を大きく上回っている。この回復力は、前述のAPBNの慎重な再焦点化の結果であり、健全な赤字運営されていた。政府はまた、交通・電気の割引、社会福祉への配分増額、低賃金労働者への賃金補助など、国内消費を支援する刺激策も準備している。[8]

世界銀行グループは、インドネシアの2025年のGDP成長率が4.7%、2026年に4.8%に達すると予測している。[9]図5に示すように、IMFとアジア開発銀行(ADB)はそれぞれ2025年のGDP成長率を4.9%、2026年に4.9%と5.0%と予測している。 2025年7月、S&Pグローバルの格付けはインドネシアの見通しを安定していると確認し、2027年までに約5%の経済成長を達成すると予測し、新設された政府系ファンドのダナンタラがインフラ支出の一部を補うと予測した。[10]

図 5:インドネシアGDP成長予測比較

出典: World Bank Group, IMF, ADB, 2025.

[3] “Menko Perekonomian: Pemilu Tingkatkan Konsumsi Masyarakat”. Antaranews.com. 14 February 2024.
[4] “Berita Resmi Statistik, 5 November 2025. Statistics Indonesia (BPS). 5 November 2025.
[5] “Konferensi Pers APBN KiTa“. Ministry of Finance of RI. 14 October 2025.
[6] “IMF turunkan proyeksi ekonomi global jadi 2.8 persen dan Indonesia jadi 4.7 persen”. Jawapos.com. 23 April 2025.
[7] Ibid.
[8] “Indonesia prepares 6 stimulus packages to avoid sluggish consumption”. IDN Financials. 27 May 2025.
[9] “Indonesia Economic Prospects”. World Bank. June 2025.
[10] “Indonesia Ratings Affirmed At 'BBB/A-2'; Outlook Stable“. S&P Global Ratings. 29 July 2025.

図6は、世界銀行グループが2025年から2026年にかけて東南アジア経済を予測したものを示している。これらの地域における回復の強い傾向は、世界的な外部危機によって鈍化している。それにもかかわらず、インドネシアの回復力と、若い人口構成、比較的高い人類開発指数(HDI)、自然資源へのアクセス、活気ある国内市場と電子商取引、そして投資推進の政府の組み合わせにより、政府や国内企業はグローバルサプライチェーンへのより一層の統合に熱心である。特に、特別経済区(KEK)で提供される投資に優しいエコシステムや、国内企業とのパートナーシップから、大規模な国内市場へのサービス向上や、グローバルサプライチェーンの一環としての下流産業化への投資から、グローバル投資家が恩恵を受ける可能性がある。

図 6: 2025-2026年の世界銀行グループによる東南アジア諸国のGDP成長率予測、2025年1月および6月の比較報告*

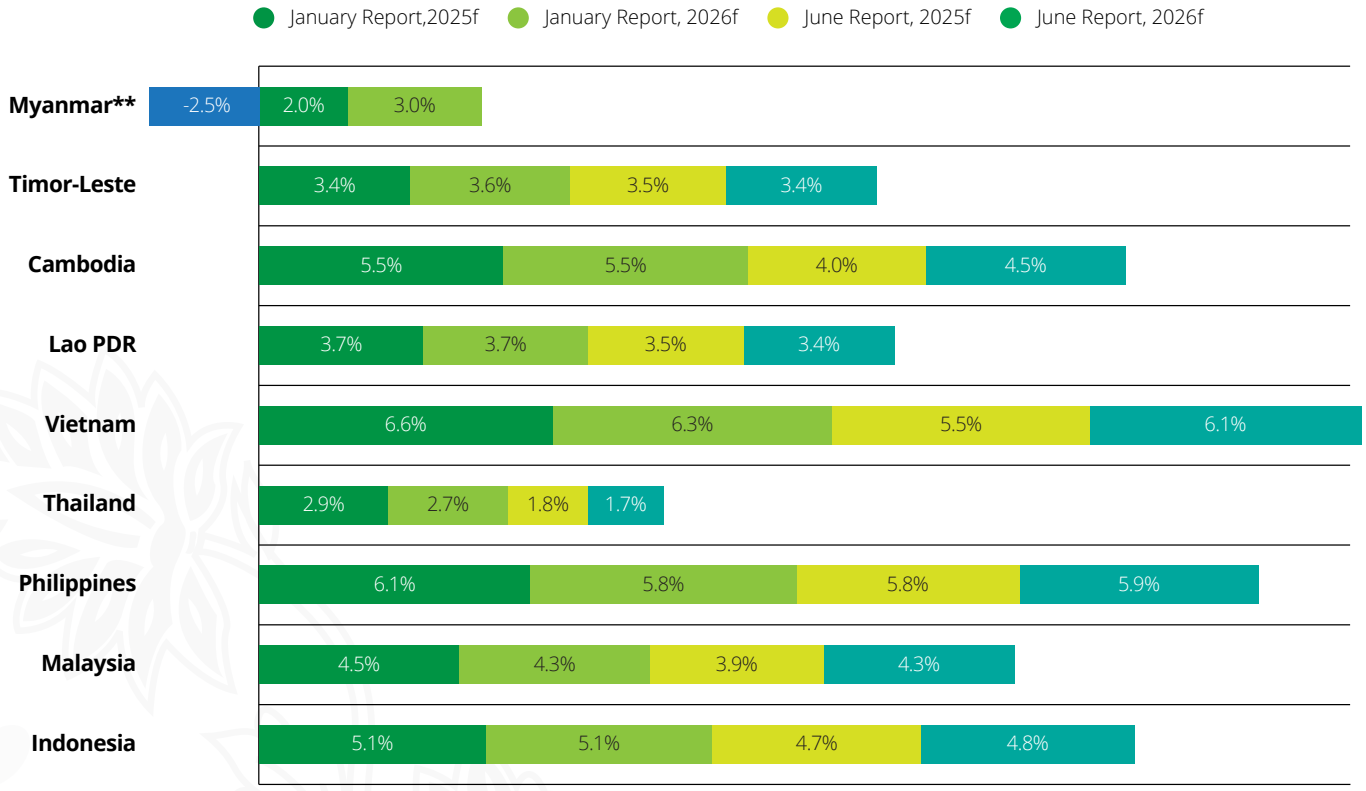

*文書にはブルネイ・ダルサラムに関するデータは存在しない。

**2026年以降のミャンマーの予測は、世界銀行が不確実性の高さから除外している。

出典: World Bank Global Economic Prospects, January and June 2025 Editions.

• インドネシアの安全保障に影響を与える主なリスク

主要な地政学的紛争による波及効果がインドネシアの安全保障を脅かしている。まず、**2022年初頭から続いているロシア・ウクライナ紛争**は、エネルギーと食料のサプライチェーンの両方を混乱させ、世界的な価格の急騰と必需品の供給不足を引き起こした。2025年初頭、インドネシアの米および砂糖の価格は、農業生産価格の上昇(肥料価格の上昇)により継続的に上昇した。[11]さらに、**イスラエル・パレスチナ紛争の緊張**が隣国にも広がり、インドネシア原油価格(ICP)は停滞を経験しているが、依然として管理可能なペースを維持している。[12]外務大臣は、インドネシアはいかなる国の領土に対する攻撃、特にイスラエルによる攻撃を非難すると述べ、これは国の領土と主権の侵害にあたると主張している。また、2025年4月に激化した[13]**インド・パキスタン紛争を受けて、世界的な懸念も高まっている。**長期化する紛争は米や医薬品の価格を押し上げ、すでにロシア・ウクライナ戦争で緊張しているインドネシアの食料と健康安全保障にリスクをもたらす可能性がある。さらに、インドとパキスタンはインドネシアのCPOと石炭の主要な輸出市場であるため、さらなるエスカレーションはこれらの商品を混乱させる可能性がある。潜在的な影響を緩和するため、政府は東アジアおよびアフリカ諸国を対象としたCPO市場の多様化戦略を発表した。[14]

インドネシアもまた、地球温暖化対策により大きな関心と注力を向けている。地球温暖化の状況は憂慮すべきレベルに達しており、気候変動、水循環の乱れ、水文気象災害の増加などの自然現象の異常を引き起こしている。気象・気候・地球物理機関 (Badan Meteorologi、Klimatologi、dan Geofisika、またはBMKG)によると、気候変動は極端な気象現象、自然の驚異の被害、そして社会経済的損失(例:不安定な食料部門でのインフレ率の変動を引き起こす作物の不作在[15]など)をもたらしている。気候変動の深刻な影響を認識し、インドネシアは多くの気候変動対策に積極的に参加し、気候変動対策への投資にも積極的に参加している。スビアント大統領は、気候変動対策へのインドネシアのコミットメントとクリーンエネルギーの実現に向けた取り組みを強調している。[16]さらに、政府は北ジャワ沿岸に巨大な防波堤の建設に注力し、地域社会や経済の安全を脅かしている潮汐洪水(海面上昇と地盤沈下の組み合わせ)の緩和に取り組んでいる。[17]

貿易実績

地政学的紛争や気候変動といった世界的な外部危機は、インドネシアを含む国際社会に大きな課題をもたらしている。幸いなことに、2022年以降、インドネシアは強い経済成長と回復を経験している。政府は関係関係者とともに、インドネシアの回復と安定を多くの分野で推進するために最大限の努力を行っている。**インドネシアの貿易収支は2025年9月末までに65か月連続黒字を記録した。**2025年1月以降、BPSは2025年第3四半期末時点でインドネシアの貿易黒字が335億米ドルに達していると報告しした。[18]インドネシアの2025年第1四半期から第3四半期の累積輸出額は、2024年同期比で8.1%増加し、製造業はインドネシアの輸出増加に最も大きく貢献した。中国、ASEAN、米国はインドネシアの石油・ガス以外の輸出先のトップ3に位置している。[19]

[11] “3 Tahun Perang Rusia-Ukraina, Harga Beras - Minyak Goreng Melambung!“. CNBC Indonesia. 22 February 2025.
[12] “Apa Dampak Perang Iran-Israel terhadap Perekonomian Indonesia?“. Kompas.com. 18 June 2025.
[13] Apa Dampak Perang Iran-Israel terhadap Perekonomian Indonesia?“. Kompas.com. 18 June 2025.
[14] “Konflik Iran-Israel Terus Memanas, Kemenlu Prioritaskan Evakuasi WNI Terus Berjalan“. Hukumonline.com. 30 June 2025.
[15] “BMKG ajak masyarakat kontribusi tahan laju pemanasan global“. ANTARA News. 20 March 2023.
[16] “Presiden Prabowo Tegaskan Komitmen Indonesia Hadapi Perubahan Iklim dan Krisis Kesehatan Global“. Cabinet Secretariat of RI. 8 July 2025.
[17] “Kilas Balik Rencana Pembangunan Giant Sea Wall yang Diungkit Prabowo“. 15 June 2025.
[18] “Berita Resmi Statistik, 3 November 2025“. Statistics Indonesia (BPS). 3 November 2025.
[19] 同上

図 7: インドネシアの2025年第1四半期から第3四半期の輸出ハイライト

	輸出		
	概要	**価格**	**2024年同期間比成長率**
	石油・ガス輸出	100億米ドル	-14.1%
	非石油・ガス輸出	1,998億米ドル	9.6%
	累計輸出総額	2098億米ドル	8.1%
	輸出構成		
	セクター	**価格**	**2024年同期間比成長率**
	製造業	1679億米ドル	17.0%
	鉱業およびその他	267億米ドル	-23.7%
輸出	石油・ガス	100億米ドル	-14.1%
	農業・林業・漁業	52億米ドル	34.3%
	非石油・ガス輸出の主要仕向地		
	輸出先	**価格**	**輸出全体に占める割合**
	中国	465億米ドル	23.3%
	ASEANは	385億米ドル	19.3%
	アメリカ合衆国	230億米ドル	11.5%
	インド	140億米ドル	7%
	欧州連合	145億米ドル	7.2%

出典: Statistics Indonesia (BPS), “Berita Resmi Statistik”2025年11月3日

輸入に関しては、2025年1月から9月までのインドネシアの累積輸入額は2024年同期比で2.6%増加した。これは主に資本財の輸入増加に影響されている。2025年1月から9月の期間における非石油・ガスの輸入は主に中国、ASEAN、日本からのものだった。[20]

[20] 同上.

図 8:インドネシアの2025年第1四半期から第3四半期の輸入ハイライト

輸入	**輸入**		
	概要	**価格**	**2024年同期間比成長率**
	石油・ガス輸出	237億米ドル	-11.2%
	非石油・ガス輸出	1526億米ドル	5.2%
	累計輸入総額	1763億米ドル	2.6%
	輸入構成		
	セクター	**価格**	**2024年同期間比成長率**
	原材料・補助材料	1,244億米ドル	-0.7%
	資本財	359億米ドル	19.1%
	資本財	160億米ドル	-2.1%
	消費財	**価格**	**輸入全体に占める割合**
	中国	621億米ドル	41%
	ASEAN	241億米ドル	16%
	日本	110億米ドル	7%
	欧州連合	89億米ドル	6%
	アメリカ合衆国	73億米ドル	5%

出典: Statistics Indonesia (BPS), “Berita Resmi Statistik”、2025年11月3日。

インドネシアと米国の貿易関税調整

インドネシアは米国から追加の貿易関税調整を受けた国の一つとして挙げられており、当初は32%の追加関税引き上げだったが、両国間の公式交渉により19%に引き下げられた。この割合は、ベトナム(20%)やタイ(36%)などの東南アジア諸国の中でも最も低い部類である。

インドネシア経済調整省は、低関税協定が特に衣料・履物産業を中心とした国内労働集約部門の競争力を強化する可能性があると述べた。[21]これにより、国内労働集約型セクターが追加の市場を獲得し、他国と比べてインドネシアの競争力を高める機会も高まる。政府はこの協定がインドネシアにとって有益と考えており、パーム油などの主要輸出品に対する関税引き下げが可能になると考えている。

[21] “Sepakati Tarif Baru 19% dengan Amerika Serikat, Jadi Huge Wins Untuk Industri Padat Karya Indonesia“. Coordinating Ministry for Economic Affairs of RI. 18 July 2025.

金融および財政の業績と戦略

インドネシアの資本市場は、2025年第1四半期から第3四半期にかけての変動にもかかわらず、比較的安定した状態にある。米中間の緊張と米国連邦政府の閉鎖が相まって、新興市場国への資本流入に影響を与え、それがインドネシア国債(SBN)やインドネシア銀行ルピア建て証券(SRBI)からの資本流入にも影響を及ぼし、ルピアは米ドルに対してやや弱い結果となっている。インドネシア共和国財務省(RI)は、インドネシアの国内市場が依然として堅調であると保証した。これにより資本市場の変動は管理可能なペースとなり、市場全体の好調には影響していない。[22]政府は、インドネシアが今後も国債の資本流入が続くと確信している。一方、外国投資家の信頼感も好調を示しており、インドネシア銀行の**消費者信頼感指数**(Indeks Keyakinan Konsumen)調査では、**2025年第1四半期から第3四半期にかけて**100を超え(楽観的)スコアが示されている。

一方、**ルピア為替レートは2024年末以降変動しているが、管理可能で安定したレートを維持している。ルピア為替レートは2025年9月以降、2025年10月に0.5%上昇した。**[23]米連邦準備制度理事会(FRB)の「タカ派」政策と不確実な地政学的状況がルピアの変動に寄与し、ある程度は新興市場からの資本流出を促している。さらに、インドネシア銀行によると、2025年10月下旬時点でインドネシアの外貨準備高は1,487億米ドルと高水準であり、これは6.2か月分の輸入、または6か月分の輸入に政府の外貨債務返済を賄う資金に相当する。[24]

インドネシア銀行は、インドネシアのインフレ率は管理可能で安定しており、2025年9月の前年比は2.7%と記録されていると強調している。インフレ率は2025年と2026年の2.5%±1%[25]で維持される。インドネシアのインフレ率は、ベトナムなど他の新興経済国(3.4%)と比べても依然として比較的低い水準である。[26]前月比減額の要因としては、国内経済能力の拡大、インドネシア銀行の金融政策の一貫性、管理可能な輸入インフレ、そしてデジタル化のポジティブな影響が含まれる。ちなみに、インドネシア銀行は決済システムのデジタル化を加速させ、デジタル経済および金融包摂の向上に注力している。インドネシアではデジタル決済システムが着実に成長しており、人々はデジタル化を受け入れ、デジタル決済へのアクセスが向上している。2025年第3四半期時点で、インドネシア銀行はデジタル決済取引件数を129億件(前年比38%増加)を記録し、モバイルおよびインターネットバンキング取引はそれぞれ前年比13.1%と17.8%の成長、さらにQRIS決済取引は前年同期比147.6%の成長となった。[27]

インドネシア銀行は、金融政策の柔軟な運用を通じてインフレ率の安定維持に重要な役割を果たしてきた。金融政策は、不確実な世界金融市場の影響を軽減するためにルピア為替レートの安定化を高めることを目的としている。例えば、**インドネシア銀行は2025年9月までに金利/BI-7デイリバースレポ金利(BI7DRR)を4.75%に引き下げした。**これは 2024年9月から150ベースポイント(bps)の減少である。銀行に流動性インセンティブを供給して信用・資金調達を刺激する効率性は強化されており、優先セクターの成長支援や雇用機会創出のために柔軟なマクロプルーデンシャル政策も引き続き実施されている。

[22] “Kementerian Keuangan Tanggapi Hengkangnya Modal Asing dari Pasar SBN. Tempo.com. 10 October 2025.
[23] “BI-Rate Tetap 4,75%: Mendorong Pertumbuhan Ekonomi, Mempertahankan Stabilitas“. Bank Indonesia. 22 October 2025.
[24] 同上
[25] 同上
[26] “Consumer price index, gold price index and US$ price index for September, third quarter and 9 months of 2025“. National Statistics Office of Vietnam. 6 October 2025.
[27] “BI-Rate Tetap 4,75%: Mendorong Pertumbuhan Ekonomi, Mempertahankan Stabilitas“. Bank Indonesia. 22 October 2025.

2. 人口統計

国内消費と投資に支えられ、インドネシア経済は2025年に着実に成長すると予想されている。経済を活性化するための重要な戦略の一つは、主要セクターへの投資を促進し、経営を改善することで、増え続けているインドネシアの人口を受け入れることである。インドネシアは38の州、17,000以上の島々、2億8000万人以上の人口から成り立っており、人口規模では世界第4位となっている。若い世代の労働力が増加しており、インドネシアは以下のような好ましい人口統計上の特徴に恵まれている。

- 人口の70%以上が15歳から65歳で、依存率は低く、識字率の高いダイナミックな労働力
- 人口の約59%が都市部に居住
- インドネシアの人口はASEAN諸国の総人口の41%を占めている

上記の人口動態は、労働力の規模、生産性、資本形成など様々な経路を通じて経済成長に影響を与える。BPSによると、2025年8月時点で2億1,800万人が労働年齢に達した。そのうち1億5,400万人が労働力人口で、労働力率は70.6%に相当する。経済が着実に回復する中、2025年8月の完全失業率は4.8%(746万人) で、2024年同時期と比べて0.01万人減少した。[28]農業、貿易、製造業、飲食・宿泊業の分野での雇用率が高い。さらに、インドネシアは消費力が急速に増加している大きな消費者基盤も存在する。

図 9:インドネシアの年齢別および性別別人口(2025年)

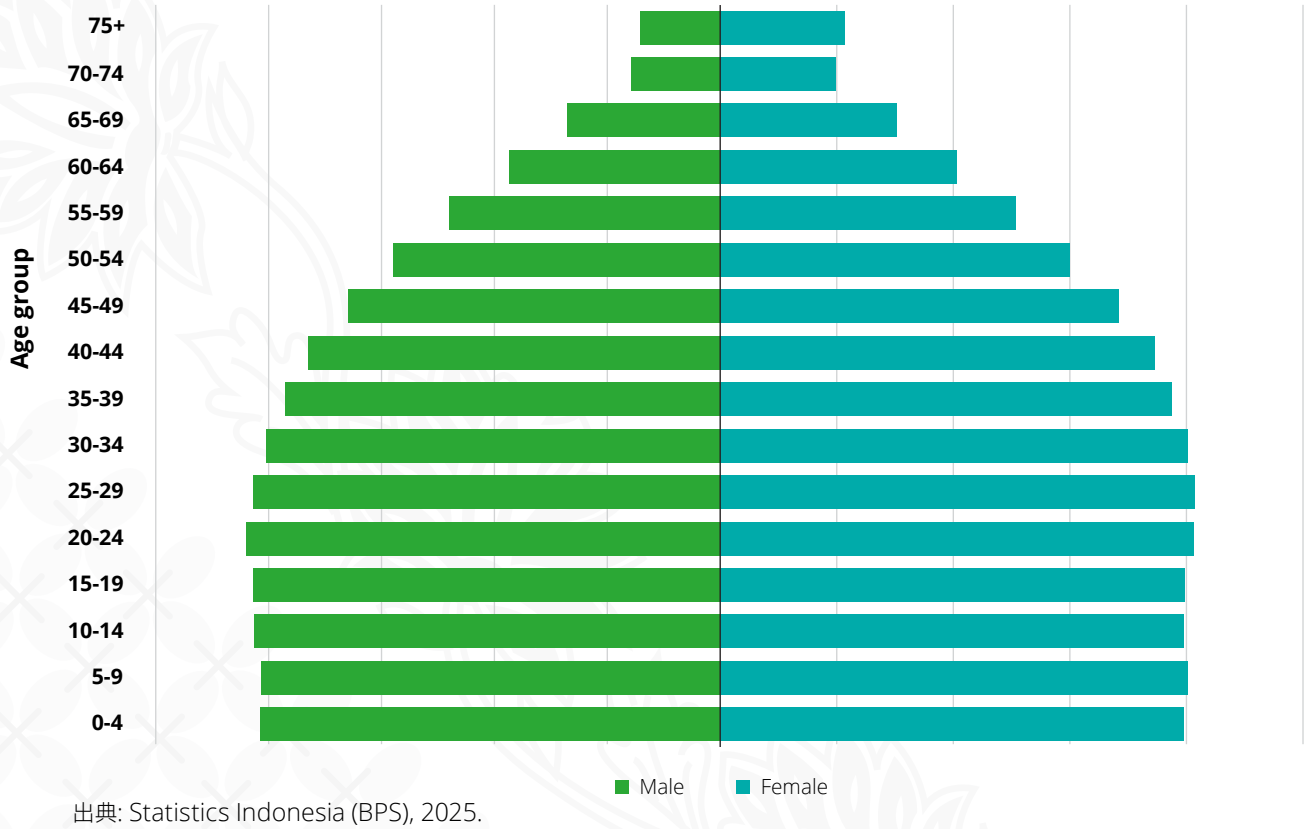

出典: Statistics Indonesia (BPS), 2025.

[28] "Berita Resmi Statistik, 5 November 2025". Statistics Indonesia (BPS). 5 November 2025.

3. インドネシアの投資環境の概要と機会

インドネシアの経済的成功の大きな要因は、中間層の成長と安定した経済成長に起因している。　財務省によると、インドネシアの債務対GDP比率は2024年に39.81%で、2025年6月時点でわずかに上昇して39.86%となり、同国の財政状況が依然として安全な範囲内にあることを示している。[29]政府は引き続き公債を慎重に管理し、債務対GDP比率を60%を超えない目標としており、これは国家財政に関する法律第17号に基づく最大限度に沿ったものである。[30]さらに、インドネシアの債務対GDP比率は、マレーシア(61.9%)、タイ(62.8%)、フィリピン(62%)、インド(84.3%)など地域の他の国々と比べても穏健とされており、他国と比べて強く持続可能な財政状況を示している。[31]

外国直接投資(FDI)実現

世界銀行が示す2025年のインドネシア経済成長率は約4.8%で、2026年も同じ水準で推移すると予想しているのと同様に、[32]投資実現はこれまでのところ好調な傾向を示している。2025年第1四半期から第3四半期にかけて、投資調整委員会 (Badan Koordinasi Penanaman Modal、BKPM)のデータによると、外国直接投資(FDI)は644.6兆ルピア(約389億米ドル)に達し、インドネシアの総投資実現の割合は44.9%を占めている。2025年第1四半期から第3四半期の国内直接投資(DDI)とFDIの合計は1,434.3兆ルピア(約865億米ドル)に達し、年間投資目標1,905.6兆ルピア(約1,068億米ドル)の75.3%を達成した。[33]

発展途上国として、外国直接投資(FDI)は重要な資本源であり、資産移転、経営、技術の移転を通じて国の経済を活性化する国の発展に貢献している。2024年には、西ジャワのFDIが75億米ドルでリードし、これは州ごとの全国FDIの17%を占め、中央スラウェシが64億米ドル(15%)で続いた。2025年第1四半期から第3四半期のFDI実現では、西ジャワが依然としてリードし、中央スラウェシが続いている**(図10参照)**。さらに、投資源に基づくFDI実現に関しては、2024年にシンガポールが国内最大の投資国であり、投資価値は2,000万米ドル、中国は810万米ドルで続いた。2024年における最大の投資分野は、基礎金属、金属製品（機械・設備を除く）であり、投資額は102億米ドル、対内直接投資総額の23%を占めた。これらは2025年第3四半期までほぼ変わらず、**図11および図12に示されている。**

さらに、インドネシア政府は下流加工(hilirisasi)活動に大きな注力をしており、ゴールデン・インドネシア2045ビジョンの達成に寄与する収益性の高い優位性をもたらすと期待されている。**図13**に示すように、下流セクターは2024年第1四半期から第3四半期にかけて262.3兆ルピア(約170億米ドル)を生み出し、この期間の総投資実現の21.6%を占めている。

図 10: 州別のFDI実現額(百万米ドル単位)

地域	2023		2024		2025 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
西ジャワ州	8,283	16%	7,450	17%	6,183	15%
中部スラウェシ州	7,244	14%	6,369	15%	5,708	14%
ジャカルタ特別州	4,830	10%	6,124	14%	4,559	11%
北マルク州	4,998	10%	3,541	8%	3,488	9%
バンテン州	4,451	9%	3,201	7%	2,354	6%
東ジャワ州	4,740	9%	2,767	6%	2,034	5%
リアウ州	2,042	4%	1,172	3%	750	2%
南スラウェシ州	337	1%	246	1%	314	1%
中部ジャワ州	1,564	3%	1,664	4%	2,304	6%
その他の州	11,779	23%	11,093	25%	12,593	31%
投資総額	**50,268**	**100%**	**43,627**	**100%**	**40,287**	**100%**

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2025”、2025年10月17日。

[29] "Indonesia’s Debt Nears $551 Billion but Stays Well Below Danger Zone". Jakarta Globe. 10 October 2025.
[30] 同上
[31] “Terbaru! Utang Indonesia Tembus Rp 9.138,05 T”. CNBC Indonesia. 10 October 2025.
[32] “World Bank: Strong Jobs, Reforms to Anchor Indonesia’s 4.8% Growth”. Jakarta Globe. 8 October 2025.
[33] “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2025”. Ministry of Investment and Downstream Industry of RI. 17 October 2025.

図 11: 投資元別によるFDI実現(百万米米ドル単位)

投資元	2023		2024		2025 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
シンガポール	15,355	31%	20,075	33%	12,594	31%
中国	7,438	15%	8,107	14%	5,433	13%
香港	6,504	13%	8,217	14%	7,263	18%
日本	4,639	9%	3,464	6%	2,330	6%
アメリカ合衆国	3,283	7%	3,697	6%	2,326	6%
マレーシア	4,060	8%	4,244	7%	2,720	7%
韓国	2,543	5%	2,988	5%	1,481	4%
オランダ	1,258	3%	1,977	3%	929	2%
その他	5,187	10%	7,245	12%	5,210	13%
投資総額	**50,267**	**100%**	**60,013**	**100%**	**40,286**	**100%**

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2025”、2025年10月17日。

図 12: セクター別FDIの実現額(百万米ドル単位)

セクター	2023		2024		2025 (Q1-Q3)	
	投資金額	割合	投資金額	割合	投資金額	割合
卑金属、金属製品、非機械および機器	11,787	23%	10,186	23%	10,791	27%
運輸、倉庫、通信	5,615	11%	3,977	9%	2,459	6%
化学および薬品	4,805	10%	3,225	7%	2,636	7%
鉱業	4,715	9%	3,860	9%	3,541	9%
製紙および印刷	3,431	7%	2,650	6%	1,797	4%
電気・ガス・水道	2,742	5%	1,841	4%	1,425	4%
住宅、工業団地およびオフィスビル	2,575	5%	2,336	5%	1,821	5%
食品	2,263	5%	2,196	5%	1,811	4%
その他	12,334	25%	13,355	31%	3,373	8%
投資総額	**50,267**	**100%**	**43,627**	**100%**	**40,286**	**100%**

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2025”、2025年10月17日。

図 13: 下流産業に基づくFDI実現額

Industry/産業/セクター	投資金額(ルピア)	投資金額 (USD)*
鉱物		
ニッケル	136.1兆	82億米ドル
ボーキサイト	43.2兆	26億米ドル
銅	61.2兆	37億米ドル
鉄鋼	31兆	19億米ドル
錫	5兆	3億米ドル
その他	15.1兆	9億米ドル
総額	**292兆**	**174億米ドル**
農業		
CPO／オレオケミカル	52.7兆	32億米ドル
木材	36.6兆	21億米ドル
ゴム	9.7兆	5億8100万米ドル
その他	4.3兆	2億5,800万米ドル
総額	**103.3兆**	**62億米ドル**
石油・ガス		
原油	18.3兆	11億米ドル
天然ガス	14.3兆	8億5,600万米ドル
総額	32.6兆	20億米ドル
水産業		
主要品目（塩、魚、エビ、海藻、ワタリガニ、ティラピアを含む）	3.9 trillion	US$234 million
合計	**431.4兆**	**279億米ドル**

*2025年12月8日為替レート(1USドル = 16,698.90 ルピア)に基づく

出典: Ministry of Investment and Downstream Industry of RI, “Perkembangan Realisasi Investasi Triwulan III dan Januari-September 2025”、2025年10月17日.

ソブリン信用格付けおよびビジネス環境の整備状況

インドネシアの国債は、主要な国際格付機関による投資適格の格付けに裏付けられ、投資家にとって依然として魅力的な存在である。2025年時点で、フィッチとS&PはBBB/安定を再確認し、ムーディーズはBaa2/安定を維持し、JCRとR&Iはインドネシアを BBB+と評価し、R&Iは好意的な見通しを付けている。これらの格付けは図14にまとめられ、インドネシアの世界的危機に対する回復力、政府および外部信用指標の改善、改革議題に対する国内政治的課題の管理能力を反映している。

図 14: インドネシアの主権信用ランキング[34]

格付け機関	レート	展望
Fitch Ratings	BBB(英国商業・商業・商業銀行)	安定
S&P	BBB(英国商業・商業・商業銀行)	安定
Rating and Investment Information Inc.	BBB+	安定
Japan Credit Rating Agency	BBB+	安定
Moody's Investor Service	Baa2	安定

出典: Indonesia Financial Services Authority (OJK)、2025年

さらに、世界銀行のBusiness Ready Assessment 2024では、規制枠組み、公共サービス、業務効率の3つの主要柱と10の企業ライフサイクルトピックにおける経済のビジネスおよび投資環境を評価しており、インドネシアが着実により強固なビジネス環境を構築していることを示している。インドネシアは規制枠組みで64.0点、公共サービスで63.4点、効率性で61.3点を獲得し、レジリエンスと適応力を示している。企業のライフサイクル全体を通じて、インドネシアは労働、公共サービス、事業所在地などの分野で強い事業準備を示している一方で、市場競争、金融サービス、事業破綻の課題も依然として残っている。[35]

他の東南アジア諸国と比べると、インドネシアはASEANでフィリピンやベトナムを上回る2位に位置し、タイとの差は着実に縮まっている。しかし、シンガポールは依然として地域リーダーであり、インドネシアが競争力をさらに強化するための機会をまだ持っていることを示している。大規模な市場規模、改革主導の政策、規制およびサービス枠組みの上昇傾向により、インドネシアは地域における有望で競争力のある投資先であることを示している。[36]

4. 投資のホットスポット – インドネシアの産業セクター分析

インドネシアはバランスの取れた経済を持ち、主要なセクターが重要な役割を果たしている。農業は歴史的に雇用と生産の両面で支配的なセクターだった。同国は過去数十年にわたり採掘されてきた幅広い鉱物資源を有しており、鉱業部門はインドネシアの国際収支に重要な貢献をしている。インドネシアはまた、多様化した貿易経済を有している。国内最大の輸出国には、製造業、石炭およびその他の鉱産物、石油・ガス製品、農業、林業、水産が含まれる。

インドネシアにはアチェからソロンにかけて25の特別経済区(SEZs)があり、マラッカ海峡のサバン(アチェ)、バタム、ビンタン、カリムン(リアウ諸島)に、製薬産業専用の2つのSEZと自由貿易区がある。2025年第3四半期までに、これらのSEZは36億ルピアの投資と54億米ドルの輸出を生み出し、79,000の雇用を創出した。2026年には、下流、電気自動車、石油化学など6つのSEZをさらに追加する予定である。[37]さらに、投資・ダウンストリーム省は、事前実現可能性調査により84件のプロジェクトを投資家向けに提供可能と発表した。これには製造業(40プロジェクト)、食品・農業(14プロジェクト)、観光(13プロジェクト)、インフラ(9プロジェクト)、工業団地(5プロジェクト)、再生可能エネルギー(2プロジェクト)、カーボントレード(1プロジェクト)が含まれる。[38]

リーダーシップ交代後、インドネシアの投資優先事項は大きな変化を示していない。**図15**は、アスタ・シータと一致する投資・下流産業省の9つの投資優先重点を示している。

[34] “Siaran Pers R&I Pertahankan Peringkat Kredit Indonesia pada BBB+ dengan Outlook Stabil“. Financial Services Authority of RI (OJK). 30 October 2025.
[35] “Business Ready (B-READY) 2024”. The World Bank. 2025.
[36] 同上
[37] “Hingga kuartal III 2025, investasi KEK capai Rp314 triliun“. ANTARA News. 9 December 2025.
[38] “Potensi Investasi Regional”. Ministry of Investment and Downstream Industry of RI.

図 15:インドネシアの9つの投資優先事項[39]

投資の優先領域	潜在的な投資機会の例
新・再生可能エネルギー (NRE)	• インドネシアにおける総NREポテンシャル:3.687ギガワット(GW);設置容量:13.1 GW • NRE内訳:水力:95GW、太陽光:3,294GW、バイオエネルギー:57GW、風力:155GW、地熱:23GW、潮汐:63GW
下流の工業	• 2023年から2040年にかけて、28の下流産業商品から6,180億米ドルの投資機会お創出 • ニッケル、銅、ボーキサイト、錫、石油化学、肥料、CPO、サトウキビ、海藻などの商品
食品 の安全	• 南パプアのメラウケ県における米農園、砂糖、バイオエタノールへの投資
半導体	• 上流半導体産業向けの原材料の入手可能性:シリカ、ガリウム、銅、ボーキサイト、金
デジタル経済・社会及びデータセンター	• インドネシアのデジタル経済市場は2030年までに2100億から3600億米ドルに達し成長率は5.9%(2024-2029年)と予測されている • 現在の設置容量(2024年11月時点)は、潜在能力2.7ギガワット(GW)から430メガワット(MW)である
輸出指向型製造業	• グローバルサプライチェーン(グローバルバリューチェーン/GVC)への参入の可能性
医療	• 製薬業界、医療機器、医療サービスへの投資機会 • バリ島サヌールの医療分野特別経済区
IKNヌサンタラ	• 住宅、教育、医療、環境に優しい交通、商業エリア、デジタルインフラへの投資 • 税制上の免除は30年、許認可の容易さ、建築権(HGU)は95年間有効で、延長も可能である
教育と職業	• 職業教育分野への投資には200%のスーパー税控除が適用される • バンテンのBSD教育特別経済区

インドネシアの投資環境は、調和のとれた政策、簡素化された手続き、関係者からの支援により徐々に改善されている。その例は以下の通りである:

- 規制の調和と簡素化 – 雇用創出法により79の法律が改正された。
- 中央集権的な投資権限。投資・下流産業省は、16のセクターからなるオンライン単一申訴(OSS)システムを通じて事業許可証を発行する権限を持っている。
- 事業分類に基づく投資ライセンスの提供。事業許可の要件は、事業活動の分類によって異なる。

今後、インドネシアはマルチプライヤー効果を生み出すイノベーションに基づく投資を誘致することを目指している。戦略には、優先産業の発展に向けた投資の優先順位付け、輸出志向型投資、グリーン投資、接続性および物流インフラ投資、研究・イノベーション志向の投資強化が含まれる。

インドネシアでの投資機会を投資家が探求しやすくするために、トレンドの潜在能力に基づいて主要セクターを厳選した。以下はセクターごとの潜在的な投資ホットスポットをまとめたものである。

[39] "The Business and Investment Landscape in Indonesia". Nurul Ichwan (Deputy Minister for Investment Promotion of Ministry of Investment and Downstream Industry of RI). Presented at 2024 Deloitte Annual Entrepreneur Summit Southeast Asian Edition. 5 November 2024.

エネルギー

インドネシアの国内総エネルギー消費は2025年に前年比2.9%増加し、2025年から2034年の間には年平均2.7%の成長が見込まれている。これは持続的な経済成長に支えられている。[40]スビアント政権は、石油・ガスの生産を復活させ、新・再生可能エネルギー(NRE)開発を強化することでエネルギー安全保障を強化する目標を設定している。以下は、セクターの動向に基づくインドネシアのエネルギー状況の簡単な内訳である。

- **石油**
  インドネシアの石油消費は、政府がEV、バイオ燃料、天然ガスを推進しているにもかかわらず、人口増加と所得の増加により、2025年から2034年にかけて2.1%の年平均成長率で成長すると予測されている。政府の国内原油生産量を1日あたり100万バレルに増やす目標にもかかわらず、2030年には　油田の老朽化により国内原油生産量は75万バレル/日を下回ると予想されている。スビアント大統領は規制緩和、休止井戸の再開、稼働中の現場での生産性向上など、この分野の活性化を約束している。[41]

- **ガス**
  インドネシアの天然ガス消費は、産業拡大、発電利用の増加、ガス火力プロセスの増加により、2025年から2034年にかけて年平均成長率(CAGR)3.7%で増加すると予測されている。当局はガス火力発電容量を2021年の20.9GWから2030年までに26.7GWに増強することを目指している。生産量は2034年までに6,470万トンに達すると予想されており、老朽化した畑による減少を相殺する新規プロジェクトによって支えられている。[42]

- **電力**
  インドネシアの電力消費は、工業需要、増加する所得、電力網の拡大、農村電化により、2025年から2034年にかけて3.6%の年平均成長率で成長すると予測されている。屋上太陽光の料金を含む再生可能エネルギーへの政策支援は、利用をさらに促進している。設置能力は2025年には76.4GW、2034年には約100GWに増加し、新たな化石燃料発電所と急速な太陽光発電の拡大によって支えられている。政府はまた、2025年から2034年にかけて新しい変電所の建設と62,440kmの送電網の拡充も計画している。[43]

- **石炭**
  2025年から2034年までの年間で、国内の石炭総消費量は主に新たな石炭火力発電所の追加によって年平均2.9%増加すると予測されている。供給面では、2034年には地元の石炭生産量が4億1630万トンに達すると予想されている。石炭は引き続きインドネシアの電力ミックスを支配し、2025年には発電量の約65%を占め、2034年にはわずかに60%まで減少する見込みである。それでも石炭発電量は　2024年の260　TWhから2034年には345 TWhに増加すると予想されている。[44]

- **新・再生可能エネルギー(NRE)**
  クリーンおよび再生可能エネルギープロジェクトへの投資は、今後数年間で投資家にとって価値ある選択肢となると期待されている。 政府は2030年までに、総容量最大20.9　GWの再生可能エネルギー発電所の開発を目指し、総投資額は約552億米ドルと推定されている。 NREの成長を促進するため、インドネシアは大統領規則(PR)112を制定し、再生可能エネルギーに関する新たな料金枠組みを導入しした。この枠組みの下で、独立系発電者(IPP)とPLNは政府が設定した上限内で価格交渉を行い、その上限は毎年見直される。料金は、導入される再生可能エネルギー技術や発電施設の場所によって異なる。[46]

---

[40] "Energy: Indonesia". Economist Intelligence Unit (EIU). November 2025.
[41] 同上
[42] 同上
[43] 同上
[44] 同上
[45] "Swasta Dilibatkan dalam Proyek EBT Rp 861,6 Triliun". Investor Daily. 26 October 2022.
[46] "Energy: Indonesia". Economist Intelligence Unit (EIU). November 2025.

図 16:インドネシア再生可能エネルギーの発電能力と発電予測[47]

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
発電容量 (MW)									
水力発電	8,189	8,589	8,989	9,389	9,789	10,489	11,189	11,889	12,589
風	261	331	401	471	541	591	641	691	741
ソーラー	1,287	1,687	2,087	2,487	2,887	3,487	4,187	4,887	5,587
その他	7,496	8,166	8,836	9,506	10,176	11,026	11,976	12,976	13,876
発電電力量 (GWh)									
水力発電	30,105	31,575	33,046	34,516	35,987	38,560	41,134	43,707	46,286
風	831	1,053	1,276	1,498	1,721	1,880	2,039	2,198	2,357
ソーラー	1,440	1,888	2,335	2,783	3,230	3,902	4,685	5,468	6,251
その他	21,871	23,873	25,876	27,878	29,880	32,043	34,317	36,591	38,866

出典:EIU、2025年。

現在、インドネシア最大の再生可能エネルギー源は水力発電で、次いで太陽光と風力、そして表の「その他」カテゴリーに地熱が分類されている。この分類にもかかわらず、地熱は依然として戦略的な焦点であり、2030年までに5.5GW、2035年までに9.3GWの能力を目標としている。これを支えるため、大統領規則(PR)112は、現行より約60%高い料金、探査リスク分担、電力料金の引き上げの柔軟性(他の再生可能エネルギーにはない)、専用の資金調達施設など、地熱開発に合わせたインセンティブを提供している。[48]

NRE(自然エネルギー)だけでなく、原子力ベースのクリーンエネルギーも最優先課題となり、インドネシアはエネルギー自足を達成するためにさらに発展させようとしている。政府規則(PP) 2025年第40号(国家エネルギー政策に関する)に基づき、インドネシアは2032年までに自国の稼働中の原子力発電所を設立することを目指している。[49]

インドネシアのエネルギー転換野心に関する最近の最新情報

- **電力セクターにおけるエナジートランジションロードマップ"**
  再生可能エネルギー開発の加速に関するPR 112 of 2022に続き、エネルギー・鉱物資源省(MEMR)は2025年規則第10号を発行し、電力分野におけるエネルギー転換のロードマップ(MEMR 10/2025)を定めた。[50]石炭火力発電所の退職に焦点を当てたPR 112/2022とは異なり、MEMR 10/2025 はより広範なエネルギー転換の枠組みを提供する。主な戦略には、CFPPでのバイオマス共燃、CCSへの改修、グリーン水素とアンモニアの開発、スマートグリッドのアップグレード、早期石炭火力発電所の早期退役加速が含まれる。[51]

- **ダナンタラ廃棄物エネルギー(WtE)Pproject**
  大統領規則2025年第109 号が2018年第35号に代わり、廃棄物・エネルギー(WtE)および廃棄物処理の枠組みを効率化する。この法案は単一のPLN負担料金を導入し、調達を国家レベルで集中化し、Danantaraにプロジェクト構造と調達の主導権を割り当てる。[52]インドネシアでのWtE開発には大規模な投資と新技術が必要である。政府はジャカルタ(4か所)、バリ、ジョグジャカルタ、ベカシ、ボゴール、セマラン、タンゲラン、メダン、西ジャワ(6か所)を含む10の地域を優先的に管理している。WTEプロジェクトは、国の温室効果ガス排出量を最大80%削減し、土地利用を90%削減し、地域の経済的利益を生み出すと期待されている。[53]

- **ジャスト・エネルギー・トランジション・パートナーシップ(JETP)**
  JETPインドネシアは、初期の資金調達約束である10億米ドルを動員することで、国内最大のエネルギー転換資金パッケージとして国のエネルギー転換を加速することを目指している。6つの投資重点を持つJETPインドネシアの優先プロジェクトは、13のエネルギー効率化・電化プロジェクト、174の送電線およびグリッド展開プロジェクト、78の水力発電プロジェクト、115の地熱プロジェクト、12のバイオエネルギープロジェクト、65の太陽光発電プロジェクト、29の風力プロジェクト、8の再生可能エネルギーサプライチェーンプロジェクトで構成されている。

[47] 同上
[48] 同上
[49] Bukan Lagi Pilihan Terakhir, RI Siap Membangun Pembangkit Nuklir". CNBC Indonesia. 9 December 2025.
[50] "MEMR REG 10/2025: Charting Indonesia's Early Retirement of Coal-Fired Power Plants and Energy Transition Strategies". UMBRA Law. 2025.
[51] "MEMR 10 2025: A Bold Roadmap for Sustainable Electricity". ABNR Law. 2025.
[52] "Progress Report 2025". JETP Indonesia. 2025.
[53] 同上

資源と産業

インドネシアの工業部門は19を貢献している。2025年第3四半期時点でGDP比2%で、全国労働力の約14%、約2,050万人が雇用されている。製造業と鉱物加工を基盤とし、パンデミックショックからは商品輸出や下流政策、特にニッケル、銅、アルミニウムの導入を通じて回復した。急速な鉱物産業の発展により、インドネシアは世界最大のニッケル生産国(世界生産量の50%)および第3位の銅輸出国となり、EVおよびバッテリーのサプライチェーンにおける地位を確立した。　成長はジャワ、スラウェシ、北マルクに集中しているが、製造業のGDPシェアはサービスの拡大に伴い徐々に減少している。[56]

インドネシアの産業エコシステムの構造は、国有企業、グローバルコングロマリット、そして台頭する地元の産業グループが融合したものを反映している。ニッケルおよび銅精錬の主要企業には、中国の大手企業(青山、華友コバルト)、日本の住友、そして西側の確立された企業(ヴェイルS.A.、エラメット)があり、これらはしばしば地元企業との合弁事業で運営されている。[57]スラウェシのバタン工業団地とモロワリ、ウェダ湾は旗艦拠点であり、2025年までに約400億米ドルの投資を引き寄せている。このような協力は産業能力を加速させる一方で、インドネシアの競争力を形作り続けるインフラやガバナンスの課題も露呈させている。

一方で、資源ナショナリズムと財政的インセンティブが産業の発展を加速させている。環境問題や労働問題の高まりにより、ESGコンプライアンスは今や極めて重要となり、EVサプライチェーン、ハラール食品、繊維、パームベースのクラスターなどで新たな機会が生まれている。[58]ベトナムからの競争、技能不足、石炭集約型の製錬所があるにもかかわらず、インドネシアの展望はグリーン製造業、インフラの現代化、デジタルトランスフォーメーション、再生可能エネルギーにある。

インドネシアの産業戦略は、2030年までに製造業のGDPシェアを25%に引き上げ、2060年までにネットゼロを達成することを目指しており、包括法、ダウンストリーミング政策、インドネシア4.0のロードマップなどの規制改革と、持続可能な成長を促進するグリーン産業の取り組みを組み合わせている。[59]この議題の中心には、低炭素技術、再生可能エネルギーの統合、バタンのようなグリーン工業団地への投資を誘導するDanantara programmeがある。ESGコンプライアンスが資金調達やライセンスに不可欠となる中、これらの政策はインドネシアが産業の現代化を推進しつつ、競争力があり、責任ある、包摂的な成長を維持することを可能にしている。[60]

ダナンタラの下での産業脱炭素化sの「Decarbonization & Downstream Roadmap」は、2060年までに業界全体のカーボンニュートラルを目指しつつ、効率化、電化、再生可能エネルギー統合の中間目標を設定している。[61]このロードマップは、クリーンな生産、エネルギー効率の向上、製錬の電化、EVバッテリー用の高純度「クラス1」ニッケルの導入、そして重要な工業団地の脱炭素化を義務付けている。この移行を象徴するいくつかの旗艦的な取り組みがある。

- スラウェシおよびマルクでのバッテリー製造用ニッケルのHPAL(高圧酸浸出)および水式冶金処理の迅速な導入。
- バタン工業団地などの旗艦グリーンインフラプロジェクトの開発は、太陽光、水力、廃棄物発電の統合を目的としている。
- 銅とアルミニウムのエコ産業クラスターの拡大、リサイクルと持続可能な資材の流れに焦点を当てている。
- 技術の地域開発、クリーンテック投資、グリーンファイナンスアクセスを支援する政策や財政的インセンティブ。

これらの取り組みは、環境認証のニッケル鉱山など環境認証生産を通じてインドネシアの国際的地位を強化する、グリーンかつ循環型製造への決定的な転換を示している。したがって、産業脱炭素化の「Decarbonization & Downstream Roadmap」は、政策枠組みだけでなく、成長と環境保護のバランスを取った戦略的ビジョンも提供し、インドネシアが資源輸出国から2045年までにグリーン産業リーダーへと進化することを目指すものとなっている。

[55] "The future of Indonesia's green industrial policy". Lowy Institute. 4 March 2025.
[56] "Berita Resmi Statistik 5 November 2025". Statistics Indonesia (BPS). 5 November 2025; "Manufacturing in Indonesia 2025: Key Sectors, FDI & Challenges" The Shiv. 31 March 2025.
[57] "Indonesia's Nickel Downstreaming Policy: Opportunities and Challenges for Investors". ASEAN Briefing. 9 April 2025.
[58] "The future of Indonesia's green industrial policy". Lowy Institute. 4 March 2025.
[59] "Indonesia's Nickel Downstreaming Policy: Opportunities and Challenges for Investors". ASEAN Briefing. 9 April 2025.
[60] "Industry Decarbonization Roadmaps for Indonesia". IESR. February 2024.
[61] 同上

技術と 電気通信

インドネシアのテクノロジーおよび通信セクターは、デジタルインフラの拡大、モバイルファースト人口、政府の変革政策によって推進される重要な経済の柱である。2025年までに、デジタル経済は1,300億から1,460億米ドルに達すると予測されており、インターネット普及率の80%、2億1,200万人のユーザー、3億5600万回のモバイル接続に支えられている。[62] 継続的な4G成長、早期の5G展開、農村部の接続プログラムは、デジタル格差の解消を目指している。[63]

通信は依然として基盤であり、2025年の価値は137億米ドルに達し、収益は控えめながらもOTTプラットフォーム、Eコマース、スーパーアプリからのデータ需要が急増している。[64]モバイル市場はTelkomsel、Indosat Ooredoo Hutchison、XLSmartが支配しており、光ファイバー、衛星、海底ケーブルの拡大により2032年までにブロードバンドの普及率は35%に達すると予想されている。Telkom Indonesia、Indosat、XLSmartといった業界リーダーは、インフラ、クラウド、AIサービスの統合を進めている。[65]イノベーションはAIとデータ分析を中心に展開しており、Telkom BigBox AI、各国言語モデル、バタムの4億ドル規模の量子AIデータセンターなどの取り組みがある。NVIDIA、マイクロソフト、AWS、テンセント、アリババなどのグローバル企業が多額の投資を行っているが、資本コスト、スペクトラムの希少性、規制、人材不足といった課題は依然として残っている。[66]政府はこれらの制約に対応するため、2030年までに900万人のデジタル専門職を育成することを目指している。[67]

新設された通信・デジタル省(Komdigi)が主導する政策改革により、認証の更新、スペクトラム規制、サイバーセキュリティの義務付け、そして国家AI戦略およびAI/データインフラロードマップへの整合を通じてガバナンスが強化される。このロードマップは、大規模なAIリテラシーの向上、年間10万人の専門家、そしてBigBox AI、SOEデジタルプラットフォーム、バタムのQuantum AIデータセンター、BRINの量子ハブなどの旗艦プロジェクトによって支えられる安全な量子準備データセンターを目標としている。[68]

通信・デジタル省はAIへの投資が増加していることを明らかにした。民間部門だけでも、2021年から2023年にかけてAIへの投資は6倍に増加した。[69]2030年までに、AIがインドネシアのGDPに与える貢献は3億6,600万米ドルに達し、インドネシアGDPの12%を占めると予測されている。[70]一方、インドネシアはデジタル投資に適した条件を有しており、グローバル接続の主要ルートにおける戦略的地位、高いインターネット普及率、そして大規模な国内デジタル経済市場を有している。このような好条件が、インドネシアのデータセンター事業の市場価値の成長に影響を与えており、2030年までに38億米ドルに達すると予測されている。[71]今後の大統領規制は、AIとロボティクスのガバナンスの洗練、セクター横断的なデータ相互運用性の強化、そして全国的なグリーンで安全かつ相互運用可能なデジタルインフラの展開を加速させる見込みである。

これらの取り組みが、インドネシアを東南アジアをリードするデジタル経済およびイノベーションの拠点としての地位を確立している。成功はインフラと人材のギャップを埋め、サイバーセキュリティを推進し、次世代AIやクラウドエコシステムに対する投資家の信頼を維持することにかかっている。

消費財、農産食品、自動車

インドネシアの自動車セクターは製造業の成長に大きく貢献しており、2025年第3四半期の製造業は国内GDPの1.2%を占めた。インドネシアはまた、世界の自動車メーカーにとって重要な生産拠点として依然として存在している。2025年第1四半期から第3四半期にかけて、インドネシアは国際市場における四輪車の完積輸出の吸収率が45%を記録した。[72]

政府は持続可能な自動車分野で野心的な取り組みを掲げており、2035年までに100万台の電気自動車と1,200万台の電動オートバイを目指す。これにより、世界有数のバッテリーメーカーになる可能性が潜んでいる。[73]このコミットメントに沿って、政府はハイブリッド車や電気自動車に対する政府主導の高級品販売税(PPnBM DTP)を導入したり、産業省の低炭素排出車両(LCEV)プログラムに関する規則2021年第36号を導入したりといった戦略的政策やインセンティブを策定している。2025年11月時点で、15社がプログラムに参加し、さまざまな低排出車両を生産し、追加投資額は22.8兆ルピア(14億米ドル)に達している。[74]

一方で、インドネシアの消費者・農産食品セクターは、農業、食品加工、成長する消費者基盤を結びつける発展の礎となっている。人口動態の変化、所得の増加、都市化が需要を再形成しており、Danantara programmeの食料安全保障と農業下流戦略は主権、栄養、付加価値の促進を推進している。2023年までに食料市場は2,500億米ドルに達した[75]。2025年には、食料支出が世帯支出の54%を占め、農業がGDPの12.4%を占め、労働力の29%を支えている。[76]タンパク質豊富な食事は、家禽、養殖、乳製品、海産物の成長を牽引している。[77]

[62] "Indonesia Digital Economy Report (2025)". International Trade Administration. 2025; "Digital 2025". DataReportal. 2025; "APJII Internet Usage Report (2025)". APJII. 2025; "Statista Digital Summary 2025". Statista. 2025.
[63] "Digital Transformation Summit Indonesia 2025". 2025.
[64] "Telecommunication Industry in Indonesia". Data Insights Market. 2025.
[65] "Indonesia Telecoms Industry Report: 2025-2032: Broadband Expansion, Spectrum Intelligence, and Tower Trends". Research and Markets. 2025.
[66] "Indonesia to Host Asia's First Quantum AI Data Centre with US$400 M Investment." Indonesia Business Post. 15 July 2025; "BRIN-Q Official Site (2025)". 2025.
[67] "Advancing SOE Digital Transformation," OpenGov Asia.
[68] "Understanding AI Roadmap Indonesia". Twimbit. 2025; "National AI Roadmap". Intimedia. 2025.
[69] "Menkomdigi: Investasi AI Generatif di Indonesia Capai Rp398 Triliun". MetroTV News. 4 December 2024.
[70] "Geliat Positif Startup AI Lokal". Bisnis Indonesia. 2 August 2025.
[71] "Kemkomdigi paparkan potensi Indonesia jadi tujuan investasi pusat data". ANTARA News. 15 May 2025.
[72] "Kemenperin: Industri otomotif RI punya potensi besar terus ekspansi". ANTARA News. 21 November 2025.
[73] "Indonesia Investment Outlook 2025". Ministry of Investment and Downstream Industry of RI. Presentation in Deloitte Indonesia Chinese Services Group Annual Seminar 2025. 22 October 2025.
[74] "Kemenperin: Industri otomotif RI punya potensi besar terus ekspansi". ANTARA News. 21 November 2025.
[75] "Indonesia Food Market, Industry Analysis and Future Forecast to 2030". Ken Research. November 2024.
[76] "Agriculture - Indonesia". Statista. 2025; "Transforming Indonesia's Agri-Food System (P175446) Completion Report". World Bank Group. 2023.
[77] "Market outlook diverges on grains, proteins as Indonesia launches free meals programme". S&P Global Commodity Insights. 8 January 2025.

世界的なサプライチェーンの衝撃にもかかわらず、インドネシアはパーム油、カカオ、米、養殖の主要生産国であり、加工食品の輸出も拡大している。2029年までに8,300万人の受益者を対象とした無料食事プログラムのような政府の取り組みは、国内生産と農村開発の促進を目指している。[78]このセクターは、インドフード、ガルーダフード、マヨラ、ジャッファ、ネスレ、ウィングスなどの大企業と160万のマイクロ企業を融合させ、輸出と生計の両方を支えている。畜産や加工への投資は増加しているが、物流コスト、断片化されたサプライチェーン、税関の障壁が競争力を制約している。[79]

食品加工分野のFDIは強いが、高齢化した農家、技術導入の制限、そして輸入依存度が高まり、原材料の65%が輸入されている。消費者が健康、持続可能性、トレーサビリティを求める中、付加価値輸出(ココアバター、乾燥エビ、植物由来食品)にチャンスがある。気候リスク、変動の激しい原材料コスト、規制の複雑さが圧力を増しているが、インドネシアの人口規模と強靭な国内市場が長期的な成長の可能性を支えている。[80]

政府は食料安全保障を優先事項とし、気候スマート農業、灌漑、研究開発、農民資金の推進をDanantara programmeの下で進めている。[81]政策改革は下流、地域調達、統合食品農場を促進し、持続可能性、デジタル化、レジリエンスを戦略の指針とする。食料安全保障と農業下流ロードマップは、現代的なサプライチェーン、コールドチェーンインフラ、養殖拠点、食料クラスターを強調し、損失を減らし農村経済を強化することを目的としている。メラウケ砂糖農園や東ジャワの水産物加工プログラム、そしてFree Meals programmeと並んで、2029年までに120万の農業雇用を支援する見込みである。

今後も、インドネシアの農産食品セクターは包摂、食料安全保障、グリーン産業の中心的な役割を果たし続ける。モデニの教育バリューチェーン、改善された物流、デジタルプラットフォーム—ダナンタラ・ロードマップを基盤と—は、世界的なショックに耐えつつ長期的な繁栄を推進できる強靭な食料システムの構築を支援しる。

財務のサービス

Iインドネシアは2025年から2029年にかけて、新興経済国の金融サービス分野でより速い成長率を経験すると予想されている。この拡大はコモディティ輸出と産業の深化・消費によって牽引される。さらに、デジタルファイナンスおよびフィンテック分野のブームが、予測期間中の同分野の成長をさらに加速させると予想されている。[82]2025年までに、インドネシアのデジタル経済は主にeコマースとフィンテックの台頭によって1,300億米ドルを超えると予想されている。[83]同国のデジタル経済は、若年モバイルファースト人口、インターネット普及の進展、そして強力な政策支援によって急速に拡大している。実際、2025年第3四半期には、インドネシア銀行はモバイル取引でそれぞれ13.1%と17.8%の成長を記録した。これに続き、デジタル取引は38%増加し、人口の間でデジタル受け入れと決済チャネルが拡大している。[84]

インドネシアの金融サービスの成長は、以下の分野のトレンドによって牽引されると予想されている。[85]

- **銀行**
  銀行はインドネシアの金融セクターを支配しており、国営機関は商業法人として運営され、公開されている。特に日本やASEANからの外国の貸し手は拡大している。貸出は2025年から2029年までの年平均成長率6.1%、純利息収入は3.6%、マージンは3.9%から4.2%に縮小すると予測されている。

- **デジタル金融**
  フィンテック、特に決済分野では、eコマース、スマートフォンの普及、そして若い人口の増加により急成長している。COVID-19による電子ウォレット利用加速(GoPay、Ovo、Dana、LinkAja、ShopeePay、PayPal)。フィンテックはイスラム金融に進出しており、銀行はLivin'(Mandiri)やBlu(BCA)といったアプリと競合している。モバイルおよびインターネットバンキング取引は、2025年から2029年までの年平均成長率(CAGR)で29.4%の成長が予測されている。

- **保険**
  保険の普及率はGDP比1.3%(2023年)と低く、ASEANの同業他社に大きく遅れをとっている。保険料は2023年の3.5%成長から2024年に4.7%増加し、577.2兆ルピアとなり、2025年3月には前年比で2%増加した。業界は依然として断片化し、発展途上である。

- **資産管理**
  インドネシアの資産運用業界は小規模かつ集中しており、上位10社が資産の70%を支配している。ミューチュアルファンドは急速に拡大し、2024年には502.9兆ルピアのNAVに達し、10年前の2倍となった。債券ファンドがリード(29.1%)、続いてキャピタルプロテッド(23.4%)、マネーマーケット(18%)、株式(15.2%)が続く。シャリーア基金は依然として1.1%とわずかである。

- **金融の市場と産業**
  インドネシア証券取引所(IDX)は経済規模に比べて小さいであるが、成長しており、IHSGは2025年の年初来で16.6%上昇している。債券市場は政府証券が支配的であり、法人通貨や外国通貨の発行は限定的である。より多くの企業が債券融資にアクセスするための信用プロファイルを構築し、進展は続いている。

[78] 同上.
[79] “Indonesia Market Assessment”. Food Export. 2024.
[80] “Indonesia's Agriculture sector resilient amid medium-term risks“. Business Indonesia. 11 October 2024; “Indonesia Market Assessment”. Food Export. 2024.
[81] "Danantara: National Food Security and Supply Chain Strategy". Ministry of National Development Planning of RI (Bappenas). 2025.
[82] “Financial Services: Indonesia”. Economist Intelligence Unit (EIU). November 2025.
[83] “Indonesia Digital Economy“. International Trade Administration of USA. 17 November 2025.
[84] “BI-Rate Tetap 4,75%: Mendorong Pertumbuhan Ekonomi, Mempertahankan Stabilitas“. Bank Indonesia. 22 October 2025.
[85] “Financial Services: Indonesia”. Economist Intelligence Unit (EIU). November 2025.

インドネシアの気候脆弱性を考慮し、インドネシア金融サービス庁(OJK)も持続可能な金融を推進している。2022年にはグリーンタクソノミープログラムを開始し、環境影響ごとに900以上の事業活動を分類した:緑(有益)、黄色(中立)、赤(有害)。2024年に「インドネシア持続可能金融の分類法」として格上げされ、行動や製品の対象範囲が拡大された。2023年、OJKは銀行に対し気候リスクストレステストの実施を義務付け、2026年までにすべての銀行に気候リスクを貸出に統合することを義務付けした。ESGの導入を加速させるため、OJKは持続可能な金融ロードマップ第2フェーズ(2021–2025)を発表し、ステークホルダーの関与と協力を通じて包括的なエコシステムを構築することを目的とした。このロードマップは金融セクターの基盤となり、各省庁が革新的な資金調達イニシアチブを展開する際の参考資料となる。

持続可能な金融に沿うため、インドネシア政府は2023年9月に炭素取引メカニズムとその関連規則を策定し、パリ協定の目標達成を目指した。カーボン取引は、金融サービス庁のカーボン取引に関する規則2023年第14号(POJK No. 14 Tahun 2023 tentang Perdagangan Karbon)に基づいて規制されている。カーボン取引所はOJKの指示によりインドネシア証券取引所(IDX)カーボンによって完全に管理・運営されており、2025年1月から国際市場に開放されている。2025年7月初旬までに、炭素取引額は779億　ルピア(約460万米ドル)に達し、980,475トンの退役炭素が含まれていた。同年、IDXカーボンは2025年の新興市場におけるベスト公式カーボンエクスチェンジ賞を受賞した 。[86]

その他

インドネシアはASEAN最大の経済大国でありながら、地域の同業他国と比べて医療費は比較的少なくなっている。インドネシアの医療需要はシステムの容量を上回る速さで増加し続けている。[87]インドネシア政府は、医療アクセスの拡大とサービスの質向上のために民間セクターの関与をより重視している。[88]この政策方針は、東南アジア最大のインドネシア製薬産業にも反映されており、2024年の評価額は約108億米ドル、2029年までに130億米ドル[89]に成長すると予測されている。 医療需要の増加、政策支援、能力拡大に支えられ、ライフサイエンスおよびヘルスケア分野は短期的な財政主導ではなく、長期的な構造的投資機会を提供する。一方、インドネシアの財政政策はインフラ整備、サプライチェーンの接続性、食料・エネルギー支援に向けられ、経済的回復力の一環となっている。[90]インフラ面では、インドネシアは**2025-2029年度の77の国家戦略プログラム(PSN)を発表しした**。主なプログラムには、無料の栄養食プログラム(プログラム・マカン・ベルギジ・グラティス)、学校の再生、巨大な防波堤の建設、補助住宅開発が含まれる。[91]

[86] "IDX Carbon Catat Transaksi Rp77,95 Miliar per Juli 2025“. Liputan6.com. 15 July 2025.
[87] ”Pengeluaran Kesehatan Warga RI Salah Satu yang Terendah di ASEAN”. CNN Indonesia. 14 February 2025.
[88] ”Perlu Keterlibatan Swasta dalam Meningkatkan Akses Kesehatan bagi Masyarakat”. Ministry of Health of RI. 2024.
[89] ”Healthcare and Pharmaceuticals in Indonesia”. Economist Intelligence Unit (EIU). November 2025.
[90] ”APBN 2026: Tujuan dan Arah Kebijakan”. Ministry of Finance of RI. 2025.
[91] “Terungkap! Daftar 77 Proyek Strategis Nasional Prabowo 2025-2029“. CNBC Indonesia. 3 March 2025.

5. 地域スナップショット

現在の事業範囲に投資または拡大する適切な地域を目指す方々のために、上位10州を選び、地域別GDP別(年間略の地域別スナップショット)や、外国投資に関連する複数の指標(価値別FDI別、プロジェクト数別FDI、10省別月額最低賃金など)を下記図に示しており、さらなる参考にしている。 ちなみに、**図21**に関して、中央政府は2026年の最低賃金引き上げの計算式をインフレプラス(経済成長にアルファ係数を掛けたもの)として設定している。州最低賃金(UMP)では、アルファ係数は0.5から0.9の範囲内に設定されている。[92]

図 17: 地域人口統計トップ10*

州名称	州都	面積 (sq. km)	島嶼数	群数	島嶼数	人口 (千人)	人間開発指数
DKI Jakarta	Jakarta	660.98	113	1	5	11,350,328	83.08
DI Yogyakarta	Yogyakarta	3,170.64	33	4	1	3,710,229	81.55
East Kalimantan	Samarinda	126,981.28	243	7	3	3,970,764	78.83
Riau Island	Tanjungpinang	8,269.71	2028	5	2	2,150,329	77.97
Bali	Denpasar	5,590.15	34	8	2	4,327,276	77.76
North Sulawesi	Manado	14,500.27	353	11	4	2,676,012	75.03
Riau	Pekanbaru	89,935.90	144	10	2	6,794,944	74.79
Banten	Serang	9,352.77	81	4	4	12,381,098	74.48
West Sumatera	Padang	42,119.54	219	12	7	5,701,545	74.49
West Java	Bandung	37,044.86	30	18	9	49,572,392	74.43

*2025年のデータに基づく。
出典:インドネシア統計局(BPS)、2025年。

図 18: 地域総生産トップ10(単位:10億ルピア)

州名称	2021	2022	2023	2024	2025年の全国GRDPに占める割合2024
DKI Jakarta	2,914,581	3,186,470	3,442,980	3,679,359	17%
East Java	2,454,499	2,730,907	2,953,546	3,168,296	14%
West Java	2,209,822	2,422,782	2,625,218	2,823,339	13%
Central Java	1,420,800	1,560,899	1,696,795	1,817,777	8%
North Sumatra	859,871	955,193	1,026,472	1,146,920	5%
Riau	843,211	991,590	1,050,995	1,112,482	5%
Banten	665,922	747,250	843,571	873,626	4%
East Kalimantan	695,158	921,333	814,124	858,431	4%
South Sulawesi	545,230	605,145	652,574	696,253	3%
South Sumatra	491,566	591,603	629,099	663,962	3%
合計トップ10	**13,100,661**	**14,713,171**	**15,735,374**	**16,840,443**	**76%**
全国GRDP合計	**16,970,789**	**19,588,446**	**20,892,376**	**22,138,964**	**100%**

出典: インドネシア統計局(BPS)、2025年

[92] "Perbandingan Besaran dan Kenaikan UMP 2026 di 36 Provinsi". Tempo.co. 27 December 2025.

図 19: 地域別FDI実現額トップ10 (単位：百万米ドル)

州名称	2022	2023	2024	2025 (Q1-Q3)
West Java	6,535	8,284	7,450	6,183
Central Sulawesi	7,486	7,244	6,369	5,708
DKI Jakarta	3,744	4,830	6,124	4,559
North Maluku	4,488	4,998	3,541	3,488
Banten	3,411	4,452	3,201	2,354
East Java	3,134	4,741	2,767	2,035
Riau	2,749	2,042	1,172	750
South Sumatera	1,226	1,479	924	694
Central Java	2,362	1,564	1,664	2,304
North Sumatera	1,316	1,181	1,022	1,254
合計トップ10	**36,491**	**40,967**	**35,110**	**29,329**
総投資額	**45,605**	**50,268**	**43,627**	**40,286**

出典: インドネシア統計局(BPS)、2025年;RI投資・下流産業省、2025年

図 20:プロジェクト数別のトップ10の地域FDI実現

州名称	2022	2023	2024	2025 (Q1-Q3)
DKI Jakarta	15,921	20,028	26,626	47,779
Bali	8,179	16,282	23,929	33,516
West Java	12,419	10,512	12,290	15,966
Banten	4,364	4,775	6,310	11,294
East Java	4,311	3,913	4,703	6,105
Central Java	3,087	3,021	3,759	5,067
Riau Islands	2,144	1,753	2,240	3,024
North Sumatera	1,613	1,253	1,348	1,686
West Nusa Tenggara	1,491	1,571	2,111	3,798
East Kalimantan	1,005	822	983	1,184
トータル・トップ10	**54,534**	**63,930**	**84,299**	**129,419**
FDIプロジェクト総数	**63,080**	**70,898**	**92,275**	**139,482**

出典: インドネシア統計局(BPS)、2025年;RI投資・下流産業省、2025年

図 21:最低賃金(UMP)月額トップ10(米ドル)*

州	2023	2024	2025	2026
DKI Jakarta	307	317	349	344
Papua	242	252	277	266
Central Papua**	242	252	277	257
West Papua	205	219	234	230
Bangka Belitung	205	228	251	242
North Sulawesi	218	222	244	240
Aceh	214	217	238	236
South Sumatera	213	216	238	236
South Sulawesi	212	215	237	235
Riau Islands	219	213	234	233
North Kalimantan	204	210	232	226

***2025年12月為替レートに基づく (1USドル = 16,678ルピア)**

****中央パプアは、中央パプア州設立に関する法律第15/2022号に基づき、2022年7月29日に設立された**

出典:ロードアイランド州人力省、2025年;Tempo.co、2025年;インドネシア統計局(BPS)、2025年。

6. 法律及び政治制度

民法の歴史及び段階的な改革

インドネシアの法制度は主にオランダ植民地統治時代に導入された民法の伝統に由来し、正式には17世紀初頭から1945年の独立まで続いた。 独立時代は政策変更、議会制民主主義からより集権化された「指導性民主主義 (demokrasi terpimpin) 」への移行、オランダ企業の国有化、オランダ人のインドネシアからの追放といったことに特徴付けられる。

スハルト大統領時代(いわゆる「新秩序(Orde Baru)」時代)、インドネシア政府の外国人に対する対応は大きく変わり、国際的な投資家に経済の発展を促す大幅な法改正を含む一連の優遇政策が実行された。これらの取り組みは、政治的中央集権化や統治の課題を伴いながらも、急速な経済成長を達成する上で概ね成功したと見なされている。

アジア通貨危機(1997年/98年)を受けて、インドネシア政府は重要な政治組織及び法律組織を各州や都市に配置した。これは政府機関の改善、汚職の減少、国の財政及び金融政策の発展、その他の政策の目標を達成するための広範囲にわたる法改正の再開であった。改革期には、インドネシアは権威主義国家から民主主義国家への移行に成功し、1999年、2004年、2009年、2014年、2019年、そして最新の選挙は2024年に行われ、プラボウォ・スビアントが次期大統領、ギブラン・ラカブミング・ラカが副大統領に選出され、新たな政治時代が幕開けした。

これらの一連の改革にもかかわらず、インドネシアの多くの法律や規則は独立時に施行されていたオランダの民法典に由来しており、置き換えや改正が行われるまで適用され続けている。 これは独立の時点で有効であったもので、廃止されるか新たな法律・規制に代わるまでは有効であり続けている。 インドネシア民法典のほかに、歴史的に刑法を規定していたのはインドネシア刑法(Kitab Undang-Undang Hukum Pidana)であったが、インドネシアは2023年に新しい国家刑法2023年第1号法典を制定し、2026年からは植民地時代の刑法に徐々に置き換えられる予定である。例えば、インドネシアの民法 (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)は契約や商業行為に関する多くの一般的な権利義務について、インドネシア法の基礎を残し続けている。

インドネシアにおける法規制の構造

インドネシアにおける法規制の階層構造は以下のように整理できる。

a. 1945年憲法(ウンダン・ウンダン・ダサール1945年)は、国家および憲法体制の基本的な基盤となる。

b. 議会令(Ketetapan MPR)は 、2002年以前に人民諮問議会が下した正式な決定を含む。歴史的には重要であるが、新しいMPR令はめったに発布されることはなく、その法的地位も限定的である。

c. 法律または政府規則代替法(Undang-Undang/Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang (「Perppu」))は、憲法領域内の事項に関する法律を制定または改正するものである。Perppuは大統領によって緊急時に発行され、法律となるにはDPRの承認が必要である。

d. 政府規制(Peraturan Pemerintah):法律を導入するもの

e. 大統領規則(Peraturan Presiden)は法律で義務付けられた事項を扱い、さらに法律と政府規則の両方を実施する。

f. 州令(Peraturan Daerah Provinsi):関連する州の地方自治・法律・政府規制・大統領令を導入するもの

g. 県/市町村規制(Peraturan Daerah Kabupaten/Kota):地方自治や、関連する県/市に関する法律・政府規制・大統領令の原則を導入するもの

上述の階層構造は、法律や規制の間で対立が生じた場合にどの法規制が優先されるかという問題を解決する際に用いられる

また、インドネシア法においては上記階層構造には明示されていない、条約、慣習(adat)、判例(jurisprudensi)、法律専門家の意見といった法源(doktrin)も認識されている。インドネシアの民法体系において、裁判所の判例や法理は正式には拘束力を持たないが、裁判官や実務家によって説得力のある参考文献として頻繁に用いられている。

実際には、大臣、機関長、独立委員会(Peraturan MenteriやPeraturan Lembagaなど)によって多数の下位規則も発出されている。法定階層には明示的に記載されていませんが、これらの規則はそれぞれの分野で拘束力を持ち、国家政策の実施に不可欠な場合が多いである。

国家統治システム

- インドネシアは大統領制の代表民主共和国であり、独立した立法府と司法機関を持っている。国家政治体制の主な構成要素は以下の通りである:
- インドネシア共和国大統領:任期5年で選出される。大統領は国家元首であり、政府の長であり、閣僚評議会(インドネシア内閣)を任命・指導する。大統領はまた、インドネシア国軍 (Tentara Nasional Indonesia、略称TNI)の最高司令官も務めている。
- 人民協議議会 (Majelis Permusyawaratan Rakyat、略称「MPR」:人民代表評議会(DPR)と地域代表評議会(DPD)からなる合同機関である。MPRは憲法上の権限を持ち、大統領および副大統領の就任、憲法改正、特定の場合にDPRを通じて弾劾手続きを開始する権限を持っている。すべての国内法はDPRと大統領によって共同で制定される。DPRは行政府に対して立法、予算、監督権を全て持つ一方、DPDは地域自治、政府間関係、地域形成、自然・経済資源の管理に関する法案の提案・審査権限は限定的であるが、正式な法律制定はできない。
- 最高裁判所 (Mahkamah Agung):インドネシアにおける最高レベルの司法機関。大統領が最高裁判所の裁判官を任命する。すべての民事紛争は、まず州裁判所 (Pengadilan Negeri) で審理され、その後、中間上訴裁判所である高等裁判所 (Pengadilan Tinggi) で審理される。その他、破産や倒産、知的財産権に関する裁判を行う商事裁判所(Pengadilan Niaga)、権利や利益、解雇、企業内の労働組合間の紛争に関する裁判を行う産業関係裁判所 (Pengadilan Hubungan Industrial)がある。さらに、政府に対する行政訴訟を審理する国家行政裁判所(Pengadilan Tata Usaha Negara)、特定の宗教事件を審理する宗教裁判所 (Pengadilan Agama)、軍における司法権を有する軍事裁判所(Military Court)がある。
- 憲法裁判所(Mahkamah Konstitusi):インドネシアにおいて憲法に基づく司法を行う権限を有する司法機関である。憲法裁判所は最高裁判所と同じ立場にあり、法律の合憲性、政党の解散、総選挙結果、国家機関間の権力対立に関する紛争を審理する。
- インドネシア内閣 (Kabinet Indonesia):大統領によって任命され、調整大臣、省庁閣僚、州大臣、そして司法長官、内閣書記官、インドネシア軍司令官、インドネシア国家警察長官、大統領参謀長、国家研究イノベーション庁(BRIN)長官、ヌサンタラ首都庁(OIKN)の長などの非省庁職員で構成されている。各大臣は大統領の規則により特定の政策および規制責任を持つ省庁を率いている。
- 国の省庁、部局、機関:インドネシアの法律や規制の実施は、様々な省庁、団体、機関によって策定、実施されており、その多くは、セクター固有の権限(石油・ガス産業の規制権限など)や地域固有の権限(土地利用の規制権限など)を持っている。貿易省や工業省など、複数のセクターに権限を持つ規制当局もあり、権限の重複はよくあることである。省庁は総局に細分化され、総局は省庁の責務の一部について特定の権限を持つことがある。

省庁に加え、政府政策の策定、監督、実施において重要な役割を果たす国家補助機関を含む様々な国家機関、機関、機関も存在する。

省庁のほかにも、政府の政策の策定、監督、実施に重要な役割を果たす国家補助機関を含むさまざまな国家機関、機関、組織がある。

これらの機関の報告系統は、大統領に直接報告するもの、大臣に報告するもの、立法府に報告するものなど様々である。一般に、さまざまな国家機関はジャカルタに本部を置くが、地方事務所を置くこともある。これらの地方事務所は、同じ地域で活動する地方政府機関とは区別して考える必要がある。ただし、インドネシアの首都は、ヌサンタラのさらなる発展と並行して、2024年からジャカルタからイブ・コタ・ネガラ(IKN)ヌサンタラへ移転する計画であり、これはヌサンタラのさらなる発展と並行して行われている。この計画は、2022年の首都に関する法律第3号に基づき決定されており、最近では2023年の法律第21号で改正された。

地方自治と地方自治

インドネシアの行政構造は、州政府、県政府・市政府、村政府の3つのレベルで構成されている。これらの地方自治体は、1945年憲法および2014年の地方自治に関する法律第23号に由来しており、その後何度か改正され、直近では2023年の法律第6号、さらに2017年の地方自治に関する政府規則第12号によってさらに精緻化されている。

地域政府は、分権化と共同行政 (tugas pembantuan) の原則に基づき、インドネシア共和国単一国家 (Negara Kesatuan Republik Indonesia) の枠組み内で自らの政府業務を管理・規制する自治権が与えられている。

各地域政府には以下の構成要素がある。

a. 地域長 (Kepala Daerah) は、州では知事、県では摂政(Bupati)、市では市長 (Wali Kota)であり、直接の国民投票で選出され、任期は5年、1回の更新が可能である。

b. 地域下院 (Dewan Perwakilan Rakyat Daerah、略称「DPRD」)は、地域の立法機関として機能し、地方規則(Peraturan Daerah)を制定し、予算を承認し、地域長の職務を監督する。

c. 地域機関(Perangkat Daerah)は、地域の機関、事務所、技術部隊で構成され、地域政策を実施する。

地域政府は、2022年の中央政府と地域政府間の財政関係に関する法律第1号に基づき、国家予算からDana Perimbangan(財政収支基金)、Dana Otonomi Khusus(特別自治基金)、Dana Desa(村の資金)などの形で財政移転を受けている。地域自治は、外交、防衛・安全保障、司法行政、財政・金融政策、宗教問題など、中央政府の権限下にある特定の事項を除き、すべての分野に適用される。各州、県、市は地域規則(Peraturan DaerahまたはPerda)を制定し、これはその管轄内での国法を実施する地方法として機能する。

特別な自治は、政治的・文化的に独自の文脈を持ついくつかの地域に与えられている。

a. ジャカルタ特別首都圏(DKIジャカルタ)は現在国の首都であり、特別な行政体制を提供する特別な法律の下で統治されている。

b. ジョグジャカルタ特別地域(DIY)であり、知事は伝統的に現職のジョグジャカルタスルタンであり、ジョグジャカルタ特権に関する法律2012年第13号に基づき認められている。

c. アチェ特別地域はアチェ政府に関する法律2006年第11号に基づきイスラム法(Syariat Islam)を実施しており、最近では2017年の法律第7号で改正された。

d. パプアおよび西パプア州は、2001年の法律第21号(2021年特別自治に関する法律第2号で改正)により広範な特別自治および歳入分配の権利を享受している。

B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要

1. 事業の開始

インドネシアは、若く豊富な労働力、豊富な天然資源、成長市場といった要素により、投資先として人気がある。インドネシア政府は、インドネシアの天然資源開発や公共インフラの整備など、外国人投資家の投資機会を拡大することで、より多くの投資を呼び込むために努力している。

一方で、外国投資を後押しするという政府の目標にもかかわらず、外国直接投資の規制には、地元企業、労働力、商品とサービスに対するいくつかの保護、および最低限の地元所有権の要件が含まれている。

関連法に基づき、外国人または外国企業は、駐在員事務所(Rep-Office)または有限責任会社(外国直接投資会社-Penanaman Modal AsingまたはPMA会社として知られる)を設立することにより、インドネシアに拠点を設立することができる。

PMA会社を通じて実施される提案された外国直接投資は、既存の地元企業の株式を取得するか、または新しい会社を設立する方法のいずれかによって行うことができる。

外国投資家は、外国企業代表事務所(KPPA)、外国貿易会社代表事務所(KP3A)、電子商取引分野の外国貿易会社代表事務所(KP3A　PMSE)など、いくつかの種類の駐在員事務所を通じてインドネシアでビジネスを行うこともできる。これらについて順番に解説する。

外国企業駐在員事務所および外国貿易会社駐在員事務所

外国企業の駐在員事務所の主な目的は、営業活動、関連会社との連絡調整、その他の非営利活動(商品の展示、市場調査の実施など)に従事することである。KPPAは、インドネシアで現地の企業や個人と商品や商業サービスの契約/売買取引を行うなど、営利活動を行うことを法律で禁じられている。

一方、KP3Aの主な目的は、KP3Aの営業を促進することである。注目すべきは、KP3Aは貿易関連企業・商社の場合のみ活用可能であるということである。KP3Aは、入札への参加、契約の締結、請求の解決、およびそれに関連する活動を含む、直接取引および売買活動を行うことを禁じられている。

KPPAおよびKP3Aの設立申請は、オンラインシステム、すなわちオンライン・シングルサブミッションシステム(OSSシステム)を通じて行うことができる。どちらのタイプの駐在員事務所も、営業活動のほか、関連する関連会社と連絡調整、その他の非営利活動に従事することを目的としている。

これらの駐在員事務所は、契約を結ぶことが可能であるが、インドネシアでの事業活動に従事して、自ら利益を上げることは制限されている。

電子商取引分野における外国貿易会社の代表事務所

電子商取引分野における外国貿易会社の代表事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing di Bidang Perdagangan Melalui Sistem Elektronik、略称KP3A PMSE)は、インドネシアにおける外国貿易会社の代表事務所であり、現地代表として機能している。KP3A　PMSEは、消費者保護、国内製品競争力ガイド、紛争解決に関する事項において、代表企業の代理としてのみ行動することができる。

インドネシア法の下で、外国貿易会社は以下の条件のいずれかを満たす場合、インドネシアでKP3APMSEを設立することが義務付けられている。

a. 1 年間で少なくとも1,000人の消費者と取引を行ったこと
b. 1年間で少なくとも1,000件の荷物を消費者に届けたこと
c. 1年間以内に国内インターネット利用者の少なくとも1%に相当するトラフィック量または訪問者数に達したこと

KP3A　PMSEは外国企業を1社のみ代表し、インドネシア全土の州都および県都・市都にのみ所在する場合がある。インドネシアでの活動を行う際、　KP3A　PMSEは電子商取引分野の外国貿易会社代表事務所 (Surat Izin Usaha Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing di Bidang PMSE、SIUP3A PMSE)の事業許可を取得し、オンライン単一提出システム(OSSシステム)を通じて取得可能である。

建設サービスプロバイダー駐在員事務所

外国の建設会社(Badan Usaha Jasa Konstruksi AsingまたはBUJKA)は、インドネシアでのプロジェクトに係わる入札に参加し建設サービスを提供・実施するために、駐在員事務所(Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing駐在員事務所またはBUJKA RO)の形でインドネシアに設立することができる。BUJKA ROは、通常の外国企業の駐在員事務所や外国貿易会社の駐在員事務所とは異なり、利益が発生しうる事業への参画も可能性である。

建設サービスを実行する前に、BUJKA ROはOSSシステムを通じて関連するライセンスを取得する必要がある。BUJKA ROは、大規模事業体の資格を持ち、リスクが高い事業、高度な技術が必要とされる事業、または大規模市場セグメントでのみ建設サービスを実施できる。さらに、BUJKA ROは、インドネシアで建設サービスを提供・実施するために、大規模な事業体の資格を持つ地元の建設会社(Badan Usaha Jasa Konstruksi NasionalまたはBUJKN)との共同事業にも参加する必要がある。共同運用パートナーとしてBUJKNが実施しなければならない建設工事の一部は次のとおりである。

a. 建設工事および統合建設工事に関しては、作業額の最低30%をBUJKNが実施し、作業の50%をインドネシア国内で実施
b. 建設コンサルタントに関しては、作業額の最低50%をBUJKNが実施する必要があり、すべての作業はインドネシア国内で実施

外国電力サポートサービス駐在員事務所

外国の電力支援サービス会社は、駐在員事務所を設立することにより、インドネシアで事業活動を行うことができる。BUJKA ROと同様に、外国電力支援サービス駐在員事務所も、収入を伴う活動を行うことが可能となる。

外国電力支援サービス駐在員事務所は、事業活動を行うにあたり、事業体認証および電力支援サービス事業許可を取得する必要があり、以下に示すとおり、発電所のコンサルティング、発電所の建設・設置、および発電所の保守に関連する事業活動にのみ従事可能である。

a. 最低プロジェクト額が1,000億ルピアの発電所の建設や設置など、高付加価値の電力支援サービス活動
b. 最低プロジェクト額が100億ルピアの電力プラントの設置または発電所の保守に関するコンサルティングサービスに関連する高付加価値の電力支援サービス活動

有限責任会社

投資という観点において、インドネシアの企業は、以下のように区分される。

a. 外国資本投資会社(PMA会社):最低2名の株主によって設立された一定の資本要件を持つ外国株主で、財政的インセンティブやその他の投資インセンティブを受ける権利を持ち、法務省(MOL)およびOSSシステムに登録され、OSS機関(現在、当機関はBKPMが管理)およびその他の関連部門当局によって認可された、財政的優遇措置およびその他の投資優遇措置を受ける権利を有する会社
b. 国内設備投資会社(PMDN会社):最低2名の株主によって設立された国内株式のみを持ち、財政的インセンティブおよびその他の投資インセンティブを受ける権利を持ち、MOLおよびOSSシステムに登録、OSS機関(現在、当機関はBKPMによって管理されている)およびその他の関連部門当局によってライセンスを付与される会社

実務上は、外国企業がインドネシアで事業活動を行い、外国投資を受け入れる場合は、PMA会社を設立するか、インドネシア企業の株式を取得することで事業活動を行っていく。インドネシアで事業を行うためには、外国企業は事業活動に応じてセクター別に必要とされるライセンスを取得する必要がある。特定の業界や場所によっては、追加要件が付される場合がある。

国営企業

インドネシアの現行法律および規則によれば、国有企業 (Badan Usaha Milik Negara 、略称BUMN) は、以下のいずれかのいずれかを満たす事業体を指す。(i)　資本の全部または過半数がインドネシア共和国が直接参加を通じて所有している場合、または　(ii)　インドネシア共和国が特別な権利を保有していること。　インドネシアには、2つのタイプの国営企業 (BUMN) が存在する。

a. Perseroは有限責任会社の形をしたBUMNであり、主な目的は利益追求である
b. Perunは、公的サービスを提供することが目的とし、全株式を中央政府が保有 (シェアキャピタルを除き) する事業体

しかし実務的には、これらの2つのタイプの境界は不鮮明なものとなっている。例えば、政府はPerseroに対して、公共サービスの提供義務を課しつつも、利益幅の薄いビジネスのパイオニアとなることや、中小企業・共同組合等と密接な関係を維持しつつも、小規模ビジネスや中小企業の支援を義務付けることがある。[93]彼らは政府の規制や政策に従い、国の利益に沿ったものを確保している。

国営企業のガバナンス、効率性、説明責任を強化するインドネシア政府の継続的な政策に沿って、インドネシア政府は国営企業に関する法律2003年第19号の第4次修正を制定した。この改正は、BUMN管理枠組みの包括的な改革における重要な節目を示している。

第四次改正により、政府は国有企業管理委員会 (Badan Pengaturan Badan Usaha Milik Negara、略称BP BUMN)を国有企業省の後継機関として設置し、BUMN監督の制度構造を再定義した。 BP BUMNは、政策の策定、規制の実施、そしてBUMNセクターの戦略的方向性を国家の開発優先事項に沿って監督する任務を負っている。

さらに、第4次修正は国営企業に関する法律2003年第19号の第3次修正で初めて言及された「Badan Pengelola Investasi Daya Anagata Nusantara(BPIダナンタラ)」をさらに規制している。BPIダナンタラは、子会社である投資ホールディングスおよび運営ホールディングスを通じてBUMNの管理および監督機能を委ねられている。この構造の下で、規制権限はBP　BUMNに委ねられ、BUMNの管理、投資、運営監督はBPIダナンタラが実施し、政策立案と企業管理機能の明確な区分を確保している。

この再編成は、BUMNのパフォーマンス、透明性、競争力を強化しつつ、2003年法第19号およびその改正に基づく原則に従い、国の経済成長および公共福祉への貢献を最適化することを目的としている。

地方公営企業

地方政府は、地方公営企業 (Badan Usaha Milik Daerah: BUMD) を設立する権利を有する。実務上、2種類の地方政府所有企業がある。1つは利益目的の公営企業 (Perusahaan Perseroan Daerah)で、もう一つは公的機能を実行する公営企業(Perusahaan Umum Daerah)である。

村落公営企業

資産の有効活用、投資や商業の推進、もしくは当該村地区の発展のため、伝統的な村落地区による独立又は合同のコミュニティ (BUMDes) による商業活動が存在する。村落公営企業は、その必要性や目的に従い、単独株主による有限責任の形式での企業設立を可能にすることで、保有する資産や商業活動の管理に関して柔軟性が認められている。この柔軟性については、先頃公布されたオムニバス法により認められているが、詳細については今後議論がなされる予定である。

公共サービス機関

中央政府あるいは地方政府組織は、公的サービスを商品やサービスの販売という形で非営利ベースで提供するため、公共サービス機関 (Badan Layanan Umum: BLU) を設立することができる。BLUの例としては、Indonesia Investment Agency (Pusat Investasi Pemerintah：PIP) や、ジャカルタ市内のバス交通システムを運営するBLUトランスジャカルタがあげられる。

ポジティブ投資リスト

2021年2月2日、ジョコウィ大統領は新たな大統領規則2021年第10号を制定し、これは大統領規則第49号(企業部門投資に関する)によって改正された。ポジティブ・インベストメント・リストは、経済のより多くのセクターを外国投資に開放することを目的とした政府の政策であり、以前は閉鎖されたり外国投資に制限されていたセクターの数が大幅に減少した。これらのセクターは、現在は廃止された大統領規則2016年第44号の規制に基づくネガティブ投資リストに記載されていた。ポジティブ投資リストは多くのセクターで外国籍所有の水準を拡大することを可能にし、以前は低い割合に制限されていたものの、場合によっては100%まで所有することも可能とした。

特定の条件下で外国投資に開かれている、または完全に外国投資が閉ざされた事業分野は、主にポジティブ投資リストによって特定される。ポジティブ投資リストに含まれていない事業分野は、他の法律や規制がない限り、一般的に制限なく外国投資に開かれていると見なされる。

以前のネガティブ投資リストには、海外投資に対してクローズまたは一部が開放された事業活動の概要が示されていた。現在のポジティブ投資リストでは、一般的な原則は、ポジティブ投資リストの下で制限されているものを除いて、外国投資に対して100%オープンであると示している。

ポジティブ投資リストの下での外国所有の制限:

a. 国内投資家(協同組合、中小企業)向けに保護された事業活動
b. 制限付きで外国の所有に開放されている事業活動
c. 特別なライセンス要件に従う事業活動
d. アルコール飲料の管理・監督分野において、個別の法令で限定的かつ厳重に監視・規制されている事業活動

ポジティブ投資リストによって課される外国投資の条件には、外国人株式保有比率の上限設定や現地のパートナーに関わる要件、中小企業や

[93] Under Indonesian company law concept, the main purpose and objective of a limited liability company is to generate profit and conduct business activities based on its KBLI (Indonesia Classification Business Code) as mentioned in Articles of Association. However, SOE companies which have a “Persero” status, such may also have public service obligations as assigned by the government.

協同組合向けの特定の分野の保護規定、特別なライセンス要件などがある。インドネシアへの投資を促進することを目的としている一方、今般発行されたオムニバス法では、有害な性質のために特定の種類の制限付きセクター/事業活動をポジティブ投資リストに追加している。

オムニバス法は、企業が以下の活動を行うことを制限している。(i)クラス1麻薬の栽培と生産、(ii)ギャンブル/カジノ、(iii) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)の附属書Iに掲げる特定の種類の魚種に関連した漁業、(iv)生きている/最近死滅したサンゴ(天然のサンゴを含む)を建築材料/石灰/カルシウム/水族館/お土産/宝石に利用するための収集、(v)化学兵器の製造、(vi)工業用化学品およびオゾン層破壊物質の製造。さらに、オムニバス法は、中央政府のみが行うことができる特定の事業活動について、民間企業が行うことも禁止している。

ポジティブ投資リストは、一般的にインドネシア標準産業分類(Klasifikasi、Baku、Lapangan、Usaha Indonesia 、またはKBLI)に基づく事業セクターを規定するものである。KBLIは、国連の国際標準産業分類(ISIC)やASEAN共通産業分類などをもとに開発された。KBLIは定期的に更新され、最新版(本書発行時点)は2020年9月24日に制定された。

BKPMは、登録と承認の審査と処理の一環として、提案された投資に適した事業セクターを特定した。提案された事業活動の中には、DPI (Daftar Positif Investasi またはPositive Investment List) あるいはKBLIの1つのカテゴリーに明確に分類されないものがある。複数のカテゴリが当てはまる場合、または当該ビジネス活動がどのカテゴリにも当てはまらないように見える場合がある。このような場合、投資家は正式な申請を提出する前に、BKPMに予備的な意見を求めることが勧められる。

ポジティブ投資リストの制限とは別に、法律や規制には、特定のビジネスセクターへの外国資本の関与に関するさらなる制限や条件がある場合がある。このような条件には、外国企業に対する特別なライセンス制度、能力/生産要件、または人員要件が含まれる場合がある。したがって、提案された外国投資の法的な面からの実現可能性は、ポジティブ投資リストと適用されるセクター別規制などのすべての面両方を参照して検討されるべきである。

また、ポジティブリストでは、研究開発に重点を置き、金属、石油精製、再生可能エネルギー、海上輸送などの先駆的な産業を含む複数の事業部門で構成される246の「優先セクター」を紹介している。
重点分野に投資する外国企業は、財政上の優遇措置（免税措置、税額控除、輸入関税の免除など）、および非財政上の優遇措置（ライセンス、労働許可証、エネルギー、原材料、労働力、インフラなど）を受ける資格がある。

ノミニー行為の禁止

雇用創出の関する法律2022年第2号に代わる政府の規制の制定に関する法律2023年第6号で改正された投資に関する法律2007年第25号は、他者の利益のために会社の株式を保有する取り決めをさらに厳しく制限するものである。このような取り決めは、法律により無効とみなされる。ノミニーの取り決めには、インドネシアの個人または団体が、外国の当事者に代わって株式または所有権を保有することが含まれ、基本的には外国国籍の所有権制限を回避するための「代理」所有者として機能する。この制限は、PMA企業と国内企業の両方に適用される。ただし、ノミニーアレンジメントの制限の主な目的は、外国投資家に代わって国内の当事者が株式を保有することにより、インドネシアの外国投資制限を回避するために行われる可能性のある調整機能を禁止することである。

受益権開示を促進する精神に基づき、政府は、マネーロンダリング犯罪及びテロ資金供与の犯罪行為の防止及び撲滅の枠組みにおける企業の受益者識別の原則の適用に関する大統領令第2018年第13号を通じて、あらゆる形態の事業体（有限責任会社、財団、協会、協同組合、有限パートナーシップ、商業パートナーシップ、その他の形態の事業のいずれか）に、いわゆる「受益権把握」原則を実施することを求めている。この規制に違反した場合、現行の法令に基づく制裁措置の対象となる可能性がある。

PMA会社の設立

PMA会社は、OSSシステムを通じて発行された投資ライセンスを取得することにより、定款に記載されている特定の「事業部門」を遂行するためにのみ設立される。 以前は、PMA企業は事業活動ごとに少なくとも100億ルピアの発行・支払資本(または関連規則で異例と定　められた場合)を持ち、土地および建築を除く投資価値が100億ルピアを超える状態で設立されていた。BKPM規則2025年第5号の施行以降は、PMA企業は発行および支払済み資本金を最低25億ルピアにすることが求められている(関連規則で別途定められる場合)一方で、投資価値の要件は前述の規定と一貫している。PMA企業は、各プロジェクト場所に対して5桁のKBLIコードに対して、土地および建物を除く投資価値を100億ルピアを超える金額を提供しなければならない。 PMA企業は、KBLIを参照して、インドネシアのポジティブ投資リストに基づく外国人所有のしきい値の対象となる。

外国投資家は、特にPMA会社を設立するため、以下のステップを実行する必要がある。

- 公証人の前での、PMA会社設立証書及び定款の制定
- 電子登録システム（AHU Online）を通じての設立証書の申請及び設立証書の官報での公告
- インドネシアの銀行口座の開設及び資本金の預け入れ
- 納税者番号（Nomor Pokok Wajib Pajak：NPWP)及び納税者登録証明書（Surat Keterangan Terdaftar Wajib Pajak）
- 住所証明書の取得（ジャカルタ首都特別州は除く）

会社設立手続きに続けて、会社は商業活動の開始・従業員の雇用・建設の開始・資本財の輸入やその他の活動の実施を可能にするため、様々なライセンス・認可・承認を取得する必要がある。これらにはビジネス識別番号（Nomor Induk Berusaha：NIB）も含まれ、このビジネス識別番号は会社登録証明（Tanda Daftar Perusahaan：TDP）、輸入識別番号（Angka Pengenal Impor：API）及びカスタムフィギュアとしても機能する。当該規定はオムニバス法と統合され、会社設立手続きにおける企業のビジネス登録と、TDPの取得を規定した会社登録義務に関する法律第3号/1982の取り消しによりTDPの取得要請は停止され、単一のNIBに切り替えられることになる。さらに、PMA企業は(規則に別段の規定がない限り)事業活動を行うために基本要件を満たすことがあり、これはリスクベースの事業ライセンスの組織規定に関する政府規則2025年第28号に基づいている。

2007年以前は、BKPMプリンシプルライセンスにより、PMA会社の株式の一部を一定期間後（一般的には商業活動開始から15年経過後）にインドネシアの株主に譲渡することが求められていたが、現在は廃止されている。2007年投資法は、PMA会社に対する原則的な投資撤退要請を撤廃した。しかし、2007年投資法の公布前に設立されたPMA会社や規制産業（例えば採鉱など）を運営する会社は、引き続き投資撤退要請の対象となっている。

新たに制定されたBKPM規則2025年第5号「電子統合事業ライセンスシステム(オンライン単一提出)を通じたリスクベースの事業ライセンスおよび投資施設の実施に関するガイドラインおよび手続き」において、PMA企業は前回の承認/事業ライセンス制度で定められた売却義務を定められた期間に応じて履行することが求められている。 株式はインドネシア国民または100%インドネシア所有の企業にのみ売却可能である。売却には、株式の直接売却とインドネシア資本市場を通じて行う2つの方法がある。さらに、この規制はMOLの承認と現行の法律・規制の遵守を条件に株式買いの機会を開放する。

この売却義務には例外規定があり、以下の要件を満たした場合にのみ適用される。

01. PMA会社が100%外資系企業でない場合、既存のインドネシアの株主が株式の追加取得する意思ない旨に合意すること
02. PMA会社が100%外資系企業である場合、株主は、インドネシアの第三者に株式を売却する約定/合意がないことを明言すること

図 22:PMA会社の設立および基本的なライセンス取得のタイムライン

No.	プロセス	1か月目				2か月目				3か月目			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	会社名の予約												
2	PMA会社設立証書(DOE)草案の起草と準備												
3	PMA会社のDOEの最終化と実行												
4	MOLが発行したPMA会社の設立承認の取得と国家官報におけるPMA会社の法人の公表												
5	OSSシステムへの投資データベース登録												
6	ビジネス識別番号(NIB)の取得(会社登録証明書(TDP)、一般輸入者識別番号(Angka Pengenal Importir – Umum / API-U)、および税関アクセス(akses kepabeanan)の取得を含む												
7	納税者番号(NPWP)の取得												
8	会社の銀行口座の開設(スケジュールと必要書類は関連銀行によって異なる)												
9	課税対象起業家確認書の取得(Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)												
10	ビジネスライセンスの取得(まだ有効ではないもの)												
11	ビジネスライセンスに定められたコミットメントの履行(運用/商用ライセンスを含む)(必要な場合)												
12	ビジネスライセンスの取得(有効化)												

注: 実務上は、PMAの設立を完了し、すべてのライセンスを取得するために必要となる期間は、関連当局が要求する文書の入手可能性による。申請は、当局が書類が揃っていると確認された後に、受理される。

オムニバス法

2020年11月2日、インドネシア政府は、オムニバス法を制定した。これは、インドネシアの経済成長及び投資推進のため、より良いビジネス環境を求めているインドネシアの事業主を含む利害関係者が待ち望んでいたインドネシアの法律である。オムニバス法の主な目的は、投資の拡大促進によるインドネシア人の雇用機会の増大である。オムニバス法が公布される前は、ビジネスと投資に関する規制の枠組みにおいて異なる法令の規制内容が重複し、その結果、経済成長が鈍化し雇用機会の不足をもたらしていた。

インドネシア政府は、オムニバス法を投資を妨げる既存の規制枠組みのすべての条項を修正または削除する法的手段にすることを意図している。オムニバス法は、さまざまなセクターをカバーする既存の78の法律の規定を修正、削除、または追加するものである。この法律は、以下の事項を扱う10の主要な「クラスター」をカバーする186の条項を含む15の章で構成されている。

a. 投資エコシステムとビジネスの改善
b. 雇用
c. 中小企業の施設、保護、及び権限付与
d. ビジネス環境
e. 研究開発のサポート
f. 用地取得
g. 経済特区
h. 中央政府の投資と国家戦略プロジェクトの加速
i. 雇用創出を支援するための政府行政の実施
j. 制裁の賦課

オムニバス法は、事業セクターに直接影響を与える投資とライセンスに関して、インドネシアで事業を行う際の負担を軽減する実質的な打開策を導入している。ライセンス要件に関しては、企業にとってこれまで以上に単純なライセンス制度となっている。以前の制度とは異なり、各事業に必要なライセンスは、事業活動によってもたらされるリスクと潜在的なリスクに基づいて決定される。オムニバス法は、健康、安全、環境及び資源の側面を考慮に入れることにより、ビジネスリスクを以下の3つのカテゴリに分類している。

リスクの事業活動	低リスクの事業活動として分類される場合、事業活動を実施するための登録の証明として事業識別番号（NIB）のみの取得が要求される。
中リスクの事業活動	この分類は、medium-lowリスクの事業活動と中高リスクの事業活動で構成される。medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動に分類される場合は、NIB及び標準証明書（Sertifikat Standar）の取得が要求される。 ただし、medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動の標準証明書は異なる点に留意が必要である。medium-lowリスクの事業活動の標準証明書は、事業活動を行うためのすべての要件を満たしているという起業家からの声明である一方、medium-highリスクの事業活動の標準証明書は、実施するための要件の充足の証明として中央/地方政府によって発行される。
高リスクの事業活動	高リスクの事業活動に分類される場合は、NIBとライセンスの取得が要求される。ライセンスは、事業活動を実施するために中央/地方政府から付与されものであり、事業活動開始前に取得する必要がある。

リスクベースのライセンス制度は、前述の規制の枠組みの下でのライセンス要件の複雑さを合理化するものである。このアプローチでは、すべての事業活動がライセンスの取得を要求されるわけではない。

また、15の部門別法律および規制における免許要件も簡素化している。リスクベースの事業許認可実施に関する政府規則2025年第28号の制定により、オムニバス法の実施規制の一つとして新たなセクターが加わり、合計22セクターとなった。 この包括的な法律の下では、企業は中央政府から発行された事業許可証(上記のリスクベースのライセンス制度の対象)を取得すれば、商業活動を行うことができる。セクターは以下の通りである

a. 海運事業および漁業
b. 農業
c. 林業
d. エネルギーおよび鉱物資源
e. 原子力
f. 産業
g. 貿易および法的計量
h. 共事業および公営住宅
i. 交通・輸送
j. 健康保健業、製薬、食品
k. 教育と文化事業
l. 観光
m. 宗教問題
n. 郵便・通信・放送
o. 防衛と治安
p. クリエイティブ・エコノミー
q. 地理空間情報
r. 人員
s. 協同組合
t. 投資
u. 電子システムおよび取引実装
v. 環境

オムニバス法は、ライセンス取得の合理化に加えて、関連する各セクションで個別に議論される投資関連の打開策も提示している。ただし、オムニバス法により導入された規定の多くは、完全に有効になるために下位の細則が必要となることに留意が必要である。インドネシア政府からのメッセージは、この法律とその施行規則がインドネシア経済のさらなる成長を支えるため、投資とビジネスの環境を加速し、よりフレンドリーなものにすることを意図していることは明らかである。これまでに、45件以上のオムニバス法の施行規則がある。要するに、インドネシア政府からのメッセージは、オムニバス法とその施行規則がインドネシア経済のさらなる成長を加速し、より有利な投資とビジネス環境を提供することを目的としているという明確なメッセージである。

2021年11月25日、インドネシア憲法裁判所は、オムニバス法に関する正式な司法審査のために2020年10月15日に提起された請願に関連して、判決第91/PUU-XVII/2020(「MK判決」)を下した。憲法裁判所は現在、オムニバス法の制定が1945年のインドネシア共和国憲法に違反していると判示し、これは立法手続きの誤りに起因している。したがって、裁判所はさらに、インドネシア政府に対して、オムニバス法の欠陥を修正するための矯正措置を実施するよう求めていた。

さらに、MK決議が下された後、2年以内にインドネシア政府によって改正を完了しなければ、オムニバス法は永久に違憲とみなされなければならないと述べている。

そのため、現行の施行規則を含むオムニバス法は、今後2年間は有効であると理解されている。最終的に、オムニバス法の実施は、2022年12月30日に発行された政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって更新された。2023年3月31日時点で、オムニバス法は政府令第2号「ジョブ・クリエーションに関する法律における政府令第2号の制定に関する法律」によって最終的な法規として確定していた。オムニバス法は、規制の複雑さに対処し、経済成長をより助長する環境を提供することを目指しているにもかかわらず、特に労働団体や環境保護主義者の間で議論を引き起こしている。

インドネシアの会社法

インドネシアの有限責任会社(Perseroan Terbatas)は、会社法に準拠する法人であり、株主とは異なる事業体である。MOLによって会社設立が承認されると、株主の有限責任が有効になる。会社の定款に署名してからMOLの承認を得るまでの間、会社の設立者はパートナーとみなされ、提案された会社の債務について引き続き責任を負う可能性がある。実際には、新設会社は、大臣の承認が得られた後すぐに、設立者の義務がすべて適用され、新設会社の最初の株主総会でそのような義務を規定することになる。

会社法は、株主が会社の名前で行われた詐欺やその他の不正行為の責任を問われる可能性がある「piercing the corporate veil」という概念を認めている。株主は、法定機関として会社を設立するための要件が満たされていない場合、株主が直接または間接的に悪意を持って会社を個人的利益のために利用した場合、株主が会社によって行われた不法行為に関与した場合、株主が直接または間接的に会社の資産を不法に利用し、会社の資産が会社の負債を決済することが困難になった場合において、会社の行為に対して責任を問われる可能性がある。

オムニバス法のガバナンスにより、有限責任会社は、一定の要件の下で1人の創設者によって設立される場合がある。オムニバス法は、最低2人の株主の要件から免除される新しいタイプの有限責任会社を追加している。地域所有企業、村落所有企業、零細小規模企業の基準を満たす企業は、一人の個人によって設立されることがある。国有会社が全額出資する有限責任会社、地方所有企業、村所有企業、証券取引所管理会社、清算・保証機関、預託・決済機関、その他の資本市場分野の法律・規則に従った機関、および零細・小規模企業の基準を満たす会社は、単独の個人によって設立されることがある。そのため、事業がマイクロおよび小規模事業に分類された場合、設立声明をMOLに登録することで、個人が有限責任会社の形で単一株主法人を設立することが認められている。マイクロおよび小規模企業の基準は、事業の純資産および年間売上高、株主数に基づいて決定される。ただし、そのような会社がもはやマイクロおよび小規模事業者として分類されなくなった場合、または1人以上の株主を持つ場合、通常の有限責任会社として再分類されるべきである点は要留意である。

コーポレートガバナンス

インドネシアにおいて、会社の活動は取締役会（BoD）、コミサリス会（BoC）、株主総会（GMS）の3つの組織により統治される。取締役会は日々の会社経営に対して責任を持つ。コミサリス会は会社経営を監督し、取締役会に助言を行う責任を持つ。株主総会は、会社法や定款に規定される範囲内で、取締役会又はコミサリス会に与えられていない全ての権限を有する。

取締役会

取締役会は会社の経営に関与する。取締役会は少なくとも1名（公的資金の収受・運用を行う会社を除く。公募社債を発行する会社あるいは上場会社の場合は、少なくとも2名の取締役が必要）により構成される。

取締役は、一定期間選任され、再任されることが可能である。取締役会の構成に変更があった場合(新たな任命、交代、または解任)、取締役会は、GMSの日付から30日以内に法務人権省に対して任命、交代、または解任を通知して、承認を得ることが必要となる。各取締役およびその家族は、後日、会社の特別登記簿に登録するため、所有する株式を報告する必要がある。

加えて、例えば保険会社は少なくとも3名の取締役を必要とし、さらにそのうちの1名はコンプライアンスに関する専門性を有することといったように、特定の産業とセクターにおける規定によって、特定の会社に取締役の最低員数が求められることもある。

コミサリス会

コミサリス会は会社経営を監督する責任を持つ。コミサリス会は少なくとも1名により構成される。コミサリスは全ての株主及び取締役及びその他のコミサリス会メンバーから独立した立場の者から選定され、会社定款によって規定される。コミサリスは一定の任期があり、再任されることも可能である。

コミッショナー委員会のメンバーは、一定期間任命され、再任されることが可能である。コミッショナー委員会の構成に変更があった場合(新たな任命、交代、または解任)、取締役会は、GMSの日付から30日以内にMOLに通知し、任命、交代または解任にかかる承認を得る必要がある。さらに、コミッショナーおよびその家族は、後日、会社の特別登記簿に登録するため、所有する株式を報告する必要がある。

保険業界など特定の業界やセクターの規制により、コミサリス会の最低構成員数（インドネシアの保険会社の場合、最低3名の委員（うち半数は独立委員））が定められている場合があり、これを遵守する必要がある。

企業の社会的責任

企業の社会的責任(CSR)は、複数の法的枠組みの下で義務付けられており、CSR規則は、鉱業、石油・ガス、プランテーションなどの天然資源セクターで事業を行う企業にとって特に厳格に適用される。インドネシアのCSRは、経済成長と社会福祉および環境の持続可能性のバランスを取り、企業が社会に積極的に貢献することを奨励している。CSRの施行は様々で、規制の枠組みを強化し、セクター全体での効果的な実施を確保するための継続的な取り組みが行われている。また、CSRプログラムの実施に関する報告書を年次報告書に含める必要があり、そのCSR報告書は株主に開示されなければならない。さらに、PMA会社は企業が当局に提出する投資活動報告書(Laporan Kegiatan Penanaman Modal - LKPM)の一環としてCSRの実施状況を報告する義務がある。

非公開会社における資本・株主構成

会社法は当初、インドネシア企業の最低授権資本金は5,000万ルピア(約3,000米ドル)であり、その授権資本の少なくとも25%を全額払込しなければならないと規定している。しかし、この要件はオムニバス法および政府規則2021年第8号「零細・小規模企業に分類される会社の設立、変更、解散のための会社授権資本および登録」によって更新され、株式会社の授権資本は会社の創設者の合意に基づくべきであると定められている。そのため、創設者は、会社のニーズと目的に応じて、有限責任会社を設立する際に承認された資本を柔軟に決定できる。ただし、特定のセクターでは、より高い自己資本要件が課せられる場合がある。

PMA会社に関する要件は、新たに施行された「リスクベースの事業許認可および投資優遇措置を電子統合型事業許認可システム（オンライン・シングル・サブミッション：OSS）を通じて実施するための指針および手続」に関するBKPM規則2025年第5号により更新されたものである。本規則は、従前BKPM規則2021年第4号において定められていた外国投資の投資額要件を改正するものである。

一般的に、PMA会社設立のための最低発行および支払資本は25億ルピアまたはそれに相当する価値であり、最低投資額は100億ルピアを超えなければならない。資金調達は以下で構成される場合がある:(i) 資本金;(ii) 融資金;(iii) 内部留保;または(iv) Share AGIO(内部留保および株式AGIOは事業拡大に適用される)。一方、投資価値は設備の価値、1年間の運転資金、土地や建物を除くその他の投資を含む場合がある。なお、PMA企業の投資先によってはBKPMがより大きな資本金を求める可能性がある点については要留意である。

払込資本は、金銭および／またはその他の形態により払い込むことができるものであり、その価額は市場価格に基づき、または会社と利害関係

を有しない専門家（鑑定人）により合理的に評価された額とされる。不動産の形で払い込まれた場合は、設立証書の締結後または当該引受けに関する株主総会決議後14日以内に、1紙以上の新聞に公告しなければならない。

会社の資本は、株主総会の承認により増資することができ、当該増資は法務大臣に報告しなければならない。増資により発行される株式は、まず既存株主に対し、同一種類株式の保有割合に応じて引受けの機会（新株引受権）を付与しなければならない。

会社は減資を行うこともできる。減資は株主総会の承認により実施するものである。当該株主総会について、取締役会は決議日から7日以内に、1紙以上の新聞公告によりすべての債権者へ通知しなければならない。公告日から60日以内に、債権者は理由を付した書面により減資決議に対する異議を会社に提出することができ（法務大臣にも写しを送付するものとする）、会社はその後30日以内に回答しなければならない。減資は定款変更に該当し、法務大臣の承認を要する。減資は株式の消却または株式の額面価額の減少により実施することができる。

会社法は、すべての有限責任会社に少なくとも2名の株主の存在を要求している。払込資本は株式に分割され、当該株式は会社の持分を表章するものである。

株式の価額はルピア建てで表示しなければならず、発行可能な額面価額を有するものとする。発行されたすべての株式は株主名簿に記載され、当該名簿は取締役会が保管し、株主には株式所有を証する証書（株券）を交付しなければならない。さらに取締役会は、取締役および監査役ならびにその家族が保有する自社または他社の株式に関する情報および取得日を記載した特別名簿を作成し、保管しなければならない。

2. ジョイントベンチャー

外国投資家が関与する法人ジョイントベンチャーは、新規PMA会社の設立(グリーンフィールドプロジェクトや新規事業の場合)または外国投資家が既存企業の株式を取得することで設立されることがある。

法人化されたジョイントベンチャーの当事者は、通常、会社の定款に定められたガバナンス体制を補完するためにジョイントベンチャー契約または株主契約を締結する。この契約には特別な要件はありませんが、その条項が適用される法律、特に会社法の強制的なコーポレートガバナンス要件、適用される外国投資規制(外国所有制限を含む)、または公共政策に違反してはならないことである。

外国当事者(ジョイントベンチャーや株主契約を含む)が、法律第1号に準拠して英語とインドネシア語の二言語で締結されることがますます一般的になっている。大統領規則第2009年第24号は大統領規則2019年第63号と連動し、これらの協定はインドネシアの法律によって適用されること(外国法の選択条項が強制力のある場合でも)とされている。一般的に、これらの合意には仲裁条項が含まれており、当事者は地域の仲裁フォーラムを選択する傾向がある。インドネシアの投資家や国有企業は、BANI仲裁(国内仲裁)を強く好む傾向を示している。

ジョイントベンチャーは、インドネシア市場を拡大しながら現地の専門知識を活用したい外国投資家にとって戦略的な選択肢であり続けている。投資家は適切な地元パートナーの発見と規制の変化に注力し、長期的な成功を確実にすべきである。

3. 買収及び合併(M&A)

会社法は会社の合併、統合、買収、分割を規制している。合併は通常、議決権を有する株主の75%の同意があれば認められる。少数株主に対しては、特に「公正」でなければならない株式売却価格に関して、一定の保護が与えられている。合併の場合、存続会社がその名称と経営層を維持しない限り、被合併会社は新しい名称と経営層を採用しなければならない。

株式会社の合併は、1つまたは複数の会社が1つの存続会社に合併される場合に可能となる（他の会社または1つまたは複数の会社は同時に自動的に解散することとなる）。連結では、2つ以上の会社が合併して新たな事業体となり、元の各会社は自動的に解散する。買収では、個人または法人が会社の全株式または概ね50%超の株式を取得し、その結果、支配権が移転する。

法律第1号によれば独占慣行および不正な事業競争の制限(直近では法律2023年第6号で改正)に関する独占的慣行および不公正な事業競争の制限に関するKPPU規則2023年第3号に関連して、独占的慣行および/または不正な事業競争を引き起こす可能性のある株式および/または不公正な事業競争の評価に関するKPPU規則2023年第3号に関連している(競争法)企業は、取引が以下の基準を満たす限り、事業競争監督委員会(Komisi Pengawas Persaingan Usaha、略称KPPU)に合併、統合、または買収を報告する義務がある。

a. 関連する会社の資産額の合計が2.5兆ルピア超（全ての当事者が銀行の場合は20兆ルピア超）
b. 関連する会社の売上高の合計が5兆ルピア超
c. 取締役権の変更
d. 関連会社間でない取引
e. インドネシアで資産および/または売上高を有する事業者間で行われる取引

事業体は合併、統合、または買収が有効になった後(または民間企業の場合は法務大臣の承認、公開会社の場合はOJK規則2016年第74号/POJK規則2016年第4号(OJK規則2017年第58号/POJK規則2017年第4号に改正)に基づき、KPPUに通知する義務がある。また合併、統合、または買収が発効する前に、企業が上記の基準を満たしているとみられる場合、KPPUと協議する権利も有する。

この届出は、遅くとも合併、統合、買収の効力発生後30日以内に提出する必要がある。KPPUは、適用される報告義務を履行しない事業体に対して、10億ルピアから250億ルピアの金銭的制裁金を課す権限を有している。

M&Aの手続きは、上場会社と非上場会社で大きく異なり、開示義務の影響や少数株主への保護が強調されている。これらの違いを理解することは、M&Aを効果的に進める上で極めて重要な要素となる。

デューデリジェンス

一般に、インドネシアの会社に対してデューデリジェンスを行うことは、情報へのアクセスの困難性、公開情報の信頼性、法定企業文書、資産・資本あるいは土地所有権その他に関する阻害要因により、非常に困難であると考えられている。 企業文書のデータや株式所有に関しては、依然として法務省の一般法務総局（Administrasi Hukum Umumまたは AHU）で購入することが可能である。さらに、非公開企業の財務報告書にはアクセスできず、また特定のセクター、特に金融サービスを含む一部のセクターを除いて、政府に対して定期的に財務報告書を提出する義務も存在しない。提出された財務報告書も一般には利用できない。インドネシア企業は社名簿（Berita Negara）に規定された形式で定款を公表する必要があるが、この情報は頻繁に不完全であり、企業設立後に行われた株式譲渡の記録などが抜け落ちていることがある。 端的に言えば、(a)会社名、(b)株主、(c)取締役又はコミサリスの変更あるいは定款の変更は定期的に更新されておらず、公開情報は信頼できるものとは言えない。しかし、公開情報は、負担及び先取特権を除き、前述の事項に関する会社の履歴情報を一定程度立証することが出来るものである。ただし、公的記録は、債務と先取特権を除いて、前述の事項に関連する会社に関するいくつかの履歴情報を確立することができる。

インドネシア企業に対するデューデリジェンスの実施は、データ管理が散在していること、正しいデータを記載している情報源へのアクセスが極めて困難であることなどの理由により、複雑なものとなる。多くの場合、企業は複数のシステムとデータ記録のために複数のデータセットを保有している。インドネシアで ビジネスを行うために必要となるライセンス、許可、承認、および関連する報告要件も、複雑さを増している。

これらの義務は、主として性質上は行政上の事項と考えられるが、多くのケースでは警告、行政罰、ライセンスの一次停止、あるいはライセンスの失効を含む法律順守違反も見受けられる。さらに、ライセンスの条項にはライセンス保持者が実行すべき様々な義務や条件が課されており、これらが充足されているかについては文書による証拠により確認できないこともある。

非公開会社の買収

非公開会社の買収を実行するためには、主にインドネシア会社法と外国投資規制への準拠を検討する必要がある。一般に買収前に承認を得る必要があるが、対象会社の事業セクターによっては、必要となる承認が異なるという点が重要である。 例えば、民間金融機関の買収には、インドネシア金融サービス庁(通称OJK銀行、インドネシア銀行業界の監督機関)の承認が必要である。

海外買収者の買収対象会社がPMDN会社の場合、買収プロセスにはPMA会社への変更が含まれる。この変更においては、新規のPMA会社を設立しようとする場合と同様の課題が発生する。これらの課題には、対象会社の事業活動がDNIに基づき外国投資可能かどうか、その場合に何らかの制限が課されるかどうかの検討が含まれる。PMDN会社のPMA会社への変更は、買収を完了するための前提条件となる。

公開会社の買収

インドネシアの公開企業(「公開会社」またはperusahaan terbukaと呼ばれ、会社名の後に「Tbk.」という接尾辞が付くもの)の買収は、インドネシア金融サービス庁(Capital Market)(一般にOJKキャピタルマーケットとして知られ、インドネシアの資本市場規制当局として機能する)によって公布された規制の対象となり、上場企業の場合、インドネシア証券取引所(IDX)の規則の規制対象となる。 また上場会社として、インドネシア証券取引所（IDX）のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主数を有し、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主及び資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は、会社法で言及されている関連規定についても従う必要がある。また、銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては、追加的な規制面の要求が求められる。

買収の定義

資本市場の規定では、公開会社の買収とは会社の支配権の変更が起こる直接又は間接的な行為と定義されている。支配している者とは、以下のように定義される。

- 会社の株式の50%以上を保有する者、あるいは
- 会社を直接又は間接的にコントロールできる者（例えば、取締役やコミサリスの任命権又は解任権を保有している、定款を変更する権限を有している等）

OJK規則2018年第9号/POJK規則2018年第4号(公開企業買収に関する規則2018年第9号)に基づき、会社を直接的または間接的に支配する能力は以下によって証明される。

- 投票権の50%以上の所有を示す他の株主との合意書
- 定款/合意に基づく上場企業の財務および業務方針をコントロールする権限を有する株主の権限を示す文書/情報
- 取締役会（BOD）および監査役会（BOC）の大部分のメンバーを任命または解任する権限を示す文書/情報
- 取締役会決議及びコミサリス会決議における過半数の議決権をコントールするパワーを持つことを示す文書/情報
- その他、公開上場会社をコントロールする手段を示す文書/情報

会社法は、インドネシアの会社の買収は、既存の株主(または株主)からの株式の売買、または買収者による新規発行株式の引受(増資または株主割当発行)のいずれかを通じて実行できると規定している。インドネシア企業の買収とは異なり、上場会社の買収には、特に上場会社の支配権の変更がある場合には、強制公開買付け (MTO)の実施が必要である。

OJK規則2018年第9号/POJK規則2018年第4号に基づき、直接的または間接的に、上場会社の支配権の変更につながるあらゆる行為は、買収の基準に該当する。支配とは、直接的または間接的に、(a)公開会社で全額支払われた議決権を持つ株式の50%以上を保有する、または(b)公開会社の経営および/または方針を直接的または間接的に何らかの手段で決定する能力を持つ当事者である。この規則では、個人または法人が支配権の変更に影響を与える株式を取得した場合、MTOを実施する必要がある。MTO の目的は、少数株主が大株主に提供されるものと同等の条件と価格で株式を売却する公正な機会をすることである。

交渉及び開示

公開会社の買収は、典型的には潜在的な買収者と対象会社の支配株主（既存株式の取得の場合）又は対象会社の取締役会（新規発行株式の取得の場合）との間の交渉から開始される。

公開会社の買収を目的とした交渉を開始し、当該交渉について開示することを決定した潜在的な買収者は、少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表について、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

OJK規定2018年第9号の下で、当該公表には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。

- 対象会社の名称
- 想定取得株式数
- 想定買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、及び買収の理由を含む
- 潜在的買収者が既に保有している有価証券数（もしあれば）
- 支配の目的
- 潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等（コンソーシアムとして活動等）
- 交渉に関する予定される手法や手続
- 交渉資料

仮に交渉の公表の後、取引成立に至らなかった場合、関係者は交渉の終了について少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表については、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

株主の合意

提案された取引条件は、法律や資本市場セクターの規制及び会社の定款に基づき、対象会社の株主の承認を得る必要がある。

定款でより高い基準が設定されていない限り、以下が必要となる。

- 公開会社の定款の変更、もしくは授権資本金額の増加には、株主総会に出席した有効議決権の3分の2の賛成
- 買収、合併、実質的に全ての資産の負担又は販売には、株主総会に出席した有効議決権の4分の3の賛成

会社の既存株主は、いかなる新規発行株式についても優先引受権を保有しているため、仮に買収に新株発行が伴う場合、既存株主が優先引受権を放棄するか、買収予定者が買収を実行できるようになる程度まで優先引受権を移転することが必要となる。

資本市場の規定では形式面や通知の要件を含む公開会社の株主総会の招集手続を指定している（同様にインドネシアの公開企業の電子的株主総会の招集手続きも指定されている）。

買収完了の公表

買収が成功した場合には、買収者は少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙もしくはIDXのウェブサイトを通じて買収について公表しなければならない。また取引完了後1営業日以内には、OJKに対して結果を報告しなければならない。OJK規定2018年第9号に基づき、当該公表は少なくとも以下の情報を含む必要がある。

- 取得した株式数、買収者に売却した株主名、1株辺りの買収価格、合計価格及び合計持株比率
- 買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、株主構成、コミサリス会と取締役会、資本構成
- 買収の理由
- 該当する場合、新支配株主が組織体であるという表明
- 買収者の利益
- 関係会社関係の内容
- 当局からの承認に関する説明

強制公開買付け

公開会社の支配株主の変更においては、新支配株主は以下に該当する株式を除き、残りの株式について強制公開買付けを実施する必要がある。

- 新支配株主が買収により取得する株式を保有する株主によって保有されている株式
- 新支配株主が全支配株主との合意の下、別途同じ条件で買取オファーしている株式
- 同時に義務的又は任意公開買付を行っていた第三者（他の潜在的買収者）によって保有されている株式
- 対象会社の少なくとも20%の株式を保有する株主によって保有されている株式
- その他の支配株主によって保有されている株式

新支配株主は強制公開買付けについて、買収完了の公表から2日以内に必要な関連資料ともにOJK及び対象会社に報告する必要がある。さらに、OJKから追加の情報提供、及び/または初期的な報告の修正を求められた場合には、依頼を受けてから5営業日以内に追加情報、及び/または修正情報を提出しなければならない。

OJKは初期的な報告内容を確認し、新支配株主が当該情報を公に開示の可否を決定する。新支配株主はOJKから当該情報に係る開示可能を示す書面による確認を受け取ってから2営業日以内に、インドネシア語の全国紙を通じて強制公開買付けを公表する必要がある。

強制公開買付けの公表後、対象会社の株主は、30日間で提示された価格でのオファーを受けるか拒否するかを決定する。株主による承認プロセスは規定により禁止されており、全ての株式の移転及び支払いが買手及び売手それぞれの証券会社又は証券保管銀行を通じて行われる。

買付者は、オファー期間内（義務的公開買付の公表から30日）にオファーを受け入れられた株式は、全て取得しなければならない。また買付者は、買い付けが成功した場合オファー期間終了から12日以内に支払いを完了する必要がある。

浮動株の要件
公開買付の結果、支配株主が80%以上の株式を取得することとなった場合(非公開会社となった場合を除き)、新支配株主は80%未満となるまで株式の一部売却する、十分な株式を浮動株とする、新規株式を発行する等の措置を行う必要がある。上記は買収後2年以内に行われる必要がある。

任意公開買付
任意公開買付は、潜在的買収者が対象会社の支配株式を株式購入又はその他の株と交換可能な有価証券により取得するための、代替的手段である。

オファーは全ての者(既存株主か否かを問わず)により実施可能であり、また一般的にはメディア、すなわち新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・その他の電子メディア・レター・ブロウシュア等を通じて行われる。任意公開買付を行おうとする者は、対象会社・OJK・既に任意公開買付を同じ対象会社に対して行うことを表明している他者、上場企業の場合にはIDXに対して、強制公開買付けを行う旨を伝達する必要がある。

加えて、任意公開買付を行おうとする者は、OJKへの任意公開買付表明の提出と同日に、少なくとも2社のインドネシア語の新聞(うち1紙は全国紙)を通じて公表する必要がある。

任意公開買付表明は、以下の要件のいずれかを満たしたタイミングで有効となる。

- OJKが書面による承認を発行した場合
- 任意公開買付表明がOJKに提出されて15日を経過後、OJKによる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合
- 任意公開買付表明についてOJKの依頼により変更があった場合、変更版がOJKに提出されて15日を経過後、OJKからさらなる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合

任意公開買付は、任意公開買付表明が有効となってから、2営業日以内に開始されなければならない。任意公開買付の期間は少なくとも30日間であり、OJKの承認がない場合を除き、90日まで延長することが出来る。

4. インフラストラクチャー
インドネシアには大きなインフラ需要があるため、民間投資を促し、インフラ調達プロセスの透明性を高めるため、大規模な法律・制度改革(アンバンドリングや自由化を含む)を実施してきた。様々なイニシアチブの中で、インドネシア政府は官民パートナーシップ(PPP)スキームを確立し、現在多くのプロジェクトが様々な開発段階にある。PPPスキームにより、政府・国営企業・地方公有企業とともに民間セクターがインドネシアのインフラ整備に積極的に関与する機会が開かれた。さらに、インドネシア政府は2020年2月18日、大統領規則2024年第66号によって改正された「限定コンセッション権によるインフラ資金調達に関する大統領規則2020年第32号」を制定し、中央政府および/または国有企業によって現在運営されている既存資産の活用を通じた公共インフラ資金調達の代替スキームを導入している。

インドネシアの法や規制に基づき、インフラはセクター別(例えば道路、鉄道、電力、電信、水道供給、固形廃棄物等の衛生など)に区分され、特定の省庁や規制当局により管轄されている。国営企業もまたこれらのセクターでは重要な役割を担っている(なお、これらの企業が以前享受していた法的独占や準規制的な権限は排除されており、民間セクターは国有企業との合弁事業を義務付けられることなく、インドネシアのインフラ開発に参加することが可能である)。

発注規制
インドネシアの公共事業の発注ルールは、発注プロセスの改善と地方自治の原則の下での地方の財政当局の発展という2つの観点から広範な改革のテーマとなってきた。

この規則は、国および地方政府、国有法人(公立大学など)、国営企業または地域所有企業による財やサービスの調達にも及び、これらはすべてまたは一部が国家または地域予算から資金提供されている。インドネシアにおける政府の物品・サービスの調達に関する大統領規則2018年第16号およびその改正である大統領規則2025年第46号は政府による商品およびサービスの調達基準であり、国有企業大臣規則第1号はPER-2/MBU/03/2023　2023年国有企業のガバナンスおよび重要な企業活動に関するガイドラインは、国有企業による財およびサービスの調達の基盤となっている。

民間資金によるプロジェクトに関しては、インドネシアの法律は、サービスプロバイダーを調達するための定義とメカニズムについて特定の規制を行っていない。調達プロセスは通常、それぞれの調達事業体のガイドライン/規制を参照する。インフラ調達において、従来型の国家予算を動員した調達や国家予算の一部を動員するPPPなどの場合には、公共調達規則が適用される。

限られたケースを除き、競争による公開入札が義務付けられている。インドネシアの公共調達規制が一般的な要請を統治している一方、特定のエリアやセクターでは特定の政府発注ガイドラインに基づく特定の規制面での要請がある。

官民連携-規制の枠組み
近年、インドネシア政府はインフラ開発における資金不足を解消するためにPPP制度を活用する緊急性を認識している。インドネシアにおけるPPPプロジェクトの法的および制度的枠組みは大幅な改善が行われ、インドネシア政府はインフラプロジェクトのリスク配分を改善し、プライベートセクターでの競争入札を支援するという政策的コミットメントを表明した。PPP規制の下で調達されるプロジェクトは、Solicitedで行われる場合、Unsolicitedで進められる場合もあるが、どのような場合でも、落札者の選定は公開入札プロセスを通じて開始され、そのようなプロジェクトは、リスクを管理する当事者にリスクを配分するように設計されている。これは、1980年代から1990年代にかけてインドネシアが実施したさまざまな建設・所有・譲渡、建設・所有・運営、その他の民営化スキームとは対照的なものとなっている。

これに関連して、インフラ調達のための官民パートナーシップに関する大統領規則2015年第38号と、新たに制定されたインフラ提供における官民パートナーシップの実施に関する国家開発計画庁規則2023年第7号（インフラ提供における官民パートナーシップスキームの実施手続きに関する国家開発計画庁規則2020年第2号によって改正された最新の国家開発計画庁規則2015年第4号を取り消す）が、インドネシアにおけるPPP実施の基盤となっている。PPP 規則では、PPP として実装できるインフラストラクチャの種類は次の通り。

a. 運輸・交通
b. 道路
c. 水資源および灌漑
d. 上水道
e. 下水道・中央集中型下水処理施設
f. 分散型下水処理施設
g. 有害廃棄物および有毒廃棄物管理
h. 電気情報通信技術
i. 電力
j. 石油・ガスおよびバイオエネルギーを含む再生可能エネルギー
k. 省エネルギー
l. 都市施設型経済インフラ
m. 教育、研究、開発施設
n. スポーツ、芸術、文化施設
o. 地域開発
p. 観光
q. 保険・ヘルスケア
r. 矯正施設/刑務所
s. 公営住宅
t. 公共施設
u. 産業エコシステム
v. 電気自動車

上記の分野リストを除き、国家開発計画庁規則2023年第7号の施行により、インドネシアにおけるPPP実施にいくつかの変更が加えられている。以下が含まれる:

a. PPPプロセスの簡素化:プロセスの簡素化は、計画および準備段階で行われる。計画プロセスでは、GOIは(i)PPPの特定、(ii)資金調達スキームの決定、(iii)予算編成計画の作成のみを行こなう。また、プレフィージビリティスタディ(計画段階)とフィージビリティスタディ(準備段階)の内容も簡略化されている。

b. 既存のIBEの利用:IBEの落札者は、PPP調達開始前に設立された企業をPPP　IBEとして決定することができる。これは、小規模PPPのIBEの落札者が適用することができる。

c. 投資収益:従来の規則では、複数の投資回収スキーム。新規則は、PPPプロジェクトリスクの配分に関する明確さを考慮し、複数の投資収益回帰スキームの組み合わせを認めている。

d. 小規模PPP: 小規模 PPP では、(i) フィージビリティ・スタディがより簡素化され、(ii) 落札者が既存の IBE を利用できることで可能である。小規模 PPP の基準は、(i) 比較的単純な構造及び／又は範囲のインフラ整備計画、(ii) 実績のある技術及び／又は類似のプロジェクトで適用されている技術を用いた技術的解決策の計画、(iii)　バイアビリティ・ギャップ資金を必要としないプロジェクト、(iv) PPP の最長期間が 10 年であることとなっている。

e. PPP契約の修正: 新しい規則では、契約当事者によって署名された後の契約変更において、変更が制限される条項を明確にしている。その制限事項とは、(i) プロジェクト構造を変更しない、(ii) あらかじめ決められた入札パラメーターを変更しない、(iii) プロジェクトの財政能力を変更しない、(iv) サービス内容を縮小しない、(v) sリスク配分を変更しない、(vi) PPP 契約に基づく政府の義務を増加させない、などとなっている。

f. ファイナンシャル・クローズ期間: 新しい規則では、ファイナンシャル・クローズを12ヶ月以内に実施する期間の制限に関する規定が改正され、最大2回まで延長でき、それぞれ最大6ヶ月の期間を延長すること可能となっている。

上記のPPP規制以外にも、インドネシア国会は、調達と民間セクター開発を合理化し、明確化することを目的とした、以下に示す特定のセクター別インフラに関する新しい法律を可決している:

a. 水資源に関する法律2019年第17号(オムニバス法により改正)
b. 道路に関する法律2004年第38号(道路およびオムニバスに関する法律2004年第38号の第2改正に関する法律2022年第2号により改正)。
c. 鉄道に関する法律 2007年第23号(オムニバス法による改正)
d. 海上輸送/海運に関する法律2008年第17号(オムニバス法による改正)
e. 廃棄物管理に関する法律2008年第18号
f. 航空業界に関する法律2009年第1号(オムニバス法による改正)
g. 電気に関する法律2009年第30号(オムニバス法による改正)

関連セクターの法律及び規制に従い、インフラプロジェクトは中央政府あるいは地方政府の省庁、機関、代理機関により実行される。PPPプロジェクトは、公共のインフラサービスを提供するものとして任命された国営企業あるいは地方公営企業によっても発注されることがある。例えば、インドネシアの国営電力企業のPTPLNや水供給の地方公営企業のPDAMsなどである。これらの発注者は一般に政府契約機関（GCA）と呼ばれる。

入札結果に基づく落札者（もしくは落札者によって設立された新会社）とGCAは、PPPプロジェクトの導入を管理するための基本協定を締結する。「基本協定」という用語は、公共と民間セクターの間の主たるプロジェク

ト契約書に適用される一般用語として使われる。セクターやプロジェクトの形態により、当該契約書は、売電契約書、給水契約書、コンセッション契約書またはその他の契約書に基づいて作成される。

基本協定は、とりわけ業務範囲、プロジェクト期間、契約履行保証の規定、当初の料率と変更メカニズム、リスク分担、サービスパフォーマンスの基準、罰則、係争解決メカニズム、不可抗力条項、対象インフラの所有者等に関する情報、プロジェクト期間終了時におけるプロジェクト資産のGCAへの売却条件に関する条項が含まれなければならない。また、適用される法令は、インドネシア法でなければならない。基本協定は、インドネシア語のみ、あるいはインドネシア語と英語等の他言語との併記で作成されるが、2言語間において不整合があった場合には、大統領令2015年第38号に基づき、インドネシア語が優先される。基本協定の条項は、特定のセクターにおける要請によって追加される場合もある。

官民パートナーシップ(PPP)Nusantara首都

官民パートナーシップ(PPP)は、特に財政余地の制約とインフラ需要の増加という状況下において、インドネシアのインフラ開発を加速させるための重要な政策手段として引き続き機能している。経済的には、PPPは民間セクターの資本、イノベーション、運用のノウハウを活用し、公共投資を補完することで、より効率的な資源配分を可能にする。このアプローチは、国家予算(APBN)への短期的な財政負担を軽減するだけでなく、インフラの質の向上、生産性の向上、地域競争力の向上を通じて長期的な乗数効果を生み出す。

PPPモデルの適用は、特に新首都イブ・コタ・ヌサンタラ(IKN)の開発を中心とした戦略的な国家的イニシアチブの推進においてより重要になっている。IKNプロジェクトは、インドネシア史上最も野心的なインフラ開発案件の一つであり、交通、公益事業、住宅、デジタルインフラ、社会施設など複数のセクターにわたる多額の投資を必要としている。インドネシア政府としてはPPPの枠組みを通じて、持続可能な民間投資の誘致、費用対効果の最適化、そして官民両セクター間の公平なリスク分担の確保を目指している。

規制および法的観点から見ると、IKNにおけるPPPの枠組みは概ね国のPPP枠組みに準拠しているが、首都特有の開発とガバナンスの文脈を反映した追加の法的規定も含まれている。原則として、IKNにおけるPPPの実施は、Bappenas規則2022年第6号(インフラ提供における官民パートナーシップ実施手続き)および調達基準、透明性措置、説明責任メカニズムを定めるLKPP(国家公共調達庁)規則に準拠する必要がある。

さらに、IKNのPPPプロジェクトは、特定のインフラの種類や規制枠組みを規定する関連部門規則、特に大統領規則2022年第63号(IKN権限およびその派生規則)を遵守しなければならない。これらのIKN特有の規定は、首都圏内のPPPイニシアチブの規制機関および調整機関としての役割を担うオトリタ・イブ・コタ・ヌサンタラ(OIKN)の下で専用のガバナンスおよび制度的メカニズムを導入するものである。

これらの規制層の統合により法的確実性が強化され、民間の参加のための安定した環境が構築される。これにより、IKN内のPPPプロジェクトは国家開発の優先事項に沿うだけでなく、財政効率、リスク配分、長期的な経済成長のためのコストパフォーマンスを最適化するよう設計されている。

PPPを支援する制度的枠組み

インドネシアにおけるPPPを促進、支援することに関して、政府は様々なファンドや融資制度の利用を通じた民間セクターを支援する制度を提供している。

例えば、民間セクターによるPPPプロジェクトにおける土地収用の困難に対応するため、インドネシア政府はこのような民間セクターの土地収用の財政的な支援を検討している。公共及び民間による土地収用の法律や規制の明確化(法律2012年第2号公共の利益のための土地収用を含む)も同様であり、これはインフラ開発における土地収用の不透明性を減らすことを意図したものである。(オムニバス法により一部改定。)なお、大統領令2021年第19号公共の利益のための土地収用(過去の大統領令2012年第71号等の規定の廃止)は実行されている。政府規則2021年第1号 19(政府規則2023年第39号により改正)公共利益のための土地収用実施に関するもの(以前の規則、すなわち大統領規則2021年第71号を撤回)が施行規則である。

2009年後半、財務省はPPP規定及び政府規定2009年第35号インフラ保証のための有限責任会社の設立に関する政府規則 (インフラ保証のための有限責任会社設立のための国家参加に関する政府規則第2020年第55号で最終改正)に基づき、PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia (国営企業)又はPIIを設立した。 PII はIndonesia Infrastructure Guarantee Fund (IIGF)として知られている。IIGFは財務省により、インフラプロジェクトのリスクを最小化するためのPPPプロジェクトに対する政府保証を提供する「唯一の窓口」となるよう任命された(例えば、適用される協力協定の下でのGCAの財政的な義務)。IIGFは世界銀行の支援により設立された。

IIGFにより提供される政府保証は、保証者としてのIIGFとプロジェクトの実行者として選定された民間企業との間で、ベネフィシャリーとして締結される。保証契約の条項に基づき、プロジェクト会社は、保証の受益をレンダーに割り当てることが出来る。また、IIGFは直接契約(コンセントレター)をプロジェクト会社及びレンダーと締結する。保証が実行された場合、IIGFはGCAとIIGFの間で締結したリコース契約に従い、支払い額を補償される権利を持つ。リコース契約は、とりわけGCAによる協力協定に基づくリスク分配、及び協力協定に基づくGCAのパフォーマンスに対するGCAの徹底した評価を促進することを意図している。また、インドネシア政府は国営企業であるPT Sarana Multi Infrastruktur (PT SMI)を設立した。PT SMIはインフラファイナンスに特化したノンバンクの金融機関である。IIGFとPT SMI は、ともに潜在的なGCAに対して、プロジェクト準備やストラクチャーに関する知見や助言の提供を行う。例えば、プロジェクト導入に関する助言の提供や、フィージビリティ調査の準備、マーケットサウンディングの実施やPPPプロジェクトの入札プロセスにおけるGCAの支援などを行う。

PT SMI は、財務省によりいくつかの顕著なPPPプロジェクトであるUmbulan用水供給プロジェクトやスカルノハッタ国際空港接続鉄道プロジェクト等を推進するために設立された。

PPPの枠組みの中でもう一つの機関であるPT Indonesia Infrastructure Finance (IIF) は、PPPプロジェクトの資金調達のために代替金融支援を提供する目的で設立された。IIFは設立以来、株式会社三井住友銀行から多額の出資を受けている。各機関のシナジー効果は、図23に示される通りである。

図 23:制度的支援フレームワークの相乗効果

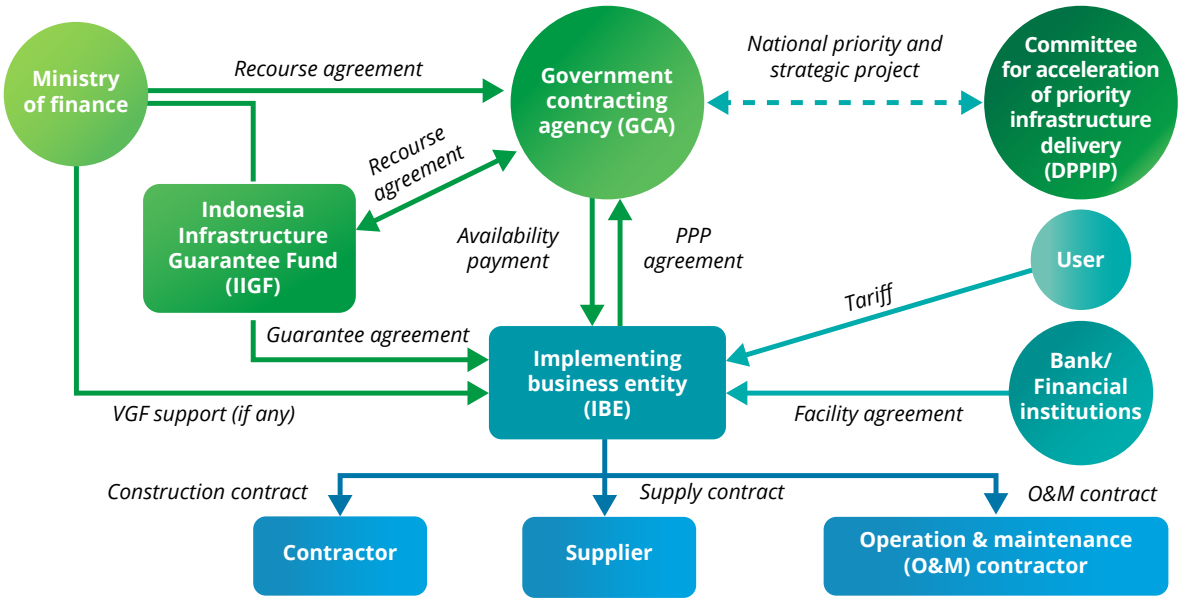

出典: Deloitte分析

土地価値の取得

インドネシア共和国政府は、2024年8月12日、土地価値獲得増額の管理を通じたインフラ提供の資金調達に関する大統領規則2024年第79号(以下「PR 79/2024」)を制定した。PR79/2024によれば、持続可能な国家開発の実施を促進するためには、州/地域の歳入および支出予算の負担を軽減するために、インフラ開発のための代替資金調達スキームを最適化する必要があるとされている。インフラ資金調達のための地域ベースの代替資金としてのスキームの一つは、Land Value Captureとして知られる、当該地域におけるインフラ整備の影響から生じる価値を確保しようとするものである。

PR79/2024は、地価価値向上の管理/Pengelolaan Perolehan Peningkatan Nilai Kawasan(「LVC」)について規定している。LVC とは、地域に根ざしたインフラ整備、および/またはゾーニング半径/地域内のインフラ整備のための代替資金調達手法を意味し、中央政府、地方政府、および/または事業体が実施する価値創造イニシアチブの影響による、受益者から得られる価値増加、および地域開発の結果からインフラ整備の資金調達を指している。LVCの目的は、インフラ整備に関連して、価値の創造、価値の獲得、価値の再投入からなる価値便益サイクルを創出することである。LVCの目的には、(i)持続可能な開発の実現、(ii)価値向上につながるインフラサービスの量・質・効率の向上、(iii)インフラ提供のための新たな資金調達源の創出、(iv)魅力的で、投資しやすく、法的確実性が保証された投資環境の創出、(v)受益者負担の原則の適用による、インフラ提供のための資金調達への社会参加の促進、(vi)LVCによるインフラ提供の可能性に対する地域政府の認識とイニシアチブの奨励、が含まれる。

LVCのサイクルには以下が含まれる:

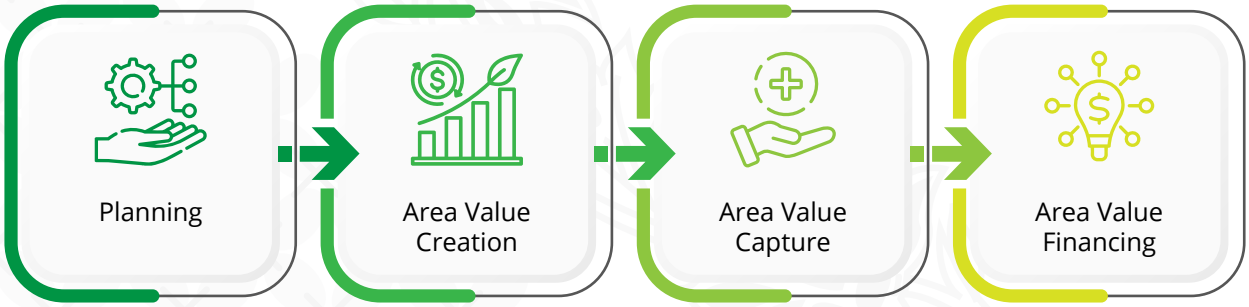

LVCの実施 は、以下によって行われる。

a. 該当する地区／市の行政区域内の当該LVC の地区／市地域政府

b. ジャカルタの行政区域内の LVC に関しては、ジャカルタ特別州政府

LVCを実施する地方政府首長の権限	
• LVCフィージビリティスタディの承認	• LVCフィージビリティスタディの承認
• LVCマネージャーの設立	• LVCマネージャーの設立
• LVCファンドソース、バリュー・キャッチメント・エリアの特定	• LVCファンドソース、バリュー・キャッチメント・エリアの特定
• LVCマネージャーの運用資金と運用資金の源泉を確立	• LVCマネージャーの運用資金と運用資金の源泉を確立
• LVCの機関とガバナンスの規制	• LVCの機関とガバナンスの規制
• LVCの資金を調達するインフラ提供のための資金支援の分配を決定または承認	• LVCの資金を調達するインフラ提供のための資金支援の分配を決定または承認

計画

LVCによって開発が支援される各地域／経済圏では、LVCフィージビリティ・スタディを実施しなければならない。地域政府の長は、地域機関または地域所有企業にLVCフィージビリティ・スタディを作成する。LVCフィージビリティ・スタディの作成は、(i)経済回廊／経済圏に関連するエリア・マネジャー、(ii)LVCを適用するインフラ整備に関連するインフラ整備のイニシエータが、地方政府首長の指示に基づき、地方政府機関または地域所有企業の支援を受けて行うことができる。LVCのフィージビリティ・スタディには、以下が含まれる：

a. LVCの実施に関連するポリシーを作成するための基礎条件

b. 捕獲地域を決定するための戦略的計画の基礎条件

c. 価値増加を示す指標および計測手法

d. 価値増加を判断する基準

e. インフラ整備に資する資金の特定

Area Value Creation

Area Value Creationは、中央政府、地方公共団体、価値向上に影響を与える事業体など、価値創造の取り組みによって行われる。価値創造イニシアチブは、(i)特定の政府政策の実施、および(ii)インフラの整備という形をとることができる。

実施に際して、以下の政策が実行される。

a. 空間計画の変更

b. 土地の統合.

インフラの整備は、いくつかのスキームで実施できる。

a. 国家歳入支出予算から生じる資金調達(外国のローン/助成金の転送の形での資金調達を含む)

b. 地域歳入支出予算から生じる資金調達(地域ローン、地域債券、および/または地域スクーク（イスラム債）からなる地域債務融資を含む)

c. インフラの提供を組織する公共サービス機関/ badan layanan umumおよび/または国/地方公有企業によって実施される資金調達

d. PPPスキームおよび/または限定的な経営権協力による資金調達

e. エリアマネージャーによる資金調達(エリアマネージャーが管理するエリアベースの開発の場合)

f. 資金調達はLVCファンドから調達

g. その他、法令の規定に基づく融資スキーム

Area Value Capture
エリアの価値のキャプチャは、受益者が享受した価値創造の結果として生成された、または生成される価値の増加をマッピングおよび測定し、価値の増加をキャプチャすることによって行われる。エリアの価値のキャプチャは、価値の資金調達に使用される。(i)LVCファンドおよび/または(ii)エリア開発結果の形でのエリアの価値のキャプチャ。

Area Value Financing
Area Value Captureは、LVCファンドと受益者から得たエリア開発結果を再分配することによって行われる。

LVCファンドマネジメント
LVC基金は、地域開発、インフラ整備、および/または施設やインフラ、公共サービスの改善のための資金を提供することを目的としている。LVC資金の提供は、LVCマネージャーとインフラ整備を実施する当事者との間の資金調達支援契約の存在に基づいている。LVCファンドの使用は、次の形式で行うことができる。

a. インフラ整備に関連して地域政府が締結した資金の返済を支援（地域ローン、地域債、地域スクーク（イスラム債）の元本、利息、および/または報酬の支払いを含む）
b. 法令の規定に従ってインフラ整備を組織する事業者への資金援助
c. 政府契約機関および/または実施事業体への資金援助(インフラ整備が事業体との政府協力スキームで実施される場合)
d. インフラ整備がエリアマネージャーによって組織されている場合のエリアマネージャーへの資金援助
e. インフラ整備調整機関に対する資金援助
f. その他、法令の規定に基づく支払方法

LVCファンドからの資金調達支援は、単独で、または投資回収メカニズムおよび/またはその他の支援と組み合わせて、インフラ整備に提供できる。投資収益率のメカニズムは、次の形をとることができる。

a. ユーザーからの利用料金徴収
b. 中央政府/地方政府からのAvailability Payment
c. その他の形態
d. その他のサポートは、次の形式で行うことができる。
e. 中央政府からのViability Gap Fund (VGF)
f. その他のサポートまたはインセンティブの付与

エリア開発実績管理
地域政府に引き渡された地域開発の結果は、法律や条例の規定に従って、地域政府の長がLVCマネージャーまたはその他の関係者が管理するように決定することができる。インフラ整備と不動産事業の水平統合による成果については、インフラ整備の実施基盤となる連携協定の規定に基づき管理する。

既存または将来のインフラプロジェクトによるLand Value Captureの利用
既存または将来のインフラプロジェクトでのLVCの実施では、次の基準を考慮に入れる必要がある

a. インフラ整備のフィージビリティスタディの準備が実施され、その後、LVCが適用されるインフラ整備は、PR 79/2024に従ってLVCのためのフィージビリティスタディの準備が行われる
b. フィージビリティ・スタディが実施され、インフラ整備が進められているインフラで、LVC適用の可能性があると判断され、LVC適用が予定されているものについては、PR79/2024に基づき、LVCフィージビリティ・スタディを実施し、価値の増加を評価する
c. 整備済みで、LVC適用の可能性があると特定され、LVC適用が予定されているインフラ設備については、大統領規則に従い、LVCフィージビリティ・スタディを作成し、価値の増加を評価する

コンセッションスキーム（アセットリサイクル）
アセットリサイクルは、政府または国有企業が、資産の民間部門への売却またはリースから得られる収益を通じて、必要なインフラ整備に資金を提供できるようにする措置である。インドネシアの規制の枠組みでは、限定的コンセッション制度を通じたインフラ融資に関する大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正)により、政府および国有企業が実施できるアセットリサイクル制度の一つとして、限定的コンセッション制度(以下「LCS」)の概念が導入された。

大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正)は、国有資産または国有企業が所有する既存資産の運営に民間部門の投資を許可する規制である。例えば、政府は民間投資家に対してブラウンフィールド有料道路の運営に関して「限定的な特権」を与えることができる。このような運用権の付与はLCSと呼ばれる。商業資産の運営の恩恵に加え、LCSに参加する民間投資家は新たなインフラの資金調達にも参加しる。民間投資家は、国営企業や国有企業に対して「限定的な譲許」の付与に対してプレミアムを支払う必要がありる。このようにして、政府や国有企業が新たなインフラ資産の開発資金を活用できるようになりる。

LCSについて明確にするために、大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正) LCSを通じて民間セクターに提供可能なインフラ資産のカテゴリーを詳述している。

a. 交通機関(港湾、鉄道、空港、バスターミナル)
b. 有料道路
c. 水資源
d. 飲料水供給システム
e. 下水道・排水処理
f. 廃棄物管理システム
g. 電気通信および情報システム
h. 電力

i. 石油、ガス、再生可能エネルギー

j. ヘルスケア

k. 地域社会インフラ

l. 観光

m. 官公庁

n. 公営住宅

さらに、大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正)はLCSを通じて公的資産が民間運営される最低基準を定めており、その資産は以下の条件を満たしてる:

a. 部分的または完全に運営に適していること

b. 一般に受け入れられている国際基準に従った商業的価値および/または運用効率の改善のためのパートナーを要求していること

c. インフラ資産の耐用年数が少なくとも10 年であること

d. BMNについては、政府の会計基準に基づいて監査を受けた省庁の財務諸表が整備されていること

e. 国有企業の資産については、インドネシアの財務会計基準の明細書のガイドラインに基づいて、少なくとも3年連続して監査済み財務諸表が存在すること

関連する国有資産の利用者または国有企業の取締役会(BOD)として行動する大臣・機関長は、優先インフラ提供加速委員会(KPPIP)の支援を受けて計画プロセスの実施を行う。この計画プロセスの成果物は資産管理計画であり、LCSに提供可能な資産のパイプラインとして機能する。国有資産として記録されている場合、LCS資産を事前審査された投資家に提供する際には競争入札プロセスが実施される。この段階では、資産所有者である大臣や機関長が取引手続きを行う。取引プロセスが完了すると、政府は財務省傘下の公共サービス機関(BLU)を通じて資産を引き継ぎ、落札者と契約を結びる。国有企業として記録された資産の場合、取締役会は当該国有企業に適用される選定手続きに従って取引を行う。選定プロセス終了後、国有企業は落札者と契約を結びる。この種の取引に特化して、国営企業と落札者が特別目的会社を設立することがある。LCSのプロジェクト構造は**図24**に示されている。

図 24: LCSプロジェクト構成

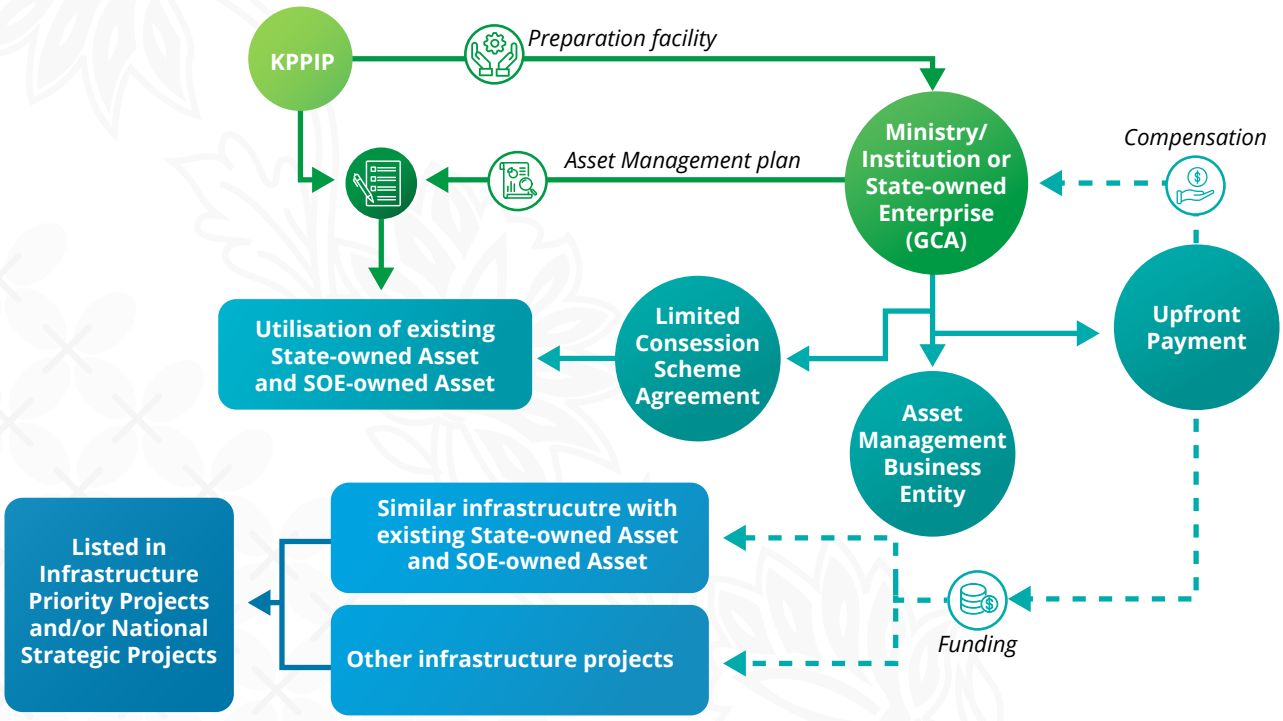

出典 :Deloitte分析

大統領規則第2020年第32号（大統領規則2024年第66号により改正）によれば、LCSは、政府または国営企業が自ら資産を利用する際に発生しうるリスクを軽減するため、資産所有者にとって有益である。一方、従来の資金調達に代わる方法としてのLCSの導入は、政府にとって既存のインフラ・サービスの提供を維持または改善する可能性を持ちながら、さらなる負債に陥ることなく、必要とされるインフラを整備する方法である。

一方、大統領規則2020年第32号(大統領規則2024年第66号により改正)の成熟期は、包括的な規制や投資制限など複数の要因に依存する可能性が高いである。大統領規則第2020年32号(大統領規則第2024年66号により改正）以前に、政府は国有・地域所有資産およびPPPの利用に関する規制枠組みを確立しており、これにより類似事項の規制の重複が生じ、実施の障害となる可能性がある。

国有企業の場合、資産リサイクルは戦略的パートナーシップ協力スキームを通じて実施することも可能である。国有企業大臣規則2023年PER-2/MBU/03号では、　国有企業とそのパートナー間で戦略的パートナーシップ協力スキームが実施され、国有企業にとって最も有利な利益に沿った共通の目標を達成することを目的としている。戦略的パートナーシップ協力スキームは、国営企業がパートナーとして行う場合、または国有企業がパートナーを探す当事者として実施することができる。パートナーを求める国有企業のパートナーシップは、取締役会が発行する標準作業手順に従って実施される。

5.　良好なコーポレートガバナンスの実施

コーポレート・ガバナンス原則は、有限責任会社に関する法律2007年第40号（改正後）第4条およびその解説、ならびに有限責任会社と投資家の両方の観点からコーポレート・ガバナンスの責任を強調する投資に関する法律2007年第25号（改正後）第15条によって規定されている。コーポレート・ガバナンスの柱には、倫理的行動、説明責任、透明性、持続可能性が含まれている。[94]これらの規制を補完するものとして、経済担当調整大臣は、コーポレートガバナンスは、企業と全体的なビジネス環境の両方に対する投資家の信頼に関連しているため、市場経済の重要な柱であると述べた。その実施は、持続可能な経済成長と安定につながるだけでなく、クリーンで信頼できる政府を設立するための政府の努力を支援することも期待されている。

コーポレート・ガバナンスを促進するにあたり、国家ガバナンス委員会(KNKG)および国際金融公社(IFC)のインドネシア・コーポレート・ガバナンスに関する一般ガイドラインが参考となる。The National Committee on Governanceは、コーポレートガバナンスの既存の国内コードを現在の状況に適用できるようにレビューおよび改訂するコーポレートガバナンス小委員会を設立した。IFCは、世界銀行グループの一員であり、企業が新興市場で直面する様々な課題に対して、ガバナンス・プラクティスを強化することで支援している。これらのマニュアルは、企業を法的に拘束するものではないが、優れたコーポレートガバナンスを実施するための基本的なガイダンスとなる。

このマニュアルには、(1)リスクマネジメント、(2)内部統制、(3)内部監査の3つの重要なトピックが記載されている。リスクマネジメント、内部統制、内部監査は、コミッショナーズボード(BOC)と取締役会(BOD)の職務でカバーする必要がある3つの主要な領域である。

リスクマネジメント

IFCが作成したインドネシアのコーポレートガバナンスマニュアルによれば、リスクマネジメントの成功は全ての企業の成功の中核をなすものである。リスクマネジメントにおいては、BoCとBoDの両者が以下の責任を負う。

- 企業の戦略的目標を達成するために企業が取ることをいとわないリスクの性質とレベルの決定
- リスクが適切に評価及び軽減されることの確保

BODはリスク管理システムを導入し、BOCは実施の監視とレビューを担当している。National Committee on Governance (KNKG) が発行した Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021 に基づいて、以下を推奨する。[95]

- 取締役会は、コンプライアンスと効果的な内部統制に基づくリスク認識文化を浸透させ、強化し、発展させるために、ビジネスおよび運用活動におけるリスク管理と管理の面で模範を示し、ロールモデルとなることにより、企業の価値を創造し保護するために、すべてのレベルの経営陣が活用するリスク管理の実施を主導する
- 取締役会は、a)企業とその経営陣が直面する主なリスクを開示し、b)環境リスクまたは社会リスクへの重大なエクスポージャーがあるかどうか、もしある場合は、そのようなリスクをどのように管理するか、または管理する意図があるかを検証する
- 取締役会は、ステークホルダーの期待に沿い、企業が直面するあらゆる種類のリスク（リスクに関するコミュニケーションと報告、リスク管理、監査およびそれらの有効性を含む）の内部統制プロセスおよびリスク管理が効果的に実施できるよう、企業のニーズおよび業務プロセスの特性に応じた内部統制システムおよびリスク管理の枠組みの適合性を確保する
- 取締役会は、混乱、サイバーセキュリティ、災害復旧など、情報技術におけるリスクガバナンスプロセスを確保し、すべての主要なリスクが特定、管理、および委員会に報告されるようにする

BoCがリスクマネジメントシステムの実行を監視及びレビューすることを支援するため、BoCはリスクポリシー委員会を設置することが望ましい。これは全ての企業に推奨されている（OJK　CGガイドライン）。リスクポリシー委員会はBoCがリスクガバナンスストラクチャーを設定し、企業のリスク許容度を決定及び評価し、主要なリスク指標及び結果を定期的に監視し、リスクマネジメントと内部統制システムの十分性と有効性をレビューすることを支援する責任がある。

リスクマネジメントを実施する上で、インドネシアのほとんどの企業はISO 31000:2018リスクマネジメントおよび/またはCOSO Enterprise Risk Management 2017のガイドフレームワークを参考としている。国内では、インドネシア国家標準化機関（BSN）がインドネシア国家規格（SNI）8615:2018 ISO 31000:2018リスクマネジメントガイドが策定されている。

[94] “Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021”. National Committee on Governance. 2021.
[95] “Indonesia Corporate Governance Manual 2nd Ed”. International Finance Corporation. 2018.

内部統制

内部統制–統合フレームワーク（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 2013）を参照すると、内部統制とは企業の取締役会、経営者及びその他の人員によって構築されるプロセスであり、運用、報告、コンプライアンスに関する目的の達成についての合理的な保証を得るために設計されている。リスクマネジメントには効果的な内部統制システムの構築と維持が求められる。

国家ガバナンス委員会が発行した Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021に基づき、取締役会は以下の責務を担う。[96]

- 会社のガバナンス、リスク管理、内部統制、コンプライアンスシステムの設計と運用の有効性の適切性を定期的にレビューし、レビューの実施と結果を年次報告書を通じて株主へ報告
- 取締役会が実施する定期的なレビュー
- 重大なリスクの性質と範囲、および事業および外部環境の変化に対応する企業の能力に関する前回の定期的なレビュー以降の見直し
- リスクおよび内部統制システムの継続的な監視の範囲と品質、内部監査機能およびその他の保証提供者の役割
- 上記のモニタリングの結果を監査委員会に伝達する範囲と頻度により、監査委員会は内部統制の状況とリスク管理におけるその有効性の徹底的な評価可能
- 当期中に発見された内部統制の不備の有無、および企業の財政状態または業績に重大な影響を与える、将来発生する可能性のある、または発生する可能性のある不測の事態の程度
- 財務報告に関連する内部統制の有効性と適用法および規制の遵守

会社の業務に関連する様々な適用法令および一般的な法令の変更を把握することを役割とする機能を有し、会社が適用法令および社内規定を遵守することを確保するための体制の確保

内部監査

内部監査は企業を損失から守るために企業内に構築される内部統制の十分性と有効性を確保する責任がある。この機能はリスクマネジメントにおける統制環境、リスクアセスメントを評価し、調査結果及び改善事項をBoC（監査委員会を通じて）及びBoDに提供する。

IFCが作成したコーポレートガバナンスマニュアルによると、内部監査はBoCとBoDへ次のような事項に対する保証を提供する。

- 会社全体、部門、子会社、事業単位、事業機能に関する業務の効率と有効性
- リスクマネジメントのフレームワーク（リスクの特性、リスク評価、対応、及び監視を含む）
- 資産保全、報告プロセスの健全性と誠実性を含む統制環境
- 規制、ポリシー、手続きの遵守

前述の通り、調査結果は内部監査によって監査委員会を通じてBoCに伝達される。監査委員会は発行者及び公開会社においては設置が義務づけられており（OJK）、また他の会社においても設置を推奨されている（OJK　CGガイドライン）。監査委員会は提示される財務報告の適切性、内部統制構造の十分性と有効性、適用される監査基準に従った内部監査、外部監査及びマネジメントによる監査発見事項のフォローアップにおいて、BoCを支援する責任がある。

内部監査の実務は、世界的にも、特にインドネシアにおいても、内部監査人の責任と内部監査活動を保証する主要な基準として普遍的に受け入れられているIIA's Global Internal Standards (GIAS)に基づいている。IIAはまた、COSO Internal Control — Integrated Framework (2013)を、効果的な内部統制を構成するものを決定するための主要な基準として認めている。

[96] “Pedoman Umum Governansi Korporat Indonesia (PUG-KI) 2021”. National Committee on Governance. 2021.

6. 資本市場

インドネシア証券取引所(IDX)

IDXは株式の売手と買手を結びつけるための売買プロセスに関するシステムと制度を提供している。IDXはメンバー、上場、株式売買、クリアリング、決済及びその他の証券取引活動に関連する事項に関する規制を決定する。IDXにより提案された規制はOJKにより承認されなければ有効とはならない。また、IDXはメンバーや彼らのIDXでの活動を調査するために一定の機関任命される検査部門を維持しなければならない。

将来の上場企業は、IDX取締役会の2022年の決定番号KEP-00083 / BEI / 11-2022に基づく株式および株式以外の証券の上場に関するルール第I-Yに従い、メイン取引市場、開発取引市場、アクセラレーション取引市場、または新設された新経済取引市場に株式を上場させることができる。

以下の表は、4つの取引市場への上場要件の違いを要約している。

No	項目	メイン市場	ディベロップメント市場	アクセラレーション市場	新経済市場
1.	会社形態	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社
2.	事業期間	36ヶ月（商業活動が収益を生むことを受け入れた企業によって確認された稼働期間）	12ヶ月（商業活動が事業収入の存在によって証明されることを稼働期間とすることを確認）	過去の財政年度において、事業収入を計上し、商業的に事業活動を行っていること	36ヶ月（商業活動が収益を得ていることを確認した企業による稼働期間を確認）
3.	財務諸表	• 少なくとも3年間監査を受けること • 無限定適正意見が付された過去2年の財務諸表と直近の中間監査済み財務諸表（ある場合）	少なくとも12ヶ月間監査を受け、最新の中間監査済み財務諸表（ある場合）が無限定適正意見	直近12ヶ月間または設立後1年未満の企業については無限定適正意見を得るために少なくとも直近12ヶ月間監査されること	• 少なくとも3年間監査を受けている • 無限定適正意見が付された過去2年の財務諸表と直近の中間監査済み財務諸表（ある場合）
4.	資本	• 純有形資産(NTA)最低2,500億ルピア、または • 過去2年間の税引前累積利益は1,000億ルピア以上、時価総額は1兆ルピア以上、または • 収益は8,000億ルピア、時価総額は8兆ルピア以上、または • 総資産は2兆ルピア以上、時価総額は4兆ルピア以上、または • 営業活動によるキャッシュフローは2年間で最低2,000億ルピア、時価総額は最低4兆ルピア	• NTA最低額500億ルピア、または • 過去2年間の税引前累積利益は100億ルピア以上、時価総額は1,000億ルピア以上、または • 収益は400億ルピア以上、時価総額は4,000億ルピア以上、または • 総資産は2,500億ルピア以上、時価総額は5,000億ルピア以上、または • 営業活動によるキャッシュフロー 2年間で最低200億ルピア、最低時価総額4,000億ルピア	小規模アセットの場合: • 総資産(またはその他の同等の条件)は500億ルピア以下および • 中小企業ではない発行者/公開会社、および/または資産が2,500億ルピアを超える会社の管理者によって管理されてていないこと 中規模アセットの場合: • 総資産(または同等の条件)は500億ルピアから2,500億ルピア、および • 中小企業ではない発行者/公開会社、および/または資産が2,500億ルピアを超える会社の管理者によって管理されていないこと	• NTA最小2,500億ルピア、または • 過去2年間の税引前累積利益は1,000億ルピア以上、時価総額は1兆ルピア以上、または • 収益は8,000億ルピア、時価総額は8兆ルピア以上、または • 総資産は2兆ルピア以上、時価総額は4兆ルピア以上、または • 営業活動によるキャッシュフローは2年間で最低2,000億ルピア、時価総額は最低4兆ルピア

No	項目	メイン市場	ディベロップメント市場	アクセラレーション市場	新経済市場
5.	**総株主数**	> 1,000	> 500	> 300	> 1,000
6.	**少数株主の所有株式数**	3億株で、以下の要件を満たしている。 • 新規株式公開前の株式価値が5,000億ルピア未満の発行済み株式総数の少なくとも20% • 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億ルピアから2兆ルピアまで、または • 発行済み株式から少なくとも10%で、新規株式公開前の株式価値が2兆ルピアを超えている	1億5,000万株で、以下の要件を満たしている。 • 新規株式公開前の株式価値が5,000億ルピア未満の発行済み株式総数の少なくとも20% • 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億ルピアから2兆ルピアまで、または • 新規株式公開前の株式価値が2兆ルピアを超える発行済み株式の少なくとも10%	発行済株式総数の20%以上	3億株で、以下の要件を満たしている。 • 新規株式公開前の株式価値が5,000億ルピア未満の発行済み株式総数の少なくとも20% • 新規株式公開前の株式価値を持つ発行済み株式総数の少なくとも15%は、5,000億ルピアから2兆ルピアまで、または • 発行済み株式から少なくとも10%で、新規株式公開前の株式価値が2兆ルピアを超えている
7.	**株価**	100 ルピア	100 ルピア	50 ルピア	100 ルピア
8.	**独立コミッショナー**	委員会の少なくとも30%	委員会の少なくとも30%	委員会の少なくとも30% • 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間	委員会の少なくとも30%
9.	**コーポレートセクレタリー**	✓	✓	フルフィルメントの寛大さは次のとおり: • 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間	✓

No	項目	メイン市場	ディベロップメント市場	アクセラレーション市場	新経済市場
10.	**監査委員会および内部監査ユニット**	✓	✓	フルフィルメントの寛大さは次のとおり： • 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間行期間	✓
11.	**報酬および指名委員会**	✓	✓	• 中規模資産を保有する発行体の場合、6か月の移行期間 • 小規模資産を保有する発行体は1年間の移行期間.	✓

インドネシア決済保証会社(KSEI)

KSEIはジャカルタに本社を置き、IDXとの契約に基づき、IDX取引のセントラル・カストディおよび決済サービスを提供している。KSEIはカストディアン銀行、証券会社、その他関係者にサービスを提供している。KSEIは、PT Bursa Efek Indonesia (BEI)、PT Kliring Penjaminan Efek (KPEI)とIDXともに、自主規制機関(SRO)のひとつとなっている。

PT Kliring Penjaminan Efek (KPEI)

KPEIは、OJK監督のもとでクリアリングおよびアンダーライティングを行う自律組織(SRO)の一つである。清算・引受機関として、KPEIはOJKの規定に基づく定期的で公正かつ効率的な為替取引決済およびその他のサービスを保証する。

金融サービス庁(OJK)

2013年1月1日より、金融行進銀行は、資本市場、保険会社、証券会社、マルチファイナンス会社の規制を開始した。また、OJKは2014年1月1日より銀行の監視を開始した。

2013年1月1日より、OJKは資本市場、保険会社、証券会社及びマルチファイナンス会社への規制を開始している。またOJKは2014年1月1日より銀行の監督を開始している。

OJKは銀行及びノンバンクの金融機関に対する「ワンストップ」の規制組織として設立され、銀行業、資本市場、保険業、及びその他の金融サービスセクターをカバーしており、前任組織より権限を拡大させることを意図している。OJKは金融サービスセクターにおける汚職の調査、罰則の管理、調査や起訴、ライセンスのはく奪などを行う権限を持っている。OJKはまた、消費者のクレームへの対応や消費者に代わり法的主張を行うことで、金融サービス産業における消費者保護において中心的な役割を担っている。

OJKはその他の政府機関、すなわち財務省やインドネシア銀行と協調することが期待されている。インドネシア銀行における商業銀行及びシャリア銀行の監督権限が2013年末にOJKに移管され、インドネシア銀行の主な役割は通貨の安定性と支払いシステムの監督を行うこととなった。

数年前、パンデミック状況に対応して、インドネシア政府は、2019年コロナウイルス感染症パンデミック(COVID-19)および/または国民経済および金融システムの安定性を損なう脅威に対処するための州の金融政策および金融システムの安定性に関する法律2020年第1号に代わる政府規則を制定した　(後に2021年の法律第7号で改正された)。この期間中の国民経済と金融システムの安定を支えるため、法律の規定に沿って、OJKは株主総会の規制メカニズム(電子GMSやe-GMSなど)を含む一連の措置を導入した。パンデミックは過ぎ去ったが、e-GMSの導入など、これらの規制慣行のいくつかは今日も継続されている。

債券市場

インドネシアの債券市場は主に国債と社債により構成されている。国内での資産担保証券の発行は特別な規定制度の下で認められている。また、政府は地方債の発行を認める規定を定めている。

中央政府は様々な国債を短期・中期・長期で、インドネシアルピア建て及び外貨建てで発行している。国債はインドネシアソブリン債及びシャリア原則に従いルピア建てもしくは外貨建てで発行される国のシャリア証券（SBSN）から構成される。SBSNはスクーク・イジャーラ　セールアンドリースバックの仕組みを利用して発行される。

社債は主に従来型の社債、ミディアムタームノート（MTN）、コーポレートスクーク、及び転換社債により構成される。法人の社債発行者はオフショアの特別目的会社を通じたオフショア債の発行により、国際的な資本市場を定期的に利用している。

地方債（地方政府により発行される債券）は地方自治の原則に従って実施され、地域のインフラプロジェクトの資金調達を促進することを目的としている。地方債は1年以上の満期を持ち、ルピア建てにより、国内の資本市場を通じてインドネシア国民に提供されることを意図している。地方債は債券発行により資金調達される地域プロジェクトにより担保される場合がある。これらの地方債に対して中央政府が保証することはない。

資本市場規制は、特定の状況下で公開募集なしで債券を発行することを可能としている。OJK規則第POJK.04/2019年第30号「公開募集なしでの債券および/またはスクーク証券の発行に関するもの」の制定により、これらの事項に対処する法的枠組みが規定されている。

さらに2023年にインドネシアは、持続可能な金融の拡大を目的として債券市場に関する規制を改正し、持続可能な債務証券およびスクークの発行および要件を規定するOJK規則2023年第18号を施行した。本規則は、グリーンボンドの発行および要件を定めたOJK規則2017年第60号に代わるものである。新規則では、持続可能な金融の対象範囲が拡大され、環境分野に限定されない内容が含まれるようになった。

情報開示

証券の発行及び/あるいはIDXに上場を検討している公開会社は、財務諸表及びその他の開示資料をOJKに提出しなければならず、これらを一般に公開しなければならない。OJKは資本市場の規制者として、資金調達に利用される単年及び複数年の財務諸表や四半期報告書を含む、公開会社の財務諸表に対して最低限の基準を設定している。

財務諸表はインドネシア会計士協会により制定されたインドネシア会計基準（PSAK）及びその他のインドネシア資本市場で一般に認められた会計慣習に従って作成されなれければならず、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書及び財務諸表への注記を含まなくてはならない。

連結財務諸表には親会社に支配されている全ての子会社が含まれていなければならない。親会社が直接又は子会社を通じて間接的に50%以上の議決権を保有している場合、もしくは親会社が以下の条件を1つでも満たしている場合に支配関係が存在していると見做される。

- 会社が他の投資家との契約によって50%以上の議決権を保有している場合
- 会社が定款もしくは契約に基づき財政方針や運営方針を決定する力を有している場合
- 会社が経営層のメンバーの過半数の任命するあるいは解任する力を有している場合
- 経営会議において議決権の過半数を行使できる力を有している場合
- しかしながら、子会社は以下の場合において連結対象から除外される。
- 近い将来において子会社の株式が買収されその結果処分される見込みであり、支配が一時的なものと予定されている場合
- 子会社が持株会社への送金することを長期的に厳しく制限されている状況下にある場合

また、インドネシアの各公開会社は、会社の株式価値に影響を及ぼす可能性のある重要な情報または事実を把握した場合、または合理的に把握すべき場合には、速やかに公表およびOJKへの通知を行う義務を負い、遅くとも翌営業日のインドネシア証券取引所（IDX）の最初の取引セッション開始時までに開示しなければならない。当該重要情報または事実には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 吸収合併、株式取得、新設合併もしくは合弁会社の設立
- 株式分割もしくは配当
- 特別配当による収入
- 重要な契約の獲得もしくは喪失
- 重要な新製品もしくは新技術
- 支配権の変更もしくはマネジメントの重要な変更
- 債務証券の購入指示もしくは償還
- 重要な額の公募証券もしくは私募証券の取得
- 重要な資産の取得もしくは重要な資産の売却による損失
- 比較的重要な労働争議
- 会社及び/もしくは会社の役員あるいはコミサリスに対する重要な訴訟
- ・ 他の会社の株式を取得するためのオファー
- 会計監査人の変更
- 債務の受益者の変更
- 決算日の変更
- その他の重要事項

私募

インドネシアでは、証券の私募による販売は会社と特定の投資家による直接交渉によって実行される。国内資本市場取引は、もし取引がインドネシア国民にマスメディアを通じてオファーされることがなく、100人以下にオファーされ50人以下に販売した場合、国内資本市場取引は私募を構成する。

公開会社の資本の直接引き受けは、既存株主の優先取得権を使わない増資により行われる。この際、以下の要件を満たしている場合、株主総会での承認により行うことが出来る。

- 財務バランスの訂正；
- 財務バランスの訂正以外；
  - 利益バランスから資本に変換された形態の株式配当をとる、または
  - 株式のプレミアム（agio　saham）または他の資本要素から生じる株式配当の形態をとらない

企業はGMS（株主総会）の承認を取得する必要があり、資本増強におけるGMSの出席および決定クォーラムも考慮する必要がある。

資本増強の主な目的は、以下のいずれかの状況に直面している企業の財務状況を改善することである。

- インドネシア銀行または他の政府機関からの融資額が企業の実入れ資本の100%以上であるか、政府機関による銀行の再構築につながる可能性がある銀行
- ネットワーキングキャピタルがマイナスであり、株主総会が資本増強を承認した時点で企業の債務が資産の80%を超えている非銀行企業

財務バランスの是正以外の目的による資本増加は、MOLに通知され受理された定款変更に定められた発行済株式総数および払込済資本の合計の最大10%を上限として実施することができる。

会社は優先引受権が行使されない増資を実行する少なくとも5営業日前までに、私募についてOJKに通知する必要があり、また公に報告する必要がある。また完了の2営業日以内に、会社はOJK及び公に株式数及び株価を含む結果を通知する必要がある。

新規公開(IPO) プロセス

インドネシアで株式の新規公開を行おうとしている会社は登録届け出書及び関連資料をOJKに提出しなければならない。発行者は当該書類において開示される情報（オファー価格や登録の効力発生日など提出時点で確定していない情報を除く）の網羅性と正確性について責任を持つ。登録届け出書の提出後、発行者は追加的な情報及び/あるいは登録届け出書の変更を求められることがある。

発行者はIPOの目論見書の要旨について、OJKからの許可を得た後2営業日以内に少なくとも1社のインドネシアの全国紙にて公表する必要があり、また同じく2営業日以内に公表事項に関連する根拠をOJKに提出しなければならない。

発行体は、OJKから当該実施の許可を受領してから2営業日以内に、インドネシア全国紙の少なくとも1紙においてIPO目論見書の概要を公告する義務を負う。また、当該公告の証憑を2営業日以内にOJKへ提出しなければならない。

登録届出書の効力

登録声明は、完全な登録書の受領後20営業日から、またはOJKによって有効と宣言された場合はより早い日付で発効する。OJKからの有効申告は以下のタイミング以降発行可能となる。

a. 登録声明に開示された情報の適切性と客観性がOJKによって審査され、OJKより追加情報の要求やコメントがない。および/または
b. 発行者は開示情報に修正があるか、証券発行および/または引受の金額と価格に関する情報を提出している。

一般的に登録声明が有効化された後、発行者は(i)SPRINT(Sistem Perizinan dan Registrasi Terintegrasi)と呼ばれるOJKシステムを通じて目論見書および関連書類を提出する義務がある。また、(ii)登録届出書の一部として、必要な目論見書を一般公開または購入希望者に提供する義務がある。

公募期間、割当期間及び公募報告

発行者は、登録届出書が有効になった日から遅くとも2営業日以内に公募プロセスを実施する必要がある。公募期間は1～5営業日および株式の割り当ては、公募期間の終了後2営業日以内に完了する必要がある。その後、当該株式の分配は、割当日から1営業日以内に行わなければならない。

引受人または発行者は、株式割当日から5営業日以内に公募に関する報告書を本投資法人に提出しなければならない。その後、引受人または発行者(発行者が引受人を利用していない場合)は、公募期間の終了から30日以内に公募に関する特定の調査を行うために公認会計士を任命する必要がある。

募集株式がインドネシア証券取引所に上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行わなければならない。

権利の問題

インドネシアの公開会社が資本を増額する予定である場合、当該公開会社の既存の株主は、それぞれの現在の株式保有の割合に応じて、新たに発行された有価証券の一部を取得する先制権を有する。増資にワラント発行を含む場合、ワラントおよび流通中のワラントの総数は、登録届出書提出日における支払済み資本総額の35%を超えてはならない。

さらに、公開会社が所定の金額の取引に資金を充当する目的で新株予約権の発行を行う場合、当該新株予約権の発行には、優先引受権者や行使しなった残りの株式を、少なくとも公募価格で買い取ることを保証するスタンバイ買付者が必要となる。

7. 銀行業務と貸付

Bank Indonesia はインドネシアの中央銀行である。金融セクターの発展と強化に関する法律2023年第４号(以下「インドネシア銀行法」)により改正されたインドネシア銀行に関する1999年法律第23号に基づき、インドネシア銀行は、法律で明示的に別段の定めがない限り、政府およびその他の当事者からの干渉を受けない独立した国家機関である。インドネシア銀行の主な目的は、持続可能な経済成長を支えるために、ルピアの価値の安定を達成し、決済システムの安定性を維持し、金融システムの安定性を維持することである。インドネシア銀行法は、前述の目的を達成するために、インドネシア銀行には次のタスクがあることをさらに規定している。

a. 持続可能で一貫性があり、透明性のある方法で金融政策を決定し、実施する

金融政策の決定と実施の文脈において、インドネシア銀行は以下の権限を与えられている。

1. 金利を管理
2. 為替レートの管理
3. 流動性を管理
4. 外国為替の管理
5. 外貨準備高の管理
6. 金融市場と外国為替市場を規制、監督、改善
7. その他の金融政策を策定・実施

上記の権限を実施するにあたり、インドネシア銀行は以下を行う。

1. 制裁の規制、監督、審査、および賦課
2. 説明責任と透明性に関する施策に基づくコミュニケーション
3. 政府、当局、および関連する利害関係者との政策調整

b. 円滑な決済システムの調整と維持

円滑な決済システムを規制し維持するために、インドネシア銀行は以下の権限を有している。

1. 決済システムサービスの実施に関する承認とライセンスの実施と提供
2. 決済システムサービスプロバイダーに対する、活動報告書を提出要請
3. 支払方法の決定
4. 活動報告に関する報告書の提出要請

c. マクロプルーデンス政策の策定と実施

マクロプルーデンス政策を確立し実施するために、インドネシア銀行は以下を実施する権限を有している。

1. マクロプルーデンス規制
2. 制裁の審査と賦課を含むマクロプルーデンスの監督
3. 包摂的な資金調達と持続可能な金融の規制と発展
4. 最後の貸し手の機能を果たすための銀行への資金の提供
5. リバースレポ(買戻し契約)および/またはインドネシア預金保険がインドネシア預金保険に加入した時点でインドネシア預金保険公社が所有する国債の購入
6. 流動性の確保
7. 関係当局との調整

2014年1月1日以降、銀行業界の主要な規制当局としてのインドネシア銀行の役割は、OJKに移管された。また、インドネシア政府は、COVID-19のパンデミックによって引き起こされた悪影響により適切に対応するために、インドネシア銀行を管理する特定の法律および規制を改正した。　これに関連して、オムニバス法は、銀行業務の特定の権限をインドネシア銀行からOJKおよび中央政府に移管する。オムニバス法により、銀行設立の要件を設定する権限は、これまでインドネシア銀行が保有していたが、現在はOJKが引き継ぐことになった。さらに、従来の規制制度に基づき、イスラム銀行の最大外国人所有に関する規定は、非政府独立機関としてインドネシア銀行規則の下で規制されている。しかし、オムニバス法は、この権限を政府に移する(すなわち、政府が準備した投資に関する法律や規制を通じて、イスラム銀行の最大の外国人所有権を政府が管理するものとする)。したがって、オムニバス法は、規制の枠組みを再調整するだけでなく、イスラム銀行の外国人所有条件を中央政府に設定する権限を一元化する。

さらに、2022年1月12日、インドネシア政府はついに、インドネシアの金融セクターの根本的な課題に対処し、ダイナミックで、強く、独立し、持続可能で、公正な国民経済を構築するための、金融セクターの待望の「法的傘」である金融セクターの発展と強化に関する法律2023年第4号(以下「PPSK法」)を制定した。PPSK法は、インドネシア銀行、OJK、銀行、シャリア銀行、保険などに関連する法律や規制を含む、金融セクターのエコシステムに関連するさまざまな既存の法律や規制の下で、新しい規定を修正、削除する。金融庁に関する法律2011年第21号(以下「2011年法律第21号」)により、銀行、デリバティブ金融、炭素取引所、資本市場、保険、保証、年金基金、金融サービス関連機関などの金融サービス活動における金融庁の監督範囲が規制されているため、PPSK法は、2011年法律第21号に定められた規定を改正し、ITSKセクター、デジタル金融資産、暗号資産の規制と監督を実施するための新たな役割を追加している。さらに、OJKは、金融サービスセクターで運営されている協同組合のライセンス、規制、および監督も実施する。この件に関するさらなる規定は、今後のOJK規制の下で定められる。

コアキャピタルに基づく銀行の分類

当初、OJKは、銀行のコアキャピタルに基づく事業活動およびオフィスネットワークに関するOJK規則POJK.03/2016年第6号(以下**「OJK規則2016年第6号」**)に基づき、銀行をBUKU 1(最小のカテゴリー)からBUKU 4(最大のカテゴリー)までの4つのカテゴリー(以前はBank Umum berdasarkan Kegiatan Usahaまたは**「BUKU」**と呼ばれていた)に分類することを規定していた。各カテゴリーの銀行は、(例:外国為替関連活動、財務関連活動、地域/世界的な活動範囲など)に従事することが許可されている。ただし、商業銀行に関するOJK規則POJK.03/2021年第12号(以下**「OJK規則2021年第12号」**)は、BUKUの分類に取って代わり、次のようにKelompok Bank berdasarkan Modal Inti(以下**「KBMI」**)という新しい分類を提供している。

a. KBMI 1(BUKU 1およびBUKU 2に相当): コアキャピタルが6兆ルピアの銀行
b. KBMI 2(BUKU 3と同等): コアキャピタルが6兆ルピア 以上から14兆ルピアまでの銀行
c. KBMI 3(BUKU 3およびBUKU 4と同等): コアキャピタルが14兆ルピアを超え、70兆ルピア までの銀行
d. KBMI 4(BUKU 4と同等):70兆ルピア以上のコアキャピタルを持つ銀行

単一プレゼンスポリシーと株式保有制限

インドネシアの銀行における単一所有権に関するOJK規則POJK.03/2017年第39号(以下**「POJK 2017年第39号」**)に基づき、単一所有権とは、当事者が1つの銀行の支配株主にしかなれない条件である。POJK 39/2017に基づく支配株主とは、以下の法人、個人、および企業グループである。

a. 会社または銀行の発行済み株式総数の25%以上を所有し、議決権を有する
b. 会社または銀行の発行済み株式総数の25%未満を所有し、議決権を持っているが、関係する個人/団体が直接的または間接的に会社または銀行の支配権を行使したことを証明できる

上記のように、POJK 2017年第39号の第2条第1項に基づき、各当事者は1つの銀行の支配株主にしかなれない。ただし、一行の支配株主に関する上記の規定は、次に掲げるものには適用されない。

- 従来の原則とシャリーアの原則という異なる原則で事業活動を行う2つの銀行の支配株主
- 2つの銀行の支配株主であり、そのうちの1つは合弁銀行

当該当事者が他の銀行の株式を購入し複数の銀行の支配株主となった場合、当該当事者はPOJK 2017年第39号の第2条第1項の規定を以下の方法に基づき実施する必要がある。

- 合併または統合 - 支配銀行は、支配銀行と合併または統合
- 銀行セクターにおける持株会社の設立
- (銀行)子会社のすべての活動を直接管理および統合することを目的とし、意図する持株会社の設立.

商業銀行の所有に関するOJK規則POJK.03/2016年第56号(以下**「POJK 2016年第56号」**) に基づき、各株主のカテゴリーにおける銀行株式の所有限度額は、以下のとおりである。

- 銀行の資本の40%(法人およびノンバンク金融機関の形態の株主のカテゴリー)
- 銀行の資本の30% (法人の非金融機関の形での株主のカテゴリー)
- 個人株主の場合 20%

上記の株式所有の最大額は、中央政府および銀行を管理または救済するために設立された機関には適用されない。

外国人および海外に居住する法人である将来の支配株主は、次の追加要件を満たす必要がある。

a. 銀行の株式を所有することにより、インドネシア経済の発展を支援することを表明すること
b. 金融機関の法人について、原産国の監督当局から勧告を得ること

(i) 金融機関法人については、最低投資適格格付けより1段階上、(ii) ノンバンク金融機関法人については、最低投資適格格付けより2段階上、(iii) 非金融機関法人については、最低投資適格格付けより3段階上に格付けされていること。

オフショア金融債務

インドネシア国外から債務による資金調達を受けるインドネシア企業に対して、いくつかの報告および申告義務を課している。これらの義務の範囲は規制によって異なるが、一般的には、融資、社債、債券、ファイナンスリースは報告義務となり、場合によっては保証も報告義務となる。

その要件には、Bank Indonesiaに対する年間オフショア借入計画に関する報告義務、Bank Indonesiaおよび財務省に対する取引固有の報告要件が含まれている。取引ごとの報告に関しては、インドネシアの債務者は、基礎となる取引文書の写しを添付し、その後、融資の実行 (すなわち、引き出しと返済) に関する定期的な報告を最初の報告書に記載することが求められる。

これらの報告要件は、本質的に管理上のものであり、借手に課せられる。借手が報告を行った場合には、罰則が科せられる可能性がある。

さらに、借手が遵守しなかったために、裁判所が融資契約を無効にする結果となった裁判例がいくつかある。これらの決定が規制の誤った適用であると批判されているとしても、貸手は、必要な報告書の提出を最初の借入の先行条件として確認し、借手に対してすべての定期報告書の完成を要求することが望ましいと考えられる。

オンショア口座による外国為替のドローダウン

インドネシア銀行規則2014年第16/10号/PBI（輸出収益からの外貨受領および外国借入からの外貨引き出しに関する規則2014年第16/10/PBI (インドネシア銀行規則2015年17/23/PBIにより改正され、インドネシア銀行規則2019年21/14/PBIにより部分的に廃止)およびインドネシア銀行規則2023年第7号外国為替輸出収益および外国為替輸入支払いに関する規則第7号(直近では、インドネシア銀行規則第3号(2025年)によって改正された、インドネシア銀行の回覧書簡第18/5/DSTA/2016号は、債務者が海外対外のオンショア銀行を通じてオフショアローンを支払うことを義務付け、インドア銀行へのオフショアローンに対するローン引き出しが外国為替オンドローイング銀行を通じて完了したことを証明する情報や報告書(送金受領通知やSWIFTメッセージの写し等の裏付け書類を含む)の提出を求めている。

オフショアローンの現金による各支払いは、外国為替オンショア銀行を通じて行われ、ローンの支払いが行われた後、遅くとも翌月の15日にインドネシア銀行に報告されるものとする。この要件の対象となるオフショアローンは、借り換えを目的としていない、または債務証券に関連していない非リボルビングローン契約から生じるものである。支払われたローンとローンのコミットメント総額との間に不一致がある場合は、借り手がインドネシア銀行に書面で説明するものとする。

インドネシアの借り手がこれらの規制に基づいて外国為替オンショア銀行を通じてオフショアローンを引き出さなかった場合、外国為替オンショア銀行を通じて行われなかった各ローン引き出しの額面金額の0.25%のペナルティが科せられ、最大額は50,000,000ルピアである。借り手が関連する報告月末までに外国為替銀行を通じてローンの引き出しを証明する補足書類を提出できない場合、外国為替銀行を通じて引き出していないと見なされる(したがって、上記の制裁が適用される場合がある)。

ルピア取引の制限

インドネシア銀行のマネーマーケットおよび外国為替市場に関する規則2024年第6号に基づき、銀行およびインドネシア銀行が認定するその他の関係者は、ルピアの海外送金提供、ルピアに対する外国為替の非引き渡し先物取引、外国当事者がルピアで発行した債券の購入など、特定の取引を行うことが禁止されている。 特定の取引を行うことが禁止されている。ただし、この禁止事項にはいくつかの例外があり、銀行がルピアを用いて外国当事者と取引を行うことは認められている（例：信用供与・便宜供与の場合、インドネシア国内の特定の経済活動のためであること等）。

借り手のヘッジ比率、流動性比率、および信用格付要件

2014年12月29日付けのノンバンク法人の対外債務管理における慎重な原則の適用に関するインドネシア銀行規則PBI　2014年第16/21号（インドネシア銀行規則　PBI/2016年第18/4号によって改正）、オフショアローンを持つノンバンク法人がヘッジ比率、流動性比率、信用格付けの要件を適用することにより、慎重な原則を適用するための要件を定めている。

この規制は2015年1月1日に発効し、一般的に、オフショアローンを受ける予定のノンバンク法人は、以下を備えていなければならないと規定している。

a. ヘッジ比率が25%以上 であること
b. 流動性比率が70%以上であること
c. 信用格付けが「BB-」(ダブルBマイナス)以上であること - ただし、これらの要件は、借り換え、インフラプロジェクトファイナンス(特定の条件)、および貿易信用には適用されない

上記の要件は、信用取引には適用されない。また、信用格付要件は、インフラ・プロジェクト・ファイナンスに関連して、(1)二国間または多国間金融機関からの借り換え、または(2)オフショア・ローンには適用されない。

借手は、ヘッジ比率、流動性比率、信用格付けの履行に関連するレポートと補足書類を提出する必要がある。

金融セクターの発展と強化に関する法律第4号/2023(PPSK法)のハイライト

- **銀行シャリーアユニットスピンオフ**
  シャリーア銀行に関する法律2008年第21号の(最近はPPSK法によって改正)によって、シャリーア事業部(Unit Usaha SyariahまたはUUS)が関連親銀行の総資産価値の50%を保有した場合、または法律施行から15年以内に(すなわち、　2023年までに、PPSK法はシャリーア銀行法のシャリーア単位スピンオフ期間の規定を無効にし、具体的な制限なしに修正する。この規則は、OJKが定めた一定の要件を満たした後、従来型銀行はUUSをスピンオフしてシャリーア銀行に変えることを義務付けている。さらに、OJKは銀行一本化の枠組みの下でUUSのスピンオフを申請する場合がある。必要なスピンオフを実施しない銀行に対して課せられるスピンオフ、統合、制裁に関するさらなる規定は、OJKシャリーア事業部門に関する規則2023年第12号(直近ではOJK規則2025年第22号で改正)に定められている。

- **金融セクターにおける技術革新**
  PPSK法では、金融分野における技術革新 (Inovasi Teknologi Sektor Keuangan、ITSK) を、デジタル金融エコシステムに関連する商品、活動、サービス、ビジネスモデルに影響を与える技術ベースの革新と定義している。ITSKの範囲には、決済システム、証券取引の決済、投資管理、リスク管理、資金の収集および/または分配、市場支援、暗号資産を含むデジタル金融資産に関連する活動、およびその他のデジタル金融サービス活動が含まれている。

  PPSK法に基づき、BIとOJKは、以下の原則を考慮に入れて、それぞれの権限範囲に従ってITSKの実施を規制および監督する。

  a. イノベーションを促進する努力とリスク軽減のバランス
  b. 経済統合とデジタルファイナンス
  c. 効率性と健全なビジネス慣行
  d. 消費者保護
  e. 当局間の規制と監督の調整

- **デジタルルピア**
  2022年11月30日、インドネシア銀行は、デジタル通貨ルピアのテストと実施のための枠組みを提供する、デジタル通貨ルピア開発のハイレベルデザインである白書を発表した。その広範な影響を考慮すると、この国家規模の取り組みは、その策定と実施において相乗効果が必要である。通貨に関する法律2011年第7号(最近では法律2023年第1号で改正)はルピアを紙幣や硬貨の物理的な形でのみ認めているため、PPSK法はブロックチェーンベースの通貨であるデジタルルピアという新しい通貨を追加した。デジタル・ルピアはインドネシア銀行によって裏付け、発行、流通、組織化され、インドネシアでは法定通貨として扱われている。デジタル・ルピアのガバナンスは、以下の点を考慮しなければならないことが注目される。

  a. インドネシアにおける法定通貨としてのデジタルルピアの提供
  b. 通貨の安定、決済システム、金融システムの維持におけるインドネシア銀行の職務の実施の有効性
  c. 技術革新とデジタル経済・金融包摂の支援
  d. 全国的に統合されたデジタル経済と金融の発展
  e. データおよび情報システムのセキュリティを確保し、個人データを保護することができるデジタルテクノロジーの活用

  さらに、デジタルルピア計画の実施にあたり、インドネシア銀行は政府との調整が必要である。デジタルルピアの発行に関するさらなる規定は、今後のBI規制の下で定められる。

  オムニバス法とPPSK法、および現在のインドネシアの金融機関の状況への影響に照らして、この提案された規制動向の展開は注目に値する。

金融コングロマリットに関するOJK規則30/2024に基づく変革

多様な金融サービス事業体における統一所有および/または統制のもとでの規制および監督の有効性を高めるため、OJKは2024年12月に制定された金融コングロマリットおよび金融コングロマリット持株会社に関するOJK規則第30号(**「OJK法律第2024年第30号」**)を公布し、金融コングロマリットグループ(FCG)の規制枠組みを強化し、これらのFCGである。この規制枠組みは、支配的かつ最終的な株主がFCGの運営を効果的に監督する手段を持てるように設計されている。これにより、堅牢なリスク管理プロトコル、健全なガバナンス枠組み、慎重な資本運用、その他の重要な考慮事項をFCG全体で調整・一貫して実施することを目指している。

100条の条項で構成され、19章に分かれており、OJK規則2024年第30号は以下を含む以下を規定している。

a. **FCGの定義:**この規則はFCGの定義を再定義し、資産規模を超えて関係する事業の構造や種類も考慮しる。以前は、資産が100兆ルピアを超える複数の金融サービスセクターで活動するグループはFCGに分類されていた。新しい枠組みの下では、OJKはグループ内の金融機関間の所有権や支配関係など他の要素も考慮している。

b. **PIKKの強制設置:**それ以前は、FCGはOJK規則2020年第45号/POJK.03の対象となっていた。しかし、P2SK法の施行後、監督の期待に応えるためいくつかの改正が必要となった。この点で、新規則の下で最も重要な規定の一つは、金融コングロマリット持株会社(Perusahaan Induk Konglomerasi Keuangan または PIKK)の設立である。この組織はFCG全体で統合的なガバナンス、リスク管理、資本管理の取り組みを主導する。PIKKはOJKの承認を得なければならず、この要件は6か月間にわたるFCGの総資産に基づいて発動される。この組織は、運用・非運用とみなされるかにかかわらず、OJKの承認を得て任命されなければならない。オペレーショナルPIKKは、FCG内のすべての活動の統合と調整を監督しなければならない。これには、運営の管理・統合、資本参加の実施、統合および事業戦略の強化のための管理サービス提供、さらに財務最適化の支援が含まれる。

c. **規制監督の強化:**この規則は、FCG内の金融機関を監督する職務の一環として、OJKにPIKKの監督および規制権限を与えている。これには、後者が統合されたガバナンスおよびリスク管理の実践に準拠していることの確保が含まれる。.

市場の変化するニーズに対応するため、インドネシア市場の現実を反映するために規制枠組みの継続的な洗練が不可欠である。この移行を支援するため、OJKはOJK規則2024年第30号に基づくさらなる実施規則を発行する予定で、報告、適性・適切な評価、主要当事者の再評価、統合的なガバナンスおよびリスク管理などの重要分野をカバーする。

OJKがOJK規則2025年第4号に基づき、金融サービス集約組織者のためのフレームワークを導入

PPSK法の使命に従い、OJKはOJK規則番号を発出した。2025年第4日(金融サービス集約組織者(**「OJK規則2025年第4号」**) に関する法案は、金融セクターにおけるデジタル集約活動のための包括的な枠組みを導入する。この規制は、消費者保護と市場の健全性を確保しつつイノベーションを促進するために、ライセンス、ガバナンス、ITセキュリティ基準を確立する。この枠組みを通じて、OJKは技術の進歩と慎重な監督のバランスを取ることを目指し、インドネシアの進化するデジタルファイナンスエコシステムの形成における重要な一歩を示している。

OJK規則2025年第4号の核心は、金融集約を様々な認可機関が提供する金融商品やサービスの収集、フィルタリング、比較と定義している。統合され比較可能な情報を提供することで、アグリゲーターは消費者がより情報に基づいた財務判断を下せるようにし、同時に金融サービス提

供者と潜在顧客の間の架け橋の役割も果たする。これらの活動に従事する企業は金融サービス集約組織者(Penyelenggara Agregasi Jasa Keuangan、 略称PAJK)に分類され、預金、ローン、保険、投資商品、その他のOJK承認の提供品を含む幅広い金融商品を統合することがある。

説明責任と健全なガバナンスを確保するため、OJK規則2025年第4号はPAJKにOJKライセンスを取得し、機関の前提条件を満たすことを義務付けている。これには、最低支払資本金5億ルピアの有限責任会社としての設立、株主および経営陣に対する適切かつ適切な基準、マネーロンダリング防止、テロ資金供与対策、詐欺防止措置の遵守が含まれる。外国資本の最大85%まで外国所有が認められており、外国の参加と国内管理のバランスが取られている。ライセンス申請はOJKの金融部門技術革新部を通じて提出される。

集約活動が本質的にデジタルであることを認識し、OJK規則2025年第4号は情報技術ガバナンスに強い重点を置いている。PAJKは自らのシステムを所有・管理し、データの完全性を守り、ライセンス取得後30日以内に民間電子システム組織者(Penyelenggara Sistem Elektronik、PSE)として登録しなければならない。金融規制とデジタル監督の統合は、OJKの安全で透明性の高いフィンテックエコシステムへの広範な政策方向性を反映している。

さらに、PAJKと認可された金融機関間の協力は、すべての集約商品がデジタルマーケティングのために認可され、規制制裁を受けないことを保証する書面による正式な契約でなければならない。消費者を保護するため、PAJKはファンド運用、誤解を招く情報の提供、個人データの不正利用を明確に禁止されている。

規制の移行規定により、OJKによって登録またはサンドボックス承認された既存のアグリゲーター、資金調達代理店、富裕技術プラットフォームに対し、PAJKライセンスを取得するための12か月の猶予が与えられている。この期間内に違反した場合、事業は免許を失いる。

OJK規則2025年第4号を通じて、OJKはインドネシアのデジタル金融環境形成において重要な節目を打ち立て、透明性、運用の誠実さ、消費者の信頼をアグリゲージ分野における持続可能なイノベーションの重要な柱として推進している。

8. 石油・ガス・石炭・鉱物鉱業

A. 石油・ ガス

インドネシアは2004年後半に石油の純輸入国となり、2009年1月にOPECを自主的に停止したが、2016年1月に再び再開した。しかし、インドネシアは1990年代以降、石油生産が減少傾向にあったことを受け、2016年11月に再び加盟停止を決定した。

近年、インドネシア政府は、深海および非従来型の石油・ガス資源の開発、さらには下流インフラ(精製所、石油化学プラント、パイプライン)へのさらなる投資を促進するために、さまざまなインセンティブを付与している。最近では、上流石油・ガス部門におけるコスト回収型生産分与契約メカニズムの代替として、グロススプリット生産分与契約を可としている。コスト回収型およびグロススプリット生産分与契約以外にも、インドネシア政府は、エネルギー・鉱物資源大臣規則2024年13日、グロススプリット生産分与契約 **(「MEMR規則2024年第13号」)**に基づき、上流の石油・ガス分野での協力体制についても基本的に前向きな意向を示している。

インドネシアの法律では、石油・ガス活動は下流部門と上流部門に分かれている。この法律は、上流の活動は、井戸の掘削と完成、輸送、貯蔵、および油田内の石油とガスを分離および精製するための処理の施設建設からなる探査と開発で構成され、一方、下流の活動は処理、輸送、貯蔵、取引をカバーすると規定している。エネルギー鉱物資源大臣は、インドネシアのエネルギー部門に対する一般的な権限を持っている。具体的には、石油・ガス部門では、上流の石油・ガス活動のための特別タスクフォース(Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi またはSKK Migas)が上流活動を監督する規制機関であり、インドネシア政府を代表して生産分与契約(PSC)やその他の種類の協力協定の執行者である。下流セクターについては、ダウンストリーム石油・ガス規制機関(Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi またはBPHMIGAS)が規制機関である。

最新のオムニバス法では、石油・ガスセクターの事業許可要件が改訂された。現在、同じ活動範囲を指定しているが、上流と下流の両方の石油・ガス事業活動は、中央政府が組織する事業許可に基づいて実施する必要がある。また、オムニバス法は、中央政府が定めた事業許可要件を満たすことで、企業が下流の石油・ガス事業活動に従事することを認めており、したがって、そのような事業許可要件を満たした企業は、加工、輸送、保管、購入、販売、輸出と輸入などの商業活動に従事できる可能性がある。それにもかかわらず、ライセンスベースの制度への移行は、関連するライセンスプロセスが電子的に統合されるため(オンライン単一提出システム)、エネルギーおよび鉱物資源省の規制番号5/2021に基づいてさらに実施されるため、このセクター内の全体的なライセンスプロセスを迅速にすることを目的としている。鉱物資源セクター**(「MEMR規則2021年第5号」)**は、エネルギーおよび鉱物資源セクター(石油およびガスセクターを含む)内のリスクベースのビジネスライセンスの実施中に事業活動および製品に適用されるさまざまな基準を定めている。

石油・ガス会社の買収

インドネシアの石油・ガス会社の株式の取得または譲渡は、上流または下流の事業活動の種類を考慮して、事前の承認を得るか、関係機関(以下、エネルギー鉱物資源大臣)に書面で通知することにより行うものとする。例えば、エネルギー・鉱物資源大臣規則2017年第48号「鉱物・エネルギー資源活動の監視に関する規則第48号」(最近はエネルギー・鉱物資源省第2020年第7号で改正)では、上流事業における株式取得は関係大臣の事前承認が必要であり、下流事業での株式取得は書面による通知のみを添付すればよいと規定している関連企業の定款(法務・人権省からの更新通知領収・承認を含む)を、石油・ガス総局を通じてエネルギー・鉱物資源大臣に送付する。

石油・ガスセクターにおける規制の枠組みの整備

インドネシアにおける石油・ガス規制の枠組みとして、石油・天然ガスに関する法律2001年第22号は、現在、改正すべき国内法プログラム(Program Legislasi Nasional またはProlegnas)のリストに載っている。重要な議論の一つは、SKK Migasの変革についてであり、これは前の政府機関である上流石油・ガス事業活動実行機関(Badan Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi またはBP Migas)の代替として、特定の省の下での省主導モデルや、国営石油・ガス会社であるPertaminaの下での国営石油会社主導モデル、または上流石油・ガス事業専用の独立機関への移行を意味する。SKK Migasに関する動向を追うことは重要である。なぜなら、現在SKK Migasはインドネシア政府の上流石油・ガス部門における監督と代表において重要な役割を果たしているからである。

特にPSCに関して重要な進展は、MEMR規則2024年第13号の発行とエネルギー・鉱物資源大臣令第230.K/MG.01/MEM、およびグロススプリット生産分与契約の実施および構成要素に関するガイドライン**(「MEMR Decree 230K/2024」)**にの発行によって実現した。これらの新ルールにより、現在のグロススプリットPSCの下でより競争的な利益分配の枠組みが生まれる。従来型石油・ガスPSC請負業者の場合、税引前のシェアは、実効ロイヤリティ率、総収入へのアクセス、インセンティブの調査に基づき75%から95%の範囲である。この競争的利益分配の仕組みは、石油で93%、ガスで95%の固定株式を受け取る、非従来型のPSC請負業者にも適用される。

B. 石炭および 鉱物採掘

鉱物および石炭鉱業に関する法律2009年第4号(2009年鉱業法)の公布後、規制の不確実性が高いものとなっていた。しかし、同法が施行された直後は、国内や地域の発電用石炭や、アジアの産業能力や公共インフラの発展を支える原料炭など、さまざまな商品に対する需要が強い傾向にあった。2012年には状況が変わり、コモディティに対する全体的な需要が減少した。石炭価格の大幅な下落により、多くのインドネシアの鉱山労働者が生産目標を引き下げ、効率の向上に注力した。

インドネシア政府は、鉱業および石炭鉱業に関する法律2009年第4号(2020年鉱業法)の改正に関する法律2020年第3号を可決し、鉱区の決定、鉱物および石炭管理の権限の一元化、ライセンス事項の再調整、投資および売却義務、労働契約および石炭労働者の事業契約の運用の継続など、いくつかの変更を導入した。

鉱物・石炭採掘法は、2025年第2号法(2025年鉱業法)の制定により、直近で4回目の改正が行われた。これらの新規定は、特に空間計画の面で鉱業分野の事業許可を持つ投資家に確実性を提供する。この改訂により、すでに鉱業事業許可(IUP)、特別鉱業事業許可証(IUPK)、または人民鉱業許可証(IUPR)を取得した事業体には、空間計画の変更が適用されないことが確認される。この点に関して、地域における空間計画に関するすべての決定は、鉱業事業許可区域(WIUP)、特別鉱業事業許可区域(WIUPK)、および人民鉱業区域(WPR)の既存の状況を考慮しなければならない。

一方で、この第4改正では、国内の石炭需要を海外販売前に優先すべきもの(国内市場義務/DMO)も規定している。鉱山会社は、海外で石炭を販売する前に、まず国内の需要に石炭を供給する義務を果たす必要があることが規制されている。Online Single Submission (OSS)システムを通じて、事業ライセンスサービスの面でも他の変更が行われ、鉱物および石炭採掘分野の事業許可はOSSプラットフォームを通じて完全に管理され、より効率的かつ透明性の高い許可処理が可能となっている。

下流の活動を奨励するために、最新のオムニバス法は、下流の処理を確立することにより石炭の価値を高める鉱山労働者に対して、0%のロイヤルティという新しいインセンティブを提供する(つまり、石炭のアップグレード、コーラブリケット、コークス化、石炭液化、石炭ガス化、石炭スラリー/石炭水の混合など)。現在、インドネシアの炭鉱事業のほとんどを'digging, transporting, and selling'だけで行われている。そのため、この新しいインセンティブは、炭鉱労働者がエンドユーザーの顧客に石炭を販売する前に、下流の活動を通じて石炭を処理するように奨励することが期待されている。オムニバス法の制定に続いて、インドネシア政府は、エネルギー鉱物資源セクターの組織に関する政府規則2021年第25号(「GR 25/2021」)も制定した。これにより、このような0%のロイヤルティは、以下の条件下で付与されることが規定されている。

- エネルギーの自立性(kemandirian energi)と工業原料に関する様々な要求事項の充足
- 国内石炭の付加価値を高める活動中に使用される石炭の量

なお、ロイヤリティ率0%の付与に関連する活動、金額、要件、手続きについては、まず財務大臣の承認が必要である。

また、鉱業および石炭鉱業分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号が、法律2020年第3号およびオムニバス法の制度に先立つ以前の実施規則制度を全面的に見直すために発行されたことも注目に値する。したがって、以前の政府規則2010年第23号(その改正を含む)は廃止されている。

労働契約

2009年以前は、労働契約 (Kontrak Karya) または石炭労働契約(Perjanjian Karya Pengusahaan Pertambangan Batubara)として知られる鉱業契約は、主に国際投資家によってインドネシア政府と結ばれていた。これらの契約は、一般的に、当時主流であったインドネシアの1967年鉱業基本法に基づいて、投資家の鉱業活動に対する全体的な規制の枠組みと財政体制を提供することを目的としていた。「労働契約」制度は、他の発展途上国に見られる伝統的な鉱業権契約の特徴を一部保持していたが、現在では段階的に廃止されている。新規の鉱業プロジェクトは、国内投資家が開発した鉱業プロジェクトと外国投資家が開発した鉱業プロジェクトの両方に適用されるライセンス制度の下で実施されるものとする。2009年以前は、別のライセンスシステム(鉱業許可(Kuasa PertambanganまたはKP)の発行)が利用可能であったが、国内の鉱業会社に限定されていた。KPは鉱業事業のライセンスに変換する必要があった。

2009年鉱業法は、既存の労働契約は満了するまで有効であると規定していたが、その条件(州の歳入に関連するものを除く) は、2009年鉱業法と一致するように2010年1月までに修正する必要があった。現在までに、多くの労働契約が鉱業事業のライセンスに変換されている。

労働契約/石炭労働契約の条項と2009年の鉱業法制度との間の物議を醸す違いには、鉱業エリアの最大サイズの大幅な縮小、株式売却要件の厳格化、請負業者の保持に関する制限などが含まれる。

ただし、2020年の鉱業法では、特定の法定要件(特に税金および非課税の州歳入の増加)を満たすと、労働契約と石炭労働契約を延長できることが保証されている。延長期間自体に関連して、労働契約/石炭労働契約が以前に延長されていない場合、延長は最大10年間、それぞれ2回行うことができる。 労働契約/石炭労働契約が以前に最初の延長を受けた場合、当該労働契約/石炭労働契約は、最大10年間、2回目の延長を受けることができる。上記の延長は、労働契約/石炭労働契約の操業の継続のためのIUPKの形で行われる。

労働契約/石炭労働契約の延長申請は、(必要なすべての管理要件と書類とともに)エネルギー鉱物資源大臣(MEMR)に提出する必要がある。これは、それぞれの労働契約/石炭労働契約の満了日の5年前、遅くとも1年前に必要となる。

鉱業業免許

州の保留地地域外での商業採掘は鉱業事業許可証] (Izin Usaha Pertambangan、IUP) によって認可され、州保留地区域での採掘は特別鉱業事業許可証(IUP KhususまたはIUPK)によって認可される。2020年の鉱業法に基づき、鉱業関連の許可証発行権限は中央政府に集中されている。しかし、鉱業および石炭採掘分野の事業許可付与委任に関する大統領規則第55/2022号により、鉱業および石炭採掘分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号(政府規則第2025年第39号で最後に改正された)により、中央政府は州政府に権限を委任する権利を有し、例えばコミュニティ鉱業許可証(Izin Pertambangan Rakyat)発行の権限を州政府に委任する場合などである。 またはIPR)および岩石採掘の認可書(Surat Izin Penambangan Batuan、SIPB)などである。

非金属鉱物または鉱石に関するIUPは、アプリケーションによって取得され、金属鉱物または石炭に関するIUPは、入札および競争入札プロセスによって取得される。

民間企業に発行されるすべてのIUPKライセンスは、入札および競争入札プロセスによっても取得される。しかし、国有企業と地域所有企業は、そのようなライセンスを優先的に受けることができる。

採掘活動の段階に基づいて、探査または運用生産段階のいずれかに指定されたライセンスが付与され、探査ライセンスの所有者は、基本的に、一般的な法律および規制に従って管理、技術、環境、および財務上の要件を満たす鉱業事業活動の継続として生産ライセンスへのアップグレードが保証される。

国内の人材、商品、サービスの使用は、ライセンス保有者が優先する必要がある。また、マイニングサービスプロバイダー(請負業者)の保持にも特定の制限がある。また、国、地方自治体、地域社会と協議して設立される地域社会の発展と強化のためのプログラムを含む、企業の社会的責任プログラムを開発する必要がある。

2020年鉱業法では、「統合」金属鉱物採掘および石炭採掘のIUP(K)は、政府規則第2021年第96号に記載されている基準に基づいて、適用される法律および規制に従って要件を満たした後、30年間有効で、10年間の延長が保証されるものとする。

以前は、2009年の鉱業法により、探鉱保有者が誤って採掘された鉱物や石炭を報告することが義務付けられていた。また、探鉱保有者向けのIUPおよび/またはIUPKは、探鉱およびフィージビリティスタディに従事していた。このような報告書は、プロダクションロイヤリティを課す前に、関連するライセンス発行者に提出する必要があった。このような規定は、2020年鉱業法の下では組み込まれなくなった。

さらに、IUPおよびIUPKの保有者は、採掘活動中に専用の採掘道路を利用する必要がある。これらの道路は、単独で建設することも、すでに鉱山道路を建設している他のIUPまたはIUPK保有者、または鉱山道路を所有している他の当事者と協力して建設することもできる。この規定は、現在の慣行を反映している。

ただし、石油およびガスセクターと同様に、鉱業セクターの事業ライセンスも、MEMR規則2021年第51号の制定により、リスクベースのビジネスライセンス制度に変更された。エネルギーおよび鉱物資源セクター(鉱業セクターを含む)に分類される事業活動のリスクベースのビジネスライセンスは、2021年7月2日から開始するオンライン単一提出システムを通じて処理する必要があることに留意が必要である。

鉱業および石炭採掘分野における事業ライセンスの実施に関する政府規則2021年第96号の改正 (「GR 25/2024」) の下では、規則2021年第96号の枠組みの下で元々特徴づけられていた作業計画および資金予算 (Rencana Kerja dan Anggaran Biaya – 「RKAB」) の年次で区切られる要素が削除された。この撤廃に伴い、MEMRはMEMR規則番号も制定した。2025年第17号は、作業計画および資金予算の作成、提出、承認手続きおよび鉱物・石炭事業活動の実施報告手続き

(「MEMR規則2025年第17号」)に関するものであり、RKABの有効期間を探査および生産・操業段階それぞれについて1年とすることを義務付けている。

政府規則では、探鉱活動の期間は以下と定められており、(i)　金属鉱物採掘は8年;(ii)　非金属鉱物採掘には3年;(iii)　特定の非金属鉱物採掘に対して7年;(iv)　岩石採掘の3年;または(v)石炭採掘の場合は7年である。一方、鉱業および石炭採掘分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号**(「GR　規則2025年第39号」)**の第2修正により、鉱業活動の生産操業期間は以下の通り定められている。

a. 金属鉱物の採掘：最長20年
b. 非金属鉱物の採掘：最長10年
c. 特定非金属鉱物の採掘：最長20年
d. 岩石の採掘：最長5年
e. 石炭の採掘：最長20年
f. 加工・精錬と一体化した金属鉱物の採掘：最長30年
g. 開発および利用と一体化した石炭の採掘：最長30年

国内加工と一体化した特定非金属鉱物の採掘：最長20年

鉱業会社の買収
鉱業事業のライセンスは、その当事者が関連会社でない限り(つまり、その株式の少なくとも51%が譲渡者が所有している)、他の当事者に直接譲渡することはできない。さらに、政府の承認を条件として、国有企業は、生産のための鉱業地域の一部を関連会社に譲渡することができる(この場合も、その株式の少なくとも51%が譲渡人が所有している)。それにもかかわらず、ライセンス保有者の取得を通じて鉱業事業ライセンスを間接的に取得することが慣行となっている。このような間接的な移転は、2009年鉱業法に基づき、適切な規制当局に通知することにより、探査の完了後に許可される場合がある。

このような間接的な買収を完了するためのプロセスについては不確実性が残っているが、過去の事例では、以下のことが必要になることが示されている。

- 問題の鉱業会社が保有するIUPを発行した政府当局からの投資承認のための推薦状
- 投資に関するエネルギー鉱物資源大臣(または大臣を代表して事務局長)からの承認書

また、対象会社がPMDN(現地資本)企業であり、買収者が外国企業である場合、当事者はPMA(外国資本投資)会社への転換要件を完了する必要がある。

鉱業法により、MEMRの承認を条件にIUP/IUPKの譲渡が認められている。承認を得るための最低要件は以下の通りである:(i)　IUP/IUPK保有者は、資源や埋蔵量データの利用可能性で証明可能な探査活動を完了していること;(ii) IUP/IUPK保有者は、管理、技術的、環境、財務上の要件を満たす必要がある。

2020年鉱業法では、IUP/IUPKの譲渡にも同様の規定が適用される。IUP/IUPK保有者は、MEMRの承認なしに株式所有権を譲渡することを禁じられている。このような承認を得るための最低要件には、(i)IUP/IUPK保有者が探査活動を完了している必要がある。これは、資源と埋蔵量のデータが利用可能であることによって証明できる。(ii)IUP / IUPK保有者は、管理上、技術上、環境上、および財務上の要件を満たす必要がある。IUP/IUPKの移転に関する詳細な要件は、現在　、エネルギー鉱物資源省令221.K/HK.02/MEM B/2021年で規制されている。

鉱業加工・精製業許可
2020年の鉱業法は、この種の企業のライセンスが工業省によってのみ発行されることを規制することにより、スタンドアロン/非統合の鉱業製錬所/加工/精製会社のライセンス制度の二元性を明確にした。

独立型/非統合型製錬所を持つことで、鉱業資産と製錬資産の間に柔軟性がもたらされ、これら2つの資産は異なるステークホルダー/プロジェクトスポンサーによって保有され、異なる資本および資金調達構造(セキュリティパッケージを含む)で保有される可能性があり、間接的に、鉱業会社が強制的な売却義務を果たす必要がある場合に製錬資産を「売却」することを回避できる。

ダイベストメント要件

2020年の鉱業法では、外資系IUP(K)保有企業は、その株式の51%を中央政府、地方政府、国有企業、地域所有企業、および国家民間企業に段階的に売却することが義務付けられていると規定されている。段階的な売却手続き後に直接売却を実施できない場合、そのような売却は、インドネシア証券取引所での鉱業会社の新規株式公開を通じて実施することができる。

2020年鉱業法は、このような売却の詳細な時期要件を特に規定していないが、鉱業および石炭鉱業分野における事業許可の実施に関する政府規則2021年第96号に基づく最新の施行規則では、IUP(K)の保有者は以下の枠組みの下で株式を売却する義務があると規定されている。

No.	種類	株式売却要件(生産活動開始以来)
1	露天掘り採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設や採掘・利用活動と統合されていない者	• 10年目:5%(5%) • 11年目:10%(10%) • 12年目:15%(15%) • 13年目:20%(20%) • 14年目:30%(30%) • 15年目:51%(51%)
2	露天掘り採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設または採掘・利用活動と一体化している保有者	• 15年目:5%(5%) • 16年目:10%(10%) • 17年目:15%(15%) • 18年目:20%(20%) • 19年目:30%(30%) • 20年目:51%(51%)
3	坑内採掘法を用いて採掘活動を行う者で、処理・精製施設や採掘・利用活動と統合されていない者	• 15年目:5%(5%) • 16年目:10%(10%) • 17年目:15%(15%) • 18年目:20%(20%) • 19年目:30%(30%) • 20年目:51%(51%)
4	坑内採掘法を用いて採掘活動を行い、処理・精製施設、採掘・利用活動と一体化している保有者	• 20年目:5%(5%) • 21年目:10%(10%) • 22年目:15%(15%) • 23年目:20%(20%) • 24年目:30%(30%) • 25年目:51%(51%)

また、株式売却が行われた後にIUP(K)の保有者の資本が増加した場合、売却された株式を株式売却義務のある株式の額未満に希釈することはできないことも注目に値する。

IUP(K)保有者の株式売却義務に沿って、CoWおよびCCoW保有者は、エネルギー鉱物資源大臣規則2017年第9号(エネルギー鉱物資源大臣規則2018年第43号「鉱物および石炭鉱業の事業活動の売却手続きおよび売却済み株価の決定メカニズム」により改正された) に基づく株式売却を実施する義務がある

9. 建設

オムニバス法の公布及びその施行規則に伴う建設業レジーム

インドネシア政府は、長年の障害を減らし、インドネシアでのビジネスのしやすさを向上させるために、2021年2月2日、オムニバス法の制定に続く一連の実施規則を発表した。オムニバス法は、建設業を含む幅広い業種にわたる76の法律を改正するもので、その施行規則は45の政府規則と4つの大統領規則で構成されている。オムニバス法に関連する法規制の最新の動向として、2025年にリスクベース許認可の実施に関する政府規則2025年第28号（以下**「GR28/2025」**という。）およびその実施規則が公布された。

建設セクターに関しては、建設サービスに関する法律2017年第2号(2017年1月12日)の施行規則に関する政府規則 **2020年第22号**（以下「GR 22/2020」）**の改正に関する政府規則2021年第14号**（以下「GR 14/2021」）（以下**「建設サービス法」**。」）は、建設サービス法に基づいて定められた事項、すなわち、資本要件、ライセンス、および持続可能な建設を改正することを目的としたオムニバス法の目的を果たす実施規則であるものとする。

また、2020年4月23日、オムニバス法施行の6か月前に、インドネシア政府は長らく待たれていた建設サービス規制の実施(GR 22/2020)を可決したことも注目する。

GR 22/2020では、建設サービス法の施行に大幅な変更が加えられた。以下の規制は廃止され、適用されなくなった。

a. 建設サービスコミュニティのビジネスと役割に関する政府規則2000年第28号(2000年5月30日)、最後に政府規則2010年第92号(2010年12月29日)によって改正
b. 建設サービスの実施に関する政府規則2000年第92号(2000年5月30日)、最後に政府規則第54/2016号(2016年11月22日)により改正
c. 建設サービス監督の実施に関する政府規則2000年第30号(2000年5月30日)

建設サービスの分類

建設事業法では、建設事業とは、建設コンサルタント業および/または建設工事業と定義されており、これには以下の活動が含まれる。

01. 建設コンサルタントサービス: 評価、計画、設計、監督、建設管理を含む活動の全部または一部を意味する

建設コンサルタントサービスは、次の2つの分類に分類される。

a. 建築、エンジニアリング、統合エンジニアリング、造園・景観、都市計画を含む一般的な建設コンサルタントサービス
b. 科学・技術コンサルティング、技術試験・分析をカバーする特殊な建設コンサルタントサービス

02. 建設工事サービス: 建設、運用、保守、解体、建物の再建を含む活動の全部または一部を意味する。

建設工事サービスは、次の2つの分類に分けられる。

a. 建築工事から土木工事までを対象とする一般建設工事サービス
b. 据付、特殊建設、プレハブ建設、建設仕上げ、機器のレンタル、準備をカバーする特殊建設工事サービス

03. 統合建設工事サービスと: は、建設コンサルティングと建設工事の組み合わせを意味する。これらは、建物の建設と土木建設をカバーしている。

建設コンサルタントサービスのプロバイダーは、別の分類(つまり、建設作業サービスまたは統合建設作業サービス)を実行することは許可されていないことに留意が必要である。建設サービス会社のプロバイダーは、建設サービス業務を行うことができる統合建設工事サービスの提供者を除いて、1種類の建設サービス業務のみに従事し、その業務の種類以外の業務を行うことはできないと解釈される。

事業規模に関しては、2020年第GR 22号は、建設サービス会社がクライアントにサービスを提供できる作業の種類も定義している。小規模な建設サービス会社は、低リスク、シンプルな技術、低コストの建設サービスのみを提供する場合があるが、中規模の会社は、中リスク、中規模の技術、または中コストの建設サービスのみを提供する場合がある。同様に、大規模な建設サービス会社は、高リスク、高技術、高コストの建設サービスのみを提供する場合がある。これらの規模の建設サービス会社は、遵守する必要がある資本要件に対応している。

自己資本要件

建設サービス事業体標準認証制度の設立に関する建設開発総局長令法律2022年第144号 **(DDGCD 144/2022)** により、建設サービス会社に義務付けられる資本は事業の種類に応じて修正された。DDGCD 144/2022の最低資本要件は以下の通りである:

01. 一般的な建設コンサルタントサービスを実施する小規模な建設サービス会社は、少なくとも1億ルピア、一般的な建設作業を行う会社は少なくとも3億ルピア
02. 一般的な建設コンサルタントサービスを行う中規模の建設サービス会社は、少なくとも2億5,000万ルピア、一般的な建設作業を行う会社は20億ルピア
03. 一般建設コンサルタント業務を行う大手建設サービス会社は少なくとも5億ルピア、一般建設工事を行う会社は少なくとも250億ルピア、統合建設工事を行う企業は250億ルピア。

さらに、DDGCD 144/2022は、外国建設サービス駐在員事務所 (以下**「駐在員事務所」**)の資本要件が定められており、一般建設コンサルタントサービスを実施する駐在員事務所の最低資本要件は20億ルピア、一般建設工事を行う駐在員事務所の最低資本要件は少なくとも350億ルピアでなければならない。[97]

[97] In order to carry out construction business activities in Indonesia, a foreign construction services company *(Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing* – **"BUJKA"**) is required to establish a local presence, either by means of setting up a foreign investment company (*penanaman modal asing* – **"PMA"**) or a Representative Office (**'RO"**).

海外建設サービス事業体(BUJKA RO)駐在員事務所

外国の建設サービス会社(BUJKA)は、インドネシアでの潜在的なプロジェクトに入札し、建設プロジェクトを開発するために、駐在員事務所 **(「BUJKA RO」)** を設立する場合がある。外国企業の駐在員事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Asing – **「KPPA」**)や外国貿易会社の駐在員事務所(Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing – KP3A)とは異なり、BUJKA ROは利益を伴う可能性がある。したがって、このようなBUJKA ROを設立するための規制要件は、いくつかの違いがあるが、認可されたインドネシアの建設サービス会社(つまり、BUJK PMA)の設立とおおむね同等のものとなる。

BUJKA ROは、高リスク、ハイテク、および/または高コストの市場セグメントでのみ、建設サービスを提供できる。さらに、BUJKA ROは、**インドネシアで建設サービスを実施するために**、地元の建設会社（「BUJKN」）と共同事業を開始する必要がある。

建設サービス法に基づき、共同事業における現地パートナーとなることができるBUJKNは、以下の要件を満たす必要がある。

01. 大規模区分の資格を有すること
02. 建設業許可（IUJK）を保有していること

また、関連法令に基づき、BUJKAの代表事務所（RO）は、概ね以下を満たす必要がある

a. 高位資格と同等の資格を有する事業体の形態であること
b. 外国建設サービス事業体の代表事務所に関する許可を取得すること
c. インドネシアにおけるすべての建設サービス活動について事業許可を有する国家大規模資格の建設サービス事業体と共同事業を組成すること
d. 外国人従業員よりも多くのインドネシア人従業員を雇用すること
e. BUJKA代表事務所の最高責任者にインドネシア国民を配置すること
f. 国内資材および建設技術の使用を優先すること
g. 高度かつ先進的で効率的かつ環境配慮型の技術を有し、ならびに地域の知恵（ローカル・ウィズダム）を考慮すること
h. 技術移転プロセスを実施すること
i. 現行の法令に従いその他の義務を履行すること

ワークシェアリングの要件

GR 28/2025は、BUJKNが共同運営パートナーとして実施しなければならない建設作業の一部を定めており、具体的には以下の通りである。

01. 建設工事サービスおよび統合建設工事サービスに関しては、作業額の最低30%をBUJKNが実施し、作業の50%をインドネシアで実施する必要がある
02. 建設コンサルテーションに関しては、作業額の最低50%をBUJKNが実施し、すべての作業はインドネシア国内で実施する必要がある

10. 知的財産権(IPR)

インドネシアは、1980年代後半以降、知的財産権を保護する法的枠組みを改善するために、大幅な法改正に取り組んできた。この改革プロセスは、インドネシアが1994年法律第7号に規定されている知的財産権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)を批准し、インドネシアの世界貿易機関(WTO)への加盟を確立したことで加速した。

インドネシアが加盟しているさまざまな条約や条約を実施し、知的財産保護の国際基準を確立するための法律や規制が公布されている。しかし、このような法整備にもかかわらず、知的財産権の侵害は依然として一般的であり、特に著作権侵害や商標偽造の観点から、インドネシアは米国通商代表部の「ウォッチリスト」に残ったままである。

国際条約

1979年以来、インドネシアは知的財産の保護に関するパリ条約および世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約の締約国である。1997年、インドネシアは特許協力条約、文学及び美術著作物の保護に関するベルヌ条約、商標法条約、WIPO著作権条約、2005年にはWIPO実演及びレコード条約の締約国となった。また、インドネシア政府は著作権の保護のために各国とさまざまな二国間協定を締結している。

知的財産権の特徴

- **独占性**

知的財産権の保有者の独占権の原則は、指定された保護期間中に、知的財産資産の不正な商業的複製、模倣、または利用を防ぐことである。ただし、この原則により、権利者は、ライセンス契約を通じて、当該知的財産の使用を第三者に許可することができる。

- **領土性**

ほとんどの知的財産権は、正式な登録の管轄内でのみ保護されるため、国境を越えた適用性はない。たとえば、インドネシアで登録された商標は、インドネシアで同様に登録されていない限り、その保護範囲を他の法域に拡大しない。

領土性の原則は、各主権国家に、自国の法制度に合わせた知的財産法を策定する権限を与えている。知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS)協定は、世界貿易機関(WTO)の加盟国間の知的財産権の保護のための枠組みを確立し、最低基準を設定し、領土性と内国民待遇の原則を強調している。注目すべきは、この原則は普遍的に適用できるわけではないということである。例えば、文学作品の著作権は創作時に自動的に付与されるため、保護と執行のための登録の必要性がなくなる。

- **譲渡**

知的財産権は譲渡可能であり、譲渡、売買契約、ライセンス契約、相続などの仕組みを通じて、他の個人または団体に譲渡することができる。a

商標

オムニバス法(商標法) により改正された商標及び地理的表示に関する法律2016年第20号に基づくと、商標とは、商品及びサービスの商取引において利用される識別可能な標識である。インドネシアでは、商標保護は先着順で付与され、インドネシアで最初に商標を登録した出願人は、以前の使用や所有権の主張に関係なく、その商標を使用する優先的かつ独占的な権利を取得する。

インドネシアにおける商標出願は、承認を得るため、インドネシア語により電子的または非電子的手段で法務大臣へ提出しなければならない。外国の出願人は、現地の知的財産コンサルタントを代理人として選任することにより商標登録を行うこともできる。承認された出願は、商標公報（またはこれに代わる適切な媒体）に公告され、その有効期間は10年とされる。当該登録は、連続する10年ごとの期間で更新することが可能である。なお、商標の更新は有効期間満了の6か月前までに申請しなければならない。この所定期間内に更新を行わない場合、商標権を喪失し、第三者による登録が可能となる場合がある。

さらに、商標出願が悪意を持って提出された場合、特に既存の登録商標と実質的に類似していると見なされる場合、商標出願は拒否される可能性がある。さらに、すべての申請は、国家のイデオロギー、適用される宗教的教義、一般的な法律および規制、または公序良俗に反してはならない。また、商標は、その品質、種類、サイズ、または使用目的に関して誤解を招くものであってはならない。

企業が商標を登録する際に問題となる時間的制約を解消するため、オムニバス法により、知的財産総局(DGIP)が実体審査を行うための指定時間を短縮できるようになった。以前は、DGIPが実質的な調査を行うのに最大150日かかっていた。これは現在、最大30日間に短縮されることになっているが、ただし、第三者による反対がない限りである。登録が異議を唱えられた場合、DGIPは90日以内に実体審査を完了する必要があるが、これは現在の制度のほぼ2倍の速さである。

オムニバス法では、発行済みの商標証明書の収集期限はない。現在、出願人は発行された商標証明書を発行から18ヶ月以内に回収しなければ、登録商標は取り消される。

また、オムニバス法により、登録できない商標についても新たな基準が定められている。商標は、機能的な形態をしていると登録できない。法律では「機能的な形態」は明確に定義されていないが、一般的には、単純な直線など、デザインで一般的に使用される形状や形態を指すと理解されている。

著作権

著作権に関する法律2014年第28号(以下**「著作権法」**)により、著作者の著作物は、著作権の保護を受けるために、科学、芸術、または文学の分野で独創性を示さなければならない。著作権が取得されると、著作者、著作権者、またはその他の著作権の受益者は、著作物を公開または複製する、または第三者に同様のことを許可するための独占的権利を持つ。著作権法では、「著作者人格権」と「著作隣接権」も認められている。著作者人格権は、著作物に変更を加えたり修正したり、著作物に関連する名前や著作物のタイトルを変更したりする著者の独占的な権利で構成されている。著作権で保護された資料を複製または放送するために第三者に関連する権利は、関連する権利として知られている。

MOLは、著作物一般登録簿（General Register of Works）を通じて著作権登録を監督し、その登録内容の公式公告を行う。著作権は登録を行わなくても成立するが、著作物一般登録簿に登録され、MOLによって公式に記載された者の名前は、その著作物の著作者であるとみなされる。

著作権の保護期間は、次の場合に異なる。

a. 書籍およびその他の著作物の著作権:著作権は、著者の生涯および死後70年間有効
b. コンピュータプログラム、映画の著作物、写真作品、データベース、およびライセンスを受けた代理人と録音プロデューサーの関連権利の著作権:著作権は50年間有効で、放送機関の関連権利は25年間有効で、著作者人格権は無期限に保護されている

特許

特許に関する法律2016年第13号（法律2023年第6号および法律2024年第65号により改正）（以下「特許法」）は、通常特許および簡易特許の保護を規定している。特許は、新規性を有し、進歩性を備え、かつ産業上の利用可能性を有する発明に対して付与される。簡易特許についても同様に、新規性を有し、既存の製品または工程の改良に該当する発明に対して付与される。

特許は、機器または製品(化合物および微生物を含む)およびプロセス(製品が製造される場所、非生物学的および微生物学的プロセスを含む)について取得でき、特定の有形発明については簡単な特許を取得できる。以下の場合、特許は取得できない。

a. 公序良俗および既存の法令に反すると認められる発明
b. 外科的方法
c. 科学的および数学的方法
d. 植物および動物(微生物を除く)
e. 植物や動物の生産に不可欠な生物学的プロセス(非生物学的および微生物学的プロセスを除く)

特許出願は、特許庁に提出するものとする。特許庁から特許が付与された場合、特許は一般特許登録簿に記録され、官報で発表される。特許は出願日から20年間有効で、単純特許は10年間有効である。これらの条件はいずれも延長できない。

特許権者は、ライセンス契約に基づいて他の当事者にライセンスを付与することが許可されている。ライセンス契約は、特許官報に登録し、公表する必要がある。

単純な特許に関しては、オムニバス法は単純な特許を付与するために満たさなければならない基準を拡張する。現在の単純な特許は、DGIPに登録されるためには「実用化」が必要であり、1つの発明に対してのみ付与される。

また、オムニバス法は、単純な特許登録出願が受理されるかどうかを評価・判断する前の法定期間を効率化している。現在、特許庁が出願を評価するまでに、出願提出から少なくとも157日かかる。しかし、今では、特許庁がそのような申請を評価する前に、申請提出からわずか28日しかかからない可能性がある。さらに、オムニバス法は、特許庁が単純な特許登録出願が受理されるかどうかを出願日から6か月以内に決定することを義務付けており、これは現在の制度の12か月の期間の2倍の速度である。

営業機密

営業機密に関する法律2000年第30号(以下**「営業機密法」**)に基づき、営業機密とは、技術やビジネスについて公に知られていない情報で、事業活動に利用できる経済的価値があり、所有者によって秘密にされているものを意味する。営業機密には、製造方法、加工方法、販売方法、および法定基準を満たすその他の情報が含まれる場合がある。営業機密は公に知られていない限り、無期限に保護される。

営業機密の保有者は、それぞれの営業機密を使用し、第三者が営業機密を使用することを禁止または許可する唯一の権利を有している。営業機密およびその譲渡は、MOLLERの知的財産権総局に登録されるものとする。登録は管理データのみに関するものであり、機密情報の内容は含まれていない。営業機密法に規定されているように、営業機密の所有権の変更は、営業機密の官報でも告知する必要がある。営業機密に対する権利は、相続、付与、遺言または遺言、書面による合意、または法律で認められるその他のプロセスによって譲渡することができる。

工業デザイン

工業デザインに関する法律2000年第31号(以下**「工業デザイン法」**)によると、工業デザインとは、製品、消費財、または工業商品として使用される2次元または3次元の形態を作成するために、線、色、または両方の混合物の形状、構成、または構成に関する形態を作成することを指す。

意匠権は、意匠官報に登録し、公示する。インダストリアルデザインを使用しようとする第三者は、インダストリアルデザイン権者の承諾を得なければならない。保護期間は、申請日から10年である。

知的財産権の執行

知的財産権の所有者は、偽造またはその他の侵害の場合、民事および刑事訴訟を通じて救済を求めることができる。民事上の救済には、差止命令による救済、損害賠償、場合によっては正当な知的財産所有者に商品を引き渡す裁判所命令が含まれる。また、知的財産権の侵害に対しては、懲役や罰金の刑事処分が科せられる。

知的財産(IP)ベースの資金調達スキーム

政府は、クリエイティブエコノミーに関する法律2019年第24号の実施規則として、政府規則2022年第24号（GR 24/2022）を制定した。GR 24/2022は、銀行金融機関およびノンバンク金融機関(以下「貸付機関」)を通じた知的財産(IP)担保型の資金調達制度を規定しており、クリエイティブエコノミーの起業家は当該制度を利用するため、以下の要件を満たしたうえで申請を行う必要がある。すなわち、(i)資金調達提案書、(ii) クリエイティブエコノミー事業を営んでいること、(iii)担保として提供されるクリエイティブエコノミー製品の知的財産に関連する契約を有していること、(iv)知的財産証明書(記録証明書または登録証明書)を有していることである。

貸付機関は、クリエイティブエコノミーの起業家から上記を受領した後、(i)クリエイティブエコノミー事業の確認、(ii)担保として使用される関連する知的財産証明書(または登録証明書)の確認、(iii)担保として使用される知的財産資産の評価、(iv)当該クリエイティブエコノミー事業者への資金の支出、(v)関連する契約に基づくクリエイティブエコノミー事業者からの資金返済の受領といった措置を実施する。

当該IP担保型資金調達の実施においては、関連する知的財産資産が担保として利用される。当該担保の対象は(i) 知的財産に対する信託担保、(ii) クリエイティブエコノミービジネスにおける契約/合意、(iii)クリエイティブエコノミー事業における債権の形態により実施される。担保として利用することができる知的財産資産は、すでに商業化されており、かつ知的財産総局に登録されているものである。

知的財産資産に担保を設定するにあたり、貸付機関は、適用される評価基準に従い、コストアプローチ、市場アプローチ、収益アプローチおよび／またはその他の評価手法を用いて、当該知的財産資産の評価を実施する権利を有する。この評価は、知的財産評価の分野において認可を受け、かつ専門性を有する知的財産評価人により実施されなければならない。

また、GR 24/2022は紛争解決手段についても規定している。当該IP担保型資金調達に関する紛争が発生した場合、裁判所による解決、または裁判外での和解により解決することが可能であり、裁判外での和解はOJKの承認を受けなければならない。

11. 個人データ保護(PDP)

概要

2022年10月17日に制定された個人データ保護に関する法律2022年第27号(以下「PDP法」)は、 すべての個人のデータ保護権を保障することを目的としている。簡単に言えば、PDP法は、インドネシア共和国の管轄区域内外で定義された一連の行動を実行するすべての人、公的機関、組織、または機関に適用される。今後、この法律はインドネシアの情報通信技術 (ICT)セクターの競争力を高め、デジタル経済の全体的な成長を促進することが期待されている。

PDP法では、個人データを、個人を直接的または間接的に特定する可能性のある電子的および非電子的データとして定義しており、個人データは次のカテゴリに分類される。

- 一般個人データは、氏名、性別、国籍、宗教、婚姻状況および／または個人を識別することができるその他の個人データを含む
- 特定個人データは、健康データおよび健康情報、生体認証データ、遺伝子データ、犯罪歴、児童に関するデータ、個人の金融データおよび／または法令に基づくその他のデータから構成される。データ主体とは、関連する個人データを有するすべての個人を指す

PDP法の下で、データ主体には (i) 知らされる権利 (ii) 修正を求める権利 (iii) アクセス権 (iv) 削除を求める権利 (v) 取り消す権利 (vi) 自動化された意思決定を回避する権利 (vii) 処理を制限する権利 (viii) 異議を唱える権利 (ix) データのポータビリティに関する権利である。この文脈において、個人データの処理は、データに関連する以下の行為を含む：取得と収集; 処理と分析; 保存; 修正と更新; 出現、発表、転送、普及、開示、削除または消滅に係わる権利。PDP法の施行に伴い、個人データ管理者、個人データ処理者、および個人データ処理に関連するその他の関係者は、本法に基づく個人データ処理の規定に速やかに適応する必要がある。政府は現在、インドネシアの個人データ保護のためのより包括的な措置を確保するための重要なステップであるPDP法の実施規則の起草に取り組

んでいる。この実施規則は、政府規則の形をとり、2024年10月までに最終化され、制定た。この動きは、データ保護に関する法的枠組みを強化するためのインドネシアの継続的な取り組みにおける重要なマイルストーンであり、グローバルスタンダードに合わせ、デジタル時代の進化する課題に対処するというコミットメントを反映している。

さらに、PDPを規制するPDP法の施行前の現行法令のすべての規定は、この法律の規定と矛盾しない限り有効であり続ける。すなわち、(i) 2008年の電子情報および取引に関する法律第11号（2016年の法律第19号により改正）、(ii) 2019年の電子取引およびシステムの管理に関する政府規則第71号（「GR 71/2019」）、(iii) 2020年の民間電子システム提供者に関する通信情報大臣規則第5号（2021年の大臣規則第10号により改正）「MoCI Reg. 5/2020」、(iv) 2016年の電子システムにおける個人データ保護に関する通信情報大臣規則第20号（「MoCI Reg. 20/2016」）が含まれる。これは、ヘルスケア、銀行、不動産、資本市場セクターなど、個人データの保護を規定する他のセクターの法律および規制にも留意が必要である。

- 電気通信に関する法律1999年第36号は、雇用創出に関する法律2022年第2号に代わる政府規則の制定に関する法律2023年第6号によって部分的に改正
- 1998年法律第10号、2023年法律第4号、2023年法律第6号により改正された銀行業に関する法律第7号は、雇用創出に関する2022年法律第2号に代わる政府規則の制定に関する法律第6号
- 雇用創出に関する2022年法律第2号に代わる政府規則の制定に関する2023年法律第6号により改正された資本市場に関する1995年法律第8号
- 公開情報の開示に関する2008年法律第14号
- ヘルスケアに係わる2023年法律17号
- 2013年の法律第24号によって改正された民政に関する2006年の法律第23号。

個人データ保護に関する主要な原則

現在のインドネシアのPDP法および規制におけるデータ保護とガバナンスの主な原則は次のとおりである。

• データ処理における主要な役割

PDP法において、データ処理には以下の3つの主要な役割がある。

i. データ主体:個人データが付与されている個人
ii. データ管理者:個人、公的機関、国際組織で、個人または共同で目的の決定や個人データ処理の管理を行う者、および
iii. データ処理者:個人データを個別または共同で処理する個人、公的機関、国際組織のことである。

「人」とは、個人または法人(組織的な富の集合)を意味するものとする。公的機関とは、その主要な機能と職務が国家の行政に関連している行政機関、立法機関、司法機関、その他の機関で、その資金の一部または全部が国家歳入支出予算または地域歳入支出予算から供給されているか、資金の一部または全部が国家歳入支出予算、地域歳入支出予算から供給されている非政府組織を意味するものとする。「国際機関」とは、国際法の適用を受ける者として認められ、かつ、国際条約を締結する能力を有する機関をいう。

• 個人データ処理の原則

まず、個人データの収集は、限定的で、具体的で、法的に有効で、適切で、透明性が高いものでなければならない。第二に、個人データの処理は、データ主体の権利を保証し、正確、完全、最新、説明責任、明確な証明、目的に適合している必要がある。第三に、個人データの処理は、個人データの不正アクセス、開示、改ざん、および個人データの誤用、破壊、および損失から個人データのセキュリティを保護することによって行われるものとする。第四に、個人データの処理は、個人データ保護の失敗だけでなく、目的と処理活動を通知することによって行われるものとする。最後に、個人データは、保持期間が終了した後、またはデータ主体の要求に応じて破棄または削除する必要がある。

• 同意か透明性か

個人データ管理者は、以下を含むがこれらに限定されない個人データ処理活動の基礎を取得するものとする。

i. 個人データ管理者からデータ主体に伝達された 1 つ以上の特定の目的に対するデータ主体 (またはデータ主体が子供または障害者の場合はその保護者) からの明示的な承認
ii. 関連する契約または規制に基づいて定められた義務の履行
iii. 法律および規制に基づくデータ管理者の法的義務の履行
iv. データ主体の保護のための重要な利益の達成
v. 公益、公共サービスの観点から職務を遂行するため、または法令に基づくデータ管理者権限の行使
vi. データ管理者とデータ主体の目的、ニーズ、および利益のバランスを考慮に入れることによる、その他の正当な利益の達成
vii. 上記のデータ主体からのそのような明示的な同意または承認条項は、個人データの処理に関連する契約にも含める必要があり、そうでない場合は、契約は無効と見なされる。

• 視覚データ処理

視覚データ処理を目的とした設置は、セキュリティ、防災、および交通管理の目的で、公共の場所や施設で行われる場合がある。ただし、施設は、視覚データ処理または処理デバイスがエリアに設置されており、個人を特定するために使用できないことをユーザーに通知する必要がある。

• 回答期間

データ管理者が考慮しなければならない関連する対応期間は、アクセス権、同意の撤回、処理制限、およびデータの修復または修正について3日間である。

• データ漏洩通知

個人データが侵害された場合、データ管理者は、3日以内にデータ主体とPDPを担当する機関 に通知し、公共の利益に影響を与える場合は公告を発行する必要がある。PDP法は、行政処分の形で個人データの侵害に罰則を課している。さらに、データ管理者は、個人データの処理について責任を負い、個人データ保護原則の実施に対するコミットメントを示さなければならない。行政処分の賦課手続きに関するさらなる規定は、今後の政府規則で規制される予定である。

• 国際データ転送

PPDP法第56条に従い、データ管理者は　PDP法で規定されている規定に従って、インドネシア共和国の管轄外の他の個人データ管理者または個人データ処理業者に個人データを転送することができる。データ管理者は、個人データ管理者または個人データの転送を受け取る個人データ処理者の居住国が、PDP法で規制されているレベルと同等またはそれ以上の個人データ保護レベルを持っていることを確認する必要がある。そうでない場合、データ管理者は、適切で拘束力のある個人データ保護があることを確認し、データ主体から承認を得る必要がある。国境を越えたデータ転送に関するさらなる規定は、PDP法の施行規則として、今後の政府規則で規制される予定である。

• データ保持

データ処理者は、定められた期間のみ個人データを保持することができる。その後、法律で別段の定めがある場合、またはそれぞれのデータ主体から要求されない限り、データを削除する必要がある。PDP法は固定の保持期間を指定していない。ただし、　MoCI　Reg.20/2016年第15号では、別段の定めがない限り、保存された個人データの保持期間は最低5年と規定されている。

• データストレージ

企業がその活動(契約を含む)を遂行する際に受け取ったデータ、記録、またはステートメントは、書面またはその他の形式で見たり、読んだり、聞いたりできる形式であるかどうかにかかわらず、企業文書として分類され、企業文書法の下で規制されている。

特定の種類の企業文書(たとえば、簿記プロセスに使用される補足文書(契約書など))は、会計年度末から10年間保管する必要がある。この期間が経過する前にこれらの文書が破棄された場合、当該文書の破棄によって生じるすべてのリスクは当社が負担するものとする。

10年というデータ保存期間は、電子的またはオンラインで行われるデータ処理の結果を含め、簿記の基礎となるすべての記録および文書に適用される税法でも明確に規定されている。

• 移行規定

PDP法の制定により、組織には、関連するすべての個人データ処理規定を遵守するための2年間の期間が与えられた。期間中、次の一連の主要なアクションを実行する必要がある。

i. PDP法の規定を遵守するためのガイドラインとして機能する個人データ処理フレームワークの準備
ii. 個人データ処理に関連して組織内で実施されるすべての活動のレビューの実施
iii. PDP法の規定の遵守を確保するために、既存の個人データ処理および保護ポリシーの見直し
iv. 個人データ処理に関して、既存のすべての契約および同意を得た契約の見直し
v. 既存の個人データ処理および保護ポリシーとPDP法の規定との間のギャップを評価およびレビュー
vi. データ保持期間の策定

さらに、組織は、**固定の短期契約またはDPO-as-a-Service (DPOaaS)　の形で**データ保護責任者(「DPO」)を任命し、プライバシー管理テクノロジープラットフォームを実装することも検討する必要がある。

• データ保護責任者(DPO)

2025年7月30日、インドネシア憲法裁判所は判決2024年第151/PUU-XXII号を言い渡した。本判決は、従前厳格に解釈されていた個人情報保護法（PDP法）第53条第1項に基づくデータ管理者およびデータ処理者のDPO選任義務について、長らく待たれていた明確化を示すものである。従来は、3つの要件すべてが累積的に満たされる場合に限り、データ管理者およびデータ処理者がDPOを任命する義務が生じると解釈されていた。これは、インドネシアの立法起草原則において、接続詞「and」が用いられている場合、列挙された条件をすべて同時に満たす必要があると理解されるためである。今回の判決は、当該接続詞「and」を「and/or」に修正することにより解釈を明確化した。

本判決の結果、PDP法第53条第1項は累積要件ではなく選択的要件として解釈されるべきこととなった。したがって、同条第1項の正しい解釈は以下のとおりである。

「(1)　個人データ管理者および個人データ処理者は、次の場合において、個人データ保護の機能を遂行する担当者（DPO）を任命しなければならない。

a. *個人データの処理が公共サービスの目的で行われる場合。*
b. *個人データ管理者の中核的活動が、その性質、範囲および／または目的により、大規模な個人データの定期的かつ体系的な監視を必要とする場合。*
c. *個人データ管理者の中核的活動が、特定の種類の個人データおよび／または犯罪行為に関連する個人データの大規模な処理で構成される場合。」*

すなわち、PDP法第53条第1項に基づくDPO選任義務は、上記のいずれか（または複数）の要件を満たした場合に発生することが確認された。

また、PDP法の施行規則となる予定の政府規則においては、リスク軽減におけるDPOの役割が具体的に規定される見込みである。

さらに、上記の状況でDPOを任命しなかった場合、行政処分が科せられる場合がある。これらは、次の形式をとることができる。

i. 書面による警告
ii. 個人データ処理活動の一時的な停止
iii. 個人データの削除または破棄
iv. 損失の補償
v. 罰金
vi. さらに、PDP法は、データ保護に関してDPOに次の責任を義務付けている。
vii. 以前のPDP法および規制に基づく特定の規定について、データ管理者または処理者への通知および助言

viii. PDP法および規制、および個人データ処理および関連する監査に関与する当事者の割り当て、責任、認識、およびトレーニング活動を含む、データ管理者または処理者のポリシーの遵守の監督および確保

ix. PDP関連の影響について助言し、データコントローラーとプロセッサのパフォーマンスの監督

x. リスク軽減またはその他の事項に関する相談を含む、個人データ処理に関連する問題の調整

• 執行と制裁

PDP法施行前は、個人データ処理に関するPDP規定を遵守しない電子サービスプロバイダーに対して行政制裁が科される可能性がある。ただし、規定や禁止事項違反に対する刑事制裁は含まれていない。

PDP法では、関連規定を遵守しなかった個人に対して懲役または罰金などの刑事制裁を科せる新たな規定が加えられた。これには以下が含まれる

i. 本人または他者の利益を目的として、自己または他人の利益を意図して、意図的かつ違法に個人データを取得または収集し、その結果データ主体の喪失につながる可能性がある場合;

ii. 本人のものでない個人データを故意かつ違法に開示すること;

iii. 本人のものでない個人データを故意かつ違法に使用すること;および /または

iv. 自己または他人の利益を目的として、故意に虚偽の個人データを作成または偽造し、他者に害を及ぼす可能性がある場合

自分に属さない個人データを意図的かつ不法に使用する。自分または他の人の利益を得ることを目的として、他者に害を及ぼす可能性のある虚偽の個人データを意図的に作成または改ざんする。個人に対する刑事制裁は、40億ルピアから60億ルピアの罰金、または4年から6年の懲役刑に及ぶ。企業に対しては、個人に科される最大罰金の10倍の罰金が科される。追加の制裁には、利益や資産の押収、企業の事業の全体または一部の凍結、特定行為の永久禁止、事業所や活動の全体または一部の閉鎖、未履行の義務の履行、賠償金の支払い、ライセンスの取り消し、及び/または法人の解散が含まれる場合がある。

12. 紛争解決

民事裁判所の手続き

• インドネシアの司法

インドネシアの民事裁判手続きの司法制度は主に民法典に基づいており、契約、不法行為、財産法、家族法に関わる紛争を扱う地区裁判所が扱っている。手続きは原告が訴状を提出し、その後被告の回答、証拠収集、そして調停の可能性が続く。第1回審理は通常、手続的審理として行われ、裁判官が当事者の身元を確認するとともに、裁判所における調停手続に関する最高裁判所規則2016年第1号に基づき義務付けられている調停手続を開始するものである。 調停が不成立となった場合、事件は審理へと進み、判決が下される。当事者が当該判決に不服である場合、高等裁判所や最高裁判所を含む上級裁判所に控訴することができる。当事者は通常、弁護士による代理を受けて手続を行う。司法は独立しているものの、汚職や審理の長期化といった課題が存在し、これらが民事手続の効率性に影響を及ぼす場合がある。

独立以来、数多くの法改正が実施されたにもかかわらず、インドネシアの司法制度の基本的な要素は、オランダの植民地時代の法律と法典に由来している。裁判制度の信頼性、効率性、透明性については、依然として大きな懸念が残っている。特に、外国人投資家は、司法から有意義で納得のいく判決を得るだけでなく、効果的な執行を受けるという課題に直面している。その結果、これらの懸念により、当事者は、インドネシアまたは海外に立地しているかどうかにかかわらず、他の形態の裁判外紛争解決手続を利用して、国際仲裁を通じて紛争を解決することを選択することが多くみられる。

一般裁判所 *(Pengadilan Umum)*

一般裁判所は、刑事および民事問題に対する権限を持っている。

一般裁判所の下では、以下のように専門裁判所が設立された。

01. 少年裁判所
02. 汚職裁判所
03. 水産裁判所
04. 人権裁判所
05. 破産、債務支払の停止(Penundaan Kewajiban Pembayaran UtangまたはPKPU)、ビジネス競争監督委員会(Komisi Pengawas Persaingan UsahaまたはKPPU)の裁定に対する異議申し立て、および知的財産紛争に対する権限を持つ商事裁判所Industrial Relations Court.
06. 労使関係裁判所

宗教裁判所 *(Pengadilan Agama)*

宗教裁判所は、結婚、相続、遺言、助成金、**ワクフ、ザカート、インファク、シャダカー**、シャリーア経済に関する争いにおいて権限を有している。
01. 金融機関およびシャリーアの金融機関とその顧客
02. 金融機関およびシャリーアの金融機関
03. ムスリムの人々の中で、その行動や事業活動がシャリーアの原則に基づいていると明言されているもの

州行政裁判所 *(Pengadilan Tata Usaha Negara)*

州行政裁判所は、州行政決定(Keputusan Tata Usaha Negara)に対する権限を持ち、租税裁判所を設立した

軍事裁判所 *(Pengadilan Militer)*

軍事裁判所は、現役のインドネシア国軍(Tentara Nasional IndonesiaまたはTNI)要員が犯した刑事事件に対する権限を持っている

インドネシアで民事訴訟を開始するには、原告は関連する地区裁判所に請求を提出しなければならない。インドネシアの法律では、争っている当事者はまず調停を通じて紛争を解決しようとしなければならない。調停が失敗した場合、訴訟が開始され、裁判官は公聴会の日程を設定する。インドネシアでは文書の開示はない。インドネシアの裁判所での受理のためには、インドネシア語で作成されていない文書は、インドネシアで認可された宣誓翻訳者によって作成されたインドネシア語への翻訳を添付する必要がある。さらに、裁判所での当事者の代理は、インドネシア弁護士協会が発行したライセンスを持つインドネシアの弁護士のみが行うことができる。

2014年3月13日、インドネシア共和国最高裁判所長官は、一般司法、宗教司法、国家行政司法、軍事司法を指す第一審裁判所における事件の解決および4つの司法領域における上訴に関する最高裁判所通達第2/2014号 **(以下「SEMA No. 2/2014」)**を発行した。この通達は、紛争を時間効率の良い方法で解決するための新しい基準を確立し、第一審事件には5か月、不服申し立てには3か月の解決期間を義務付けた。したがって、SEMA No. 2/2014は、司法サービス基準に関する最高裁判所決定No:026/KMA/SK/II/2012 **(以下「KEPMA No.26/2012」)**に概説されている以前の最大裁判所手続きのタイムラインに取って代わるものである。

上記の事項にもかかわらず、原則として、この SEMA No. 2/2014は、KEPMA No. 26/2012の下で可能であったよりも迅速に事件を解決するよう裁判官に促すことにより、司法分野でより良いサービスを提供するための最高裁の革新の一つである。ただし、SEMA No. 2/2014は、最大裁判手続き期間が別途規定されている以下の種類の手続きには適用されないことに注意する。

a. 労使関係(人事関連)紛争 – 初回審理から50日以内、上訴審査段階は請願受領から30日以内に期限を要する
b. 破産手続き - 破産申立ての登録から60日以内、破産申立ての受領から60日以内に要する破産申立ては除く
c. 税務紛争手続き – 訴訟受理から6か月以内、控訴および事件審査段階はそれぞれ12か月または最大6か月の期間を除く
d. 重大な人権侵害訴訟 - 検察総長室からの引き渡しから180日(180日)経過
e. 海事犯罪手続き - 検察官からの引き渡しから30日以内;および
f. 刑事汚職手続き – 検察官からの引き渡しから120日(120日)以内に手続きを行い、控訴および上訴審はそれぞれ高等裁判所および最高裁判所に受理されてから60日と120日(120)日を要する

さらに、インドネシアでは外国裁判所の判決が執行されないことも注目に値する(これが、当事者がインドネシアに関する仲裁条項を契約に盛り込む理由の一つである)。新たな裁判手続きを開始し、この問題全体をインドネシアの法律の下で再審理しなければならない。しかし、外国の判決は、インドネシアで再審理される際には証拠として使われることがある。

新しい紛争管理システム

最高裁判所長官はまた、2022年5月17日に電子手段による裁判所調停**(「PERMA No. 3/2022」)**に関する最高裁判所規則第3号を発布し、電子調停を導入した。すべての当事者が同意すれば、電子的な手段による調停を利用することができる。調停は、オンライン会議サービスを提供する任意のアプリケーションを使って電子的に調停を組織することができる。調停者は、オンライン会議や電子文書送信に使える申請書の提案を当事者に提案することができた。当事者が決定する申請内容は書面契約に記載される。

それに加えて、2019年最高裁判所規則第1号(電子手段による訴訟および裁判手続きの管理に関するもの) **(「PERMA No. 1/2019」)**、2022年最高裁判所規則第7号(2019年最高裁判所規則第1号(電子手段による訴訟および裁判手続きの管理に関する規則改正**(「PERMA No. 7/2022」)** は2022年10月11日に発表され、**インドネシアのすべての手続きに導入される**電子裁判所(「e-Court」)**および電子訴訟**(「e-Litigation」)を導入した。

原則として、e-Courtシステムは訴訟の登録、裁判費用の支払い、すべての争点当事者への召喚状、裁判所のスケジュール情報を電子的に管理する。しかし、e-Courtは民事、宗教、軍事、州の行政裁判所の第一級裁判所および控訴審の案件のみをカバーしている。さらに、破産資産の管理や清算も電子的に行われることがある。

さらに、電子訴訟システムは検察官や弁護士が直接情報を取得できる裁判所情報の電子利用を拡大している。e-Courtの枠組みは、訴訟の書類提出から結論までの提出、証拠、証人や専門家の尋問にも利用できる。しかし、電子訴訟システムは、被告の承認が不要な州行政裁判所の場合を除き、電子訴訟継続に同意した場合に利用できる。

修復的司法アプローチの実施

インドネシアが、より厳しい司法よりも被害者の回復を優先する修復的司法アプローチを適用し、国家刑事司法制度を発展・実施しようとする取り組みに沿って、2024年5月7日、最高裁判所は修復的司法に基づく刑事事件の審理に関するガイドラインに関する2024年最高裁判所規則第1号**(「PERMA No. 1/2024」)**.PERMA No. 1/2024に定められた刑事事件の裁定における修復的司法の実施指針は、ジナヤット事件を含むすべての刑事事件のカテゴリー、さらに軍事事件や少年事件にも適用される。さらに、PERMA No. 1/2024は刑事司法制度における修復的司法の目標を明記しており、以下が含まれる。(i) 被害者の回復、(ii) 被告人、被害者および/またはコミュニティ間の関係の回復、(iii) 被告の説明責任を促進する指針を提供すること、 (iv)特定の当事者の自由に対する制限を最小限に抑えること。

PERMA No. 1/2024に基づき、裁判官は以下の犯罪行為のいずれかの分類を含む刑事事件に関して修復的司法アプローチを実施するものとする。

a. 軽犯罪または被害者の損失の価値が2,500,000ルピアを超えず、地元の州最低賃金を下回らない場合
b. 告訴犯罪である刑事行為
c. 1件の罪状につき最高5年の懲役刑が科される刑事行為、またはカヌンによればジナヤットの刑事行為とみなされる犯罪行為
d. 児童加害者が関与し、その転換が失敗した犯罪行為
e. 犯罪とみなされる交通違反

このアプローチを用いることで、被告と被害者の間で刑事事件の平和的解決を達成する可能性が高まり、関係者全員により多くの利益をもたらす可能性がある。インドネシアで刑事事件の審理において修復的司法アプローチを導入しようとする様々な試みがなされてきたが、最高裁判所は現在、PERMA No. 1/2024を導入した。これは、事件が定められた犯罪のいずれかに該当する場合、裁判官が修復的司法の適用を優先することを求めている。

仲裁

裁判所制度の信頼性、効率性、透明性に大きな懸念があるため、特に外国人投資家は、裁判所から意味のある満足のいく判決や効果的な執行を得ることが困難となっている。その結果、当事者はしばしば国際仲裁(インドネシアまたは海外に拠点を置く)やその他の代替的紛争解決手段で紛争を解決することを選ぶ。

外国投資家は、仲裁手続きや代替的な紛争解決手続きのいずれかの形で、裁判外和解を通じて商業および貿易紛争を解決することを選択できる。インドネシアの仲裁は、1999年の仲裁法**(「法律第30/1999号」)**が導入されて以来、大きな発展を遂げている。2000年には、インドネシア国家仲裁機関(Badan Arbitrase Nasional Indonesia、略称**「BANI」)**の規則の全面的な見直しが行われた。この改訂されたシステムは、UNCITRALモデルの多くの原則から取り入れられている。新しいBANI規則の下では、有効な仲裁条項が存在する紛争については地方裁判所の管轄権を持たない。

その結果、外国企業はインドネシアの汚職や国内の裁判所や国内仲裁機関の経験不足への懸念から、紛争を国際仲裁裁判所で審理することを契約することがよくある。しかし、この慣行はインドネシア政府によって概ね受け入れられているものの、例えば従業員と紛争に陥ったり、行政上の罰則を受けた場合、外国企業はインドネシアの訴訟手続きに関与することになることがある。

インドネシアはまた、外国仲裁裁定の承認および執行に関するニューヨーク条約**(「ニューヨーク条約」)**および国際投資紛争解決センター**(ICSID)**条約の締約国でもある。

しかし、過去にはインドネシアの裁判所が実際に外国の仲裁判決をどのように執行してきたかに一貫性があった。原則として、以下の条件が満たされれば、外国仲裁の裁定はインドネシアの資産に対して執行できるはずである。

a. 国際仲裁裁定は、インドネシアが国際仲裁裁定の承認および執行に関する条約(例えばニューヨーク条約)に拘束されている国によって発行される。
b. この賞はインドネシアの公共秩序に反するものではない。
c. 仲裁対象となる事項は「商法」の範囲内であり、または当事者が完全に支配する「権利」に関するものである。
d. 中央ジャカルタ地区裁判所から執行命令(exequatur)が取得された。

インドネシア新刑法の最新動向および施行

刑法に関する法律2023年第1号（以下「法律2023年第1号」）の制定は、インドネシアの法制度における画期的な進展を示すものである。同法は2023年1月2日に公布され、2026年1月2日より施行される予定であり、これにより、オランダ植民地時代の遺産であった旧刑法は廃止されることとなる。法律2023年第1号の制定は、刑法の脱植民地化を図るとともに、国家的価値観との調和を確保し、国際的な法規範の進展に対応することを目的としている。同法の起草には50年以上の歳月が費やされ、複数の利害関係者が関与したほか、いくつかの条項を巡っては社会的・政治的議論や国民からの反対意見も生じるなど、複雑な過程を経て成立した。構造上、法律2023年第1号は、以下の二つの主要な編から構成されている。

a. 第一編：刑法の一般原則および基本理論を定めるもの

b. 第二編：個別具体的な犯罪類型を規定するもの

導入された主な革新としては、慣習法（いわゆる「生きた法」）を刑事責任の根拠として認めたこと、犯罪と軽犯罪との区別の廃止、ならびに罪刑法定主義および lex favor reo の原則（すなわち、被告人にとってより軽い法律が適用されるという原則）の再確認が挙げられる。

法律2023年第1号の下では、法人刑事責任の概念もまた、インドネシアの成文刑法において正式に認識されている。

この成文化以前において、法人刑事責任は、分野別の個別法令および法人によって行われた犯罪行為の処理手続に関する最高裁判所規則2016年第13号（以下「最高裁規則2016年第13号」）によって規律されていた。

インドネシアの成文刑法において、法人が犯罪行為を行い得る法主体として明示的に認められたのは、これが初めてである。

同法は、以下のような者が法人のため、または法人の利益のために行為した場合に、法人の刑事責任が生じ得ることを定めている。

a. 機能的役割を有する法人の経営・管理構成員

b. 法人を代表して、または法人の利益のために行為する者

c. 犯罪行為を指示または支配した個人

d. 法人のベネフィシャル・オーナー

法人は、以下のいずれかの条件が満たされた場合に、刑事責任を負う可能性がある。

a. 当該犯罪が法人の事業活動の範囲内に該当する場合

b. 当該犯罪が法人に対して不法な利益をもたらす場合

c. 当該犯罪が法人の方針として容認されている場合

d. 法人が防止措置を講じていない、または法令遵守を確保していない場合

e. 法人が当該犯罪の発生を許容した場合

これらの条件は累積的なものではなく、いずれか一つの条件が充足されれば、法人の刑事責任が生じ得る。

法律2023年第1号に基づく制裁には、罰金、原状回復（レストリテューション）およびその他の刑罰が含まれ、これらは法人自体のみならず、組織内の責任ある個人に対しても科され得る。

このような成文化は、国際的な基準との整合性をインドネシアにもたらすとともに、法人不正に対処するための法的基盤を強化するものである。

13. 土地環境および関連事項

インドネシアの基本農地法(**「Law No.5/1960」**)または**「BAL」**は、インドネシアの枠組みまたは土地法を確立している。BALは、インドネシアの1945年憲法の原則を反映しており、すべての土地と資源はインドネシア国民によって共同所有され、選出された公務員が公共の利益のためにこれらの資産を管理する責任がある。ただし、特定の土地所有権は私有地であり、所有権所有者はさまざまな方法で土地を利用できる。

BALおよび関連規則は、登録された土地を管理し、土地および関連する権利を登録する必要があると規定している。この登録システムはまだ開発中であり、インドネシアのかなりの土地が未登録のままである。未登録の土地は、慣習的な土地の権利やその他の未登録の権利の主張や制限に該当することが数多くある。

土地権利の種類

インドネシアの法律では、インドネシア共和国の領土内のすべての土地の主権者として、国家は、市民に与えられた土地の権利を付与および取り消す権限を持っている。投資家にとって重要な土地(土地所有権)に対するいくつかの認識された権利がある。

a. 所有権 (Hak Milik – **「HM」**) :自由保有権の所有権に似ている。インドネシア国民のみが利用できる。期間に制限はない。

b. 建設権 (Hak Guna Bangunan – **「HGB」**):所有者が土地に建物を建設および/または所有することを許可する。インドネシア国民およびインドネシア企業(PMA企業を含む)のみが利用できる。期間は30年であるが、20年の延長、更新は30年の期間(国有地のHGBと管理権(Hak Pengelolaan – 「HPL」)の場合)。または30年の期間で、HMのHGBの付与に関する証書によって延長することができる(HMのHGBの場合)

c. 耕作権 (Hak Guna Usaha – **「HGU」**):国が所有する土地で発行される。権利はプランテーション活動を許可する。インドネシア国民およびインドネシア企業(PMA企業を含む)が利用できる。35年の期間であるが、さらに25年間延長し、35年間更新することができる

d. 使用権(Hak Pakai – **「HP」**):第三者が所有する土地を使用する権利。インドネシア国民、インドネシア企業、および外国法人が利用できる。期間は30年であるが、さらに20年延長でき、更新は30年である(国有地のHPおよびHPLの場合)。30年の期間で、HMのHPの付与に関する証書(HMのHPの場合)によって延長することができる

e. コンドミニアムユニットの所有権 (Hak Milik Atas Satuan Rumah Susun – **「HMSRS」**)

f. HMSRSは、HMSRSが、共通のセクション、共通のオブジェクト、および共有の土地に対する共通の権利から分離された個人的な性質のマンションユニットの所有権であることを意味する水平分離の原則に準拠している。共有セクション、共有オブジェクト、および共有土地に対する共有権は、比例値(nilai perbandingan proporsional)に基づいて計算され、HMSRS証明書に添付される。HMSRSは、インドネシア国民、インドネシア法に基づいて設立された法人、インドネシアに居住する外国人、外国の法人、外国の代表者、またはインドネシアに代表者を置く国際機関が取得できる

前述のものに加えて、インドネシアの未登録の土地は「tanah adatまたは慣習的な土地」と呼ばれる。 そのような土地の所有権を評価するには、村長、地区の公務員、行政官、市長などの地元の指導者との協議とともに、物理的な調査が必要である。このプロセスは、未登録の土地に適用される権利を決定するために必要である。通常、土地税の支払い(girik)や村の記録など、土地の権利を証明する文書の調査が含まれる。村は、tanah bengkokまたはtanah wakafとして知られる特定の土地に対する集団的権利を保持する場合がある。

未利用、未活用、未耕作地に関する問題に対処するため、オムニバス法では、発行後2年間未使用の土地に対する権利や譲歩は、政府によって取り消すことができるとされている。さらに、オムニバス法を実施するために、遺棄地域および土地の管理に関する政府規則2021年第20号(「GR 2021年第20号」)が制定され、インドネシアの国民経済を後押しするための土地利用効率の改善を目的としている。[98]

土地取得

インドネシア民法(ICC)は、土地とそれに付随する物体は不可分である。土地とその上の建物、構造物、または植物とを区別することができるが、その結果、同じ土地区画に対して、建設権と所有権など、2つの異なる土地所有権を持つことができる。特定の土地を取得する前に、企業は土地の所有権を調査し、関連する土地の権利所有者の売却の意思を確認し、対象の土地に必要なライセンスを取得する可能性を評価する必要がある。

• 空間利用適合性の承認

事業における空間利用に関して、オムニバス法および政府規則21号/2021号（「GR 2021年第21号」）の下で、PMA会社は自社の事業所在地が該当する詳細空間計画(Rencana Detail Tata Ruang - RDTR)と整合していることについて、OSS機関を通じて承認を取得しなければならない。さらに、以下に示す空間利用活動(kesesuaian kegiatan pemanfaatan ruang)の要件を満たす必要がある。

a. 位置座標
b. 空間利用のための土地の必要性
c. 土地権利に関する情報
d. 事業の種別に関する情報
e. 建物の間取り図
f. 建物の平面図

• 登記された土地の所有権評価

国土庁(Badan Pertanahan Nasionalまたは**「BPN」**)は、インドネシアの土地登録記録の維持を担当する公的機関である。中央機関とさまざまな地域事務所で構成されている。土地の所有権を確認するには、申請者は適切な地元のBPNオフィスを訪れ、元の所有権証明書を提示する必要がある。各地方事務所は、登録されたすべての土地の記録をアーカイブに保管しており、元の所有権証明書を確認するために使用できる。BPNオフィスは、その境界、抵当権や紛争、面積測定など、登録された土地に関する追加の詳細を提供することもできる。

土地管理のデジタルトランスフォーメーションにより、土地所有システムの透明性が大幅に向上しした。土地所有権の重複や、いわゆる土地マフィアに関連する問題に対処するため、農業・空間計画大臣/国家土地庁は2021年に電子証明書の検証および発行サービスに関する技術指針を発表した。これらのガイドラインは特に 証明書の確認と電子証明書の発行に焦点を当てている。

このガイドラインは、同省が提供するすべての土地および空間計画情報サービスの技術基準を概説している。この取り組みにより、インドネシアの土地管理システムが一変し、土地のデジタル化と空間計画プロセスを通じて、一般市民が利用できるサービスの質が向上した。市民は、証明書の検証、土地登録証明書の発行 (Surat Keterangan Pendaftaran Tanah - SKPT) 、土地価値ゾーンに関する情報、座標点、全地球航法衛星システム(GNSS) /連続運用参照システム(CORS)などの電子サービスを通じて、土地および空間計画情報にアクセスできるようになった。[99]

• 所有権の放棄

提案された土地が、Hak Milikのように外国企業が所有できない権利の対象である場合、譲渡は所有権の放棄を通じて間接的に行われる。この状況では、現在の所有者は合意された価格と引き換えに所有権を放棄する。その後、買い手は土地に適した新しいタイトルを申請する必要がある。

• 公共インフラの所有権の強制放棄

オムニバス法によって改正された法律2012年第2号の下では、土地権利所有者は、補償を受けた後、または裁判所の命令に基づいて、公共インフラ開発の権利を放棄するよう求められる場合がある。この法律は、政府がインフラプロジェクトのために土地を取得するためのプロセスを概説しており、まず土地取得計画文書を作成し、影響を受ける当事者からの異議申し立ての検討と検討のために関連する州知事に提出される。以前は、規制では、プロジェクトを移転できない場合にのみ非自発的な放棄が認められており、土地所有権を取り消す権限は大統領のみが負っていた。

また、公共の利益のための開発に係る土地調達に関する政府規則2021年第19号は、政府規則2023年第39号により改正され、投資環境の改善および国家戦略プロジェクトの迅速化を目的として制定された。同規則は複数の新たな規定を導入しており、公共利益事業の対象となる開発類型の追加、森林区域の地位の明確化、村有地(tanah kas desa)、ワクフ土地および資産土地への対応を含む土地調達手続の迅速化、土地取得計画書の作成における土地機関の関与、位置決定(Location Determination)期間の延長、ならびに補償金供託に関する手続などが規定されている。[100]

[99] For more information, see “Client Alert - Electronic Regime for Indonesia Agrarian Affairs and Spatial Planning“. Deloitte Indonesia. June 2022。
[100] Village treasury land (tanah kas desa) is land occupied and/or owned by the village government as one of the village's original sources of income and/or for social purposes. Asset land is land occupied and/or owned by the central government as an economic resource for the benefit of the central government.

環境法

インドネシアの環境法では、重大な環境影響を持つ事業活動には、環境影響評価 (AMDAL: Analisa Mengenai Dampak Lingkungan) の実施が義務付けられている。AMDALは、参照枠組書(Formulir Kerangka Acuan)、環境影響評価書(Analisis Dampak Lingkungan または**「Andal」**)、環境管理計画、環境モニタリング計画(Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup、略称 **「RKL-RPL」**) で構成されている。AMDALには、次の形式がある

a. 単独AMDAL (AMDAL tunggal) :1つの規制当局の管轄下にある事業活動(例:1つのセクターに属する事業活動)
b. 統合AMDAL (AMDAL terpadu) :複数の規制当局の管轄下にある事業活動
c. 地域AMDAL (AMDAL kawasan) :特定の地理的領域 (工業団地など)に関連している

AMDALの準備では、以下の書類を各事業の担当者が確保する必要がある

a. 委任事項
b. Andal
c. RKL-RPL

提出されたAndalおよびRKL-RPLは、管理上および実質的な問題に関連して、環境実現可能性テストチームによって評価されるものとする。これらの文書が実体評価フェーズに合格した場合、チームはカーテンが定めた実現可能性基準に基づいて実現可能性評価を実施する。実現可能性評価に基づいて、チームは環境の実現可能性または実現可能性の推奨事項を発行する。

具体的には、AMDALは、環境に大きな影響を与える事業計画や活動計画(大規模な事業/活動とみなされる事業や活動、保護地域内、保護地域に直接隣接する事業活動)にのみ必要である。重大な環境影響の基準は、以下を指すものとする。

a. 土地と景観の変容
b. 再生可能および再生不可能な天然資源の開発
c. 環境汚染および損害、ならびにそれらの利用における天然資源の浪費および劣化を引き起こす可能性のあるプロセスおよび活動
d. その結果が自然環境、人工環境、社会的および文化的環境に影響を与える可能性のあるプロセスと活動
e. その結果が自然資源保護地域の保全および/または文化遺産の保護に影響を与えるプロセスおよび活動
f. 植物、動物、微生物の種類の紹介
g. 生物学的および非生物学的材料の製造および使用
h. リスクが高い活動、または国防に影響を与える活動
i. 環境に影響を与える大きな可能性を秘めていると推定される技術の応用

環境林業大臣は、AMDALを必要とする事業活動のカテゴリーを設定した。AMDALを必要としない事業活動には、UKL/UPLとして知られる環境管理努力および環境モニタリング努力(Upaya Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Upaya Pemantauan Lingkungan Hidup)の文書作成、またはSPPLとして知られる環境管理および環境モニタリング実施誓約書(Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup)の提出が求められる場合がある。

環境保護と管理に関する法律2009年第32号(オムニバス法により改正)は、事業または活動許可の発行の前提条件として、申請者がAMDALまたはUKL/UPLを完了する必要があると規定している。さらに、申請者は、それぞれのAMDALまたはUKL/UPLで必要かつ特定されたすべての関連する環境ライセンスを取得する必要がある。必要に応じて、有害廃棄物の取り扱い、保管、輸送に関する個別の許可が、関連する環境ライセンスに含まれる場合がある。これらのライセンスは、まとめて環境許可(Izin Lingkungan)に統合される(AMDALまたはUKL / UPLを準備する必要がない企業は、環境許可を取得する必要はない)。

しかし、オムニバス法の下では、環境許可証(persetujuan lingkungan)に取って代わられたため、企業は環境許可を取得する必要がなくなった。事業活動の種類に応じて、環境承認は、環境実現可能性の決定(AMDALに基づいて付与された場合)または環境管理能力の声明(UKL-UPLに基づいて付与された場合)として機能する。オムニバス法では、AMDALやUKL-UPLなどの前提条件となる評価文書を利用可能にすることが依然として義務付けられているが、UKL-UPLは「ライセンス」ではなく「ステートメント」として機能するため、UKL-UPLを準備するだけで環境承認を得ることは比較的容易になるはずである。

また、オムニバス法は、企業が「迷惑行為許可」(Hinder Ordonnantie またはIzin Gangguanと呼ばれる)を取得する必要をなくしている。そのため、企業は迷惑行為許可を取得する必要がなくなり、それに基づいて地方自治体に定期的な料金を支払う必要がある。

リスクベースの事業許可に関しては、最近制定された政府規則2025年第28号に基づき、環境承認はすべての事業分野が事業許可を取得するための必須条件となった。環境承認は、事業活動が環境に与える潜在的影響の程度に応じて、AMDAL、UKL-UPLまたはSPPLのいずれかを満たすことにより付与される。手続の統合および簡素化を図るため、政府は環境承認の申請および発行をオンライン単一申請(OSS)システムを通じて完結する仕組みとした。

インドネシア政府は、気候変動対策の推進に引き続き取り組んでおり、炭素経済価値制度および国家温室効果ガス排出管理の実施に関する大統領規則2025年第110号の制定により、その方針が示されている。炭素経済に関する従来の制度である大統領規則2021年第98号に基づく取組を実施している事業者は、2025年10月10日から1年以内に、当該取組を現行制度に適合させる必要がある。

また、一部地域においては、特定の水資源への液体廃棄物の排出について、地方政府が徴収する利用料金の対象となる場合がある。例えば、地下水除外区域に関するジャカルタ特別州知事規則2021年第93号により、ジャカルタ特別州では2023年8月1日以降、特定地域における新規地下水の利用が禁止されている。

14. その他業務関連法令

通貨法

インドネシアで行われるほぼすべての金融取引において、ルピアに対する信頼を高め、インドネシアにおける外貨の使用を減らすためにルピアを使用する義務は、法律2023年第4号（以下「通貨法」）により改正された**インドネシアの通貨に関する法律2011年第7号の制定以来、長い間実践されてきた。**通貨法は、特定の例外を除き、ルピアは、インドネシア共和国の領土内で行われる支払い取引、その他の金銭債務の決済、およびその他の金融取引に使用されることを規定している。また、通貨法は、ルピアの信憑性に疑いがある場合、または関係者がそのような支払いを行うか、または外貨を使用して負債を決済することに書面で同意した場合を除き、これらの場合に当事者がルピアを拒否することを禁じている。

次の種類のトランザクションは、要件から免除される。

a. 国家予算の実施を目的とした特定の取引

b. 海外からの助成金の受入または受入、または海外からの助成金の受入

c. 国際貿易取引

d. 外貨建ての銀行預金国際金融取引

すべての人は、支払いとして引き渡されるルピアの受け入れを拒否すること、またはルピアで解決しなければならない義務、またはインドネシア共和国の単一国家の領土内の他の金融取引のために支払うことを意図している。この規定は、書面で合意された外貨による債務の支払いまたは決済については除外されるものとする。

通貨法を遵守しない場合、罰金(最大2億ルピア)または最大1年の懲役が科せられる可能性がある。

汚職防止法

インドネシアで事業を行う事業体および個人で、他の法域の腐敗防止法の対象となるものは、インドネシアでの行動が他の法域の法律に違反していないことを確認する必要がある。1997年海外腐敗行為防止法(FCPA)は、米国の主要な腐敗防止法であり、米国市民、国民、居住者、および米国証券取引委員会への報告が義務付けられている企業、証券取引法に基づいて登録された証券のクラスを持ち、米国法に基づいて法人化されている企業に適用される。または、米国に主たる事業所がある。

FCPAは、外国の政府関係者がビジネスを獲得または維持するために賄賂を贈ることを禁じている。FCPA以外にも、企業はOECD贈収賄防止条約、英国贈収賄防止法、および同様の国内法が適用される可能性がある範囲で留意する必要がある。

汚職と闘うため、インドネシアは数多くの法的・制度的改革を実施してきた。汚職との闘いに関与する政府機関には、以下のものがある。

- 汚職撲滅委員会 (Komisi Pemberantasan Korupsi または「KPK」):2002年に設立された汚職防止監督機関。KPKは調査を開始する権限を持っているが、受け取った多数の報告に基づいて行動する能力は限られている。KPKの任務の中には、政府関係者からの資産申告の年次収集がある
- 全国オンブズマン委員会(Komisi Ombudsman Nasional):2000年に設立され、報告を受け取り、公共部門の不正行為の調査を開始する権限を持っている
- 国家監査委員会(Badan Pemeriksa Keuangan or "BPK"):インドネシアの高等国家機関で、さまざまな政府機関の経営と負債を調査する権限がある。1945年憲法に基づき、BPKは独立した機関であり、そのメンバーは地域下院の意見を取り入れて下院によって任命され、大統領によって合法化される。BPKの調査結果が議会に報告される
- インドネシア金融取引報告分析センター (Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan or "PPATK"):PPATKは、インドネシアのマネーロンダリングを防止するために2003年に設立された。PPATKは、疑わしい取引の報告、現金取引の報告、その他の情報を受け取り、分析し、その結果を法執行機関に配布する

資本の本国送還

インドネシアの投資法に基づき、投資家はインドネシアから外貨を送金することが許可されており、これには以下のものの本国送還も含まれる。

a. 資本;

b. 利益、銀行利息、配当金、その他の収益

c. 投資を確保するために、原材料およびサポート材料、中間製品または最終製品の購入、および資本財の償還に必要な資金

d. 投資融資に必要な追加資金

e. ローン返済のための資金

f. ロイヤリティまたは利息の支払い

g. 投資会社で働く外国人の収入

h. 投資の売却または清算の収益

i. 損失に対する補償

j. 買収に対する補償

k. 技術支援のための支払い、技術サービスおよび管理のための支払い、プロジェクト契約に基づく支払い、および知的財産権の支払い

l. 資産売却の収益

Bank Indonesiaなどの政府当局は、資本の本国送還について特定の報告義務を課す場合がある。

インドネシア民法に基づく契約形成

インドネシア民法では、有効な契約には、当事者間の合意、契約を締結する法的能力、特定の目的、および合法的な理由が必要である。最初の2つの条件は主観的な条件と見なされ、他の2つは客観的な条件とみなされる。

客観的な条件(特定の主題および合法的な目的)が当事者によって満たされない場合、契約は**無効になる。**これは、契約が成立しなかったことを意味する。主観的な条件(同意と能力)が満たされない場合、契約は**無効になる。**これは、影響を受ける当事者が契約をキャンセルする権利があることを意味する。

公証人証書

インドネシアの法律では、特定の文書が有効であるためには、公証人証書または土地証書の形式であることが義務付けられている。公証証書は、契約の当事者の許可に基づいて、認可されたインドネシアの公証人によって作成および実行される文書である。公証人証書は、署名の合法化、文書登録、または「真正なコピー」証明書など、公証人が提供する他の形式の文書証明とは異なる。

当事者(またはその正式な代理人)は、インドネシアの公証人の前に物理的に出頭し、公証人には、公証人が公証人が意図した取引を完了するための承認を確認するために適切と判断する文書を提供する必要がある。

このような文書には、当事者の代表者を承認する委任状、代表者の身分証明書(パスポートまたは国民IDカード)、当事者の定款または構成文書(企業またはその他の団体の場合)、および取引に必要な政府の承認が含まれる場合がある。インドネシアの裁判手続きでは、公証人の証書の内容の真実性を支持する推定がある。

土地証書は、概念的には公証人の証書と同じであるが、土地証書はPPAT(Pejabat Pembuat Akta Tanahまたは土地証書官)によって準備および実行されなければならない点が異なる。

競争法

インドネシアにおけるビジネス競争(独占禁止法)は、KPPUが管理する競争法によって主に規制されている。競争法は、特定の種類の契約や活動(カルテルの形成、価格操作など)や、支配的地位の濫用(独占力など)を禁止している。KPPUは、潜在的な違法行為の調査、行政執行措置の開始、合併および買収の報告制度の管理などを通じて、競争法を監督および執行する権限を与えられている。オムニバス法が公布される前、KPPUは10億ルピアから250億ルピアの罰金または営業許可の取り消しなどの行政処分を課す権限を持っていた。

ただし、オムニバス法は、不公正な商慣行に対する特定の刑事制裁を軽減および排除する。オムニバス法の下では、寡占、独占、不公正なビジネス競争、ボイコット、カルテル、信託、垂直統合の慣行、無責任な支配的地位の使用、いくつかの類似企業の過半数株式の保有、価格操作契約、ゾーニング、共謀、および兼職に対して、罰金や懲役の形で刑事罰を科すことはできなくなった。ただし、オムニバス法は上記の行為に対して罰則を課していないが、オムニバス法は、競争法違反の調査プロセスを妨害する行為に対して、最大50億ルピアの罰金と最大1年の懲役という形で罰則を規定している。

また、オムニバス法は、KPPUが下した決定に対する異議申し立てを処理する権限を地方裁判所から商事裁判所に移している。そのため、オムニバス法が施行された場合、KPPUの決定に対する異議申し立ては、商事裁判所に提出されるものとする。

言語

インドネシア語(Bahasa Indonesia)は、1945年憲法に基づくインドネシア共和国の国語である。インドネシア語の使用は、国旗、言語、国家シンボル、国歌に関する法律2009年第24号(以下**「法律2009年第24号」)で規制されている。**

法律2009年第24号に基づき、インドネシア語の使用は、とりわけ、インドネシア共和国の国家機関または政府機関、インドネシアの民間団体、または個々のインドネシア市民が関与する覚書または契約のために必要である。

2019年9月30日、インドネシア政府はついにインドネシア語の使用に関する大統領規則2019年第63号 (以下**「PR 63/2019」**)を公布した。PR 63/2019は、国旗、言語、エンブレム、国歌に関する法律2009年第24号の施行規則として機能する。PR 2019年第63の第26条は、国家機関、インドネシア政府、インドネシアの民間団体、またはインドネシア市民が関与する覚書および協定(以下「協定」)において、インドネシア語(インドネシア語)が必要であると規定している。外国の当事者が関与する契約は、英語またはその他の外国語を当該外国の当事者の母国語として記述することができる(以下**「外国語」**といいる)。この外国語は、外国の当事者が理解しやすいように、インドネシア語版と同等または翻訳として使用するものとする。

ただし、この規則は、当事者が契約の両方のインドネシア語バージョンと外国語バージョンを同時に実行するための明示的な要件を提供しておらず、それを怠ると契約の合法性に影響を与えるかどうかを示している。当事者が先に外国語版の契約を締結した場合、合意された一定期間内に、当該契約が外国語版の契約に明示的に記載されている範囲で、インドネシア語版の契約を締結することに同意することができる。もちろん、これは関連するセクターの規制で特に要求されない限りである。

上記に照らして、両当事者が外国語版とインドネシア語版を同時に実行しないことを選択した場合、当事者は契約に次の言語条項を含めることを推奨する。

「国旗、言語、紋章、歌に関する2009年法律第24号およびその施行規則(すなわち、インドネシア語の使用に関する2019年大統領規則第63号)に従い、両当事者は[外国語]版でこの契約を締結することに同意し、[外国語]版の施行後、両当事者は日付から[30暦日]以内にこの協定のインドネシア語版を締結する本契約。このようなインドネシア語版は、この英語版の不可欠で不可分な部分を形成するものとする。英語とインドネシア語のテキストの間に矛盾または異なる解釈がある場合は、法律で認められている範囲で、[外国語]バージョンが優先され、関連するインドネシア語のテキストが関連する外国語のテキストと一致するように修正されるものとする。

PR 63/2019 で言及されている必須要件にもかかわらず、特定のセクター規制では別の要件が求められる場合がある。例えば、建設業界では、建設サービスに関する法律2017年第2号(雇用創出に関する法律

2020年第11号により改正)第50条により、建設契約はインドネシア語で作成しなければならず、外国当事者が関与する場合には二言語形式で作成することができると規定されている。ただし、建設法では、文言の不一致が生じた場合にはインドネシア語が優先言語になることが明確に定められている。

さらに、PR 63/2019の第28条は、政府および民間の労働環境内でインドネシア語をコミュニケーション言語(口頭および書面の両方)として使用することを規定している。この公式なコミュニケーションには、とりわけ、検証、協議、交渉、通信、会議、ディスカッション、またはその他の公式なコミュニケーションが含まれる。

セクター別規制で別段の定めがない限り、PR 63/2019は、インドネシア語の使用要件を満たさない場合に課される可能性のある制裁措置について言及していない。ただし、過去に少なくとも1つのケースがあり、インドネシアの裁判所が、当該契約にインドネシア語が存在しないために契約を無効と見なしたケースがあった。

統治法

紛争の当事者が外国の法域の法律に基づいて契約を結んでいる場合、インドネシアの裁判所は、当事者または取引と選択された法律との間に関連性があり、法律の選択が公序良俗に反しない限り、問題の国の法律を準拠法として採用する必要がある。 しかし、実際には、裁判所は外国の法律を適用しないことを選択しており、多くの場合、拒否の正当性を示すことなく行われている。インドネシアの裁判制度が外国法に準拠する紛争の裁定に不慣れであることが、この拒否の理由として考えられる。

C. インドネシアの課税

1. 税務執行

税務当局

州や県等の地方政府が管轄する地方税を除き、大部分の租税は国税総局（以下、「DGT」）により集権的に管理・徴収されている。

DGTは、財務省管轄（MoF）の組織であり、主に税制に係るガイドラインを策定及び執行する機関である。DGTは、大中小規模に分けられた税務署及び特別税務署を通じて、納税者の税務執行を管理している（税務コンプライアンスのモニタリング、租税の徴収、納税者相談、税務調査等）。税務署からは各納税者に担当の税務担当官が割り当てられ、指導、相談、分析および監督を行う。

課税年度

納税者に適用される申告対象期間は原則暦年である。暦年とは異なる対象期間を適用する場合にはDGTから予め承認を得る必要がある。

記録、記帳および管理

納税者は、帳簿(会計記録の基となる各種書類を含む)をインドネシア国内に最低10年間保管しなければならない。帳簿はインドネシア語およびインドネシアルピア(IDR)建てで、税法上異なる取り決めがない限り、インドネシア財務会計基準(Standar Akuntansi Keuanga(SAK))に基づいて作成しなければならない。　通常、DGTは税務調査中にこれらの文書を要求する。

一定の条件を満たす納税者は、その会計記録につき、公認会計士による監査を受けなければならない。DGTは、監査を受ける法人に対して、監査済財務諸表を法人税の年次申告書に添付することを義務付けている。

外国投資企業(Penanaman Modal Asing (PMA))、恒久的施設(Bentuk Usaha Tetap (PE))、国外の証券取引所に上場している納税者、国外企業の子会社、一定の集合的投資契約(Kontrak Investasi Kolektif (KIK))またはインドネシアの財務会計基準に基づき米ドルを機能通貨として財務諸表を作成している納税者は、帳簿を英語および米ドル(USD)建てで保持することができる。ただし、英語および米ドル建ての帳簿を作成する場合には、その適用開始前までにDGTから承認を得る必要がある。石油ガス共同契約(PSCs)における請負業者および採掘業務契約(CoWs)に基づく事業を行う企業は、その旨をDGTに通知するだけで英語および米ドル建ての帳簿を作成することができる。

納税者は、テクノロジーを活用した税務管理システムであるCoretax (Core System of Tax Administration)を使って納税義務を履行している。 このウェブベースのポータルは、税務登録、申告書の提出、未納税額の精算、税務当局による税務調査および税金の徴収に至るまで、すべての主要な税務管理プロセスを統合している。

納付と申告

事業または独立した職業に従事するすべての納税者は、毎期の納税および申告の基礎となる、適時かつ適切な会計記録を継続的に行う必要がある。確定申告書は、納税者の種類、事業または取引に基づいて作成する必要がある。一般的に、法人納税者はCoretaxを通じて確定申告書(月次および年次)を提出する義務がある。**連結納税申告書**　連結納税申告書の提出またはグループ通算制度に関する規定は存在しない。各企業は個別に申告書を提出する必要がある。**除斥期間**　DGT(未払い税評価書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar)および追加未払い税評価書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan)を発行する時効は5年である。 税法刑事法では、時効は最大10年まで延長されることがある。**判決**　税法や手続きの適用が不明瞭な場合、納税者はDGTに確認を求めることができる。DGTがそのような要請に応答する期限はない。税務判断は申請を提出した納税者にのみ適用され、一般的に税務調査や税務異議申し立てがあった場合にその納税者の立場を支持するためにのみ使用される。 国税総局(DGT) による支払不足税務査定書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar) および追加支払不足税務査定書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan)の除斥期間は5年である。税務刑事法に基づき、時効は最大10年まで延長される可能性がある。**税務ルーリング**　納税者は、税法および適用すべき手続が不明確な場合、DGTに確認を求めることができる。DGTによる回答期限についての定めはない。税務ルーリングはその要請を行った納税者にのみ適用され、一般的に税務調査や異議申立などにおける納税者の抗弁の基礎となる。

2. ビジネスタックス

概要

インドネシアにおいて事業を営む法人に対して課される主な税金として、法人所得税（「CIT」）、ブランチプロフィットタックス（BPT）、源泉税（「WHT」）、付加価値税（「VAT」）、奢侈品税（「LST」）のほか、土地建物に関して課される税、地方税や印紙税など様々なものがある。なお、2024年12月末時点で、超過利益税やミニマムタックスに相当する制度はない。

所定の要件を満たす企業等に対しては、免税措置および各種税制優遇措置が適用される。主たる税法として、租税基本法、所得税法、付加価値税および奢侈品販売税法、土地・建物税法、並びに中央政府および地方政府間の財政に係る法律がある。

インドネシア税務の概要（法人）	
法人所得税率	22%
ブランチプロフィットタックス率	20%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 22%
課税対象所得	全世界所得（但し、配当及び事業所得に関しては特例あり）
資本参加免税	有り
損失に関する措置	
繰越	5年
繰戻	無し
二重課税の救済措置	有り
連結納税制度	無し
移転価格税制	有り
過少資本税制	有り
外国子会社合算税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払税	有り
所得税の申告期限	課税年度終了後4ヶ月（DGTへの申請により2ヶ月まで 延長可）
源泉税率	
配当	20% (非居住者); 免税 (居住者)
利子	10%/20% (非居住者); 10%/15%/20% (居住者)
ロイヤルティ	20% (非居住者); 15% (居住者)
技術支援料	20% (非居住者); 2% (居住者)
ブランチプロフィットタックス	20%
資本税	無し
社会保険料（雇用主負担）	0.24%-4%
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	• 0.1% （インドネシア上場企業株式売却） • 5% （非居住者による非上場企業の株式売却） • 譲渡対価の0%/0.5%/1%/2.5% （土地建物の譲渡）
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	10,000ルピア
VAT	• 2022年4月1日以降: 11% • 2025年1月1日以降: 12%

居住者
インドネシアで設立された法人、インドネシアに居所を有する法人、もしくは法人の実質管理がインドネシアにおいて行われる法人は、インドネシア税法上、すべて居住者とみなされる。

課税所得と税率
インドネシア税法上の居住者は、一定の例外を除いて、全世界所得に対して課税される。非居住者は、インドネシア源泉所得のみ課税される(インドネシアのPEに帰属する所得を含む。

インドネシアにおける通常の法人税率は22%である。一課税年度における総所得が48億ルピア未満の法人納税者(中小企業(SME))は、最終課税として総所得に対して0.5%の税率が適用される。なお、これらの納税者は、DGTに通知することで、通常の法人税率を選択し適用することができる。一課税年度における総所得が500億ルピアを超えない法人納税者は、48億ルピアまでの総所得に対してのみ法人税率の50%減税を受けることができる。所定の要件を満たす上場企業で、40%以上の株式が一般投資家によって所有されている企業は、法人税の軽減税率の19%が適用される。

居住者たる納税者もしくは外国法人がインドネシアに有するPEが稼得した特定の所得は、最終課税(ファイナルタックス)の対象となる。これらの所得については、第三者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

国内の上場・非上場会社から得た配当所得は、受領者が内国法人である限り課税対象とはならない。国外の上場企業からの配当所得、および恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、非課税とすることが可能である。なお、当該配当および所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は通常どおり課税対象となる。国外の非上場企業からの配当所得、および恒久的施設の税引後純利益(PAT)は、インドネシア国内に再投資された配当金の額およびPAT額が、総PAT額の30%以上(持株比率に基づいて調整後)である限り、課税対象に含まれない。なお、30%に満たない部分(30%の基準値との差額)は、課税対象となる。

海外石油ガス採掘事業、海運および航空運送業および駐在員事務所等、特定のセクターについては、みなし利益率に基づき課税される。　鉱業、上流石油・ガス事業、地熱およびシャリア事業については、政令および財務省令において別途規定されている。採掘業務契約(CoW)に関連した鉱業や石炭採掘事業における課税関係は、通常当該CoW上の税務規定に従うことになる。その他の鉱業事業ライセンス(Izin　Usaha Pertambangan(IUP))および特殊鉱業事業ライセンスの保有者は、特定の政令に準拠する必要がある。

上流石油・ガス企業は通常、生産分与契約(PSC)に基づき法人所得税(CIT)を計算する必要がある。費用回収項目、その他の所得、税務報告手続きに関する指針を提供するため、複数の規制が公布されている。総量分割方式に関する税制規制も公布されている。

ブランチプロフィットタックス(BPT)
通常の法人税に加えて、PEは税引後の課税所得に対して20%のBPTが課される。税率は、租税条約により軽減することが可能である。ファイナルタックスの対象であるPEは、会計上の利益に申告調整を行った額からファイナルタックスを差し引いた額がBPTの対象となる。

PEの税後利益が以下の形式でインドネシアに再投資される場合は、BPTの免除を受けることができる:

a. インドネシアに新たに設立された企業に出資する(自らが設立者または構成員として)
b. 既存のインドネシア内国法人に出資する
c. PEがインドネシア国内の事業または活動に使用する固定資産の取得、または
d. PEがインドネシア国内の事業または活動を行うために無形資産に投資する

過少資本税制
財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率(DER比)や負債費用の金利、税金、償却前利益比(EBITDA比)などの国際的に認知された手法をもとに規定する ことができる。

なお現在は、借入を行う納税者に対してDER比に基づく過少資本税制が採用されている。DER比が4を超える場合(つまり4倍)、その超過分に対応する負債費用は、課税所得の計算上、損金に計上できない。資本の額が「0」もしくはマイナスの場合、負債費用を一切損金化できない。特定の納税者は、本規定の免除受けられる場合がある。

関連者から借入を行う場合、利息は独立企業間原則(ALP)に基づき算定されなければならない。ALPでないと判断され全額否認された場合、支払利息の全額がみなし配当とされる可能性がある。借入を行い負債費用を損金に計上する納税者は、DERの算定レポートを提出しなければならない。また、国外からの借り入れの場合、当該借入に関するレポートを法人税の申告書に添付して提出しなければならない。

キャピタルゲイン課税
居住法人に発生したキャピタルゲインは、原則通常の課税対象所得となる。インドネシア上場企業の株式売却は、取引総額に対し、0.1%の税率にてファイナルタックスが課される。また、新規株式公開(IPO)における創業者保有株に対しては、追加で0.5%のファイナルタックスが課される。土地建物の売買や譲渡については、原則として、取引額に対し2.5%のファイナルタックスが課される。

なお、所定の取引については異なる税率が適用される(たとえば、不動産業者による低価格住宅・アパートの譲渡については1%、公益のために政府に譲渡する場合は0%など)。また、非居住者が有するインドネシアの資産の譲渡によって生じたキャピタルゲインについては、譲渡価格総額に対して5%が課される(租税条約の適用により減免される場合がある。

外国子会社合算税制

外国子会社合算税制(CFC税制)に基づき、財務省は、インドネシア居住法人が非上場の外国法人の総払込資本、或いは議決権の少なくとも50%を直接または間接に所有している場合(単独または他の居住法人との共同での所有を含む)、当該非上場企業から配当所得があったとみなす権限を有する。なお、当該50%の閾値は個別に適用される。

外国法人より配当支払がなされていない場合、インドネシア居住法人は、みなし配当の額を自ら計算して法人税申告書に記載しなければならない。なお配当は、以下のいずれかの時点において獲得したものとされる。

a. 外国法人の設立国における税務申告期限の4ヵ月後、または
b. 外国法人の会計年度終了日から7ヵ月後(その国に税務申告期限がない場合)

みなし配当の額は、被支配外国法人が稼得する純受動的所得のうち、インドネシア内国法人がその出資比率に応じて受領する権利のある額とされている。

純受動的所得として、以下の所得が含まれる。

a. 配当(但し、所定の例外あり)
b. 利子(但し、所定の例外あり)
c. 土地および建物のレンタル料
d. 関連者に対するその他資産のレンタル料
e. ロイヤルティ
f. 資産の売却または譲渡利益

連続した直近5年間のうちに、直接の被支配外国法人が実際に配当を行っている場合、みなし配当額と相殺することができる。実際の配当額がみなし配当額を上回る場合には、その超過分が所得税の対象となる。直接被支配外国法人から受領した配当に対する前払税額(自ら納付した額および源泉された額)は法人税の申告上、控除可能になる。

特別目的会社(SPC)を介したインドネシア法人の株式および資産の間接購入

インドネシアの納税者が特別目的会社(SPC)を介して間接的に他のインドネシア法人の株式または資産を購入した場合、そのSPCがインドネシアの納税者と特殊な関係(関連者)にあり、独立企業間価格とは異なる価格で取引が行われている場合に限り、その取引はインドネシアの納税者が自ら株式または資産の購入をしたものとして扱われる。

以下のいずれかの条件を満たす場合、税務上「特殊な関係」があるとみなされる。

a. 一方が直接または間接に、他方の持分の25%以上を有する場合
b. 一方が他方を直接または間接に、経営上或いは技術上支配している場合
c. 血縁関係或いは婚姻関係を通じて他方と一親等内の家族関係にある場合

特別目的会社を介したインドネシア法人の株式売却および譲渡

インドネシア内国法人またはインドネシアに所在する恒久的施設と特殊な関係にあり、タックスヘイブン国に設立されている(または所在する)SPCの株式を譲渡した場合、当該取引はインドネシア内国法人或いはインドネシアに所在するPEの株式の売却とみなされる。

コンプライアンス

インドネシアは自己評価制度を採用しており、特定の基準を満たすすべての事業体は、税務識別番号(Nomor Pokok Wajib PajakまたはNPWP)に登録し、課税権と義務を履行している。

インドネシア国内のPEを通じて事業活動を行う外国法人も、原則、インドネシアの居住者と同様のコンプライアンス義務を負う。インドネシア国内にPEを有さない外国法人がインドネシア国内源泉所得を稼得した場合、インドネシアの納税者による源泉徴収をもって当該外国法人における課税関係は終了する。なお、租税の徴収は自己申告制度のもとで行われる。通常の法人税の対象となる納税者の場合、法人税の月次予定納税が義務付けられており、月次の納付期限は翌月15日となる。法人税の年次申告書は、課税年度終了後4ヶ月以内に提出する必要がある。ただし、DGTに通知を行うことで、2ヶ月の延長が認められる。法人税額(当期法人税額から予定納税および前払法人税の額を控除した金額)は、年次の税務申告書の提出までに納付を行う必要がある。なお、法人税の過払額は、税務調査を経て還付となる。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告および自己修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なり、税額の不足分に対しては、財務省が定めた月利が遅延月数に応じて課される。

3. 個人所得税

インドネシア税務の概要(個人)	
個人所得税率	5%-35%
キャピタルゲインに係る税率	0.1% - 35%
課税対象所得	全世界所得(但し、配当及び事業所得に対する一部例外規定有り)
二重課税の救済措置	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日もしくは税務上の居住者の地位を喪失してから3 ヶ月以内 (いずれか早い方)
源泉税(インドネシア源泉所得に適用)	
配当	10%又は非課税(居住者), 20%(非居住者)
利子	10%/15%/20% (居住者), 10%/20%(非居住者)
ロイヤルティ	15%(居住者), 20%(非居住者)
資産税	原則無し
社会保険	1%-4%
相続税	無し
土地建物税	最大 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	• 0.1%(インドネシア上場企業の株式の譲渡) • 5%(非居住者によるインドネシア非上場企業の株式の譲渡) • 譲渡対価の0%/1%/2.5%(土地建物の譲渡)
新規株式公開時の創業者株式の課税	0.5%
付加価値税(VAT)	• 11%: 2022年4月1日以降 • 12%: 2025年1月1日以降

居住者

居住者とは、インドネシアに居所を有する個人、任意の12ヶ月の間にインドネシアに183日を超えて滞在する者、またはインドネシアに居住する目的で滞在する者をいう。非居住者である納税者とは、任意の12ヶ月の間に183日を超えて滞在しないもの、居住目的でインドネシアに滞在しないものをいう。非居住者は、NPWPを取得する必要はない。

課税所得と税率

居住者である個人は、原則として非課税所得と所定の控除を行った後の全世界所得に対して課税される。但し、所定の要件を満たす所得については課税されない。非居住者である個人は、インドネシア国内源泉所得に対してのみ課税される。

課税所得

課税所得には、被雇用に伴う所得、事業所得および受動所得(配当、利子およびロイヤルティ)、その他の所得およびキャピタルゲイ　ン等が含まれる。

雇用収入には給与や賞与、手数料、海外手当、並びに教育、住宅、医療などの福利厚生など、現金または非現金の形で提供されるあらゆる種類の支給が含まれる。インドネシアにおける雇用収入は、収入が支払われる場所(国)にかかわらず、インドネシアで課税対象となる。

税務居住者が国内企業から得た配当収入、オフショア上場企業からの配当収入、PEを持たない外国の活動事業の収益が一定期間内にインドネシアの適格金融商品に再投資された場合、所得税の対象外である。再投資基準を満たさない配当または所得の部分は所得税の対象となる。

内国法人からの配当、国外の上場企業からの配当所得、および恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、課税対象に含まれない。当該配当および所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は、課税対象となる。

所得控除及びその他の軽減措置

所得の創出に関連する支出は原則として控除することができる。

控除項目	控除可能額(1年)
納税者(基礎)控除	54,000,000ルピア
配偶者控除	4,500,000ルピア(妻が夫と合算申告する場合、さらに54,000,000ルピアの控除が可能)
扶養者控除	一人あたり4,500,000 ルピア(三人まで)
職業控除	6,000,000ルピアを上限に総所得の5%
年金(拠出額)	2,400,000ルピアを上限に総所得の5%
指定年金ファンドへの拠出額(BPJS等)	拠出額
ザカート又は宗教上の拠出	拠出額(証憑があり、且つ所定の条件を満たすことを条件とする)

上述の各種控除額は、財務省に決定・変更する権限が与えられている。

個人が事業活動を行う際に得たあらゆる収入(一定の独立した個人サービスを除く)は、課税年度内で48億ルピアを超えない限り、最大で7年間0.5%のファイナルタックスの対象となる。当該0.5%のファイナルタックス税率は、5　億ルピアを超える総所得に対して課される。個人の居住者は、DGTに通知することで、通常の個人所得税の対象となることを選択できる。

被雇用者である個人の納税者が拠出する社会保険料は、月額給与の2%相当が高齢年金(old-age saving)、月額給与の1%相当が個人年金、月額給与の1%相当が健康保険(BPJS)に対するものとなっている(月額給与の上限額あり)。従業員は家族を医療保険制度の対象に加えることができるが、家族一人あたり毎月1%の追加拠出金を支払う義務がある。なお、外国は籍の個人には各種年金に対する拠出義務はない。

税率

課税所得	税率
60,000,000ルピア以下	5%
60,000,000 ルピア超、250,000,000ルピア以下	15%
250,000,000ルピア超、500,000,000ルピア以下	25%
500,000,000ルピア超、5,000,000,000ルピア以下	30%
5,000,000,000ルピア超	35%

相続税及び贈与税
インドネシアに相続税及び贈与税に相当する税制はない。

財産税
原則として、インドネシアでは財産税は課されない。ただし、税務上の居住者は、全世界の資産および負債を個人所得税の申告書において開示することが求められている。申告漏れが発覚した場合、納税者が申告していない資産を未申告の所得として、税務当局により追徴および罰則が課される可能性がある。

納税者がすべての資産を税務申告で適切に開示することを促すため、インドネシア政府は2017年にPAS FINAL (Pengungkapan Aset Sukarela dengan Tarif Final)プログラムを導入し、現在も引き続き運用されている。本制度は、2015年度の税務申告および過去のタックスアムネスティ(TA)プログラムにおいて開示しなかった資産につき、自主的に開示する意思のある納税者のためのものである。未開示資産については、12.5%または30%の税率が適用される一方で、未申告に関する罰則は免除される。

2022年1月1日から6月30日にかけて、政府は「自己開示制度(Program Pengungkapan Sukarela Wajib Pajak(VDP)」を導入した。当該制度を通じて、納税者は、過去に申告していなかった資産を自主的に開示することが可能となった。

本制度の対象となる資産は主に以下の2種類に分類される：

- 1985年1月1日から2015年12月31日までに取得された資産で、2016-2017年度のTAプログラムにおいて全く申告されなかった資産。これらの資産をVDP基づき申告を行った場合、TAプログラムに基づき、事前に申告していなかった資産が発見された場合にDGTにより課される税金および制裁が免除される。
- 2016年1月1日から2020年12月31日までの間に取得された純資産で、2020年12月31日時点でまだ所有しており、且つ2020年度の申告書にて開示されていない資産。これらの資産にVDPを適用することで、DGTは、本制度の利用者により十分に開示されていなかった追加資産の存在に関する情報をDGTが入手しない限り、DGTによる2016年度から2020年度までの納税通知書の発行は行われない。

本プログラムにおいて資産を申告し、かつ当該資産の送還または再投資を行う者は、申告資産の送還を 2022年9月30日まで に完了しなければならず、適格投資への再投資は 2023年9月30日まで に完了する必要がある。

また、 2022事業年度から開始し、2027年12月31日までの5年間の保有期間を通じて、毎年送還および投資実現報告書を提出する義務がある。当該報告書は、翌年度の 3月31日まで に提出しなければならない。

コンプライアンス
インドネシアでは申告納税方式(self-assessment system) を採用しており、一定の要件を満たす個人は、納税者番号(NPWP)を登録して税務上の権利義務を履行しなければならない。

2024年7月1日以降、個人納税者(インドネシア国籍者およびインドネシアに居住する外国人)については、国民識別番号 (Nomor Induk Kependudukan NIK) が NPWP に代わるものとなる。実務上、非インドネシア国籍者は既存の NPWP の先頭に「0」を付して16桁の NPWP とするか、居住証明書(Surat Keterangan Tempat Tinggal) に記載された NIK を使用することができる。

登録免除が認められるのは、所得が 非課税所得 (Penghasilan Tidak Kena Pajak) の基準以下である者、個人居住者に該当しない者、または夫と共同で個人所得税義務を履行する既婚女性である。

- 個人納税者は、全世界所得、資産および負債を申告する年次の個人所得税申告書を提出する義務がある。ただし、特定の専門知識を有する外国人でインドネシア居住者とみなされる者は、居住開始から最初の4年間について、領域課税方式(territorial basis taxation) の適用を税務総局(DGT)に申請することができる。条件を満たし、DGT により承認された場合、当該外国人は最初の4年間についてインドネシア源泉所得のみ課税される。
- 年次申告書は、課税所得年度の翌年3月31日まで、またはインドネシアでの居住者資格終了から3か月以内のいずれか早い日までに提出しなければならない。申告に先立ち、年次の納税額を精算する必要がある。個人納税者は e-Filing システム を通じた電子申告が推奨されており、その利用には税務署から e-Filing 番号(e-FIN) を別途取得する必要がある。

税金の納付遅延や申告遅延には加算税(ペナルティ)が課される。状況に応じて加算税の内容は異なり、不足税額に対する加算税は財務省(MoF)が定める利率に基づき、月単位で課される。

4. 源泉税

配当
租税条約に軽減税率が規定されていない限り、非居住者への配当の支払いには20%の源泉税が課される。内国法人が他の内国法人または国内の協同組合に配当を支払う場合、所得税は免除される。所定の要件を満たし免除の対象とならない限り、個人の居住者に対して支払われる内国法人の配当については、10%の税率にてファイナルタックスの対象となる。 それ以外の場合、居住者は受領した配当に対して10%のファイナルタックスを自己申告しなければならない。

利子
租税条約に軽減税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払いには20%(非居住者に対して支払われる、または獲得される社債の利子に対しては10%)の源泉税が課される。

国内の納税者が居住者に利子を支払う場合には通常15%の源泉税が課され、この源泉税は 当該居住者の前払税金として取り扱われる。インドネシア内国法人の銀行および金融機関に対する利子の支払いに係る源泉税は免除される。インドネシア内国法人の銀行および外国銀行のインドネシア支店が、インドネシアの居住者たる個人または法人に利子を支払う場合、20%のファイナルタックスの対象となる。なお、社債の利子や割引債券に対しては10%のファイナルタックスが課せられる。

ロイヤルティ
租税条約に軽減税率が規定されていない限り、非居住者へのロイヤルティの支払いには20% の源泉税が課される。ここでいうロイヤルティとは、インドネシア国内における資産・ノウハウの使用や、資産・ノウハウの使用権の移転に対する対価を指す。

インドネシア内国法人が、インドネシア居住者に支払うロイヤルティには15%の源泉税が課され、当該ロイヤルティはインドネシア居住者の法人税の前払いとして扱われる。

賃金税/社会保障拠出
雇用主は、従業員の給与その他の報酬に係る税額を計算・控除・納付する責任を負う。また、毎月、給与に係る源泉徴収税の申告書を提出しなければならない。1月から11月の源泉徴収税は、実効税率(ETR)を用いて計算される。事業年度末(もしくは従業員の退職時のいずれか早い時点)において、雇用主は年間課税所得を標準的な累進税率(最大税率35%)で再計算し、毎月源泉徴収や納付した税額について考慮する必要がある。残高はその月に精算される。雇用主と従業員の双方について、一般的な社会保障制度に拠出することが義務付けられている(詳細については「労働環境」セクションを参照)。

その他の取引
技術支援料として国外に支払いを行う場合、軽減税率の定めが租税条約に規定されていない限り、20%の源泉対象となる。

技術支援料、マネジメントフィー、コンサルティングフィー、その他所定の役務提供に関する対価、およびレンタルフィーの支払いを行う国内取引の場合、2%の源泉税が課される(ただし、10%のファイナルタックスの対象となる土地および建物に係るレンタルフィーの支払いを除く)。なお、NPWPを保持していない納税者に対しては国内取引における税率が倍となる。

コンプライアンス
DGTの税金徴収を円滑にするため、納税者には居住者および非居住者に対する各種支払について源泉徴収または徴収を行う義務が課されている。源泉徴収または徴収された税金は、所得を受け取った者にとっては最終所得税となる場合もあれば、所得を受け取る居住者にとっては所得税の前払いとなる場合もある。前払いした税金は、納税者の年間の税負担額と相殺されるか、または還付の対象となる。源泉徴収が必要な支払については、支払を行う者が税務当局への源泉徴収または徴収の責任を負う。

基本的に、配当、利子、ロイヤルティその他の支払から源泉徴収された税金は、原則として課税月の翌月 15 日までに納付しなければならない。従業員の給与および取引先への支払から控除された所得税の納付は、翌月の15日までに完了させる必要がある。申告書の提出期限は翌月20 日である。

5. 二重課税の排除

一方的措置

内国法人が海外から源泉所得を得る場合、当該所得に対して国外で納付した税額について、一方的な税額控除が認められる。この控除額は、関連する国外所得に対して本来インドネシアで課される法人税額を限度とする。国ごとに限度額を設ける方式が適用される。すなわち、ある国からの所得に対して支払う外国税額の控除額は、同一国からの所得に対して本来インドネシアで課される税額が限度となる。なお、インドネシアでは基礎税額控除(Underlying tax credit)は認められていない。

租税条約

インドネシアでは比較的広範な租税条約のネットワークが構築されている。各条約は概ねOECDモデル租税条約に準拠しており、OECD基準に合致した情報交換規定が盛り込まれている。これらの条約は通常、各種所得に対する二重課税の救済措置が定められており、一方の国に課税権がある場合の他方の国への課税権の制限や、一方の国の居住者に対する差別的課税を防止する内容となっている。

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体および手続上の要件を満たす必要がある。実体に係る要件は一般要件があり、また、租税条約上、受益者に係る規定が設けられている所得(利子、配当およびロイヤルティなど)を国外の納税者が受領する場合には、追加の要件を満たさなければならない(「**租税回避否認規程**」を参照)。

インドネシア非居住者が租税条約の適用を受けるためには、所定様式のDGTフォームの居住証明書を提出する必要がある。DGTフォームは、外国所得受領者の管轄区域の管轄当局/税務当局の承認が必要である。ただし、何らかの理由により承認が得られない場合、受取人の管轄区域の管轄当局や税務当局が確認または発行する居住証明書をDGTフォームに添付することで代替することができる。

インドネシアと租税条約を締結済みの相手国一覧			
アルジェリア	ドイツ	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	香港	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	ハンガリー	パキスタン	スイス
オーストリア	インド	パプアニューギニア	シリア
バングラデシュ	イラン	フィリピン	台湾
ベラルーシ	イタリア	ポーランド	タジキスタン
ベルギー	日本	ポルトガル	タイ
ブルネイ	ヨルダン	カタール	チュニジア
ブルガリア	北朝鮮	ルーマニア	トルコ
カンボジア	韓国	ロシア	ウクライナ
カナダ	クウェート	セルビア	アラブ首長国連邦
中国	ラオス	セーシェル	イギリス
クロアチア	ルクセンブルク	シンガポール	アメリカ合衆国
チェコ	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
デンマーク	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
エジプト	モンゴル	スペイン	ベトナム
フィンランド	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
フランス	オランダ	スーダン	

租税回避否認規程

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体面および手続面の要件を満たす必要がある。以下の要件を満たす場合、国外の所得受領者は実体面の要件を満たすものと見なされる。

a. 企業等の設立または取引自体が経済的実体を伴う
b. 企業等の設立または取引自体の経済的実体と法的な実体が一致している
c. 自ら管理する事業活動が存在し、当該活動を行うための権限を有する
d. インドネシアからの所得を創出する資産とは別に、条約相手国において事業活動を行うための十分な固定および流動資産を有する
e. 事業に関する専門性および十分且つ適切な数の従業員を有する
f. インドネシア源泉の配当、利子およびロイヤルティを受領するのみならず、利益を獲得・維持するための活動(企業存続に不可欠な重要な活動を含む)に直接関連して実際に費用が生じ、事業継続のための努力が確認されている

また、租税条約の趣旨に反する目的をもって実行された取引については、直接・間接を問わず租税条約上の恩恵(税負担の軽減や二重非課税の防止など)を享受することはできない。これはインドネシアが多国間協定において採用した主要目的テストに類似する考え方である。

受動的な所得(配当、利子、ロイヤルティ)に対する源泉税に軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者は、上述の実体面に関する要件のほかに、以下の受益者要件を満たさなければならない。

a. 代理人、指定人またはトンネル会社としての役割を担っていない
b. インドネシアから所得を得るために使用する資金、資産および権利を、使用または行使することができる
c. 所得金額の50%以上を他者に対する義務の履行に使用されていない
d. 関連する資産、資本および負債に関してリスクを負担している
e. 受領した所得を第三国の居住者へ移転する義務を負う契約を締結していない

上記の条件のいずれか一つでも満たさない場合、国外の所得受領者は、受益者要件を満たしていないと見なされ、受動的な所得に対する租税条約の恩恵を享受できない。

6. 移転価格税制及び国際課税

移転価格税制

2010年以降、DGTは事業の確実性を担保するために、移転価格に関連したガイドラインや規定を公表してきた。DGTは、関係者(特殊な関係にある者)との取引が独立企業間原則に基づかない場合、納税者の所得および費用を調整することができる。さらに、DGTは、移転価格税制に基づいて調整した金額と同額を、配当と見做して所定の源泉税を課すことができる。

納税者は、関連者間取引に関する情報を、法人税申告書の別添として開示しなければならない。開示すべき情報には、取引の種類、当事者間の関係性、移転価格文書の内容に係るチェックシート及びタックスヘイブン国に所在する関連者との取引に関する情報等、様々な事項が含まれる。

DGTは移転価格の文書作成に三層のアプローチを採用している。すなわち、(i) ローカルファイル; (ii) マスターファイル;および (iii) 国別報告書である。マスターファイルおよびローカルファイルは会計年度終了後4か月以内に準備・保管する必要がある。また、作成日に係る宣誓書を併せて準備しなければならない。

一般的に、コンプライアンス状況の確認を目的とする場合には、通常7日から14日以内の期限を設けることが多いが、最大の期限は30日である。期間内に文書の提出ができない場合、移転価格調査が行われる可能性がある。加えて、DGTは期限を超過して提出された文書を考慮せず、利用可能なデータに基づいて推定課税を実施することも可能となる。

関連者間取引を行い、以下のいずれかの要件に該当する場合、納税者はインドネシア語のマスターファイル及びローカルファイルを作成しなければならない。

項目	基準値
前事業年度の総収入額	500億ルピア超
• 前事業年度の有形資産取引 又は	200億ルピア超
• 前事業年度のサービス、ロイヤルティ、利息及びその他の取引	50億ルピア超
インドネシアの法人税率（22%）よりも低い税率を採用する国に所在する関連者との間の取引	閾値なし
企業グループの親会社	連結総収入11 兆ルピア超

マスターファイルおよびローカルファイルに加え、前年度に連結総収入が11兆ルピアを超える企業グループの親会社は、国別報告書を作成し提出しなければならない。親会社（又は親会社より指定された代理親会社）が国外に所在し、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ企業が国別報告書を提出する必要がある:

a. 親会社所在地国において国別報告書の提出義務がない場合

b. インドネシアとの情報交換規定がない場合

c. 情報交換規定はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手できない場合

上記に該当しない場合、国内のグループ企業は、国別報告書を提出した親会社（又は代理親会社）および提出先国に係る情報をDGTに通知する必要がある。

国別報告書またはその通知は、会計年度終了後12か月以内に提出しなければならない。

自動情報交換規定

OECDは、租税回避の機会最小化を目的として、税金および金融情報の自動交換のための国際的な共通報告基準(CRS)を策定した。これにより、居住国の税務当局は国外の金融口座情報を、入手することが可能となった。自動情報交換規定の参加国は、個別に要求することなく、毎年事前合意された情報を送受信する形となっている。インドネシアは2018年9月より本枠組みに参画しており、これまでに89カ国がインドネシアからの情報を受領している。

CRSの実施にあたり、財務省、DGT、金融サービス庁（OJK）は銀行や保険会社などの報告金融機関に対しCRS報告書をOJKに提出することを義務付ける規定を交付している。提出された報告書は、DGTを通じて各国税務当局と交換される。DGTはCRS報告書を用いてインドネシア納税者のコンプライアンス状況を確認している。また、DGTは、CRS報告書を監査する権限を有し、CRSの取組に反した行動を取った金融機関に対してペナルティを課す権限を有している。

徴税に係る各国サポート体制

インドネシアおよびパートナー国は、事前協定に従い、互いの国の徴税を相互に支援することができる。

OECD/G20による税源浸食と利益移転プロジェクトへの参加

インドネシアはOECDの加盟国ではないものの、G20加盟国である。そのため、インドネシアはこれまで税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに最大限参加している。以下の表は、インドネシアによるBEPSへの対応状況をまとめたものである。

行動計画	実施状況
電子経済にかかる課税上の課題への対処(行動計画1)	電子システムを通じた取引（Perdagangan Melalui Sistem Elektronik（PMSE））に関しては、国外の販売者、サービス提供者、国外内外の電子システム提供者のいずれかが VATの徴収、納付及び申告を行わなければならない
ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化(行動計画2)	未決定
外国子会社合算税制 （行動計画 3）	導入済み。但し、受動的所得に関する適用のみ。
利息控除制限(行動計画4)	資本に対する負債の比率（DER比）やEBITDAに対する借入コストの比較などの国際的に認知された手法に基づき、損金算入可能な費用の制限を定めている。
有害税制への対応(行動計画5)	未決定
租税条約の濫用防止(行動計画6)	すでに条約濫用防止の規定あり。
恒久的施設（PE）認定（行動計画 7）	2019年4月、財務省は、インドネシア国内のPEを通じて事業または活動を行う場合の法的な確実性を提供するために財務省令を発行した。本規定は所得税法に定められたPEにかかる規定に関して説明と解釈を提供するものである。一方、租税条約を適用する場合には、適用される租税条約に基づく基準に従う。
移転価格税制 （行動計画 8-10）	インドネシア国内に適当な規定がない場合、原則OECD移転価格ガイドラインが国内規定を補完する機能を担う。したがって、OECDの行動計画 8-10において示された原則的な考え方は、インドネシアにおいても効力を持つとされている。
アグレッシブなタックス・プランニ ングの開示(行動計画12)	未決定
移転価格税制に関する文書化および国別報告書(行動計画13)	財務省は、2016年12月30日以降に終了する年度を対象に三層構造の移転価格文書制度を導入した。 この新制度は、行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、マスターファイル及びローカルファイル双方においてインドネシア独自の追加情報の記載を求めている。事業年度終了から4か月以内に、文書をインドネシア語で作成しなければならない。なお、 移転価格文書作成義務を判定するための基準の導入が新たになされたほか、国内取引も移転価格税制の対象となる旨が定められた。 国別報告書も行動計画13の要件に沿って導入されており、2016年12月30日以降に終了する事業年度に適用されている。会計年度終了後12か月以内に利用できる状況にある必要があり、国別報告書およびNotificationは翌事業年度の法人税申告書とともに提出する必要がある。 インドネシアは、国別報告書の自動交換にかかる多国間協定にも署名している。
相互協議の効果的実施(行動計画14)	財務省は2023年にPMK172を発行した。当該規則には、相互協議手続（MAP）の実施指針が含まれており、行動計画14の内容に沿った形となっている。 さらに、PMK172には事前確認制度（APA）の実施指針も含まれており、手続や期間、フォローアップに関して、APAのプロセスに関する法的確実性を提供する形となっている。

行動計画	実施状況
多数国間協定の策定（行動計画15）	インドネシアは、BEPSに関連する措置を実施するための多国間協定（MLI）を2019年11月に批准し、その批准書を2020年4月28日にOECDに提出した。インドネシアは、この条約の下で対象とされる60の租税条約を特定している。2025年5月時点で、DGTは36通の回状を発行し、これらの文書には、対象となる36の租税条約の合成文言が含まれている。これらの文言は、MLIの実施が租税条約に与える影響を理解するための細則である。また、回状において、MLIのインドネシアにおける効力発生日を規定している
グローバル・ミニマム課税（「GMT」）	インドネシアにおけるグローバル・ミニマム課税（Pillar2）の枠組みは、OECDのグローバルルールと整合しており、所得合算ルール（IIR）、適格国内ミニマムトップアップ課税（QDMTT）、および軽課税所得ルール（UTPR）に基づき、多国籍企業グループ（MNEグループ）を対象として15%の最低税率を適用している。IIRとQDMTTは2025年1月1日よりインドネシアにおいて適用され、UTPRは翌年の2026年1月1日より適用される。 15%の実効税率（ETR）は、MNEグループが事業を行う各国のすべての構成事業体について算定される。ETRが15%の世界最低基準を下回る場合、「トップアップ課税」と呼ばれる追加の税負担が生じる。グローバル・ミニマム課税において、ETRは調整後対象租税額をGloBE所得で除するという複雑な計算式によって算出され、各種会計および税務上の調整を要する。 さらに、課税対象ルールの実施に関して、インドネシアはPillar2の課税対象ルール（STTR）を実施するための多国間条約（STTR　MLI）に署名している。この条約は二国間交渉を経ることなく関連する租税条約に統合され、インドネシアの既存の租税条約36件に影響を及ぼすと見込まれており、インドネシアの法律・規制の下で批准され次第、発効する。

7. 間接税

付加価値税

VATは、課税対象行為(すなわち課税対象品の引き渡しおよび課税対象サービスの提供に対して課される。

VATは、ロイヤルティを含む無形資産取引およびインドネシア国外からインドネシア国内の者に対して行われる全てのサービス取引に課される。また、VAT　は、製品が国内製造物であるか輸入品であるかを問わず、すべての製造物に対して等しく適用される。なお、製造とは、原材料の形状や性質の変更、新たな財の創出、または生産性向上につながる行為を指し、加工、調理、組立、梱包、ボトリングなどが含まれる。

以下に掲げるものを除くすべての物品およびサービスがVATの対象となる。

a. すでに地方税の対象となっているサービス(例：飲食店やホテルで提供される食品・飲料、芸術・エンターテイメント、ホテルサービスおよびパーキングサービス)
b. 金銭、金の延棒(インドネシアの国内金準備より)および証券
c. 宗教サービス
d. その他第三者によって提供ができない政府系サービス

標準的なVAT率は12%である。また、インドネシア政府は「最終VAT(VAT Final)」の仕組みを適用しており、これは一定の財・サービスについて、所定の料率を用いて VAT を徴収・納付する制度である。

課税対象となる有形財、無形財、および特定のサービスの輸出に対するVATは0%に引き下げられる。ただし、サービスの輸出についてVATを0%に軽減するためには、所定の要件を満たす必要がある。以下に掲げるサービスの輸出に関して はVAT0%の税率適用の対象となる:

a. インドネシアの関税領外で公用事業を行う動産に関する課税サービス
   - 受託加工サービス業(財務省令においてさらなる基準が設定されている)
   - 修理およびメンテナンスサービス
   - 輸出目的の貨物のフォワーディングサービス
b. インドネシア関税区域外に所在する不動産に関するサービス
   - 建設コンサルティング(調査・設計・計画)
c. インドネシア関税区域外で利用されるサービス
   - ITサービス
   - 研究開発サービス
   - 航空機・船舶の国際運航向け賃貸
   - 各種コンサルティング(経営、法律、設計・インテリアデザイン、人事、エンジニアリング、マーケティング)
   - 会計、記帳、財務諸表監査、税務コンサルティング
   - 仲介サービス(インドネシア国内の輸出販売業者を探す業務)
   - 衛星・データ通信・インターネット接続サービス

課税対象商品および/または課税対象サービスの提供において、その価値が一会計年度に48億ルピアを超える事業者は、課税事業者(Pengusaha Kena Pajak PKP)として登録し、課税対象の物品やサービスの提供のためにVATインボイスを発行する必要がある。

VATインボイスは、売手にとってはVATを徴収するための、買手にとってはVATを控除するための書類となる。 DGTは、VATインボイスの発行を直接認証するために、電子申告システム(e-Faktur)を採用している。VATインボイスの様式および内容はDGTが定める規定に従わなければならない。規定に従わない場合、VATインボイスが不完全とみなされる原因となる。無効なVATインボイスについては課税対象額に対して1%のペナルティが発行者に課され、当該インボイスについて受領者は控除対象とすることができない。

物品の販売者／サービスの提供者の立場からは、徴収したVATの額はアウトプットVATとなる。他方、購入者／受領者主の立場からは納付したVATはインプットVATとなる。 アウトプットVATは、インプットVATと相殺することができる。

アウトプットVATの額がインプットVATの額を超過する場合、その差額は未納税額となり、翌月末のVAT申告書提出前に納付しなければならない。一方、アウトプットVATの額がインプットVATを下回る場合、VAT課税事業者は超過額を翌期に繰り越すか還付請求を行う事ができる。

VAT課税事業者より受領したインプットVATインボイスは、当該インプットVAT額が費用計上または資産計上がされていない場合に限り、VATインボイス発行月、あるいはそれ以降最大3ヶ月までのいずれかの月のVAT申告書において控除することができる。

VATの月次申告の期限は翌月末である。VATの不足額(アウトプットVATからインプット VATを控除した額)は、申告前に納付されなければならない。国外から提供される課税対象無形資産および課税対象サービスのインドネシア関税区域内における消費に対する自己申告VATは、支払義務が発生した翌月の15日までに納付する必要がある。

インドネシアにはVATグループ化の概念はない。2025年1月の会計年度以降、複数の拠点を有する課税事業者のVATは、自動的に一元的に管理される。

課税対象となる特定の物品やサービスの輸入または購入については、VAT免除措置(PPN　　dibebaskan)またはVAT非徴収特有(PPN tidak dipungut)のいずれかの形でVAT優遇措置が適用される。VATが徴収されない物品やサービスの引き渡しについては、関連するインプットVATは控除可能である。一方、VATが免除される物品やサービスの引き渡しについては、関連するインプットVATは控除されない。

奢侈品販売税

一般的なVAT税率に加え、特定の「奢侈品」(LST)の対象となり、税率は10%から200%の範囲である。奢侈品とは、以下の基準を満たす商品のことである。

a. 生活必需品ではないもの
b. 特定の層が消費するもの
c. 一般的に富裕層など排他的な層に消費されるもの
d. 実用性よりもステータスを示す目的で消費されるもの

奢侈品の輸出については LST の税率は 0%となる。

8. 税制優遇措置

タックスホリデー制度

特定のパイオニア産業における新規投資または事業拡大に対しては、タックスホリデー制度が適用される。この制度は、2025年12月31日までに財務省に提出された提案に基づき付与される。パイオニア産業とは、幅広い連携を持ち、付加価値と高い外部性を生み出し、新技術を導入し、かつ国民経済にとって戦略的価値を有する産業と定義される。以下は、タックスホリデー制度の対象となるパイオニア産業の一覧である:

a. 金属産業の上流事業
b. 統合原油およびガスの精製事業
c. 原油、天然ガスおよび石炭を基礎とする有機化学産業
d. 農業・プランテーション・森林資源より生産される基礎有機化学産業
e. 無機化学事業
f. 医薬品原料事業
g. 放射線、医療用電気機器、電気療法機器の製造
h. 電子・テレマティクス機器の製造
i. 機械もしくは設備製造業における主要部品の製造
j. 設備製造に用いるロボットの製造
k. 発電機器の主要部品の製造
l. 自動車および自動車部品の製造
m. 船舶の主要部品の製造
n. 鉄道の主要部品の製造
o. 航空機の主要部品の製造および航空産業関連サービス
p. 農業、プランテーション、紙パルプの製造
q. 経済基盤に関する事業
r. データ処理やホスティング等を含むデジタル事業

上記、タックスホリデー制度の適用対象となる事業について、BKPMの規則に詳細が定められている。タックスホリデー制度の適用により、下記の優遇措置が享受できる:

a. 最低投資額が5,000億ルピアのプロジェクトでは、最低5年から最大20年間で100%のCIT(税率)減額が認められ、その後操業開始から2年間はCITが50%減額される。優遇措置の適用期間は投資額により異なる。
b. 1,000億ルピア以上、5,000億ルピア未満の投資に対して、法人所得税が5年間、50%免除される。また、その後の2年間について、25%の法人所得税が免除される

タックスホリデー制度は、操業開始年度から適用される。　タックスホリデー制度を利用するためには以下の前提条件を満たさなければならない。

a. バイオニア産業に従事する納税者である
b. インドネシアの法人である
c. 投資額が1,000億ルピア以上である
d. 税控除や税控除、スーパー税控除制度、労働集約型プロジェクト、経済特区(Kawasan Ekonomi Khusus、SEZ)、またはIKNやパートナー地域、金融センターにおける法人税率引き下げ措置の承認または却下に関する決定が財務省によってまだ行われていない新規投資を実施している
e. 納税者が、遅くともタックスホリデー制度の付与から1年以内に、投資計画の実行に着手する

納税者はタックスホリデー制度の適用に関する申請を会社登録申請と同時に行うか、または新規投資への事業許可受領後1年以内に行わなければならない。なお、申請はOSSシステムを通じてなされなければならない。新たな投資を行う場合、当該投資がタックスホリデー制度適用要件を満たすか否かについて、OSSシステムを通じて納税者に通知される。タックスホリデー制度は、当該制度が適用された事業活動から生じる所得にのみ適用される。当該制度が適用されていない事業活動から納税者が得る所得については、通常の所得税の規定が適用される。

税制優遇措置を得て、柱2のGMTルールの対象となる多国籍企業グループの一員として資格を得た納税者は、国内ミニマム課税(DMTT)の対象となる場合もある。DMTTでは、インドネシア国内における構成企業の実質税率が15%を下回る場合に、追加での課税が義務付けられる。

タックスアローワンス制度

タックスアローワンス制度は、特定の産業分野に投資を行う企業、または特定の地域で事業を展開する企業に対し、所定の要件を満たす場合に利用可能となる。この制度は、法人納税者の主要事業活動における新規投資または事業拡大に適用される。タックスアローワンス制度には以下が含まれる。

a. 投資控除(主要事業活動に使用される、土地を含む有形固定資産の総投資額の30%に相当する課税所得の減額。事業開始年度から6年間にわたり、年間5%の比率で均等配分される)

b. 設備投資目的で取得した資産の加速償却もしくは減価償却

c. 最大10年間繰り越すことができる税務上の繰越欠損金および

d. PE以外の外国納税者に支払われる配当に対して最大10%のWHT税率が引き下げ。

タックスアローワンス制度を申請するには、高額な投資価値や輸出志向、高い雇用創出、高い現地調達率といった定性的な基準を含む、特定の詳細要件を満たす必要がある。

現在、本制度の対象となる事業セクターは166業種、特定地域での適用対象となる事業セクターは17業種である。また、納税者は、タックスホリデー制度かタックスアローワンス制度かいずれか1つの措置しか適用できない。

特別税額控除制度(Super Tax Deduction facility)

タックスホリデー制度やタックスアローワンス制度の恩恵を受けていない納税者に対し、以下の事業活動や支出に対して「特別税控除制度」が利用可能である。

a. 労働集約型産業における新規設備投資または事業拡大
この制度では、土地を含む主要な事業活動に使用される有形固定資産の総投資額の60%に相当する投資額が税額控除される。投資控除額は、操業開始した事業年度から6年間にわたり均等に配分される。

b. 人事開発における見習い制度、インターンシップ、学習プログラム
この制度では、対象となる経費の最大100%まで税額が控除される。したがって、控除される税額の最大額は、対象となる経費総額の200%となる。

c. 研究開発関連活動
この制度では、対象となる経費の最大200%までの税額が控除される。したがって、控除される税額の最大額は対象となる経費総額の300%となる。

労働集約型産業において特別税額控除制度の申請を行う場合、納税者は以下の要件を満たさなければならない。

a. 国内の法人納税者である

b. 主たる業務が対象となる事業セクターに含まれる

c. 最低平均300人以上のインドネシア人の従業員を雇用している

本制度の適用対象となる労働実習、インターンシップおよび研修プログラムに関する支出には、以下に掲げる支出が含まれる。

a. 研修施設の提供および関連する管理費用の支払い

b. 研修講師等にかかる費用の支払い

c. 研修教材等の費用の支払い

d. 参加者に対する報酬の支払い

e. 参加者の能力認定にかかる費用の支払い

研究開発に関する大幅控除は、納税者が所定の要件(研究開発結果の国内外における 登録、商用化および他の諸機関との協力等)を満たす場合に適用される。研究開発の対象は、規定に記載されたものでなければならない。研究開発に関する特別税額控除制度は、納税者が、インドネシアおよび海外における研究開発成果の登録、商業化、および他の諸機関との協力といった一定の要件を満たす場合に適用される。研究開発は規定に記載されたものでなければならない。

経済特区における法人税の優遇措置

経済特区(Special Economic Zone (SEZ))とは、インドネシア関税区域内で地理経済および地理戦略上の利点を有する地域を指す。

経済特区内の納税者は、下記のいずれかに分類される:

a. Business Entity:経済特区を管理する法人

b. Business Player:経済特区内で事業活動を行う企業

経済特区を管理する法人(Business Entity)は、タックスホリデー制度を申請することがで き、経済特区内で事業活動を行う企業(Business Player)は、タックスホリデーまたはタックスアローワンスを申請することが出来る。

SEZの発展および管理に寄与する以下の土地に関する取引は所得税の対象とはならない。

a. SEZのための土地の購入

b. SEZ内での土地および建物の購入

c. SEZ内での土地および建物のレンタル

上述の優遇措置の他に、SEZ内の納税者は以下に掲げる他の優遇措置を適用することが出来る。

a. VATの徴収義務免除

b. VATの免除

c. 輸入関税に係る免除措置

d. 輸入時各種税額(VAT、LST、PPh22前払法人税)の徴収不要措置

e. SEZの観光事業のための特定の税金および輸入時の優遇

f. 地方税の軽減、救済および免除

ヌサンタラ新首都における税優遇措置

政府はインドネシアの首都をジャカルタからヌサンタラ首都(Ibu　Kota Negara Nusantara IKN)へ移転する計画を立てており、IKNおよびパートナー地域(daerah　mitra、すなわちIKNの経済上の特別な拠点として開発されるカリマンタン島の特定地域)での投資や事業活動に対して、さまざまな税制優遇措置が提供されている。これらのインセンティブと施設は、IKNの建設と開発プロセスを迅速化するために提供されている。これらの優遇措置は、IKNにおける建設および開発プロセスを迅速化するために提供される。

提供される税制優遇措置は以下のとおりである。

- 法人率の引き下げ
- 特定の活動や支出に対する特別税額控除制度
- 政府によるPPh21の負担
- 中小企業(SME)の特定の総所得に対する0%の最終所得税
- 土地および/または建物に関する権利移転に関する所得税の免除
- VATおよびLSTの優遇措置

IKNの特定の事業セクターに最低100億ルピアを投資する納税者に対する法人税率は、一定期間、最大100%まで引き下げられる場合がある。

- IKNおよびパートナー地域：事業セクターに応じて10年から30年の期間、法人税率を100%(特定の状況下では50%)減免
- 金融センター(金融に関連した技術開発および金融支援サービスの中心地)：20年または25年の期間、法人税率を85%または100%(セクターによって異なる)減免
- 2045年12月31日までにIKNに本社および地域統括拠点を設立、もしくはIKNに移転させた場合：設立後10年間の法人税率を100%引き下げ、その後の10年間は50%減免

すでに法人税率の減税措置を受けている主要な事業活動については、当該主要な事業活動、またはそれらに関連する物品・資材の購入もしくは輸入に起因する所得に対し、WHTの免除措置が適用される。源泉徴収税の免除額は、減税後の法人税率に準拠する。

金融センターへの外国投資を促進するため、当該投資から得られる所得に対して10年間の源泉徴収税免除措置が適用される。ただし、外国投資家(法人または個人ただしPEを除く)が当該所得の受益者であることが条件となる。

2035年まで、以下の事業活動または経費に対して特別税額控除制度が適用される

- 人材開発における見習い、インターンシップおよび学習プログラム：IKNにおいて人材開発のための特定の見習い、インターンシップおよび学習プログラムを実施する国内納税者は、対象経費総額の最大250%を控除できる所得税優遇措置の対象となる。
- 研究開発に関連する活動　：IKNで研究開発活動を行い、IKNに居住または事業所を保有する納税者は　、所定費用の最大350%の控除が認められる。
- 寄付並びに公共施設および社会施設の建設：所定の寄付や公共施設および社会施設の建設に対しても、所定費用の最大200%の控除が認められる。該当する寄付および費用は、金銭、物品、建設費など。

2035年まで、IKN内における一定の要件を満たした特定の雇用主から所得を得る常勤および非常勤従業員に対するPPh21に基づく所得税を政府が負担する。

中小企業(SME)に該当し、IKNに100億ルピア未満を投資する内国法人(PEを除く)は、会計年度ごとの総所得のうち最初の500億ルピアに対し、0%の最終所得税が課される。納税者がIKN内に複数の事業所または支店を有する場合、投資額を合算する必要がある。500億ルピアの総所得の上限も同様に合算が必要となる。

特定の種類の収入は、本優遇措置の対象外となる。当該収入および500億ルピアを超える総所得については、現行の税法に基づき所得税の対象となる。この所得税優遇措置は、DGTから承認を得た日から2035年まで利用可能である。

IKNにおいて土地および建物を初めて購入する買主に対する、土地および建物の権利の移転(売買契約(perjanjian pengikatan jual beli)を通じた移転を含む)は、2035年まで所得税が免除される。

IKNおよびパートナー地域において行われる事業活動は、2035年までVATの未徴収措置の対象となる可能性がある。VATの未徴収措置は、以下の場合に適用される

- 特定の戦略的課税対象物品および特定の戦略的課税対象サービスの提供
- 特定の戦略的課税対象品の輸入

IKN内に所在する特定の高級住宅の販売は、土地・建物税(LST)が免除される。

保税施設

保税施設とは、一定の要件を満たし、特定の目的で貨物を保管し、税関上の優遇措置を受けるために使用される建物、敷地、または区域のことである。保税施設には、以下のような形態がある

- **保税倉庫 (Bonded Warehouse)**
  保税倉庫とは、輸入品を保管するための保税保管場所と定義され、一定期間内に特定の商品の包装・再包装、選別、キット化、梱包、調整、または裁断といった一つ以上の作業を伴う場合があり、その後、当該商品が搬出される。

  保税倉庫の事業者が保税倉庫に搬入した輸入品または原材料については、輸入関税の納付猶予、物品税の免除および輸入税(VAT、LSTおよびPPh22に基づく源泉徴収税)の徴収免除といった優遇措置が認められる場合がある。これらの優遇措置は、他のインドネシアの関税地域または保税地域における産業(製造業)を支援する目的、または再輸出を目的としてのみ搬入された物品または材料に対して提供されるものとする。支援対象となる産業は以下のとおりである。

1. 製造(原材料を完成品にするための加工を含むものでなければならない)
2. 鉱業(輸入物品が探索および開発のために用いられるものである事)
3. 重機器(輸入物品が重機産業のために用いられるものである事)
4. 石油サービス(輸入物品が石油ガスの探索および開発活動のために用いられるものである事

- **保税区域 (Bonded Zone)**
  保税区域とは、生産目的で輸入品および国内供給品を保管し、その生産物を主に輸出に供する保税倉庫の場所と定義される。保税地域への貨物の輸入、課税対象貨物の搬入、製品の引渡し、貨物の放出、課税対象貨物の再引渡し、機械のリース、および保税地域へのまたは保税地域からの物品税対象貨物の搬入については、輸入関税の納付猶予、物品税の免除および輸入税(VAT、LSTおよびPPh22に基づく源泉徴収税)の徴収免除という形で優遇措置が与えられるものとする。

  これらの優遇措置は、保税地域内で加工または保税地域で生産された製品と組み合わされるために保税地域に搬入される物品または材料、あるいは保税地域内の事業者(Pengusaha dalam Kawasan Berikat、以下PDKB)が使用する事務機器を含む資本財に対して提供される。外国の納税義務者が所有する原材料、副資材および包装材・包装補助材に対しても、同様の優遇措置が認められる場合がある。消耗品については、保税地域内での優遇措置は適用されない。各ライセンスの取得には申請が必要であり、ライセンスを取得するためには満たすべき要件がある。リスクの低いPDKBは、保税地域優遇措置の申請において法人保証を利用することができる。この規定は、十分な裏付け書類の提出および現地での確認が条件となる。

- **自己管理保税区域 (Self-managed Bonded Zones)**
  自己管理保税区域(Kawasan Berikat Mandiri、KBM)は、保税区域であることに変わりはないものの、保税地域事業者(Pengusaha Kawasan Berikat、PKB)および保税地域内事業者(Pengusaha di Kawasan Berikat、PDKB)が、自らの通関業務を自己管理できる区域である。自己管理により、PKBおよびPDKBは、税関職員による直接の監督や立ち会いを必要とせずに、独立した輸出入手続きを行うことができる。KBMの地位は、一定の要件を満たすPKBおよびPDKBに付与される。

- **保税物流センター**
  保税物流センター(Pusat Logistik Berikat、PLB)とは、複数の単純業務を行うのみで、加工業のように元の物品とは性質や機能等が異なる新たな物品を創出するものでなく、後に搬出されるまでの一定期間保管する保税区域内の場所を指す。

  PLBは、原材料や補助材料を扱う事業主への支援を目的とした仕組みである。製造会社が商品をインドネシア内に保管することで、より安易でコスト効率の高いオペレーションが可能になる。インドネシアの関税区域内のとある場所から商品が保税物流センターに輸出目的で搬入される場合、VATおよびLSTの徴収不要措置が適用される。また、インドネシアの関税区域外から商品がインドネシアの保税物流センターに搬入される場合も、輸入関税の賦課が延期され、輸入時の各種税(VAT、LSTおよびPPh第22条源泉徴収税)が免除される。

マスターリスト制度

産業または特定のサービス業において、開発・拡張事業に従事する企業が輸入する機械、物品、資材については、輸入関税の免除または軽減措置が適用される場合ががある。機械、物品、資材の輸入に対する輸入関税の免除または軽減措置(マスターリスト制度)は、BKPMによって発行される。各許可を取得するには申請が必要であり、この措置を受けるためには満たすべき要件がある。

9. 電子システムを通じた取引に対する課税

DGTは、取引価値の一定の閾値を満たす特定の当事者や電子システムを通じて行われる取引から生じるユーザートラフィックをVAT徴収者として指定することができる。一般的に、その基準は以下のとおりである。

- インドネシア国内の顧客との取引額が、12ヶ月間で6億ルピア、または1ヶ月間で5,000万ルピアを超える
- インドネシアからのユーザートラフィックが、12ヶ月間で12,000訪問、または1ヶ月間で1,000訪問を超える

電子システムを通じた取引に対する付加価値税

電子システムを通じて行われるすべての取引は、PMSEに対するVATの対象となる。PMSEに対するVATは、VAT徴収者として指定された外国事業者、外国サービス提供者、外国PPMSE、および国内PPMSEによって徴収、納付、および報告される。

PMSEに対するVATの税率は12%である。VATの課税標準は、顧客が支払った金額(VATを除く)の12分の11である。

電子システムを通じた取引に対する所得税

DGTは、国内販売者がPMSE活動から得た所得に対する第22条の所得税を徴収するため、国内または外国のPPMSEを指定することができる。これらの国内販売者には以下が含まれる。

- 運送・配送サービス会社
- 保険会社
- 顧客とPMSE活動を行う個人および法人

指定された徴収者は、顧客から支払いを受けた際、請求書に記載された総収入額(VATおよびLSTを除く)に対し、0.5%の税率で第22条の所得税を徴収しなければならない。この徴収は、第4条第2項の所得税および第15条の所得税に適用される源泉徴収・徴収に優先し、同一取引に対する所得税の二重徴収を防止する。特定の取引については、たとえPMSE活動とみなされるべきものであっても、第22条の所得税の徴収が免除される。そのような取引については、適用される税法に基づき、引き続き所得税の源泉徴収・徴収の対象となる。

10. 法人および個人に対するその他の課税

関税および物品税

海外からインドネシアの関税地域に持ち込まれる物品はすべて「輸入」とみなされ、一般的に輸入関税および輸入税の対象となる。輸入関税は、2022年版インドネシア関税表に記載されているHSコードの分類に基づいて算定される。

輸入業務に関しては、現在インドネシアでは「インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ(INSW)」システムと呼ばれる統合システムが利用されている。輸入要件として、輸入業者は輸入および税関登録番号を取得しなければならない。この手続きは、OSSというオンラインシステムを通じて、以前よりはるかに迅速に行えるようになった。

新規設立されたPMAは、定款(AOI)を取得し、法務・人権省の承認を受けた後、OSSシステムを通じて事業識別番号(NIB)の申請を行う必要がある。申請時には、輸入・税関登録番号の取得が必要であることを明記しなければならない。輸入・税関登録番号は、NIBとともに発行される。

さらに、OSSシステムを通じ、以下のライセンスサービスも提供可能である。

a. 保税倉庫のライセンス
b. 輸出業者向けに輸入の容易さを促進することを目的としたライセンス(Kemudahan impor Tujuan Ekspor 、略称KITE)
c. 課税対象物品事業者登録番号 (Nomor Pokok Pengusaha Barang Kena Cukai、略称NPPBKC) のライセンス
d. マスターリスト施設 (BKPM)

優遇関税は、自由貿易協定(FTA)および経済パートナーシップ協定(EPA)を締結した国々に適用される。これは、FTA/EPAパートナー国・地域を原産地とする特定の輸入品に対する関税が引き下げられるか、または免除されることを意味する。現在、インドネシアでは以下の枠組みにおいて優遇関税が適用されている

- **ASEAN物品貿易協定(ATIGA)**
  インドネシアとASEAN諸国間の協定に基づく優遇関税。この関税は、ASEAN諸国からインドネシアへの物品の輸入に適用される。
- **ASEAN・中国自由貿易協定(ACFTA)**
  ASEAN諸国と中国間の自由貿易地域建設に関する合意。中国は中国本土を指し、特別行政区(香港とマカオ)や台湾は含まれていない。
- **ASEAN・韓国自由貿易協定(AKFTA)**
  ASEAN諸国と韓国間の経済パートナーシップ構築に関する合意。
- **インドネシア・日本経済連携協定 (IJEPA)**
  インドネシアと日本の両国政府間の経済パートナーシップ構築と両国間の貿易・投資拡大に関する合意。
- **ASEANオーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)**
  ASEAN諸国とオーストラリア・ニュージーランド間の自由貿易地域の構築に関する合意。
- **ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)**
  ASEAN諸国とインド間の自由貿易地域建設に関する合意。
- **インドネシア・パキスタン優遇貿易協定 (IP-PTA)**
  インドネシア政府とパキスタン・イスラム共和国政府間の貿易協定を受け入れる合意。
- **ASEAN・香港・中国自由貿易協定(AHKFTA)**
  ASEAN諸国と中華人民共和国特別行政区香港との協定。
- **インドネシア・オーストラリア包括的経済パートナーシップ協定(IACEPA)**
  インドネシア政府とオーストラリア政府間の経済パートナーシップ構築に関する合意で、輸出品の流れを増やすことをその趣旨としている。

- **インドネシア・チリ包括的経済連携協定(IC-CEPA)**
  インドネシアとチリの両政府間の貿易パートナーシップ強化に関する合意。
- **ASEAN-日本包括的経済連携協定(AJ-CEP)**
  ASEAN諸国と日本間の自由貿易地域設立に関する合意。
- **インドネシア・パレスチナ 覚書**
  インドネシアとパレスチナ間の協定で、パレスチナからの権限の確保に関する協定。
- **インドネシア-EFTA包括的経済パートナーシップ協定 (IE-CEPA)**
  インドネシアと欧州自由貿易連合(EFTA)諸国間の協定で、インドネシアとEFTA諸国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)間の経済パートナーシップを強化するための協定。
- **インドネシア・アラブ首長国連邦包括的経済パートナーシップ協定 (IUAE-CEPA)**
  インドネシアとアラブ首長国連邦(UAE)間の協定。他のFTAや包括的EPAと同様に、UAEからの輸入品には優遇関税制度が設けられている。しかし、特定の輸入品の「関税割当」の決定に関しては特定の規制があることに注意が必要である。
- **インドネシア・韓国包括的経済連携協定 (IK-CEPA)**
  インドネシアと韓国の間で、両国間の貿易パートナーシップを強化するための合意。
- **インドネシア・モザンビーク優遇貿易協定(IMPTA)**
  インドネシアとモザンビーク間の経済貿易関係を強化することを目的とした貿易協定。
- **地域的な包括的経済連携協定(RCEP)**
  RCEP協定は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、ベトナム、タイ、フィリピン、ラオス、マレーシア、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が構成する自由貿易協定(FTA)である。 これは世界最大のFTAであり、世界のGDPの約30%、世界の人口の約三分の一を占めている。当該FTAは、加盟国間の既存のFTAや経済連携を基礎として、これらをアジア太平洋地域の1つの多国間協定に統合することを目的としている。また、中国、日本、韓国(アジア経済地域における3大国)を結ぶ初めてのFTAでもある。現在、インドネシアは6つのRCEP協定を結んでいる。
  1. RCEP – ASEAN
  2. RCEP - オーストラリア
  3. RCEP - 韓国
  4. RCEP - 中国
  5. RCEP - 日本
  6. RCEP - ニュージーランド

一般特恵関税制度(GSP)の枠組みにおけるインドネシア原産地証明を推進するため、登録輸出業者(REX)および認定輸出業者(CEX)制度が確立された。REXおよびCEXは、輸出業者向けの新しい自己認証制度であり、インドネシア貿易省による原産地証明書の取得において、現行の原産地証明書発行機関(Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal、IPSKA)制度に徐々に取って代わるものである。REXのステータスを持つ輸出業者は、インドネシアと欧州間の貿易に使用されるフォームAの代替として、原産地証明書(COO)を発行することができる。一方、CEXステータスを有する輸出業者は、自国向けの原産地証明書(COO)を発行することができる。

- **D-8経済協力機構参加国間の特恵貿易協定**

  これは、インドネシアとD-8経済協力機構との間の協定であり、加盟国はバングラデシュ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコである。

また、インドネシア国内における特定の商品の流通を抑制するための政府の取り組みの一環として、特定の商品には物品税が課されている。物品税は、主にアルコール、タバコ、およびその他のタバコ加工品(Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya, HPTL)に対して課される。これには、紙巻きタバコ、葉巻、葉タバコ、スライスタバコ、電子タバコ、その他のタバコ加工品が含まれる。納付すべき関税および輸入税は、貨物が税関区域(港)から出荷される前に決済されなければならない。当該貨物が物品税の対象となる場合、物品税の納付も、物品税対象貨物が港から出荷される前に決済されなければならない。輸入後、インドネシア税関当局(ICA)は、関税および物品税の規制を遵守していることを確認する目的で貨物を検査する場合がある。規制に違反した場合、未納額に応じてペナルティが科される可能性がある。関税評価の算定に起因して申告額が過少であった場合、100%から1000%の範囲のペナルティが科される。関税0%の物品　に係る過少申告額が「Nil」の場合、ペナルティは輸入申告書(Pemberitahuan Impor Barang, PIB)1通につき500万ルピアとなる。関税分類の誤りに対してはペナルティは科されない。一方、物品税における違反については、物品税額の2倍から10倍に相当するペナルティが科され、必要に応じて刑事捜査が行われる。物品税の優遇措置に関しては、輸入業者は一定の条件を満たす物品税対象品の輸入について、物品税の免除および未徴収措置を受けることができる。

不動産に関する税金

土地税および建築税は、土地、建物、恒久的な構造物に対して毎年支払われる。 中央政府と地方政府間の財政関係に関する法律によれば、税率は、関係当局によって決定される当該不動産の推定販売価格の0.5%を超えてはならない。特定の事業(上流の石油・ガス、地熱、鉱業、プランテーション、林業)の土地税および建築税は、特定の制度の下で規制されている。

一般的に、土地および建物の譲渡には、総収入の2.5%のファイナルタックスが課される(税率は取引条件によって異なる場合がある)。贈与または相続による土地および建物の譲渡、ならびに年間所得が非課税所得基準額を超えない個人納税者による6,000万ルピア未満の土地の売却については、免税が適用される。

個人が非課税基準額を超える価値の土地または建物の権利を取得する場合、最大5%の土地・建物権利取得税が課される。相続により当該権利を取得する納税者には、最低3億5,000万ルピアの非課税枠が適用される。

譲渡税

インドネシア上場企業の株式の売却には、取引額の0.1%に相当するファイナルタックスが課せられる。創業者保有株もIPO時の株価に対して0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者が、インドネシア内国法人の株式を譲渡する場合、租税条約に特段の定めがない限り、譲渡価格に対し5%の源泉税が課される。所定の土地または建物の処分については、取引金額の2.5%がファイナルタックスとして課される。

6千万ルピア以上の土地または建物に関する権利を取得する際、取得価額に対し最大5%が土地・建物取得税として課される。なお、合併に伴う土地および建物の権利の移転時もしくは親族への権利の移転時などのために、様々な免除規定が設けられている。

印紙税

印紙税は各種金融取引、証書および金銭受領書等について課される。税額は、一律10,000 ルピアとなる。

環境税

2021年に公布された国税規則調和法 (Undang-Undang (UU) Harmonisasi Peraturan Perjpajakan (HPP)) により、石炭燃料発電所が先行して対象となる炭素税が導入されたものの、現在施行が延期されている状況となっている。

一部地域では、汚染水の外部放水について、手数料と引き換えに許可を与える地方自治体がある。

D. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会（Indonesian Institute of Accountants）の財務会計基準審議会（DSAK-IAI）が発行した会計基準（PSAK）に従って 会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会及びコミサリス及びその家族 のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。 取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。（1）財務諸表 （2）会社の状況及び業績に関する報告書。

1. 会計期間

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日まで の暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する場合が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

2. 通貨

企業は、その機能通貨を用いて会計記録および財務諸表を作成するのである。ただし、企業は、機能通貨とは異なる通貨（表示通貨）を用いて財務諸表を表示することも出来る。機能通貨とは、企業が事業を営む主要な経済環境の通貨をいう。この通貨は、多くの場合、企業の財やサービスの販売価格が表示され、かつ決済される通貨である。

3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。 発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。 また、企業は資産、負債、資本、収益及び費用 をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録および年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した財務会計基準(Standar Akuntansi Keuangan: SAK)に準拠するものとする。現在、インドネシアの財務報告フレームワークは、SAKの4つの柱で構成されている。

a. 第1の柱: 国際会計基準審議会(IASB)が発行した国際財務報告基準(IFRS)を採用した国際会計基準（International SAK）
b. 第2の柱：IASBが発行したIFRSとコンバージェンスしたインドネシア会計基準。コンバージェンスは 、インドネシアにおける特定の状況に対応するためにいくつかの調整が加えられたIFRSに基づくSAK Indonesiaの発行によって行われた。
c. 第3の柱：非公開企業のためのインドネシア会計基準(SAK EP – Entitas Privat)/公的な説明責任を持たない企業のためのインドネシア会計基準(SAK ETAP – Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik)
d. 第4の柱：中小・零細企業向けのインド遠視ア会計基準(SAK EMKM – Entitas Mikro Kecil dan Menengah)

加えて、シャリア企業およびシャリア原則に基づく取引に適用されるシャリア会計基準(PSAK ShariaおよびISAK Sharia)がある。シャリア会計基準は、 その適用が各柱の原則に準拠している限り、第2柱、第3柱、および第4柱に適用される。なお、シャリア会計基準は、第1の柱には適用されない。

4. 監査要件

以下の事業体は、外部監査人によって監査された年次財務諸表を提出する必要がある。

a. 公開会社
b. 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
c. 社債を発行する会社
d. 資産規模が500億ルピア以上の会社
e. 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
f. インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業
g. 一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会（IICPA /IAPI）が公布したインドネシア監査基準に 従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁（OJK：Otoritas Jasa Keuangan）に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表については、監査を受けていない場合は中間財務諸表の日付から1か月以内にOJKに提出する必要がある。また、監査人のレビューを受けた場合は2か月以内、監査を受けた場合は3か月以内に提出する必要がある。

5. 独立性

インドネシアの監査基準は、監査人に独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を避けることを求めている。さらに、監査人は規制当局(すなわち財務省)が発行する関連する独立性規則を遵守し、上場企業、銀行、保険会社、金融会社、年金基金、その他の金融サービス機関などのOJK規制に基づく監査人に対してOJKが発行する独立性規則も遵守しなければならない。

インドネシアでは、監査パートナーのローテーション(公認会計事務所のローテーションの義務はありません)は、2023年7月11日付のOJK規則POJK 2023年第9号 (「POJK 9」)、政府規則2015年20号 (「PP20」)およびインドネシア公認会計士協会発行の専門会計士倫理規定(「倫理規定」)によって規制されている。

当該要求事項は以下のとおり。

- **POJK 9:**
  - 商業銀行、発行体、公開企業は、同じ公認会計士による各年度の過去財務情報の監査を合計7年間に制限することが義務付けられている。
  - 上記の当事者は、公認会計士の役割に従い、再関与禁止期間を経てのみ、同じ公認会計士に各年度の過去財務情報の監査サービスを提供するために再雇用することができる。
    a. 公認会計士がエンゲージメント・パートナーとして関与していた場合、再関与禁止期間は連続する5報告年度である。
    b. 公認会計士がエンゲージメントの品質管理レビュー担当者として関与していた場合、再関与禁止期間は連続する3報告年度である。
    c. 公認会計士が当該業務において他の監査パートナーとして関与していた場合、再関与禁止期間は連続する2報告年度である。
  - 商業銀行、発行体、公開企業以外の組織は、同じ公認会計士による各年度の過去財務情報の監査サービスの利用を、連続報告年度を最大5年間に制限する義務がある。
  - 上記の監査サービスの利用制限は、関連当事者である公認会計士および監査サービス提供に関与する公認会計士の直下位の役職に就く公認会計士事務所の職員にも適用される。
  - 上記の当事者は、2年連続の報告年度の再関与禁止期間を経て初めて、同じ公認会計士に各年度の過去財務情報の監査サービスを提供する再雇用を行うことができる。

- **PP20**

公認会計士による特定の主体に対する過去の財務情報に関する監査サービスの提供は、連続5報告年度を上限とする。

上記の主体は以下の通りである:

a. 資本市場セクターに属する産業
b. 商業銀行
c. 年金基金
d. 保険会社/再保険会社
e. 国有企業

上記のような過去の財務情報に対する監査サービスの提供制限は、関連当事者である公認会計士にも適用される。公認会計士は、連続する2報告年度にわたり当該サービスを提供しなかった後に限り、上記の主体に対して過去の財務情報の監査サービス提供を再開することができるのである。

- **倫理規定**

公益事業体の監査に関して、個人は以下のいずれかの役割、またはこれらの役割の組み合わせで、累計7年(「アクティブ」期間)を超えて務めてはならないのである。

a. エンゲージメント・パートナー
b. エンゲージメント品質管理レビュー担当者
c. 上記以外の主要監査パートナーの役割

アクティブ期間終了後、当該個人は以下の再関与禁止期間を経なければならない。

a. エンゲージメント・パートナーを累計7年務めた場合:連続する5年
b. エンゲージメント品質管理レビュー担当者を累計7年務めた場合:連続する3年
c. 上記以外の主要監査パートナーを累計7年務めた場合:連続する2年

E. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬

労働法2003年第13号は、2023年法律第6号（2022年の雇用創出に関する政令法を法律として施行する法律）により改正された雇用法(インドネシア雇用法)であり、労働者の交渉力を規定し、労働条件の最低基準を定め、退職金および補償金の支払いに関する規則を定めている。インドネシアの法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキの行動は制限されており、ストライキは合法的で秩序正しく平和的であることが求められている。

インドネシアは国際労働機関（ILO）の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、及び組合の保護が含まれる。 雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大又は改正するいくつかの規制を発行している。

2. 賃金と福利厚生

賃金構成要素

賃金に関する政府規則2021年第36号は、政府規則2023年第51号により改正されており、賃金は次の要素で構成されると規定されている。

a. 手当なしの賃金。

b. 基本賃金と固定手当。

c. 基本賃金、固定手当、非固定手当;または

d. 基本賃金と非固定手当。

さらに、GR 36/2021によると、賃金構成要素が（ｉ）基本給と固定手当又は、（ii）基本給、固定手当及び非固定手当で構成されている場合、基本給の額は、基本給と固定手当の合計額の75%以上でなければならない。

上記の賃金構成要素は、雇用契約、会社規則、または団体労働協定で定められる。

最低賃金

GR 36/2021によると最低賃金構成要素は（ｉ）各地方（ii）一定の規定を有する地域ベース　の最低賃金に基づいて設定される。最低賃金は経済条件、労働条件を基礎として決定される。知事は州の最低賃金を決定する一方で、知事は、次のような特定条件下での地域ベースの最低賃金を決定することができる。

a. 州の平均経済成長率よりも高い過去3年超の各地方の平均経済成長率

b. 過去3年間の経済成長率から地方のインフレを差し引いた結果、常にプラスであり、地方のスコアよりも高い成長率

上記に照らして、最低賃金を、(i)州又は地方/地域ベースの最低賃金、(ii)州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金で構成すると規定していたが、オムニバス法の制定により、州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金は廃止される。

各雇用主は、各州・県・地域ごとに定められた最低賃金を下回る賃金を支払うことが禁止されている。しかし、オムニバス法では、零細・小規模企業は最低賃金要件が免除されている。零細・小規模企業の賃金は、雇用者と被雇用者の合意に基づいて決定される。

年金及び社会保険

社会保障実施機関に関する法律2011年第24号は、2023年法律第6号（2022年の雇用創出に関する政令法を法律として施行する法律）により改正された社会保障法（BPJS法）であり、医療社会保障と雇用社会保障の参加者　としてBPJSに登録しなければならないことを規定している。医療社会保障給付はBPJS Healthcare (BPJS Kesehatan) が管理し、老齢・年金・労災・死亡保障を含む雇用社会保障給付はBPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan) が管理している。

また、オムニバス法および2021年政府規則第37号（2025年政府規則第6号により改正）は、解雇された従業員に対して新たな社会保障プログラム「失業保障(jaminan kehilangan pekerjaan)」を提供している。失業保障プログラムはBPJSケテナガケルジャンと中央政府が管理する。失業保障の恩恵には、現金、労働市場情報へのアクセス、職業訓練が含まれる。失業保障の給付金の最大額は6か月分の給与である。

各社会保障プログラムのプレミアム拠出額は以下の通りである:

管理者	社会保障プログラム	通常の給与の割合として	
		雇用主の負担	従業員の負担
BPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan)	労働災害保険	0.24%から1.74% (作業リスクによる)	-
	死亡保障	0.30%	-
	老齢保障	3.70%	2%
	年金保障 (インドネシア市民のみ	2%	1%
	雇用喪失保障	0.46%* (*0.22%は中央政府が負担し、さらに労働災害保険 (i) および死亡保障 (ii) からの保険料の再構成、それぞれ0.14%および0.10%)	
BPJS Health Care (BPJS Kesehatan)	健康保険	4%	1% 追加の家族メンバーに対して1%

医療社会保障に関する政府規則2020年第64号の第32条(政府規則2018年第82号の改正規則)に基づき、医療保障拠出金の計算には、12,000,000ルピア/月の賃金上限が適用 される。今後、上限が変更される可能性がある点には留意が必要である。強制保険料は、 夫、妻、3人の被扶養者がカバーされる。追加の被扶養者については、追加保険料でカバ ーすることができる。

以下の方は上記の社会保障制度への加入が免除される。

a. 就労期間が6ヶ月未満の外国人従業員は、BPJSプログラムに登録する必要はない。

b. 他国に6ヶ月以上連続して居住しているインドネシア国民は、BPJS Healthcare (BPJS Kesehatan)プログラムへの参加を一時的に中止することができる。

また、オムニバス法では、解雇された従業員のために、失業保障プログラム(jaminan kehilangan pekerjaan)を提供している。失業保障プログラムはBPJS Ketenagakerjaanと 中央政府によって管理され、失業保障の保険料は中央政府が負担する。さらに、失業保障手当には、現金支給、雇用マーケット情報へのアクセス、職業訓練が含まれる。失業保障の給付額の上限は、給与の6 ヶ月分である。

他のメリット

社会保障給付以外にも、有給休暇、時間外手当、宗教的祝祭手当(Tunjangan hari raya / THR)など、従業員が受けることのできる法定給付がある。さらに、雇用主は、雇用契約、 会社の規則、又は労働協約で定められた追加の手当を従業員に支給できる。これらに は通常、家族手当や生活費手当、従業員とその家族のための無料医療(歯科治療を含む)、住宅、交通費、作業服などが含まれる。多くの企業は追加の年金制度を提供している (BPJS Ketenagakerjaanが管理している年金保障給付以外のもの)。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ(帰省/帰国手当)などの追加給付を受ける場合が多い。

3. 解雇

原則として、使用者、被雇用者及び/又は労働組合、国は、解雇を防止するためのあらゆる努力をしなければならず、解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合にのみ解雇することができるとされている。

解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合には、使用者と労働組合(被雇用者 が労働組合に加入している場合)、又は使用者と被雇用者(被雇用者が労働組合に加入 していない場合)との間で解雇の交渉が必要となる。交渉に失敗した場合、使用者は労使 紛争解決裁判所の判決を受けて初めて解雇することができる。

オムニバス法及び2021年2月2日に施行されたその実施規則、すなわち、政府規則第 35/2021年定期雇用協定、アウトソーシング、労働時間および休養時間、雇用関係終了 (GR 35/2021"),に規定されている解雇事由は、以下の通り。

a. 従業員の死亡

b. 契約期間満了 (PKWT)

c. 従業員が犯罪を犯して拘留された場合

d. 雇用契約・労働協約 (PKB) ・会社規則 (PP) に違反した場合

e. 2回の出勤要請を出したうえでの欠勤5日間

f. 不可抗力

g. 効率性の悪化・破産・ 債務支払義務の停止

h. 定年退職

i. 合併・買収・統合・分社化などのコーポレートアクション

j. 従業員の依願退職

k. 雇用主の行為に基づく従業員の解雇要求

l. 従業員の長期の病気

m. その他雇用契約・労働協約・会社規則で定められた事由

さらに、従業員の退職に関しては、雇用者が、終了の目的および理由について、終了日の少なくとも14日前に従業員に書面で通知する必要がある。従業員が退職を拒否した場合、雇用者と従業員の両方が友好的な交渉を行う可能性がある。

また、合併、統合、買収、スピンオフを行う企業が雇用終了を実施することができる。

退職パッケージ

雇用主は、解雇時に退職金、勤続功労金、補償金（該当する場合）を支払う義務がある。GR　35/2021によると、退職金及び/または勤続功労金、および新しい計算式による報　酬支払いを規定している。(例えば、計算に関退職金と勤続功労金につき、15%部分は医療手当と住宅手当により構成されることを除く等)。

退職金、勤続功労金、補償金の計算方法は次の表の通り。

退職金 GR 35/2021 第40条(2)		サービス支払 GR 35/2021 第40条(3)	
サービス期間	支払い/月給	サービス期間	支払い/月給
< 1 年	1x	3 – 6 年	2x
1 – 2 年	2x	6 – 9 年	3x
2 – 3 年	3x	9 – 12 年	4x
3 – 4 年	4x	12 – 15 年	5x
4 – 5 年	5x	15 – 18 年	6x
5 – 6 年	6x	18 – 21 年	7x
6 – 7 年	7x	21 – 24 年	8x
7 – 8 年	8x	> 24 年	10x
> 8 年	9x		

報酬支払 GR 35/2021 第40条(4)
報酬支払の権利には、以下が含まれる。 a. 取得されていない年次休暇 b. 従業員とその家族の故郷への旅費 c. 雇用契約、会社の規則、または集団で決定されたその他の報酬 労働合意

新しい退職パッケージ

GR 35/2021 の下で次のように規定されている

a. 会社が会社が買収された場合、雇用関係を継続する意思がない場合その後、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍

b. 会社が損失を被ったあと、経営効率を高めようとする場合、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍

c. 会社は損失を防ぐための経営効率改善策の導入の場合、法定退職金の最低額は、退職金規定の1倍（以前は、損失を防ぐための経営効率改善の場合、退職金は労働者に対して退職規定の2倍であった。）

雇用終了の理由

次の表は、計算式、雇用終了の理由を整理している。

- Uang Pesangon (Severance Payment – SP).
- Uang Penghargaan Masa Kerja (Service Payment – SVP).
- Uang Penggantian Hak (Recompense Payment – RP); and
- Uang Pisah (Separation Payment as regulated under the Employment Agreement, Company Regulation or Collective Labour Agreement).

No	雇用終了理由		以前の数式	新しい数式	
1.	合併、統合、買収またはスピンオフおよ　び従業員は関係を継続する意思がない、または会社が従業員を受け入れる 思がない		1 X SP + 1 X SVP + RP 影響を受けた従業員を受け入れない場合: 2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
2.	取得	取得の場合	1 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
		作業規定の変更が発生し、従業員が 作業関係を継続し たくない場合		0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
3.	不効率による損失		2 X SP + 1 X SVP	不効率による損失	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				効率を高める損失	1 X SP + 1 X SVP + RP
4.	会社の閉鎖(2 年の継続的な損失)	閉鎖損失 によるもの	1 X SP + 1 X SVP + RP	0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
		閉鎖損失によるも のではない	2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
5.	会社は、次の理由で不可抗力により閉鎖された場合		1 X SP + 1 X SVP + RP	不可抗力による閉鎖	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				会社の閉鎖をもたらさない不可抗力による終了	0.75 X SP + 1 X SVP + RP

No	雇用終了理由		以前の数式	新しい数式
6.	債務返済債務 の停止(“PKPU”)	PKPU損失による	N/A	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
		PKP損失による ものではない		1 X SP + 1 X SVP + RP
7.	従業員による辞任		RP + 分離支払い	RP + Separation Payment
8.	従業員が5営業日連続欠勤		RP + 分離支払い	RP + Separation Payment
9.	会社規則、 労働協約または雇用協定違反	違反	RP	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
		重大な違反		RP + 分離支払い
10.	権限による6ヶ月間の拘禁		• 雇用者は、従業員の家 族の親族を提供し、RP および分離支払いを受ける権利を有する(雇用 契約、会社規則または労 働協定に基づく規制に 基づく。2 X SP + RP	• 雇用主は、6ヶ月間、従業員の家族の親族を提供しなければならない • RP + 分離支払いを受ける権利 • 従業員が雇用主に損失を与える場合 RP + 分離支払い • 従業員が雇用主に損失を与えない場合 1 X SVP + RP
11.	12ヶ月以上の長い病気		2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP
12.	退職		従業員が年金プログラム に参加していない場合、従業員は受給権を受ける権 利がある X SP + 1 X SVP + RP	2X SP + 1 X SVP + RP
13.	従業員の死亡		2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP

補償金の支給

雇用創出法の制定に伴い、IELは、雇用主が以下の場合に有期雇用契約（PKWT）に基づく従業員に補償金を支払うことが義務付けられていると規定している。

a. PKWTに規定されている労働期間の完了

b. PKWTに記載されている特定の作業の完了

またIELは、会社での勤務期間に基づいて、関連する従業員に対して補償金を支給しなければならず、少なくとも1か月以上連続して勤務した従業員に対してのみ支給できると述べている。

PKWTが当初合意された期間から延長された場合、雇用主は延長前のPKWT期間終了時に補償金を支給する。また、延長期間終了時には、延長期間に対応する補償金を支給する。

補償金の支給額は、以下の方法に基づき算定される。

a. PKWTが連続した12か月の場合は、1か月分の賃金

b. PKWTが1 か月以上 12 か月未満の場合は、勤務期間÷12か月×1か月分の賃金

c. PKWTが12か月を超える場合は、勤務期間÷12か月×1か月分の賃金

補償金の支給は、現地従業員にのみ適用され、外国人労働者には適用されない。

4. 雇用関係

インドネシアでは、雇用形態は雇用契約書において定められる。雇用形態には2つのタイ　プがあり、(i)契約社員又は有期雇用契約（PKWT）に基づいて雇用される社員、(ii)正社員又は不特定期間雇用契約（Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu - “PKWTT”）に基づいて雇用される社員と分類される。

PKWTは、種類、性質、または活動によって、特定の時間内に完了する特定のジョブにのみ適用でき、永久的な作業のために適用することはできない。PKWTが要件を満たさずに実行された場合、法律により自動的に正社員（PKWTT）になる。さらにPKWTは、(a)比較的短期間で完了すると見込まれる業務、季節性のある業務、新製品、新規事業、試用もしくは調査段階にある新製品に関連する業務の時間枠に基づくPKWT、(b)一回限りまたは臨時的な性質の業務の完了に基づくPKWTの2つのカテゴリに分類される。

雇用契約の面では、IELでは有期雇用契約期間は2年を超えてはならず、1年を上限として1回延長するか、2年を上限として1回更新することができると規定されていた。しかし、オムニバス法ではこのような制限が撤廃された。

現在の規制では、PKWTは5年の最大期間を設定することができる。PKWTは、従業員との契約に基づいて延長可能で、その合計は初期期間とその延長期間が5年未満である。一　方、PKWTTについては、有効期限は定められていない。

雇用契約は原則として口頭でも書面でもよい。口頭での雇用契約は、少なくとも従業員の氏名・住所、雇用日、雇用形態、給与などを記載した採用通知書で裏付けなくてはならな い。

また、IEL第54条では、すべての雇用契約書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならないと規定されている。

a. 雇用主の名前、住所、事業の種類
b. 従業員の氏名、性別、年齢、住所
c. 職位又は仕事の種類
d. 勤務地
e. 給与の金額と支給期間
f. 業務上の要件（雇用者と被雇用者の権利/義務）
g. 雇用契約の発効日と期間
h. 雇用契約が締結された日付と場所
i. 雇用主と被雇用者の署名

また、IELでは、従業員10人以上の使用者は会社規則（PP）を作成しなければならないと規定されている。PPは、労働組合代表による検討と推薦事項を考慮して作成されなければならないとされている。既存の労働組合が存在しない場合は、労働者／従業員代表として民主的に選出された従業員による事前検討と推薦事項を考慮して、PPを作成しなければならない。また、すべての企業は、労働大臣又はその他の指定機関にPPを登録し、承認されなければならないと規定されている。PP　は、関係当局の承認を得た時点で有効となる。雇用主が既に労働協約（PKB）を作成している場合には、雇用主はPPを作成する必要はないが、その場合はPKBは労働組合との交渉と同意に基づいて作成されなければならない。

5. 外国人の雇用

IEL　では、雇用者は外国人従業員を雇用することができるが、その外国人従業員は PKWT の下でのみ雇用することができると規定されていた。外国人従業員の雇用を希望する雇用主は、外国人従業員のカウンターパートとしてインドネシア人を雇用する必要がある。この要件の目的は、雇用された外国人従業員のスキルをカウンターパートとして雇用されるインドネシア人に移転することを義務付けることである。外国人従業員とインドネシア人従業員の比率は明確に規制されていない。実際には、1：1又は1：3の比率が許容される　のが一般的な実務上の取扱いとなっている。但し、取締役又はコミサリスとして任命された駐在員には例外となり、これらの駐在員には当該要件は適用されない。 上記に加えて、オムニバス法では、外国人労働者を利用するためには、雇用者は外国人労働力利用計画Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing（「RPTKA」）を取得する必要があると規定されている。RPTKAは外国人従業員の労働許可証であり、中央政府の承認を得なければならない。また、雇用主はRPTKAが付与された後、滞在許可証(Visa Tinggal Terbatas – VITAS及びIzin Tinggal Terbatas - ITAS）を取得するために外国人従業員の雇用に関する通知を労働省に提出する必要がある。 インドネシアで働く外国人従業員は、申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、 適格証明がある又は同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求される。

また、インドネシアでは、以下のような外国人従業員が雇用されていない職種（特に、人事関連）がある。

a. 人事担当取締役
b. 労使関係マネージャー
c. 人事マネージャー
d. 人材開発スーパーバイザー
e. 採用スーパーバイザー
f. 人事配置スーパーバイザー
g. 従業員のキャリア開発スーパーバイザー
h. 人事関係の宣誓管理者
i. 人事及びキャリアスペシャリスト
j. 人事スペシャリスト
k. キャリアアドバイザー
l. ジョブアドバイザー
m. ジョブアドバイザーと顧問
n. 従業員調停人
o. 職業訓練管理者

p. 就職の面接官

q. ジョブアナリスト

r. 労働安全スペシャリスト

6. インドネシアにおける外国人投資家向けゴールデンビザ

2023年8月24日、インドネシア共和国法務人権大臣は、法務人権大臣規則2023年第22号（2024年法務人権大臣規則第11号により改正）を制定し、同規則（以下「MOLHR規則22/2023」）において、外国人投資家向けの新たな査証制度である「ゴールデンビザ」を導入した。

ゴールデンビザの概要

近年、インドネシア政府は外国投資家向けにより歓迎の環境を整備するため、様々なインセンティブや機会を提供するとともに、外国資本流入を促進するための方針改革やイニシアティブを進めている。

外国からの資本の誘致と促進に対するこのコミットメントは、インドネシアが持続可能な経済とグローバル競争力を求める過程で重要な役割を果たしている。
ゴールデンビザプログラムは、他の国々、ポルトガル、ギリシャ、スペインなどにおいても認識されており、この種のビザによって外国投資家は対象国への重要な財政的な投資や貢献を通じて居住権や市民権を取得することができる。MOLHR Reg. 22/2023によれば、外国投資家は、彼らの投資価値に応じて、5年または10年の居住許可（「有期滞在ビザ」）を取得できる。

主題	年ビザ	10年ビザ
外国の個人投資家がインドネシアで企業を設立する意向の場合	企業は、少なくとも2,500,000米ドル（二百五十万USD）またはその相当額である38,000,000,000インドネシアルピア（38億ルピア）の発行資本または投資額で設立される必要がある	企業は、少なくとも5,000,000米ドル（五百万USD）またはその相当額である76,000,000,000インドネシアルピア（76億ルピア）の発行資本または投資額で設立される必要がある
インドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要があインドネシアに企業を設立する意向のない外国の個人投資家は、インドネシア政府の債券、インドネシアの上場企業の株式、またはインドネシアの上場企業の提供する共同基金に投資する必要がある	投資額は、少なくとも350,000米ドル（35万USD）またはその相当額である5,300,000,000インドネシアルピア（53億ルピア）でなければならない	投資額は、少なくとも700,000米ドル（70万USD）またはその相当額である10,600,000,000インドネシアルピア（106億ルピア）でなければならない
インドネシアに設立される企業の取締役会員または監査役会員として務める外国人は、その企業がインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である場合に該当する	設立される企業は、少なくとも25,000,000米ドル（25百万USD）またはその相当額である380,000,000,000インドネシアルピア（380億ルピア）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある	設立される企業は、少なくとも50,000,000米ドル（50百万USD）またはその相当額である760,000,000,000インドネシアルピア（760億ルピア）の投資額で、コミットメントの声明を提供する必要がある

利益と資格

MOLHR Reg. 22/2023の第33条によれば、有期滞在ビザは外国人に対して外国直接投資活動に関連するものとして授与される。具体的には、以下の場合が含まれる

a. インドネシアで企業を設立しようとする個人投資家である外国人

b. インドネシアで企業を設立する意向のない個人投資家である外国人

c. インドネシアに設立される企業の取締役会員または監査役会員として務める外国人であり、その企業はインドネシア領土外に本拠を置く企業の支店または子会社である。なお、このカテゴリのビザは、企業ごとに最大で10人（取締役会および/または監査役会員を合算）にしか授与されないことに注意が必要である

5年または10年の有期滞在ビザの申請は、外国人が以下のものを添えて、移民局で指定された移民官に対して提出される

a. 法的かつ少なくとも6か月間有効な現行の国別パスポート

b. 移民保証の証明

c. インドネシア領土内での滞在中に自身または家族の生活費を持っていることの証明

d. 最新のカラーのパスポート写真

e. 外国人の到着の意図/目的を説明する他の文書

ゴールデンビザを取得することで、外国人はMOLHR Reg. 22/2023の第190条に記載されている以下の利点を享受することができる:

a. MOLHRが定めた移民検問所での優先審査レーン

b. 移民局での優先サービス

c. 協力協定に基づく関連機関または政府機関からの優先サービス

手続き

図 25:ゴールデンビザ申請手続き

今後のインドネシアの労働力

インドネシアの年齢の中央値は約30歳であり、若年層の人口を多く抱え、魅力的な人材市場をもたらしている。Golden Indonesia 2045 Visionの目標のもと、インドネシアは量と質の両面で能力と才能を向上させる必要がある。

我々は、経済成長の需要を満たすため、前年比平均3%の成長を見込んでいる。また、能力が十分でない部分のギャップを埋めるために、能力を成長させることを期待している。これには、スキルセットや業界のあらゆる側面に関するテクノロジー、デジタル、AI関連の分野の能力が含まれている。将来の不確実性に備えるため、労働力は将来の需要を見据えたスキルを身に付ける必要がある。これらは、インドネシアの人的資本が2045年の目標を支えるための要素であり、2025年10月に発表されたバッペナス（国家開発計画庁）の国家生産性マスタープランにも示されている。

私たちの成長を支えるために、可能な限り、就労、就学につかず、職業訓練を受けていない無業者（ニート）約700万人の労働力を再配置する必要がある。これらのすべては、投資家が投資収益率を最適化するために、労働力を再構築するための機会をもたらしている。

私たちは、企業が優位に立つために、早い段階で人材に投資することを推奨している。これには、特に離島の学生にインターンシップを提供することが含まれている。（ジャカルタやジャワだけでなく）離島にも才能ある人材が数多く見受けられるため、この機会提供により、インドネシア全土で雇用とキャリアの機会を均等にすることが可能になる。

最後に、人材の持続可能性は、インドネシアが将来または次世代のリーダーを育成することに注力しているというもう一つの側面である。人口の約3分の2がミレニアル世代とZ世代であるインドネシアは、実際のビジネス課題への直面、外国人人材とのパートナーシップ、外国人投資家が提供する最高クラスの学習、インクルーシブな労働力（特に同じ職場での異なる世代間の協働）の促進を組み合わせて、将来のリーダーの育成を加速する必要がある。

Contributors:

Balim, Liana Lim, Antonius Augusta, Herison Ng, Stefanus Brian Audyanto, Muslimin Damanhuri, Sri Juliarti Hariani, Silvano Damanik, Andina Pridiyanka Budiman, Abdiansyah Prahasto, Wetti Wahyuni, Andrew Reynaldo Tanujaya Sianturi, Dharnyaty, Ika Julyana, Mu'amar Wicaksono, Melissa Soentoro, Nobuhiko Minato (湊 宣彦), Muhammad Alief Algi F., Kita Megumi (喜多 めぐみ), Mitsuka Tomofumi (三塚 智史), Ureshino Shu (嬉野 秀), Nomura Kazuya (野村 一恭), Haba Ryusuke (羽場 隆介), Sobayashi Kentaro (荘林 健太郎), Kunikiyo Takaki (國清 孝樹), Kobayashi Marina (小林 万莉菜).

お問い合わせ

Brian Indradjaja
Indonesia Leader,
President Director of PT Deloitte Konsultan Indonesia
bbindradjaja@deloitte.com

Balim
Growth Leader
Deloitte Indonesia
bbalim@deloitte.com

Business Leader

Liana Lim
Audit Leader
Deloitte Indonesia
lialim@deloitte.com

Antonius Augusta
Assurance Leader
Deloitte Indonesia
aaugusta@deloitte.com

John Lauwrenz
Tax & Legal Leader
Deloitte Indonesia
jlauwrenz@deloitte.com

Herison Ng
Strategy, Risk & Transactions Leader
Deloitte Indonesia
herisonng@deloitte.com

Iwan Atmawidjaja
Technology & Transformation Leader
Deloitte Indonesia
iatmawidjaja@deloitte.com

Market Segment Leader

John Lauwrenz
Chinese Services Group
Deloitte Indonesia
jlauwrenz@deloitte.com

Nobuhiko Minato (湊 宣彦)
Japanese Services Group
Deloitte Indonesia
nominato@deloitte.com

Bang Chi Young
Korean Services Group
Deloitte Indonesia
bangchiyoung@deloitte.com

Dionisius Damijanto
Deloitte Private Leader
Deloitte Indonesia
ddamijanto@deloitte.com

Satya Radjasa
State-owned Enterprise Leader
Deloitte Indonesia
sradjasa@deloitte.com

Industry Leader

Iwan Atmawidjaja
Financial Services Industry Leader
Deloitte Indonesia
iatmawidjaja@deloitte.com

Brian Indradjaja
Technology, Media & Telecommunication Industry Leader
Deloitte Indonesia
bindradjaja@deloitte.com

Raj Kannan
Energy, Resources & Industrial Industry Leader
Deloitte Indonesia
rajkannan@deloitte.com

Silvano Damanik
Government & Public Services Industry Leader
Deloitte Indonesia
sthdamanik@deloitte.com

The Plaza Office Tower 32nd Floor
Tel: +62 21 5081 9555
Fax: +62 21 2992 8022
Email: iddttl@deloitte.com
www.deloitte.com/id

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Indonesia
In Indonesia, services are provided by Liana Ramon Xenia & Rekan, Deloitte Touche Solutions, PT Deloitte Konsultan Indonesia, and PT Deloitte Advis Indonesia.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026 Deloitte Touche Solutions
Designed by CoRe Creative Services. RITM2459738